

資料編

1 環境行政全般 76

(1) 環境保全・創出の推進体制	76
(2) 市町村の環境基本計画策定状況及び環境保全に係る条例の制定状況	79
(3) 条例による環境影響評価手続フロー	84

2 大気関係 85

(1) ばい煙発生施設設置状況	85
(2) 粉じん発生施設設置状況	85
(3) 指定炭化水素類発生施設設置状況	86
(4) 振発性有機化合物排出施設数	86
(5) 有害大気汚染物質規制対象事業所数	86
(6) 埼玉県生活環境保全条例により県が定める粒子状物質排出基準	86
(7) 県内の自動車保有台数及び低公害車普及割合の推移	87
(8) 県内の低公害車普及状況の推移	87
(9) 大気の汚染に係る環境基準及びその評価方法	87
(10) 環境基準達成状況	88
(11) 大気汚染常時監視局・測定結果一覧	88
(12) 各物質の年平均値の推移	91
(13) 都道府県別光化学スモッグ注意報（警報）発令日数の推移	93
(14) 都道府県別光化学スモッグ健康被害届出人数の推移	93
(15) 有害大気汚染物質の環境基準	94
(16) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類（大気）の環境基準達成状況	94
(17) 有害大気汚染物質モニタリング結果	95
(18) 地球環境モニタリング調査結果	95
(19) フロン回収破壊法・自動車リサイクル法の登録業者数	96
(20) フロン回収量実績	96

3 化学物質関係 97

(1) 化学物質管理制度	97
(2) 化学物質環境モニタリング調査	99
(3) 大気中石綿濃度調査結果一覧	99
(4) ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設	100
(5) 土壤の汚染に係る環境基準	102
(6) 特定有害物質及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る土壤の汚染状態の基準（土壤汚染対策法）	103
(7) 農用地の土壤汚染状況調査の分析測定結果	103

(8) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準 人の健康の保護に関する環境基準	104
(9) 公共用水域における健康項目の環境基準 非達成の状況	104
(10) 地下水の水質汚濁に係る環境基準	104
(11) 地下水水質概況調査結果	105
(12) ダイオキシン類に係る環境基準	105
(13) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果	106

4 水質関係 110

(1) 生活環境の保全に関する環境基準	110
(2) 地点別 BOD 75% 値と環境基準達成率の推移（過去 5 年間）	112
(3) BOD 環境基準適合割合の推移	113
(4) 生活環境項目の地点別年度平均値	114
(5) 河川水質状況	116
(6) BOD の値からみた主要河川の地点別汚濁状況	117
(7) 湖沼水質調査結果	117
(8) 県全域水質汚濁発生源総括表	118
(9) 特定事業場・指定排水工場等の業種内容	119
(10) 埼玉県における総量規制	119
(11) 排水基準超過に対する行政措置状況	120
(12) 生活排水対策重点地域の指定状況	120
(13) 凝固槽設置基数及び凝固槽整備事業の推移	120
(14) 下水道普及状況	120
(15) 埼玉県流域下水道・公共下水道計画現況	121
(16) 流域下水道の計画と現況	121
(17) 異常水質事故の現象別発生件数	122
(18) 異常水質事故における魚類のへい死の発生原因内訳	122
(19) 異常水質事故における油類の流出の発生原因内訳	122
(20) 雜用水利用施設の推移	123
(21) 原水別・利用用途別雑用水利用の状況	123
(22) 地域別地下水採取量	123
(23) 地盤沈下・地下水位観測所分布図	124
(24) 年間最大沈下量 経年変化	124
(25) 利根川水系・荒川水系水資源開発施設現況図	125

5 騒音・振動・悪臭関係 126

(1) 騒音に係る環境基準（騒音の評価手法は、等価騒音レベル）	126
(2) 悪臭防止法に基づく規制内容	126
(3) 騒音規制法と振動規制法の対象工場等数	127
(4) 自動車騒音に係る要請限度	127

(5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の概要	127
(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定の概要	127
(7) 東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果	128
(8) 航空機騒音に係る環境基準の概要	128
(9) 航空機騒音に係る環境基準の地域指定の概要	128
(10) 航空機騒音発生状況概要	129
(11) 悪臭防止法に基づく臭気指数規制の概要	129
(12) 騒音・振動・悪臭に係る苦情件数の推移	130

6 公害防止制度関係 131

(1) 公害防止計画	131
(2) 融資等助成制度	132

7 自然環境関係 134

(1) 森林の現況	134
(2) 保安林の種類別面積	134
(3) 森林整備の実績	134
(4) 県自然環境保全地域の指定状況	135
(5) 特別緑地保全地区の指定状況	136
(6) 近郊緑地保全区域の指定状況	136
(7) ふるさとの緑の景観地の指定状況	137
(8) 緑のトラスト保全地の取得状況	138
(9) 身近な緑公有地化の状況	138
(10) まちのエコ・オアシス保全推進事業	138
(11) 緑化計画届出書による創出面積	139
(12) 都市公園整備状況	139
(13) 埼玉県レッドデータブック掲載種	140
(14) 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく指定種一覧	140
(15) 鳥獣保護区	141
(16) 傷病野生鳥獣保護診療機関	142
(17) 有害鳥獣捕獲・狩猟捕獲実績の経年変化	143
(18) 市民管理協定の設定状況	143

8 廃棄物関係 144

(1) 廃棄物・リサイクル関連法の概要	144
(2) ごみ処理の状況	145
(3) ごみ処理状況の推移	145
(4) ごみの総搬入量の種類別内訳	145
(5) 1日当たりのごみ排出量の推移	146
(6) 市町村における容器包装廃棄物の分別収集等の状況	146
(7) し尿処理の状況	146
(8) 水洗化人口	147
(9) し尿の総排出量の内訳・処理の状況	147

(10) 環境整備センターの埋立実績	147
(11) 登録廃棄物再生事業者数	147
(12) 産業廃棄物処理業の申請及び許可件数	148
(13) 産業廃棄物処理業の許可等の内訳	148
(14) 産業廃棄物中間処理施設数	148
(15) 産業廃棄物最終処分場数	149
(16) 不適正処理の内容	149
(17) 不適正処理された廃棄物の種類	149
(18) 不法投棄発生場所	149

9 調査研究関係 150

(1) 温暖化対策関係	150
(2) 大気環境関係	150
(3) 自然環境関係	151
(4) 化学物質関係	151
(5) 水環境関係	152
(6) 土壌・地下水・地盤関係	153

10 埼玉県環境マネジメントシステムの取組 154

(1) 環境マネジメントシステムによる環境配慮の推進	154
(2) 環境配慮取組の3つの方向性	154
(3) 平成24年度の取組状況	154
(4) 環境配慮方針に基づく公共事業の実施結果について	157
(5) エコオフィス活動の実施結果について	162

11 埼玉県環境基本計画関係 164

(1) 平成25年度環境の保全と創造に資する事業一覧	164
(2) 環境基本計画に掲げた施策指標の推移	174

12 印刷物等の作成状況 177

13 施設の設置状況 179

14 用語解説 182

15 埼玉環境年表 190

1

環境行政全般

(1) 環境保全・創出の推進体制

1 環境部の組織 (H25.4.1)



2 附属機関（審議会等）

(ア) 環境審議会

環境審議会は、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法第43条、自然環境保全法第51条及び執行機関の附属機関に関する条例に基づき設置されています。

環境審議会委員 (任期: H24.8.1～H26.7.31)

(H25.9.1現在)

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
大塚 晃弘	(公財) 中央温泉研究所研究員	滝澤 玲子	埼玉県生活協同組合連合会常務理事
小口 千明	埼玉大学准教授	菱沼 要治郎	(社) 埼玉県獵友会会长
小野 雄策	日本工業大学教授	増井 千恵子	埼玉県商工会議所女性会連合会会长
金子 弥生	東京農工大学准教授	矢作 俊信	埼玉県農業協同組合中央会常務理事
◎ 窪田 陽一	埼玉大学大学院教授	和田 浩	埼玉県議会議員
関口 和彦	埼玉大学大学院助教	梅澤 佳一	埼玉県議会議員
高松 佳子	弁護士	畠山 稔	埼玉県議会議員
並木 美穂子	埼玉県女性薬剤師会副会長	工藤 正司	行田市長
○ 吉田 徳久	早稲田大学大学院教授	飯島 希	公募委員
池田 敦子	(公財) 埼玉県生態系保護協会越谷支部長	寺岡 豊博	公募委員

◎ 会長 ○ 副会長

(イ) 公害審査会

公害審査会は、公害に係る民事上の紛争について、あっせん・調停・仲裁の手続きにより迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法第13条に基づき設置されています。

公害審査会委員（任期：H24.12.22～H27.12.21）

（H25.9.1現在）

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
◎ 川井 理砂子	弁護士	野村 恭子	帝京大学公衆衛生大学院 准教授
○ 新井 賢治	弁護士	長谷川 紀子	東京工業大学大学マネージメントセンター 教授
片山 葉子	東京農工大学大学院農学研究院 教授	東谷 良子	弁護士
高橋 幸雄	独立行政法人労働安全衛生総合研究所 主任研究員	保倉 明子	東京電機大学工学部 准教授
長嶺 拓夫	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	御法川 学	法政大学理工学部 教授

◎ 会長 ○ 会長代理

(ウ) 環境影響評価技術審議会委員

環境影響評価技術審議会は、環境影響評価に関する技術上の重要事項を調査審議するため、執行機関の附属機関に関する条例に基づき、昭和55年12月に設置されました。

環境影響評価技術審議会委員（任期：H24.4.1～H26.3.31）

（H25.9.1現在）

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
青野 光子	(独) 国立環境研究所主任研究員	佐藤 幸世	(一財) 日本環境衛生センターワン次長
荒井 歩	東京農業大学准教授	田邊 潔	(独) 国立環境研究所上席主査研究員
ヴィレヌーヴ 真澄美	埼玉大学大学院助教	出口 浩	東京理科大学教授
上野 佳奈子	明治大学准教授	畠瀬 賴子	(一財) 自然環境研究センター上席研究員
小口 千明	埼玉大学准教授	松本 泰尚	埼玉大学大学院教授
小野 美代子	(公財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団専門員	村上 公哉	芝浦工業大学教授
小林 哲也	埼玉大学大学院教授	柳 憲一郎	明治大学法科大学院教授
佐々木 寧	埼玉大学大学院教授	米林 仲	立正大学教授
佐々木 裕子	(独) 国立環境研究所客員研究員	渡辺 愛子	日本女子大学学術研究員

◎ 会長 ○ 副会長

※ 環境管理事務所について

地域における環境保全対策は、地域の自然特性、環境の状況、社会経済の動向、地域住民の要求等に対応して総合的に講じる必要があります。埼玉県では、地域の環境問題を総合的に把握し、きめ細かい環境行政を推進するため、県内7か所に環境管理事務所を設置しています。

大気・水質関係

(工場・事業場への立入検査)

大気汚染や水質汚濁を防止するため、工場又は事業場に焼却炉など一定の施設を設置する場合の事前届出を審査しています。

設置した施設については、立入検査を行い、施設の設置者が自ら排出ガスや排出水を測定した結果により排出基準の適合を確認しています。

また、定期的に排出ガスや排出水を測定し、測定結果が排出基準を超えた場合には、勧告や改善命令などの措置を行っています。

(浄化槽関係)

住宅その他建築物に浄化槽を設置する場合、事前に届出をさせ、審査しています。

また、浄化槽相談員を置き、浄化槽の適正な維持管理を指導しています。

(異常水質事故)

公共用水域において油の流出、魚類の浮上・死などが発生した場合、河川管理者などと連携して発生源の特定や被害の拡散防止など応急措置を行っています。

(土壤・地下水関係)

工場又は事業場の施設を廃止した場合や大規模な土地改変を行う場合に、土地の管理者等に土壤汚染状況を確認させ、汚染されていた場合には土壤の浄化を指導しています。土壤の汚染があった場合、地下水への影響を確認し、地下水汚染があったときはその浄化措置を指導しています。

また、地盤沈下を防止するため、地下水の採取に関する規制を行っています。

(化学物質関係)

化学物質による人や環境への影響を軽減させるため、化学物質管理促進法や県生活環境保全条例に基づき、事業者から排出量や移動量、取扱量について届出を受けています。また化学物質を適正管理するための手順書や環境負荷低減主任者の届出等を受理するほか、県条例に基づき事業所への立入検査を実施しています。

自動車対策関係

ディーゼル車の運行規制や低公害車の導入等による排出ガス対策、低燃費車の導入やエコドライブ等によるCO₂削減対策を推進するため、運行車両の検査や事業場の立入検査等を行うほか、事業者が提出する自動車使用管理計画、自動車地球温暖化対策計画の受理等を行っています。

廃棄物・残土関係

一般廃棄物については、市町村等の処理施設などに立入検査を行っています。また、産業廃棄物については、産業廃棄物処理施設や特定有害産業廃棄物排出事業所に対して重点的に立入検査を実施しています。さらに、悪質な不法投棄、不適正な処理が後を絶たないため、監視パトロールを強化しています。

また、無秩序な土砂のたい積防止を目的として土砂の排出及びたい積の規制業務を行っています。

温暖化対策関係

家電製品等の省エネルギー情報提供の義務付け等による地球温暖化対策を推進するため、店舗への立入検査を行うほか、事業者が提出する省エネルギー性能説明推進者の届出の受理などを行っています。

自然保護関係

狩猟免許試験と免許の更新、県内狩猟者の登録、傷病野生鳥獣の保護、緑化の推進などの事務を行っています。

県内には秩父多摩甲斐国立公園及び10か所の県立自然公園を指定しており、中央、西部、東松山、秩父、北部の各環境管理事務所において建築物の新築等の許可、届出の受理、歩道等の施設の設置・修繕等を行っています。

砂利関係

西部、東松山、秩父、北部、東部の各環境管理事務所管内で砂利、岩石、土の採取が行われており、事業者の登録、採取計画の認可のための指導等を行っています。

また、隨時、各事業所等への立入検査を実施して、岩石等の崩落などによる災害の未然防止や無認可、不法採取の監視に努めています。

3 環境保全に関する主な条例、計画等の概要**環境保全に関する主な条例****◆埼玉県環境基本条例**

本県における環境の保全及び創造に関する取組の基本的な方向と枠組みを示すものとして、平成7年4月から施行されました。環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築等を基本理念に、行政、事業者、県民の責務などについて定めています。

◆埼玉県生活環境保全条例

大気汚染や水質汚濁など工場等を排出源とする産業型公害の規制措置のほか、自動車交通公害などの都市・生活型公害対策や増大する廃棄物の処理対策、化学物質の適正管理対策に関する必要な事項を定めています。平成13年7月に従来の公害防止条例（昭和37年6月制定）を全部改正し、平成14年4月から施行されました。

◆埼玉県環境影響評価条例

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、あらかじめその事業の実施による影響について調査・予測を行い、環境保全のための措置を検討する手続きを定めています。平成7年12月から施行されました。

◆埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱

事業の計画案段階で、環境面の影響を社会経済面の推計と連携させながら調査・予測することによって環境保全のあり方を検討する制度として、平成14年4月から施行されました。

◆埼玉県地球温暖化対策推進条例

県、事業者、県民、環境保全活動団体等の責務を規定し、県民総ぐるみでの取組により、地球温暖化対策

を推進するための幅広い対策を定めています。具体的な温室効果ガス削減のための制度を盛り込み「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」の実効性を高めています。

◆埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例

土砂の排出、たい積等に関し必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂のたい積を防止し、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として平成15年2月に施行されました。土砂の排出やたい積を行うに際しての必要な手続きを定めています。

◆埼玉県ごみの散乱防止に関する条例

県土の環境美化を推進し、快適な生活環境の確保を図るために、ごみの散乱防止に関し必要な事項を定めています。平成13年4月から施行されました。

◆ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

緑の保全と創出を一層推進するため、市民団体等との協働による緑地の保全や、敷地面積1,000m²以上の建築行為に際して緑化計画書の届出を行うことを定めています。平成17年3月にふるさと埼玉の緑を守る条例（昭和54年3月制定）を一部改正し、平成17年10月から施行されました。

◆埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例

希少な野生動植物を絶滅から守り、県民共通の財産として次代に継承するため、希少野生動植物の種の保護に必要な事項を定めています。平成12年12月から全部施行されました。

環境保全に関する主な計画

●埼玉県環境基本計画

「環境基本条例」の基本理念の実現を図るための総合的な計画で、4つの長期的な目標と18の施策展開の方向を示すとともに、重要取組施策については、具体的な目標を設定しています。

●埼玉地域公害防止計画

現に公害が著しいか、又は、人口及び産業の急速な集中により公害が著しくなるおそれがある地域を対象として、総合的な公害防止策を講じ、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全しようとするものです。(昭和47年度以降9回策定)

●埼玉県環境配慮方針

「環境基本計画」に基づき、県が実施する公共事業や事務事業（オフィスづくり）において、環境へ配慮すべき事項を定めました。オフィスづくり部門では、平成13年3月新たに「埼玉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減目標を定めました。公共事業については、平成14年3月に改訂しました。

●ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050

（埼玉県地球温暖化対策実行計画）

地球温暖化対策の視点から2050年の本県のあるべき姿を描き、その達成に向けた中期目標とその実現のための施策を示しています。計画の最終年度の2020年ににおける本県の温室効果ガス排出量を2005年比で25%削減するという目標を定めています。

●埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状

物質総量削減計画

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質

の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx・PM法）の規定に基づき平成25年5月に策定しました。

●化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

国が策定した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」を受けて、東京湾に流入する汚濁負荷量の総量を削減する目的で、第7次総量削減計画を平成24年2月に策定しました。

●埼玉県廃棄物処理基本計画

県内で発生する廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処理を推進し、廃棄物を取り巻く諸情勢の変化や新たな課題への対応を図るために具体的な施策を取りまとめたものです。第7次計画を平成23年3月に策定しました。

●彩の国豊かな自然環境づくり計画

本県の自然環境を保全・創造するための基本的な考え方を示したもので、「自然ネットワークの形成」「生物多様性の確保」「自然と人とのふれあいの推進」の3つの方針を示しています。平成11年3月に策定しました。

●埼玉県広域緑地計画

緑の将来像を「緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」とし、ふるさと埼玉を象徴する緑を守り、新たな緑を育てていくことにより、緑豊かな埼玉を形成していくために、平成18年3月に策定し、平成24年7月に改訂しました。

(2) 市町村の環境基本計画策定状況及び環境保全に係る条例の制定状況

(平成25年9月1日現在)

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定期間	条 例 名 称	制定時期	条 例 名 称	制定時期
さいたま市	さいたま市環境基本条例 さいたま市環境基本計画	H13. 5. 1 H16. 1 H23. 3 改訂	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 さいたま市空き地の環境保全に関する条例 さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例 さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例 さいたま市環境影響評価条例 さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例 さいたま市生活環境の保全に関する条例 さいたま市水質汚濁防止法に規定する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定の回数を定める条例 さいたま市空き家等の適正管理に関する条例	H13. 5. 1 H13. 5. 1 H14. 12. 26 H14. 12. 26 H15. 3. 14 H19. 3. 15 H20. 10. 17 H23. 12. 27 H24. 7. 3	さいたま市みどりの条例	H13. 5. 1
川越市	川越市良好な環境の保全に関する基本条例 川越市環境基本計画 第二次川越市環境基本計画	H18. 9. 25 H10. 3 H19. 3	川越市あき地の環境保全に関する条例 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 川越市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続き条例 川越市土砂のたい積等の規制に関する条例 川越市路上喫煙の防止に関する条例 川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例 川越市地球温暖化対策条例 川越市空き家等の適正管理に関する条例	S44. 11. 1 H 7. 6. 27 H11. 4. 1 H14. 12. 24 H18. 12. 22 H19. 3. 20 H19. 12. 19 H25. 4. 1	川越市緑の基金条例 川越市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例	H 2. 3. 26 H21. 3. 25
熊谷市	熊谷市環境基本条例 熊谷市環境基本計画	H17. 10. 1 H20. 3	熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例 熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 熊谷市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例 熊谷市あき地の環境保全に関する条例 熊谷市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例	H17. 10. 1 H17. 10. 1 H17. 10. 1 H17. 10. 1 H17. 10. 1 H17. 10. 1 H17. 10. 1 H18. 6. 27	熊谷市ホタルの保護に関する条例	H18. 12. 27

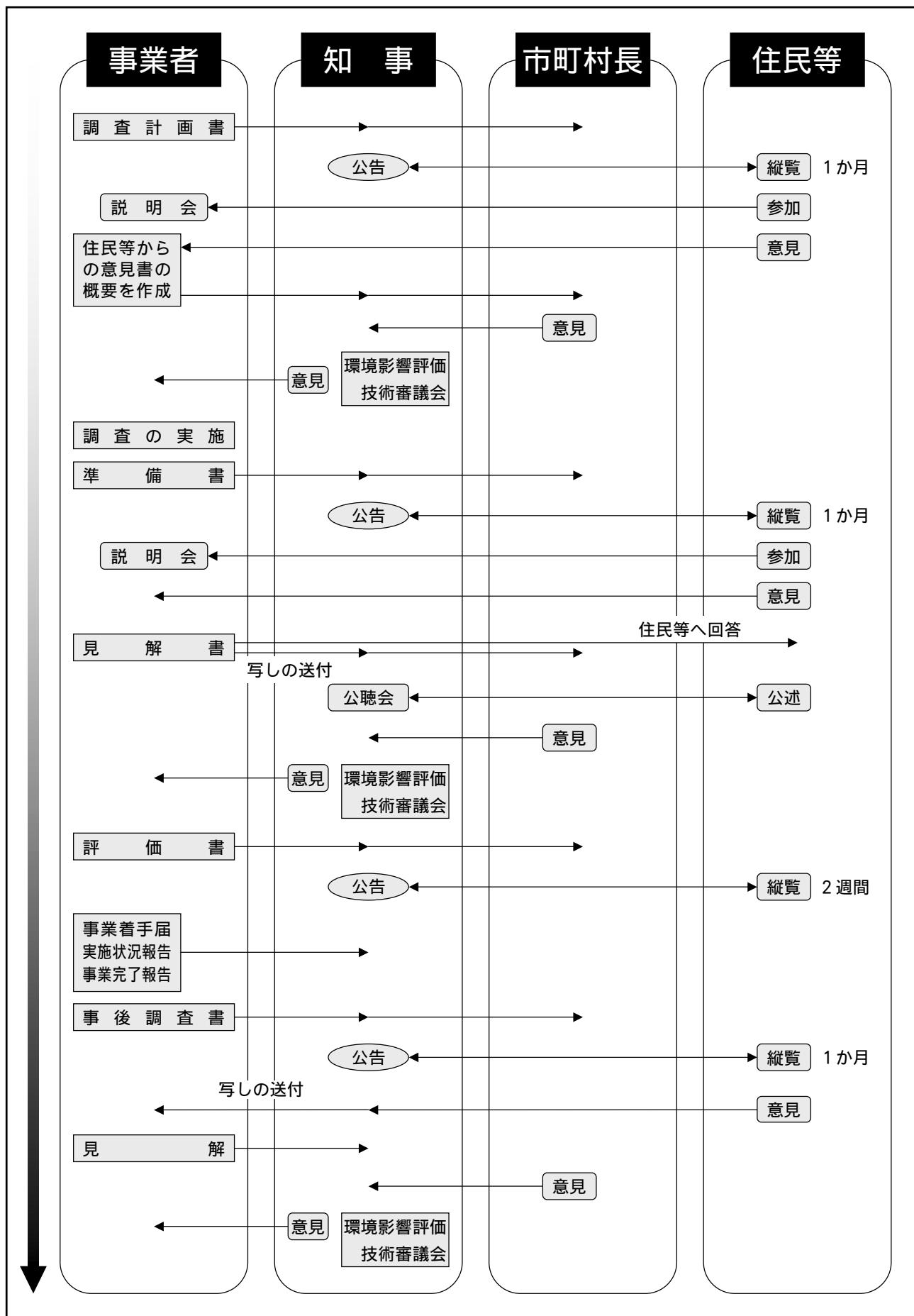
市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条 例 名 称	制定時期	条 例 名 称	制定時期
熊谷市			熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例 熊谷市ペット壇園の設置の許可等に関する条例	H19. 3.23 H22. 10.29		
川口市	川口市環境基本条例 川口市環境基本計画 改訂川口市環境基本計画 第2次川口市環境基本計画	H10. 9.28 H13. 3 H20. 3 H23. 3	川口市あき地の環境保全に関する条例 川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例 川口市路上喫煙の防止等に関する条例 川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例	S43. 12.26 S45. 4. 1 H 7. 3.16 H10. 9.28 H11. 9.30 H17. 3.25 H22. 3.24	川口市緑のまちづくり推進条例	H11. 12.21
行田市	行田市環境基本条例 行田市環境基本計画	H14. 3.29 H16. 3 H21. 3改定	行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 行田市あき地の環境保全に関する条例 行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 行田市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例 行田市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例	S47. 3.30 S47. 9.27 H14. 9.30 H20. 7. 1 H21. 3.31		
秩父市	秩父市環境基本条例 秩父市環境基本計画	H18. 3.24 H18. 10	秩父市環境保全条例 秩父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 秩父市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例 秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例	H17. 4. 1 H17. 4. 1 H18. 3.24 H18. 9.26		
所沢市	所沢市環境基本条例 所沢市環境基本計画 第2期所沢市環境基本計画	H 9. 4. 1 H11. 3 H23. 3	所沢市あき地の雑草除去に関する条例 所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例 所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例 所沢市土砂のたい積の規制に関する条例 所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例 所沢市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 所沢市温暖化対策基金条例	S44. 10. 1 H 7. 12. 28 H 9. 4. 1 H11. 3.26 H15. 7. 1 H18. 3.27 H11. 12. 28 H23. 3.25	所沢市緑の基金条例 ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例	S61. 6.21 S63.10. 1改正 H23. 9.30
飯能市	飯能市環境基本条例 飯能市環境基本計画 第2次飯能市環境基本計画	H20. 6.26 H15. 3 H20. 8改定 H25. 3	飯能市環境保全条例	H 8. 3.29		
加須市	加須市環境基本条例 加須市環境基本計画	H22. 3.23 H24. 3	加須市環境保全条例 加須市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 加須市ペット壇園等の設置等に関する条例	H22. 3.23 H22. 3.23 H22. 3.23	加須市水と緑と花のまちづくり基金条例	H22. 3.22
本庄市	本庄市環境基本条例 本庄市環境基本計画	H18. 1.10 H20. 3	本庄市環境保全条例 本庄市土砂のたい積の規制に関する条例 本庄市廃棄物の排出の抑制及び適正処理の促進に関する条例 本庄市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 本庄市再生資源保管・積替場所設置及び管理に関する条例 本庄市廃棄物の減量及び処理に関する条例 本庄市ペット壇園の設置等の適正化に関する条例 本庄市散骨場の設置等の適正化に関する条例 本庄市空き家の適正管理に関する条例	H18. 1.10 H18. 1.10 H18. 1.10 H18. 1.10 H18. 1.10 H19. 12.28 H21. 3.27 H22. 3.31 H25. 7. 1		
東松山市	東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例 東松山市環境基本計画	H 8. 12. 18 H11. 3.31 H23. 4. 1改定	東松山市あき地の環境保全に関する条例 東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例 東松山のまちをみんなで美しくする条例	S48. 3.24 S52. 4. 1 H15. 6.30 H25. 4. 1		
春日部市	春日部市環境基本条例 春日部市環境基本計画 春日部市環境基本計画 【平成24年度中間見直し版】	H19. 3.20 H20. 3 H25. 3	春日部市あき地の環境保全に関する条例 春日部市土砂のたい積の規制に関する条例 春日部市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等の手続き条例 春日部市路上喫煙の防止に関する条例 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 春日部市ペット壇園の設置の許可等に関する条例	H17. 10. 1 H17. 10. 1 H25. 3.14 H25. 3.14 H17. 10. 1 H22. 12.17	春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例	H17. 10. 1
狭山市	狭山市環境基本条例 狭山市環境基本計画 第2次狭山市環境基本計画	H 9. 9.30 H10. 3 H15. 3改定 H24. 3	狭山市あき地の環境保全に関する条例 狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 狭山市ダイオキシン類の排出の抑制に関する条例 狭山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 狭山市ポイ捨ての防止に関する条例 狭山市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例 狭山市廃棄物焼却炉の設置等の手続きに関する条例 狭山市歩きたばこ等の防止に関する条例 狭山市ペット壇園の設置の許可等に関する条例	S44. 12.27 H 7. 12. 26 H10. 12.28 H11. 3.19 H11. 7. 1 H14. 3.28 H15. 3.24 H16. 6.22 H19. 9.27 H25. 3.25	狭山市緑化推進及び緑地保全に関する条例	S47. 9.29
羽生市	羽生市環境基本条例 羽生市環境基本計画 第2期羽生市環境基本計画	H13. 3.30 H15. 3 H23. 3	羽生市空き地等の環境保全に関する条例 羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 羽生市空き缶等の散乱防止に関する条例	S56. 10. 1 H 5. 6.25 H 7. 3.30		

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条 例 名 称	制定時期	条 例 名 称	制定時期
羽生市			羽生市飼い犬ふん便等防止条例 羽生市自転車等の放置防止に関する条例 羽生市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 羽生市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の総覧等の手続に関する条例	H 7. 3.30 H 7. 3.30 H14. 3.29 H14. 12.20		
鴻巣市	鴻巣市環境基本条例 鴻巣市環境基本計画	H12. 6.30 H15. 3 H25. 3改定	鴻巣市あき地の環境保全に関する条例 鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 鴻巣市墓地等の経営の許可等に関する条例 鴻巣市ベット壇園の設置等に関する条例 鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例	S45. 4.20 S47. 4. 3 H18. 3.30 H18. 3.30 H19. 10. 1	鴻巣市緑化推進条例	S53. 3.30
深谷市	深谷市環境基本条例 深谷市環境基本計画	H18. 1. 1 H20. 3	深谷市ダイオキシン類の排出を抑制する条例 深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 深谷市くらしの環境美化条例 深谷市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例 深谷市ベット壇園の設置の許可等に関する条例 深谷市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の総覧等の手続に関する条例	H18. 1. 1 H18. 1. 1 H18. 1. 1 H18. 1. 1 H19. 3.30 H22. 3.29 H23. 12.19		
上尾市	上尾市環境基本条例 上尾市環境基本計画 第二次上尾市環境基本計画	H 9. 9.30 H10. 3 H22. 3	上尾市公害対策審議会条例 （～平成6年8月1日） 上尾市あき地の環境保全に関する条例 上尾市自転車駐車場条例 上尾市自転車放置防止条例 上尾市環境審議会条例 上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例 上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例 上尾市畜場条例 上尾市墓地等の経営の許可等に関する条例 上尾市ベット壇園の設置等に関する条例 上尾市路上喫煙の防止に関する条例 上尾市一般廃棄物処理施設建設基金条例 上尾市人と動物との調和のとれた共生に関する条例	S50 S52. 12.26 S58. 7. 1 S58. 12.26 H 6. 6.23 H 7. 9.29 H11. 3.30 H14. 12.27 H15. 9.26 H16. 9.27 H17. 12.28 H22. 3.25 H22. 3.25 H22. 6.30	上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例 上尾市みどりの基金条例 上尾市自然学習館条例	S48. 12.25 H 2. 3.29 H11. 9.30
草加市	草加市環境基本条例 草加市環境基本計画	H12. 3.28 H12. 3 H22. 3改定	草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 草加市あき地の環境保全に関する条例 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例 草加市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	S47. 9.30 S51. 7. 1 H16. 9.17 H18. 3.24	草加市みどりの条例	S62. 3.24
越谷市	越谷市環境条例 越谷市環境管理計画	H12. 3.31 S58. 3 H23. 12改定	越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 越谷市まちをきれいにする条例 越谷市路上喫煙の防止に関する条例	H 5. 3.24 H12. 3.31 H19. 12.25		
蕨市	蕨市環境基本条例 蕨市環境基本計画	H13. 3.30 H15. 3 H25. 3改定	蕨市さわやか環境条例 蕨市路上喫煙の防止等に関する条例	H10. 6.23 H19. 3.26		
戸田市	戸田市環境基本条例 戸田市環境基本計画	H12. 3.28 H14. 3 H25. 3改訂	戸田市あき地の環境保全に関する条例 戸田市自転車放置防止条例 戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例 戸田市地球温暖化対策条例	S49. 12.29 S60. 9.27 H12. 3.28 H19. 12.14 H21. 12.21	戸田市緑化推進条例	S49. 7. 1
入間市	入間市環境基本条例 入間市環境基本計画 第二次入間市環境基本計画	H10. 9.30 H12. 3.21 H21. 3	入間市空閑地の環境保全に関する条例 入間市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例 入間市産業廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺環境の保全に関する条例	S45. 3.28 H14. 6.28 H16. 6.29	入間市樹林等の保護及び緑化推進に関する条例	S60. 12.25
朝霞市	朝霞市住み良い環境づくり基本条例 朝霞市環境基本計画	H 8. 9.30 H14. 3 H24. 3	朝霞市あき地の環境保全に関する条例 朝霞市自転車等放置防止条例 朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例 朝霞市路上喫煙の防止に関する条例	S44. 12.25 S62. 1. 7 H10. 12.24 H12. 3.21 H18. 3.28	朝霞市緑化推進条例 朝霞市みどりの基金条例	S64. 1. 6 H14. 3.22
志木市	志木市環境基本条例 志木市環境基本計画 第二期志木市環境基本計画	H15. 12.24 H11. 3 H21. 3	志木市あき地の環境保全に関する条例 志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等に関する条例 志木市ポイ捨て防止に関する条例 志木市路上喫煙防止条例 志木市ベット壇園の設置の許可等に関する条例	S45. 9.21 H11. 3. 3 H11. 12.22 H18. 3.24 H23. 3.22	志木市みどりの条例 志木市自然再生条例	S51. 3.23 H13. 10. 1
和光市	和光市環境基本条例 和光市環境基本計画 和光市環境基本計画(改訂版) 第二次和光市環境基本計画	H15. 3.25 H15. 5 H20. 3 H23. 3	和光市あき地の環境保全に関する条例 和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 和光市路上喫煙の防止に関する条例 和光市墓地等の経営の許可等に関する条例 和光市土砂等のたい積の規制に関する条例 和光市ベット壇園等の設置及び管理に関する条例	S48. 6.30 H10. 12.24 H13. 12.27 H18. 3.20 H18. 3.20 H18. 6.15 H24. 12.20	和光市緑の保護及び緑地保全に関する条例	S49. 3.25
新座市	新座市環境基本条例 新座市環境基本計画	H 9. 12.25 H12. 3.31	新座市あき地の環境保全に関する条例 新座市飼い犬ふん害等防止条例	S46. 12.23 H 8. 3.29	新座市みどりのまちづくり条例	H 3. 3.29

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条 例 名 称	制定時期	条 例 名 称	制定時期
新 座 市	新座市環境基本計画(見直し) 第2次新座市環境基本計画	H19. 11. 30 H23. 3. 31	新座市ダイオキシン類規制条例 新座市ポイ捨ての防止に関する条例 新座市土砂等のたい積の規制に関する条例 新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 新座市路上喫煙の防止に関する条例 新座市ペット園の設置の許可等に関する条例	H11. 3. 29 H13. 3. 30 H15. 3. 31 H15. 9. 30 H18. 3. 28 H24. 6. 22		
桶 川 市	桶川市環境基本計画	H12. 3 H24. 3改定	桶川市あき地の環境保全に関する条例 桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例 桶川市路上喫煙の防止に関する条例	S47. 11. 1 H16. 10. 1 H20. 4. 1	桶川市みどりの保全及び推進に関する条例	H 4. 4. 1
久 喜 市	久喜市環境基本条例 久喜市環境基本計画	H24. 10. 1 H25. 3	久喜市空き地の環境保全に関する条例 久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 久喜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 久喜市路上喫煙の防止に関する条例	H22. 3. 23 H22. 3. 23 H22. 3. 23 H22. 3. 23 H23. 10. 5	久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例 久喜市自然環境の保全に関する条例	H22. 3. 23 H22. 3. 23
北 本 市	北本市環境基本条例 北本市環境基本計画 北本市環境基本計画<改訂版>	H10. 6. 26 H12. 3 H20. 3	北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 北本市空き地環境保全に関する条例 北本市土砂等のたい積の規制に関する条例 北本市墓地等の経営の許可等に関する条例 北本市ペット園の設置等に関する条例	S47. 6. 23 S49. 6. 20 H17. 6. 30 H18. 3. 31 H18. 3. 31		
八 潮 市	八潮市環境基本条例 八潮市環境基本計画	H19. 12. 19 H21. 4. 1	あき地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例 八潮市公害防止条例 八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 八潮市放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 八潮市ペット園の設置等に関する条例 八潮市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例 八潮市墓地等の経営の許可等に関する条例 八潮市屋外広告物条例 八潮市路上喫煙防止条例	S45. 3. 14 S49. 12. 24 H 5. 6. 17 H 7. 3. 24 H14. 9. 25 H16. 9. 28 H16. 12. 24 H18. 3. 22 H19. 3. 23 H21. 8. 12	八潮市緑の基金条例	H21. 3. 23
富士見市	富士見市環境基本条例 富士見市環境基本計画 富士見市環境基本計画(改訂版) 第2次富士見市環境基本計画	H13. 12. 15 H15. 3 H20. 3. 31 H25. 3. 31	富士見市あき地等環境保全条例 富士見市をきれいにする条例 富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例	S49. 12. 26 H19. 6. 25 H18. 3. 27	みどりの保護及び緑化の推進に関する条例 富士見市緑地保全基金条例	S56. 10. 8 H13. 3. 14
三 鄉 市	三郷市環境基本条例 三郷市環境基本計画	H13. 6. 15 H18. 3	三郷市あき地の環境保全に関する条例 三郷市公害防止条例 三郷市自転車等の放置の防止に関する条例 三郷市ラブホテルの建築規則に関する条例 三郷市空き缶等の散乱防止に関する条例 三郷市墓地等の経営の許可に関する条例 三郷市土砂のたい積の規制に関する条例 三郷市廃棄物の処理及び再利用並びに資源物の持ち去り防止に関する条例 三郷市ペット園の設置の許可等に関する条例	S48. 9. 29 S50. 6. 18 S58. 6. 16 S60. 12. 16 H 9. 3. 21 H17. 3. 29 H17. 6. 16 H21. 3. 23 H23. 9. 21	三郷市みどりの条例 三郷市みどりの基金条例	S63. 3. 16 H 4. 3. 21
蓮 田 市	蓮田市環境基本条例 蓮田市環境基本計画	H13. 3. 27 H15. 3	蓮田市空閑地の環境保全に関する条例 蓮田市環境保全条例 蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	S46. 2. 15 H14. 9. 30 H17. 3. 29		
坂 戸 市	坂戸市環境基本条例 坂戸市環境基本計画 坂戸市環境基本計画(中間年次改訂版) 第2次坂戸市環境基本計画	H14. 3. 27 H15. 12 H20. 2 H25. 3	坂戸市環境保全条例 坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H 9. 12. 18 H13. 3. 30		
幸 手 市	幸手市環境基本条例 幸手市環境基本計画	H17. 12. 27 H16. 12	幸手市あき地の環境保全に関する条例 幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例 幸手市自転車等の放置防止に関する条例 幸手市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例 幸手市墓地等の経営の許可等に関する条例	S51. 10. 13 H16. 3. 22 H21. 3. 19 H21. 12. 18 H22. 3. 23		
鶴ヶ島市	美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例 鶴ヶ島市環境基本計画 第2期鶴ヶ島市環境基本計画	H11. 12. 22 H15. 1 H25. 3	鶴ヶ島市の環境を保全する条例	H11. 12. 22	鶴ヶ島市水土里の基金条例	H21. 3. 26
日 高 市	日高市環境基本条例 日高市環境基本計画	H22. 3. 26 H23. 3	日高市あき地の環境保全に関する条例 日高市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 日高市環境保全条例 日高市自転車放置防止条例 日高市ペット園の設置等に関する条例 日高市墓地等の経営の許可等に関する条例	S48. 3. 27 S48. 10. 25 H 9. 9. 30 H10. 3. 25 H14. 3. 22 H20. 3. 26	日高市緑の基金条例	H 4. 3. 19

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条 例 名 称	制定時期	条 例 名 称	制定時期
吉川市	吉川市環境保全指針	H12. 3. 9	吉川市環境保全条例	H10. 3. 23	吉川市みどりの条例	H 4. 3. 24
ふじみ野市	ふじみ野市環境基本条例 ふじみ野市環境基本計画行動計画	H19. 3. 22 H25. 3 改訂	ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例 ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	H17.10. 1 H20.12.19 H23. 3.23	ふじみ野市みどりの条例 ふじみ野市緑の基金条例	H17.10. 1 H22. 3. 23
白岡市	白岡町環境基本条例 白岡町環境基本計画	H22. 9. 29 H23. 3	白岡町空き地等の環境保全に関する条例	S47. 3. 25		
伊奈町	伊奈町環境基本条例 伊奈町環境基本計画	H12.12.27 H15. 3 H27. 3 改定予定	伊奈町あき地の環境保全に関する条例	S47. 1. 10	伊奈町緑の保全及び緑化の推進に関する条例	H11. 3. 31
三芳町	三芳町環境基本計画	H15. 3	三芳町ダイオキシン類排出抑制に関する条例	H11. 3. 18	三芳町みどりの保護育成及び活用に関する条例	H 2. 3. 20
毛呂山町			毛呂山町環境保全条例 毛呂山町土地の埋立て等の規制に関する条例	H 8. 4. 2 H19.12.12		
越生町			越生町環境保全条例 越生町土砂のたい積の規制に関する条例	H16. 6.10 H16. 6.10		
滑川町			滑川町公災害防止条例 滑川町土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例 滑川町の環境をよくする条例	S44. 9.30 H16. 9.10 H15. 3. 7		
嵐山町	嵐山町環境基本条例	H23. 6. 10	嵐山町環境保全条例 嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例	H 7. 3.17 H18. 3. 9 H23. 6.10	嵐山町の緑を豊かにする条例 嵐山町里地里山づくり条例	H 2. 6.25 H19. 4. 1
小川町	小川町環境基本計画	H14. 10	小川町環境保全条例	H16. 12.17		
川島町			川島町産業廃棄物処理施設の設置等に係る周辺環境の保全に関する条例 川島町環境保全条例	H18. 3. 22 H25. 3. 29		
吉見町	吉見町環境基本条例 吉見町環境基本計画	H23. 4. 1 H23. 4. 1	吉見町あき地の環境保全に関する条例 吉見町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	S51.10. 6 H 6. 3.10		
鳩山町			鳩山町環境保全条例 鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例	H 5.12.15 H15.12.18		
ときがわ町	ときがわ町環境基本条例 ときがわ町環境基本計画 ときがわ町環境基本計画後期基本計画	H19. 3. 15 H20. 3 H25. 3 改定	ときがわ町環境保全条例	H18. 2. 1		
横瀬町	横瀬町環境基本条例	H22. 12.10	横瀬町土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例	H 3.12.18	横瀬町みどりの基金条例	H20.12.11
皆野町	皆野町環境基本条例	H22. 12. 21	皆野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H 3.12.17		
長瀬町	長瀬町環境基本条例	H22. 12. 20	長瀬町環境美化の促進に関する条例	S57.10. 3		
小鹿野町	小鹿野町生活環境保全条例 ちちぶ環境基本計画	H17.10. 1 H24. 12	小鹿野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 小鹿野町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例 小鹿野町浄化槽設置及び管理等に関する条例	H17.10. 1 H17.10. 1 H17.10. 1		
東秩父村			東秩父村埋土及び盛土等規制条例	H 1. 5. 1		
美里町	美里町環境基本条例 美里町環境基本計画	H13. 4. 1 H14. 8	美里町土砂のたい積の規制に関する条例 美里町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防条例 美里町環境保全条例 美里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 美里町墓地、埋葬等に関する条例 美里町ペット靈園の設置等の適正化に関する条例	H16. 3. 24 H17. 3. 24 H22. 10. 1 H11. 3. 24 H18.12.18 H22.12.15		
神川町	神川町環境基本条例 神川町環境基本計画	H18. 1. 1 H23. 4. 1	神川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 神川町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防等に関する条例	H18. 1. 1 H18. 1. 1		
上里町	上里町環境基本条例 上里町環境基本計画	H12. 9.13 H15. 3. 31	上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 上里町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防条例 上里町環境審議会条例 上里町墓地・埋葬等に関する法律施行条例 上里町空き家等適正管理条例 上里町自転車等放置防止条例	H11.12.10 H15. 1.22 S46. 7.23 H19. 3. 9 H24. 3. 15 H24. 3. 15		
寄居町	寄居町環境基本条例 寄居町環境基本計画	H14. 12. 24 H17. 3	寄居町廃棄物の減量及び処理に関する条例 寄居町廃棄物処理施設の適正化に関する条例	H10. 6. 26 H14. 12.24		
宮代町	宮代町環境基本計画	H13. 3	宮代町あき地環境保全条例 宮代町土砂のたい積の規制に関する条例 宮代町きれいなまちづくり条例 宮代町自転車等の放置の防止に関する条例	S62. 3. 18 H15. 3. 27 H18. 6.12 H19. 3. 19		
杉戸町	杉戸町環境基本条例 杉戸町環境基本計画	H15. 3. 28 H15. 3	杉戸町あき地の環境保全に関する条例 杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 杉戸町自転車の放置に関する条例 杉戸町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 杉戸町墓地・埋葬等に関する条例	S46.12.20 S50.10. 1 S62. 3.19 H13.12.21 H14. 3.29		
松伏町			松伏町環境保全条例	H12. 3.15		

(3) 条例による環境影響評価手続フロー



2

大気関係

(1) ばい煙発生施設設置状況

(H 25. 3. 31現在)

大気汚染防止法 (ばい煙)					埼玉県生活環境保全条例 (指定ばい煙)								
項番号	施設の種類	県	市	計	項番号	施設の種類	県	市	計				
1	ボイラー (小型ボイラーを除く)	1,257	958	2,215	1	焙焼炉及び焼結炉	35	0	35				
	小型ボイラー	1,692	604	2,296	2	金属溶解炉 (精錬又は鋳造用)	24	4	28				
2	ガス発生炉及び加熱炉	1	0	1	3	焼成炉 (釉薬瓦製造用)	0	0	0				
3	焙焼炉及び焼結炉等	1	0	1	4	溶解炉 (銅・鉛・亜鉛の精錬用)	0	0	0				
5	金属溶解炉	158	62	220	5	溶解炉 (鉛の第二次精錬用等)	1	0	1				
6	金属加熱炉	132	21	153	6	溶解炉 (アルミニウムの二次精錬用)	17	10	27				
7	石油加熱炉	4	0	4	7	廃棄物焼却炉	焼却能力 100kg/時以上	51	19	70			
	セメント焼成炉	7	0	7									
9	窯業用溶融炉	6	0	6									
	その他の焼成炉	19	1	20	7	廃棄物焼却炉	焼却能力 100kg/時未満 30kg/時以上	212	75	287			
10	反応炉及び直火炉	38	1	39									
11	骨材乾燥炉	37	16	53									
	その他の乾燥炉	108	15	123	7	廃棄物焼却炉	焼却能力 30kg/時未満	713	347	1,060			
12	製鋼用等の電気炉	3	2	5									
13	廃棄物焼却炉	176	79	255									
14	銅・亜鉛等精錬用溶解炉	2	3	5	規制対象施設数合計 8,694 (規制対象事業所数 4,060)								
19	塩化水素反応施設	2	0	2									
21	複合肥料等溶解炉	3	0	3									
24	鉛精錬用溶解炉	7	3	10									
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	18	0	18									
29	ガスターBIN (常用)	18	9	27									
	ガスターBIN (非常用)	165	197	362									
30	ディーゼル機関 (常用)	108	33	141									
	ディーゼル機関 (非常用)	578	511	1,089									
31	ガス機関 (常用)	70	55	125									
	ガス機関 (非常用)	3	3	6									
施設数計		4,613	2,573	7,186	施設数計		1,053	455	1,508				
(届出事業所数)		1,814	1,217	3,031	(届出事業所数)		982	435	1,417				

(2) 粉じん発生施設設置状況

(H 25. 3. 31現在)

大気汚染防止法 (一般粉じん)					埼玉県生活環境保全条例 (指定粉じん)				
項番号	施設の種類	県	市	計	項番号	施設の種類	県	市	計
1	コークス炉	0	0	0	1	堆積場	92	28	120
2	堆積場	198	76	274	2	ベルトコンベア、 パケットコンベア	1,354	323	1,677
3	ベルトコンベア、 パケットコンベア	680	203	883	3	破碎機、摩碎機 (鉱物、岩石、セメント)	89	15	104
4	破碎機、摩碎機	156	24	180	4	破碎機 (コンクリート)	45	19	64
5	ふるい	116	9	125	5	分級機	24	0	24
					6	ふるい	83	29	112
					7	クリンカーカーラー	7	0	7
					8	ホッパー、 バッチャープラント	247	52	299
施設数計		1,150	312	1,462	施設数計		1,941	466	2,407
(届出事業所数)		196	90	286	(届出事業所数)		278	104	382
規制対象施設数合計 3,869 (規制対象事業所数 498)									

※ 特定粉じん発生施設はありません。

(3) 指定炭化水素類発生施設設置状況 (H25.3.31現在)

埼玉県生活環境保全条例				
項番号	施設の種類	県	市	計
1	貯蔵用屋外タンク	5	0	5
2	給油用地下タンク	1,499	786	2,285
3	出荷用ローディングアーム	5	0	5
4	ドライクリーニング用乾燥機	156	76	232
5	製造設備	1,534	677	2,211
6	使用施設 ※	111	24	135
施設数計		3,310	1,563	4,873
(届出事業所数)		729	343	1,072

※ 使用施設は事業所数を記載しています。

(4) 挥発性有機化合物排出施設数 (H25.3.31現在)

大気汚染防止法				
項番号	施設の種類	県	市	計
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	4	0	4
2	吹付塗装施設	20	1	21
3	塗装の用に供する乾燥施設	38	0	38
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	72	10	82
5	接着の用に供する乾燥施設	36	4	40
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	32	3	35
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	64	7	71
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	5	0	5
9	ガソリン、原油、ナフサその他の揮発性有機化合物の貯蔵タンク	0	0	0
施設数計		271	25	296
(届出事業所数)		73	11	84

(5) 有害大気汚染物質規制対象事業所数

(H25.3.31現在)

埼玉県生活環境保全条例									
項番号	規制対象物質	県	市	計	項番号	規制対象物質	県	市	計
1	アクリロニトリル	1	4	5	10	トリクロロエチレン	30	12	42
2	エチレンオキシド	6	2	8	11	ニッケル化合物	47	17	64
3	六価クロム化合物	26	12	38	12	砒素及びその化合物	1	0	1
4	クロロエチレン	0	0	0	13	1,3-ブタジエン	0	0	0
5	クロロホルム	8	6	14	14	ベリリウム及びその化合物	0	0	0
6	1,2-ジクロロエタン	2	2	4	15	ベンゼン	19	2	21
7	ジクロロメタン	70	18	88	16	ホルムアルデヒド	32	8	40
8	水銀及びその化合物	0	0	0	17	マンガン及びその化合物	43	12	55
9	テトラクロロエチレン	17	6	23	合計		302	101	403

(6) 埼玉県生活環境保全条例により県が定める粒子状物質排出基準

粒子状物質対策自動車の種別 (車両総重量)	粒子状物質の量の許容限度		測定方法
	平成15年10月1日から	平成18年4月1日から	
1,700キログラム以下	0.08 g／km	0.052 g／km	10・15モード
1,700キログラム超 2,500キログラム以下	0.09 g／km	0.06 g／km	10・15モード
2,500キログラム超	0.25 g／kWh	0.18 g／kWh	ディーゼル自動車用 13モード

(7) 県内の自動車保有台数及び低公害車普及割合の推移

項目	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末
登録自動車数	2,795,872	2,763,546	2,710,275	2,678,941	2,658,169	2,655,904
低公害車数	853,776	973,882	1,070,663	1,194,899	1,300,143	1,396,719
普及割合	30.5%	35.2%	39.7%	44.8%	48.9%	52.6%

(軽自動車・自動二輪を除く／関東運輸局調べ)

※低公害車 = 天然ガス自動車、電気自動車（燃料電池車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、国土交通省が認定する低燃費かつ低排出ガス自動車

(8) 県内の低公害車普及状況の推移

(単位：台)

車種	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末
電気自動車	5	6	6	6	205	557
プラグインハイブリッド車	0	0	0	3	5	184
天然ガス自動車	1,460	1,636	1,768	1,825	1,831	1,800
メタノール自動車	3	2	1	1	1	1
ハイブリッド自動車	18,088	22,741	28,317	51,984	74,781	107,905
圧縮水素	—	—	—	—	—	2
次世代自動車	19,556	24,385	30,092	53,819	76,823	110,449
低燃費低排出ガス車	834,220	949,497	1,040,571	1,141,080	1,223,320	1,286,270
合計	853,776	973,882	1,070,663	1,194,899	1,300,143	1,396,719

(軽自動車・自動二輪を除く／関東運輸局調べ)

(9) 大気の汚染に係る環境基準及びその評価方法

ア 環境基準

物質	環境上の条件	測定方法	告示年月日
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法※4	昭和48年5月16日
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法※5	昭和53年7月11日
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法	
光化学オキシダント※1(Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法※6	昭和48年5月8日
浮遊粒子状物質※2(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法※7	
微小粒子状物質※3(PM2.5)	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	平成21年9月9日

※1 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

※2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。

※3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

※4 平成8年10月25日、紫外線蛍光法が追加された。

※5 平成8年10月25日、オゾンを用いる化学発光法が追加された。

※6 平成8年10月25日、紫外線吸収法及びエチレンを用いる化学発光法が追加された。

※7 昭和56年6月17日、圧電天びん法とベータ線吸収法が追加された。

イ 環境基準の評価方法（要約）

物 質	評 値 方 法		
二酸化硫黄 二酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的評価 (1日平均値の2%除外値)		1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。
二酸化窒素	長期的評価 (98%値評価)		1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。
微小粒子状物質	長期的評価		長期基準（1年平均値）に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較する。短期基準（1日平均値）に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。
二酸化硫黄 二酸化炭素 光化学オキシダント 浮遊粒子状物質	短期的評価		連続して又は同時に測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準と比較して評価を行う。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（異常値を含む）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。

(注) この環境白書では、二酸化硫黄、二酸化炭素及び浮遊粒子状物質については長期的評価で記述している。

(10) 環境基準達成状況

(平成24年度)

物 質	測 定 局	有効局数	達成局数	非達成局数	達成率 (%)
二酸化硫黄	一般環境大気測定局	31	31	0	100.0
	自動車排ガス測定局	5	5	0	100.0
二酸化窒素	一般環境大気測定局	56	56	0	100.0
	自動車排ガス測定局	27	27	0	100.0
一酸化炭素	一般環境大気測定局	6	6	0	100.0
	自動車排ガス測定局	10	10	0	100.0
光化学オキシダント	一般環境大気測定局	56	0	56	0.0
浮遊粒子状物質	一般環境大気測定局	55	55	0	100.0
	自動車排ガス測定局	26	26	0	100.0
微小粒子状物質	一般環境大気測定局	8	6	2	75.0
	自動車排ガス測定局	4	0	4	0.0

(注) 有効局とは、年間の測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については有効測定日数が250日以上の測定局をいう。

(11) 大気汚染常時監視局・測定結果一覧

ア 一般環境大気測定局

(平成24年度)

測 定 局	測 定 場 所	二酸化硫黄			二酸化窒素			一酸化炭素			光化学オキシダント			浮遊粒子状物質			微小粒子状物質			設 置 主 体	
		年 平 均 値	2 日 % 平 均 値 の 適 否	環 境 基 準 の 適 否	年 平 均 值	年 日 間 平 均 % 値 の 適 否	環 境 基 準 の 適 否	年 平 均 值	2 日 % 平 均 値 の 適 否	環 境 基 準 の 適 否	年 平 均 値	年 日 間 平 均 % 値 の 適 否	環 境 基 準 の 適 否	年 平 均 値	2 日 % 平 均 値 の 適 否	環 境 基 準 の 適 否	年 平 均 値	年 日 間 平 均 % 値 の 適 否			
		(ppm)	(ppm)	(適○否×)	(ppm)	(ppm)	(適○否×)	(ppm)	(ppm)	(適○否×)	(ppm)	(ppm)	(適○否×)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(適○否×)	(μg/m ³)	(μg/m ³)	(適○否×)		
さいたま市役所	市 役 所	0.002	0.004	○	0.016	0.035	○	0.3	0.6	○	0.031	0.189	×	0.021	0.046	○	12.8	31.9	○	政	
さいたま市根岸	根岸東児童公園				0.015	0.036	○				0.032	0.178	×	0.022	0.049	○					政
さいたま市駒場	駒 場 運 動 公 園				0.015	0.033	○				0.032	0.185	×								政
さいたま市大宮	大 宮 小 学 校	0.001	0.003	○	0.016	0.034	○				0.031	0.183	×	0.018	0.053	○	(14.9)	(38.9)		政	
さいたま市宮原	宮 原 中 学 校				0.018	0.037	○				0.031	0.185	×	0.027	0.061	○					政
さいたま市春里	春 里 中 学 校				0.016	0.033	○				0.032	0.193	×	0.016	0.045	○					政
さいたま市指扇	指 扇 小 学 校	0.002	0.003	○	0.015	0.033	○	0.4	0.7	○	0.031	0.171	×	0.022	0.057	○					政
さいたま市片柳	片 柳 中 学 校	(0.002)	(0.003)		0.013	0.029	○				0.032	0.183	×	0.020	0.050	○					政
さいたま市岩槻	岩 槻 区 役 所				0.015	0.034	○				0.031	0.190	×	0.020	0.051	○					政
さいたま市城南	城 南 中 学 校	0.001	0.003	○	0.016	0.035	○				0.032	0.180	×	0.019	0.051	○					政
衛 生 研 究 所	衛 生 研 究 所				0.015	0.035	○				0.032	0.195	×	0.020	0.053	○					県

測定局	測定場所	二氧化硫			二氧化氮			一酸化炭素			光化学オキシダント			浮遊粒子状物質			微小粒子状物質			設置主体
		年平均	2日%平均	環境基準の適合度	年平均	年間平均98%値	環境基準の適合度	年平均	2日%平均	環境基準の適合度	年間の1時間値	最高値	環境基準の適合度	年平均	2日%平均	環境基準の適合度	年間平均98%値	環境基準の適合度		
		(ppm)	(ppm)	(適○否×	(ppm)	(ppm)	(適○否×	(ppm)	(ppm)	(適○否×	(ppm)	(ppm)	(適○否×	(mg/m³)	(mg/m³)	(適○否×	(μg/m³)	(μg/m³)	(適○否×	
		(ppm)	(ppm)	(適○否×	(ppm)	(ppm)	(適○否×	(ppm)	(ppm)	(適○否×	(ppm)	(ppm)	(適○否×	(mg/m³)	(mg/m³)	(適○否×	(μg/m³)	(μg/m³)	(適○否×	
川越市川越市所有地	市所有地	0.001	0.002	○	0.014	0.031	○				0.032	0.131	×	0.017	0.045	○				政
川越市高階歌聲の杜公園	歌聲の杜公園	0.001	0.002	○	0.015	0.033	○				0.034	0.151	×	0.018	0.046	○				政
川越市霞ヶ関伊勢原第5緑地	伊勢原第5緑地	0.001	0.002	○	0.015	0.032	○				0.032	0.134	×	0.018	0.045	○				政
熊谷市役所	市役所	0.001	0.002	○	0.012	0.027	○	0.3	0.5	○	0.034	0.175	×	0.019	0.049	○	(15.1)	(34.9)		県
熊谷妻沼東妻沼中央公民館	妻沼中央公民館				0.013	0.030	○				0.034	0.132	×	0.022	0.052	○				県
川口市横曽根西中学校	西中学校				0.013	0.033	○							0.019	0.053	○				政
川口市南平東スポーツセンター	東スポーツセンター	0.003	0.006	○	0.020	0.043	○				0.030	0.163	×	0.017	0.049	○	(18.3)	(38.3)		政
川口市新郷新郷浄水場	新郷浄水場				0.018	0.041	○				0.029	0.155	×	0.015	0.036	○				政
川口市芝樋ノ爪児童公園	樋ノ爪児童公園				0.014	0.032	○				0.030	0.100	×	0.016	0.049	○				政
行田保健センター	保健センター				0.012	0.029	○				0.035	0.191	×	0.024	0.052	○				県
秩父農林振興センター	農林振興センター	0.001	0.002	○	0.008	0.021	○				0.031	0.116	×	0.017	0.038	○	(13.3)	(30.3)		県
所沢市東所沢市所有地	市所有地	0.001	0.002	○	0.017	0.036	○				0.032	0.143	×	0.019	0.049	○				政
所沢市北野市所有地	市所有地	0.001	0.002	○	0.014	0.030	○				0.033	0.131	×	0.017	0.040	○	14.5	32.8	○	政
所沢市中富所沢市民武道館	所沢市民武道館										0.031	0.137	×							政
飯能県土整備事務所	県土整備事務所				0.009	0.019	○				0.035	0.152	×	0.017	0.040	○				県
加須礼羽小学校	礼羽小学校				0.012	0.029	○				0.032	0.194	×	0.022	0.053	○				県
環境科学国際C環境科学国際センター	環境科学国際センター	0.001	0.002	○	0.012	0.029	○				0.033	0.174	×	0.022	0.054	○				県
本庄本庄東中学校	本庄東中学校	0.001	0.002	○	0.011	0.024	○				0.035	0.112	×	0.020	0.047	○	13.0	28.2	○	県
本庄児玉児玉児童公園	児玉児童公園				0.007	0.016	○				0.035	0.117	×	0.019	0.044	○				県
東松山五領町近隣公園	五領町近隣公園				0.013	0.030	○				0.034	0.174	×	0.018	0.045	○				県
春日部谷原第1公園	谷原第1公園	0.001	0.002	○	0.015	0.032	○				0.032	0.183	×	0.020	0.054	○				県
狭山堀兼公民館	堀兼公民館				0.014	0.030	○				0.031	0.138	×	0.022	0.055	○				県
羽生中央公園	中央公園	0.001	0.003	○	0.012	0.029	○				0.034	0.180	×	0.027	0.058	○				県
鴻巣市役所	市役所	0.003	0.007	○	0.013	0.029	○				0.035	0.172	×	0.024	0.062	○	13.1	34.9	○	県
深谷桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘小学校				0.011	0.023	○				0.032	0.110	×	0.019	0.045	○				県
上尾浅間台大公園	浅間台大公園	0.001	0.002	○	0.013	0.030	○				0.035	0.202	×	0.026	0.057	○				県
草加市西町草加保健所	草加保健所	0.001	0.002	○	0.019	0.042	○	0.2	0.4	○	0.030	0.176	×	0.020	0.051	○				市
越谷市東越谷東越谷第二公園	東越谷第二公園	0.002	0.004	○	0.017	0.036	○				0.029	0.185	×	0.019	0.044	○	(18.7)	(35.7)		政
戸田・蕨旧川口保健所戸田・蕨分室	旧川口保健所戸田・蕨分室	0.001	0.003	○	0.018	0.041	○				0.032	0.162	×	0.024	0.051	○	13.8	33.8	○	県
戸田市中町市所有地	市所有地	0.001	0.004	○	0.017	0.038	○	0.3	0.7	○	0.031	0.164	×	0.021	0.051	○				市
入間富士見公園	富士見公園	0.001	0.002	○	0.013	0.029	○				0.033	0.144	×	0.019	0.045	○	(15.8)	(35.0)		県
鳩ヶ谷鳩ヶ谷中学校	鳩ヶ谷中学校				0.017	0.038	○				0.030	0.164	×	0.020	0.053	○				県
和光第四小学校	第四小学校				0.020	0.040	○				0.030	0.184	×	0.019	0.048	○				県
新座水道管理センター	水道管理センター	0.000	0.002	○	0.018	0.038	○				0.030	0.152	×	0.021	0.054	○				県
久喜久喜南中学校	久喜南中学校				0.016	0.033	○				0.034	0.190	×	0.020	0.051	○				県
八潮市水道部	水道部	0.001	0.003	○	0.020	0.042	○				0.027	0.158	×	0.023	0.049	○	14.4	39.9	×	県
富士見市役所	市役所				0.015	0.033	○				0.030	0.175	×	0.018	0.046	○				県
三郷早稲田小学校	早稲田小学校	0.001	0.003	○	0.020	0.043	○				0.027	0.137	×	0.021	0.052	○				県
蓮田蓮田中央小学校	蓮田中央小学校				0.018	0.037	○				0.030	0.208	×	0.020	0.051	○				県
坂戸芦山公園	芦山公園				0.012	0.027	○				0.035	0.150	×	0.021	0.049	○				県
幸手市所有地	市所有地	0.001	0.002	○	0.013	0.029	○				0.032	0.159	×	0.030	0.064	○	14.6	39.6	×	県
日高高麗川南公民館	高麗川南公民館	0.001	0.002	○	0.011	0.022	○				0.034	0.152	×	0.018	0.045	○	(14.9)	(32.3)		県
毛呂山福祉会館	福祉会館	0.001	0.002	○	0.008	0.019	○				0.033	0.131	×	0.024	0.051	○				県
小川小川高等学校	小川高等学校				0.008	0.019	○				0.036	0.131	×	0.018	0.044	○				県
皆野皆野町役場	皆野町役場				(0.009)	(0.017)								(0.022)	(0.043)					県
東秩父堂平山	堂平山	0.000	0.001	○	0.004	0.009	○	0.2	0.4	○	0.043	0.132	×	0.016	0.037	○				県
寄居寄居小学校	寄居小学校	0.001	0.002	○	0.006	0.015	○				0.037	0.122	×	0.018	0.044	○	12.6	28.7	○	県

イ 自動車排出ガス測定局

(平成24年度)

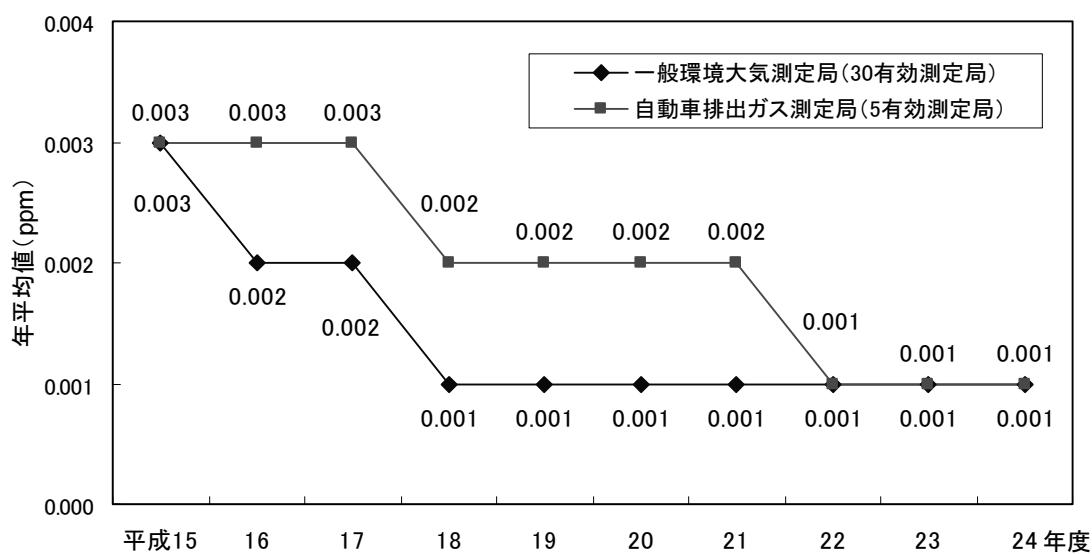
測定局	測定場所	二酸化硫黄			二酸化窒素			一酸化炭素			浮遊粒子状物質			微小粒子状物質			設置主体
		年平均値	2日%平均値の外 除外値の 基準の適否	環境基準の適否	年平均値	年間平 均%値	環境基準の適否	年平均値	2日%平均値の外 除外値の 基準の適否	環境基準の適否	年平均値	2日%平均値の外 除外値の 基準の適否	環境基準の適否	年平均値	年間平 均%値	環境基準の適否	
		(ppm)	(ppm)	(適○ 否×)	(ppm)	(ppm)	(適○ 否×)	(ppm)	(ppm)	(適○ 否×)	(mg/m³)	(mg/m³)	(適○ 否×)	(μg/m³)	(μg/m³)	(適○ 否×)	
さいたま市曲本自排	国道17号新大宮バイパス	0.001	0.002	○	0.026	0.046	○				0.027	0.061	○				政
さいたま市辻自排	東京外環自動車道				0.024	0.046	○	0.5	0.9	○	0.025	0.050	○				政
さいたま市三橋自排	国道17号新大宮バイパス				0.027	0.047	○	0.4	0.8	○	0.023	0.056	○	19.5	44.9	×	政
さいたま市大和田自排	県道さいたま菖蒲線				0.018	0.037	○				0.018	0.051	○				政
さいたま市与野公園自排	国道17号新大宮バイパス				0.023	0.042	○				0.017	0.045	○				政
さいたま市西原自排	東北縦貫自動車道				0.024	0.048	○				0.020	0.054	○				政
川越市仙波	国道16号				0.023	0.043	○	0.3	0.6	○	0.020	0.047	○	(21.8)	(41.0)		政
熊谷肥塚自排	国道17号熊谷バイパス	0.001	0.002	○	0.023	0.040	○	0.4	0.6	○	0.022	0.052	○	(16.0)	(36.7)		県
川口市安行	県道足立川口線				0.026	0.047	○				0.021	0.046	○				政
川口市神根	東京外環自動車道				0.023	0.043	○	0.3	0.5	○	0.020	0.050	○	13.7	37.0	×	政
所沢市航空公園	国道463号バイパス				0.018	0.034	○				0.017	0.046	○				政
所沢市和ヶ原	国道463号バイパス				0.019	0.037	○	0.5	0.8	○	0.020	0.048	○	(18.7)	(37.5)		政
東松山岩鼻自排	国道407号				0.018	0.033	○				0.020	0.049	○				県
春日部増戸自排	国道16号				0.023	0.045	○				0.023	0.056	○				県
鴻巣天神自排	国道17号	0.001	0.002	○	0.021	0.039	○				0.025	0.058	○	14.5	35.6	×	県
深谷原郷自排	国道17号				0.013	0.026	○				(0.028)	(0.055)					県
草加市花栗自排	国道4号草加バイパス	0.002	0.005	○	0.024	0.049	○				0.022	0.048	○	(16.9)	(35.5)		市
草加市原町自排	東京外環自動車道				0.025	0.045	○				0.022	0.061	○				市
戸田美女木自排	国道17号新大宮バイパス	0.001	0.003	○	0.031	0.052	○	0.7	1.1	○	0.023	0.052	○	16.7	40.3	×	県
戸田市早瀬	国道17号新大宮バイパス				0.030	0.051	○	0.5	0.8	○	0.022	0.050	○				市
国設入間自排*	国道16号				0.021	0.034	○	0.3	0.6	○	0.023	0.043	○	※12.0	※27.0		国
鳩ヶ谷三ツ和自排	国道122号				0.027	0.049	○				0.022	0.052	○				県
朝霞幸町自排	国道254号				0.030	0.050	○	0.5	0.9	○	0.020	0.052	○				県
和光新倉自排	東京外環自動車道				0.021	0.038	○				0.023	0.053	○				県
久喜本町自排	県道さいたま栗橋線				0.027	0.047	○				0.024	0.058	○				県
鶴ヶ島自排	首都圏中央連絡自動車道				0.018	0.034	○				0.021	0.048	○				県
川島	首都圏中央連絡自動車道				(0.018)	(0.030)					(0.029)	(0.052)					県
寄居桜沢自排	国道140号				0.014	0.024	○				0.021	0.049	○				県

注) ※国設入間自排局は、国が設置し、県が管理する測定局です。

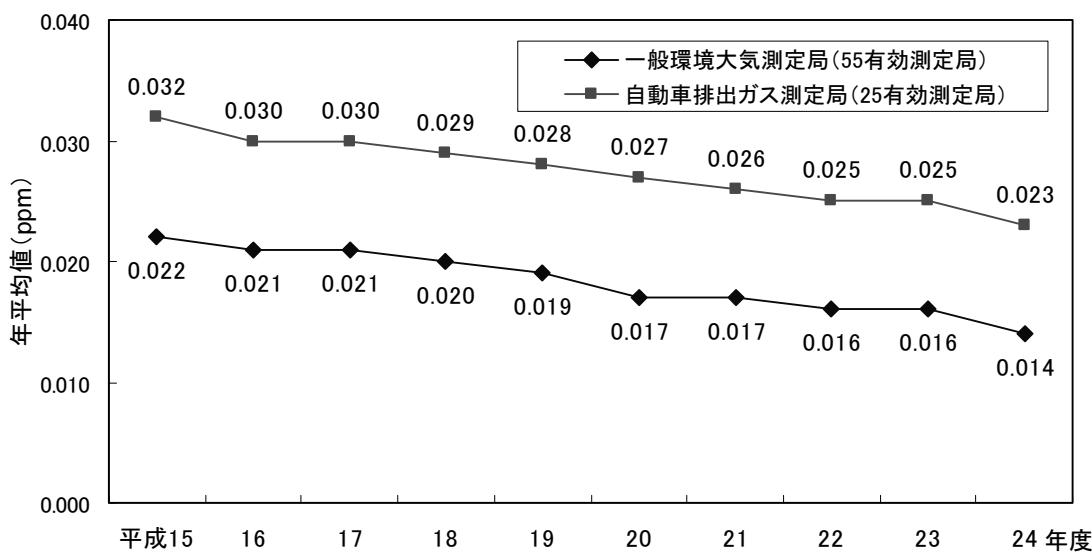
()を付した国設入間自排局の微小粒子状物質については、標準測定法と等価性を有すると評価された機種で測定されたものではないため参考値扱いとしました。

(12) 各物質の年平均値の推移

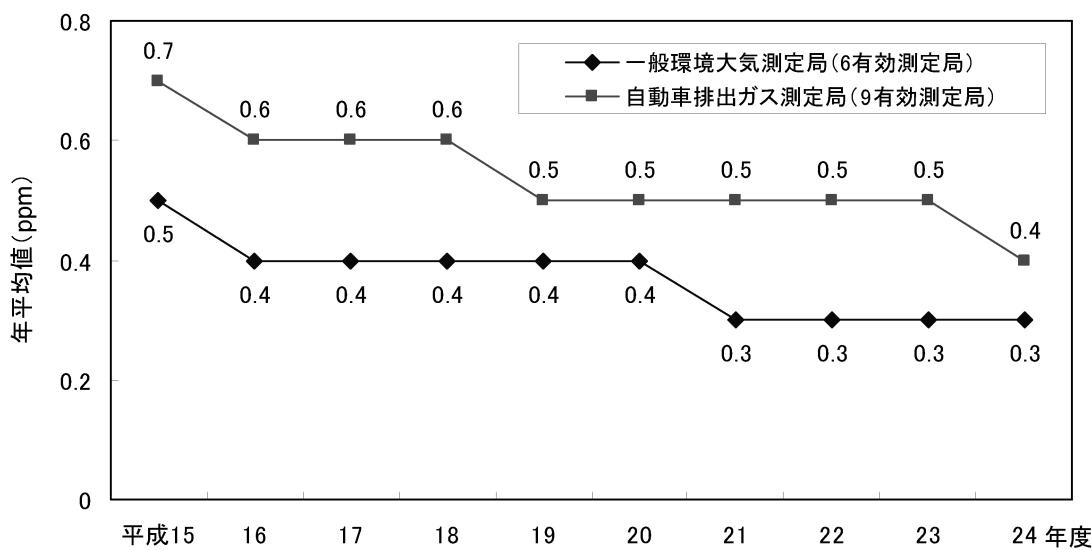
ア 二酸化硫黄濃度の推移



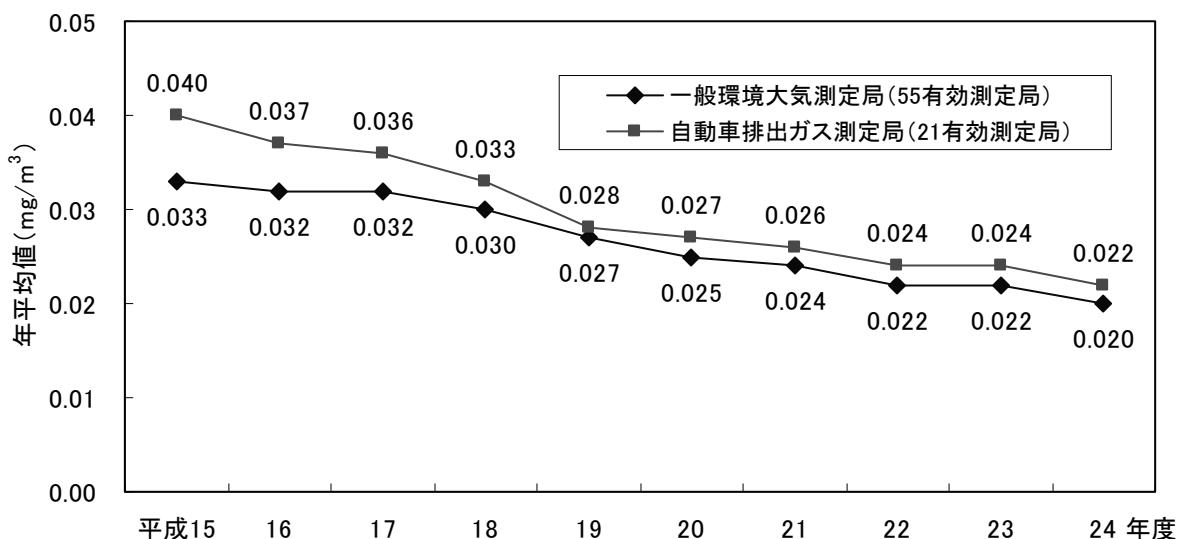
イ 二酸化窒素濃度の推移



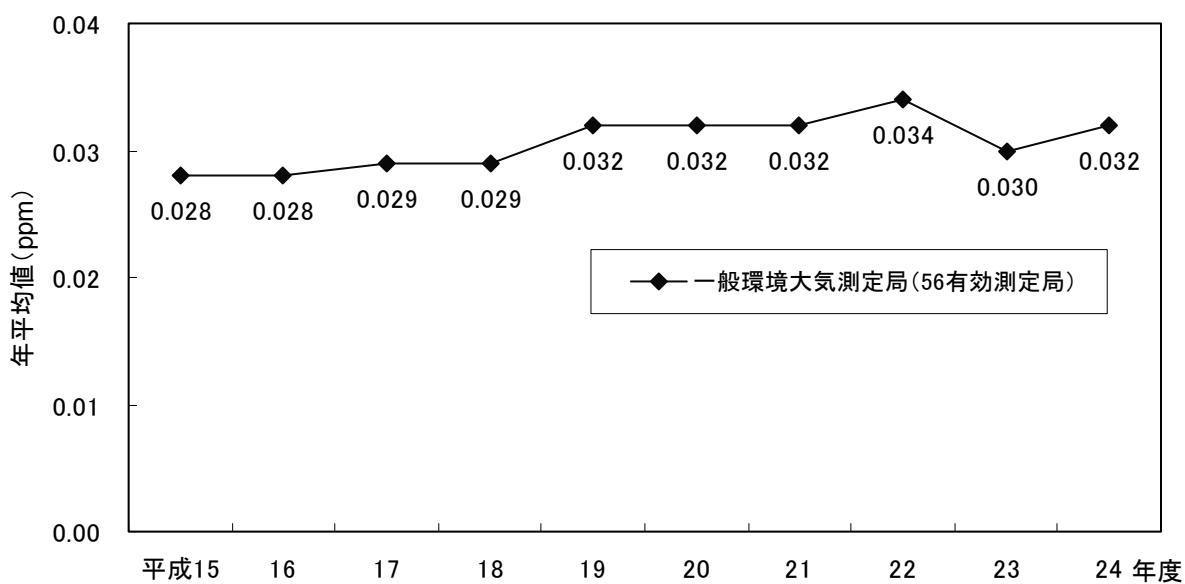
ウ 一酸化炭素濃度の推移



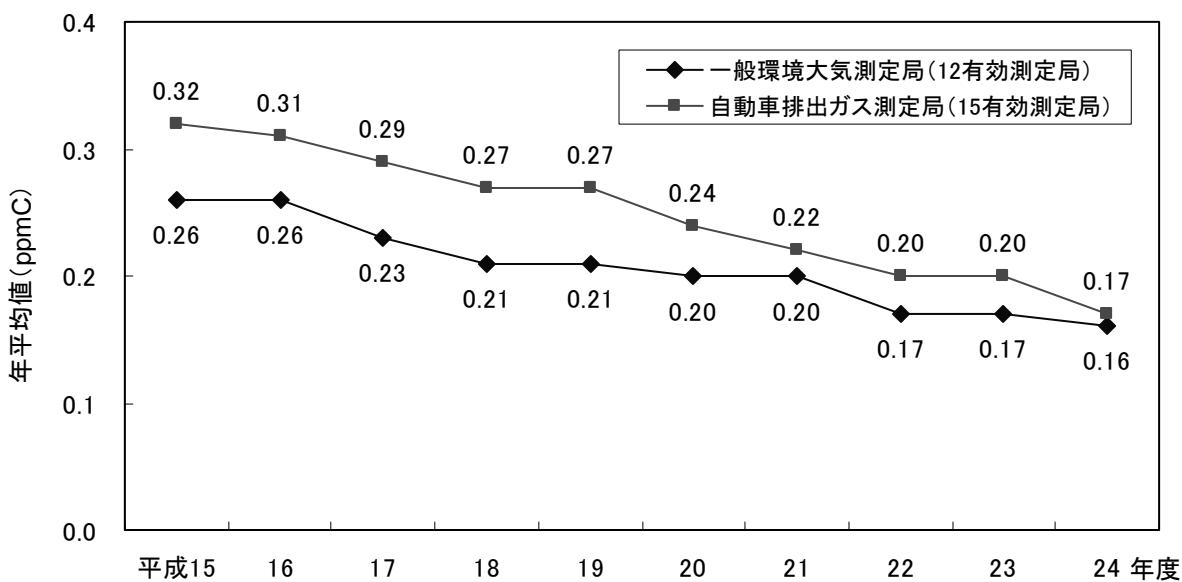
工 浮遊粒子状物質濃度の推移



才 光化学オキシダント濃度の推移



力 非メタン炭化水素濃度の推移



(13) 都道府県別光化学スモッグ注意報（警報）発令日数の推移

(単位：日)

年 都府県	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
山形県							1			
福島県		2	1	1			3	1		
茨城县	14	18	13	10	15	5	6	14	2	3
栃木県	8	7	14	8	16	5	7	16	11	2
群馬県	2	15	10	5	8	11	6	12	10	4
埼玉県	19	23	26(1)	16	32	18	14	25	17	7
千葉県	11	28	28	11	17	12	3	15	11	8
東京都	8	18	22	17	17	19	7	20	9	4
神奈川県	6	16	7	14	20	11	4	10	5	5
山梨県	5	5	9	12	15	4	3	11	2	2
長野県						1				
新潟県					1					
富山县		2			1					
静岡県	1	5		9	7	2	2	3	1	1
愛知県	1		1	2	5	9	9	1	1	2
三重県		1	2	2				2		1
岐阜県		3	1	4	2	4	3			1
滋賀県	2	2	7	6	5	2	6	4	1	
京都府		3	7	7	10	6	4	11	1	2
大阪府	14	10	10	17	11	7	13	12	4	4
兵庫県	7	6	9	8	4	6	5	2		1
奈良県	2	5	7	3		1	1	2	1	
和歌山县				1	1	1				
岡山县	1		1	8	6	6	4	9	3	5
広島県	4	13	8	9	6	5	6	7	1	
山口県	1	3	1	2	3	4	1			
徳島県	1	3	1	3	2	1				
香川県					1					
愛媛県	1	1			3	1	3	3		
高知県								1		
福岡県					4	2	2			1
佐賀県					1	1	2	1		
長崎県				1	3		2	1	1	
熊本県				1	4		2			
大分県				1			3			
鹿児島県							1			
合計	108	189	185(1)	177	220	144	123	182	82	53

() 内は警報発令延日数 (内数)

(14) 都道府県別光化学スモッグ健康被害届出人数の推移

(単位：人)

年 都府県	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島県	140	13								
茨城县	6	5	9							
栃木県	11	16	1	21	20					
群馬県	3		2						58	
埼玉県	218	3	883	36	4	3		7	9	

年 都府県	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
千葉県	1	71		13	1	3		14		61
東京都	12	159	247	2		94		18		
神奈川県	17	4	276	199	4	14	5	26	1	
新潟県					352					
静岡県				3	204	3	21			
愛知県			2		771		733	12		
三重県			9							
岐阜県		1			3					
京都府			3						1	
大阪府			41							6
岡山県				26	3	82		4		
広島県						3				
山口県							6			
徳島県		1					6			
愛媛県					1	10		8		
福岡県					513	168	33			13
佐賀県							4			
長崎県					28		1			
熊本県					3		2			
大分県							1			
鹿児島県							3			
合計	254	393	1,495	289	1,910	400	910	128	69	80

(15) 有害大気汚染物質の環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の 条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること		1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			
告示 年月日	平成9年2月4日			平成13年4月20日

(16) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類（大気）の環境基準達成状況

(平成24年度)

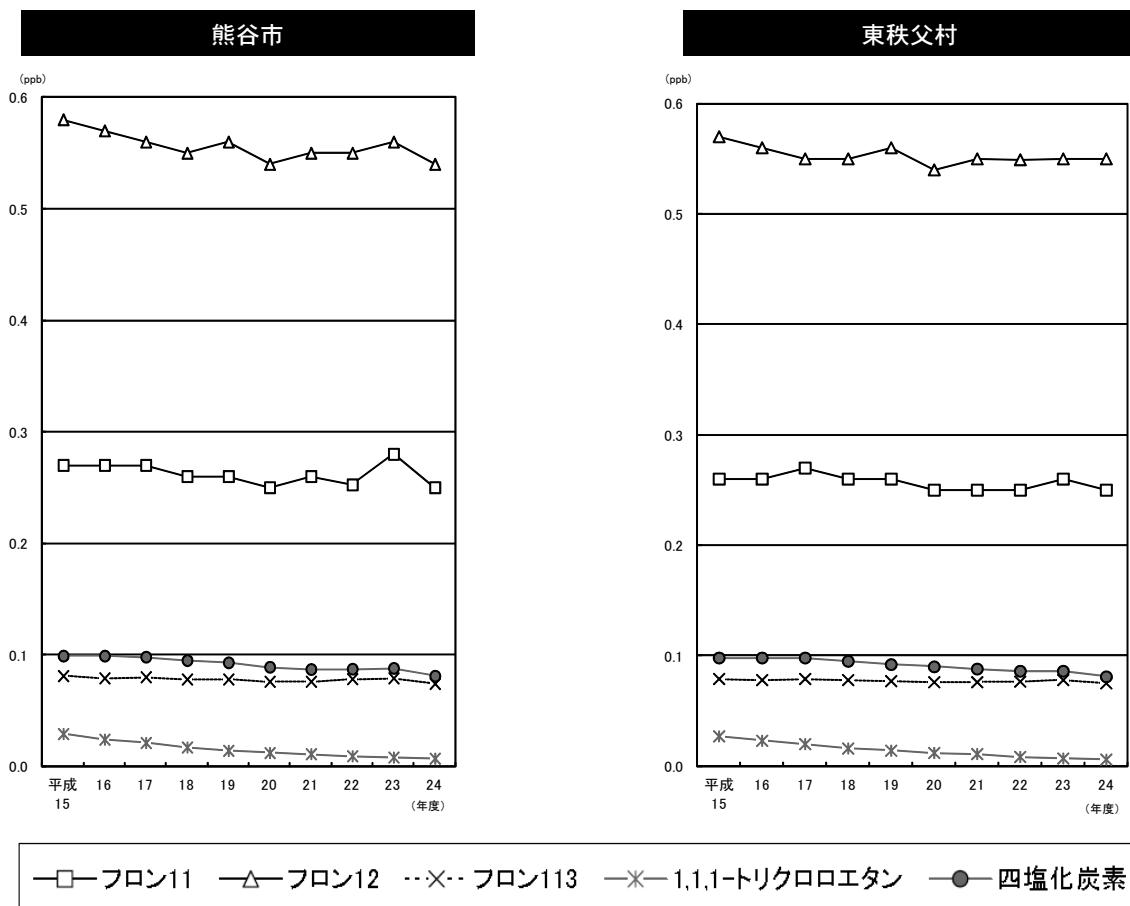
物 質	測定地点数	達成地点数	達成率 (%)
ベンゼン	25	25	100
トリクロロエチレン	20	20	100
テトラクロロエチレン	20	20	100
ジクロロメタン	20	20	100
ダイオキシン類	23	23	100

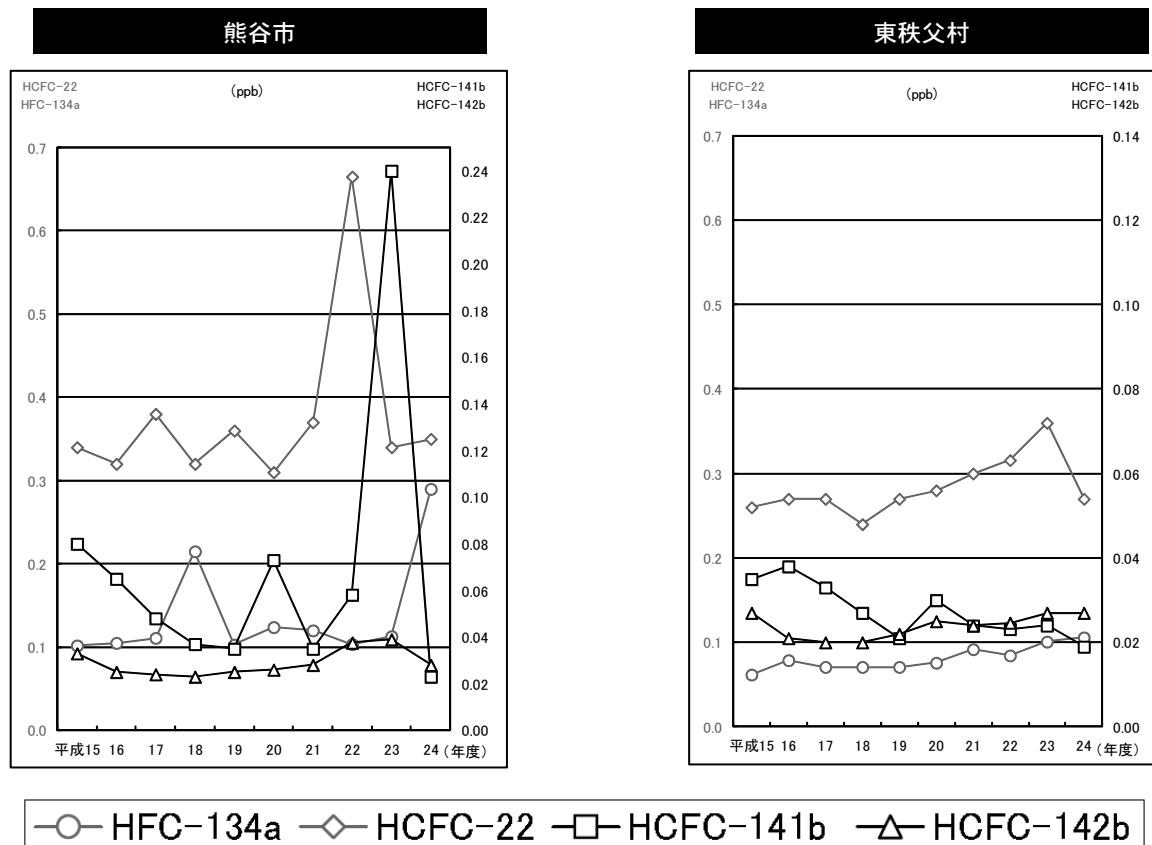
(17) 有害大気汚染物質モニタリング結果

(平成24年度)

測定物質名	環境基準	単位	一般環境	地点数	固定発生源周辺	地点数	沿道	地点数
ベンゼン	3以下	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.1	16	1.2	1	1.4	8
トリクロロエチレン	200以下		1.2	16	2.1	1	1.4	3
テトラクロロエチレン	200以下		0.27	16	0.28	1	0.30	3
ジクロロメタン	150以下		3.0	16	3.1	1	3.0	3
アクリロニトリル	—		0.039	16	0.081	1	0.046	3
塩化ビニルモノマー	—		0.025	16	0.11	1	0.035	3
クロロホルム	—		0.19	16	0.21	1	0.17	3
1,2-ジクロロエタン	—		0.094	16	0.088	1	0.083	3
1,3-ブタジエン	—		0.10	16	0.13	1	0.18	8
塩化メチル	—		1.6	16	1.5	1	1.5	3
キシレン類	—		2.2	9	3.0	1	3.0	7
トルエン	—		14	11	22	1	15	8
アセトアルデヒド	—		2.2	10	—	0	2.5	5
ホルムアルデヒド	—		2.6	10	—	0	2.8	5
酸化エチレン	—		0.078	11	—	0	0.058	1
ベンゾ[a]ピレン	—	ng/m^3	0.17	9	0.17	1	0.18	6
クロム及びその化合物	—		6.3	11	3.0	1	—	0
水銀及びその化合物	—		2.1	11	—	0	—	0
ニッケル化合物	—		4.0	12	3.8	1	—	0
ヒ素及びその化合物	—		1.0	12	0.69	1	—	0
ベリリウム及びその化合物	—		0.028	11	0.023	1	—	0
マンガン及びその化合物	—		22	11	15	1	—	0
亜鉛及びその化合物	—		64	8	43	1	—	0
バナジウム及びその化合物	—		3.2	8	2.7	1	—	0
カドミウム及びその化合物	—		0.29	8	0.26	1	—	0
鉛及びその化合物	—		5.1	8	0.26	1	—	0

(18) 地球環境モニタリング調査結果





(19) フロン回収破壊法・自動車リサイクル法の登録業者数

(H 25. 3. 31現在)

		事業所数		事業者数	
フロン回収破壊法		第1種フロン回収業者		1,984	1,876
自動車リサイクル法	自動車引取業者	1,773	2,253	1,124	1,479
	フロン回収業者	480		355	

※自動車リサイクル法については、さいたま市と川越市を除く

(20) フロン回収量実績

年度	フロン回収破壊法 (業務用冷凍空調機器)			自動車リサイクル法 (カーエアコン)			合計	総計		
	廃棄	整備	合計	県	市					
					さいたま市	川越市				
20	103.3	60.5	163.8	37.9	11.6	9.3	58.8	222.6		
21	98.7	62.0	160.7	42.0	13.7	10.0	65.7	226.4		
22	110.1	61.6	171.7	36.5	11.7	8.7	56.9	228.6		
23	131.3	69.6	200.9	21.5	7.7	7.2	36.4	237.3		
24	130.5	49.9	180.4	36.8	10.3	12.7	59.8	240.2		

※フロン回収破壊法における「廃棄」とは機器を廃棄又は部品リサイクルの際に回収したフロン、「整備」とは機器を整備(修理)の際に回収したフロン

※自動車リサイクル法によるフロン回収量は公益財団法人自動車リサイクル促進センターの公表値を基に算出。

3

化学物質関係

(1) 化学物質管理制度

		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質管理促進法)	埼玉県生活環境保全条例 (県条例)
対象事業所	業種	製造業等24業種	
	従業員数	21人以上(全社)	
事業所ごとの年間取扱量等	特定第一種指定化学物質 0.5トン以上 第一種指定化学物質 1トン以上 特別要件施設 ^{(*)2} (量に関係なく届出)		0.5トン以上
対象化学物質 ^{(*)1}	第一種指定化学物質 462物質 (特定第一種指定化学物質を含む。)		特定化学物質 601物質 ○第一種指定化学物質 462 (特定第一種指定化学物質を含む。) ○第二種指定化学物質 100 ○県独自に定めた物質 39
届出(報告)内容	環境中への排出量、事業所外への移動量		取扱量(使用量、製造量、取り扱う量)
事業者による管理の改善や環境保全への取組	化学物質管理指針に基づく適正管理		特定化学物質管理指針に基づく適正管理 ・適正管理のための手順書の提出 ^{(*)3} ・環境負荷低減主任者の選任

備考 政令及び県条例の改正により、平成22年度データ分から対象事業所の業種数と対象化学物質の物質数が変わった。

(*)1 対象化学物質

第一種指定化学物質：人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量などから環境中に広く存在する化学物質

特定第一種指定化学物質：第一種指定化学物質のうち、人に対して発がん性のある15物質

第二種指定化学物質：人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量が増加すれば環境中に広く存在すると見込まれる化学物質

県独自に定めた物質：化学物質管理促進法の対象とならなかった物質で、県内の使用量が多いものや、内分泌かく乱作用の疑いのある物質など。

(*)2 特別要件施設：下水道終末処理施設、廃棄物処理施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設のこと。

(*)3 適正管理のための手順書：各事業所における化学物質の適正管理体制や取扱方法などについて整理したもの。

ア 化学物質の排出量・移動量及び取扱量の集計結果(平成23年度データ／平成24年度届出)

事業所から届出された化学物質の排出量等の集計結果は次のとおりです。

埼玉県の届出排出量は、全国第4位と多く、トルエン、キシレンなどの揮発性有機化合物が多いことが特徴です。

なお、化学物質管理促進法と県条例では、届出等の要件が異なるために、件数や取扱量は一致しません。

また、県条例に基づく集計結果については、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく報告データも含んでいます。

(ア) 業種別届出件数・排出量・移動量・取扱量

(単位：トン／年)

業種	化学物質管理促進法			県条例	
	件数	排出量 ^{(*)4}	移動量 ^{(*)5}	件数	取扱量 ^{(*)6}
製造業	801	8,022	8,060	876	379,002
出版・印刷・同関連産業	62	③ 1,002	④ 695	64	14,503
化学工業(医薬品製造業、農薬製造業を含む。)	② 179	② 1,215	① 3,694	② 188	② 214,210
プラスチック製品製造業	④ 89	① 1,243	③ 741	④ 89	⑤ 26,077
ゴム製品製造業	19	⑤ 964	186	19	1,605
金属製品製造業	③ 122	938	⑤ 490	③ 128	5,560
電気機械器具製造業(電気計測器製造業を含む。)	65	158	② 903	⑤ 74	③ 68,203
輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業、船用機器製造業を含む。)	51	④ 1,001	341	65	4,107
石油卸売業	20	4	0	18	④ 56,559
燃料小売業	① 606	122	0	① 593	① 349,061
一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	⑤ 70	1	5	29	714
その他	96	310	217	72	7,952
合計	1,593	8,459	8,282	1,588	793,288

(注) ○数字は、項目ごとの上位5番目までの順位を示す。

(*)4 排出量：事業所の生産工程などから排ガスや排水などに含まれて環境中に排出された量のことで、埼玉県では大気への排出が全体の97%を占める。

(*)5 移動量：事業所から排出された廃棄物や下水道に放流された排水の中に含まれている量のことで、埼玉県では廃棄物に含まれての移動が全体の99%を占める。

(*)6 取扱量：使用量(事業所において事業活動に伴い使用した量)、製造量(事業所において製造した量)、取り扱う量(事業者自らは使用せず、卸売り、小売り等をするために、事業所において貯蔵所や貯蔵容器に移し替える等して取り扱う量)の合計で、排出量や移動量の基礎になる量のこと。

(イ) 物質別届出件数・排出量・移動量・取扱量

(単位：トン／年 ダイオキシン類のみ g-TEQ/年)

物 質 名	化学物質管理促進法				県 条 例	
	件 数	排 出 量	移 動 量	件 数	取 扱 量	
アセトニトリル	19	6	⑤ 433	24	1,308	
エチルベンゼン	④ 664	⑤ 338	210	④ 669	29,505	
塩化第二鉄	66	0	② 867	68	3,875	
キシレン	② 858	② 888	405	① 882	② 99,187	
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	143	③ 578	254	91	1,603	
ヘキサメチレンテトラミン	8	0	③ 576	9	854	
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	③ 682	103	39	③ 680	③ 55,120	
トルエン	① 861	① 5,008	① 3,024	② 880	① 237,002	
フタル酸ビス(2-エチルヘキシリル)	55	9	④ 459	57	18,802	
ノルマルーヘキサン	590	④ 477	211	⑤ 586	④ 51,292	
ベンゼン	⑤ 615	11	0	536	9,611	
ダイオキシン類	159	(4.12)	(103.4)	—	—	
塩化水素(塩酸を含む)	—	—	—	185	10,762	
硝酸	—	—	—	104	8,295	
メタノール	—	—	—	200	20,165	
メチルエチルケトン(別名MEK)	—	—	—	168	19,524	
硫酸(三酸化硫黄を含む)	—	—	—	232	⑤ 47,367	

(注) ○数字は、項目ごとの上位5番目までの順位を示す。

表中、塩化水素以下は化学物質管理促進法の対象外物質(県条例規則で定める物質のうち取扱量上位5物質まで表示)

(ウ) 大気への排出量(上位5物質)

(単位：トン/年)

順 位	物 質 名	届出排出量	
		(大気への排出量 に占める割合%)	
1	トルエン	5,005	(61.2)
2	キシレン	888	(10.9)
3	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	576	(7.0)
4	ノルマルーヘキサン	477	(5.8)
5	エチルベンゼン	338	(4.1)

(エ) 公共用水域への排出量(上位5物質)

(単位：トン/年)

順 位	物 質 名	届出排出量	
		(公共用水域への排出量 に占める割合%)	
1	ほう素化合物	101	(36.6)
2	ふっ化水素及びその水溶性塩	76	(27.6)
3	マンガン及びその化合物	40	(14.6)
4	亜鉛の水溶性化合物	23	(8.4)
5	銅水溶性塩(錯塩を除く)	8	(3.1)

イ 化学物質管理促進法に基づく届出以外の化学物質の排出量推計結果(平成23年度データ／平成24年度届出)

届出によって把握される排出量の他に、対象業種でも届出対象とならない事業者や、建設業などのように対象でない事業者、自動車や二輪車などの移動体や家庭などからの排出があります。国は、これらからの排出量を都道府県別に推計し、集計しています。

(ア) 総排出量(届出排出量+届出外排出量)

(単位：トン/年)

届出排出量	届出外排出量					総排出量
	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	届出外計	
8,459 (45.1%)	2,629 (14.0%)	2,065 (11.0%)	2,668 (14.2%)	2,950 (15.7%)	10,312 (54.9%)	18,771 (100%)

(イ) 移動体からの排出量

(上位5物質)(単位：トン/年)

(ウ) 家庭からの排出量(上位5物質)

(単位：トン/年)

順位	物 質 名	排出量	順位	物 質 名	製品の例	排出量
1	トルエン	1,138	1	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル	台所用合成洗剤、化粧品	924
2	キシレン	699	2	ジクロロベンゼン	防虫剤、消臭剤	652
3	ベンゼン	310	3	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	洗濯用合成洗剤	408
4	ホルムアルデヒド	238	4	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	シャンプー、合成洗剤	134
5	エチルベンゼン	182	5	2-アミノエタノール	合成洗剤の中和剤	78

(2) 化学物質環境モニタリング調査（平成24年度）

工業団地周辺での環境リスクを把握するため、モニタリング調査を実施しています。

ア 調査地域

東埼玉テクノポリス（吉川市、松伏町）、熊谷工業団地（熊谷市、深谷市）

イ 調査内容

調査地点：工業団地を囲む8地点及び工業団地の影響を受けにくいと考えられる1地点（対照地点）

調査方法：各調査地点において大気を年4回採取し、分析しました。

ウ 調査結果（平均値）

（ア）東埼玉テクノポリス

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

調査地点名 調査対象物質	東埼玉テクノポリス									環境基準
	北 吉川市 上内川	北東 吉川市 上内川	東 吉川市 上内川	南東 吉川市 上内川	南 吉川市 上内川	南西 吉川市 拾壹軒	西 松伏町 田島	北西 松伏町 田島	対照 松伏町 松伏	
トルエン	18	19	16	19	36	22	32	26	18	—
キシレン	2.6	2.6	2.4	2.5	3.5	2.6	3.9	2.4	2.2	—
エチルベンゼン	2.7	2.7	2.4	2.7	4.0	2.7	4.5	2.5	2.2	—
1,2,4-トリメチルベンゼン	0.76	0.75	0.68	0.68	0.85	0.72	1.6	0.70	0.65	
ジクロロメタン	4.9	9.6	4.3	5.2	8.4	3.0	7.9	6.6	2.5	150 以下
ベンゼン	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	3 以下
1,3-ブタジエン	0.15	0.13	0.12	0.11	0.12	0.14	0.13	0.13	0.15	—
四塩化炭素	0.51	0.51	0.49	0.51	0.51	0.51	0.50	0.52	0.52	—

（イ）熊谷工業団地

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

調査地点名 調査対象物質	熊谷工業団地									環境基準
	北 深谷市 上柴町東	北東 熊谷市 拾六間	東 熊谷市 三ヶ尻	南東 熊谷市 三ヶ尻	南 深谷市 瀬山	南西 深谷市 長在家	西 深谷市 折之口	北西 深谷市 上野台	対照 深谷市 宿根	
トルエン	10	11	11	11	7.9	7.7	8.2	8.8	9.1	—
キシレン	1.4	1.4	1.8	2.0	1.3	1.1	1.2	1.3	1.2	—
エチルベンゼン	1.3	1.3	1.9	2.1	1.4	1.1	1.2	1.2	1.2	—
ジクロロメタン	3.3	2.3	2.1	2.3	2.1	2.9	2.5	2.2	2.0	150 以下
トリクロロエチレン	0.48	0.51	0.62	0.80	0.71	0.44	0.52	0.49	0.46	200 以下
ベンゼン	1.0	0.95	1.0	1.0	0.92	0.94	0.94	0.91	0.88	3 以下
1,3-ブタジエン	0.077	0.075	0.089	0.074	0.061	0.073	0.073	0.068	0.065	—
四塩化炭素	0.54	0.53	0.53	0.53	0.54	0.53	0.53	0.53	0.53	—

(3) 大気中石綿濃度調査結果一覧（平成24年度）

No.	測定地域種別	市町村名	測定場所	総繊維数濃度（本／リットル）		
				夏季調査 8/13～8/25	冬季調査 12/10～12/19	年平均
1	住宅地域	熊谷市	熊谷市久下公民館	0.48	0.28	0.38
2	住宅地域	秩父市	秩父市文化体育センター	0.55	0.23	0.39
3	住宅地域	飯能市	飯能市役所	0.64	0.42	0.53
4	住宅地域	本庄市	本庄市児玉総合支所	0.66	0.28	0.47
5	住宅地域	春日部市	春日部市役所	0.094	0.094	0.094
6	住宅地域	羽生市	羽生市役所	0.11	0.12	0.12
7	住宅地域	深谷市	深谷市幡羅公民館	0.55	0.42	0.49
8	住宅地域	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市北公民館	0.47	0.35	0.41
9	住宅地域	小川町	小川町総合福祉センター	0.50	0.25	0.38
10	住宅地域	久喜市	久喜市鷺宮東コミュニティセンター	0.14	0.14	0.14
11	道路沿線地域	草加市	草加市花栗自排局	0.32	0.32	0.32
12	道路沿線地域	戸田市	戸田美女木自排局	0.36	0.36	0.36
13	道路沿線地域	入間市	国設入間自排局	0.64	0.64	0.64
14	その他の地域	上尾市	上尾市北部浄水場	0.088	0.078	0.083

No.	測定地域種別	市町村名	測定場所	総繊維数濃度(本/リットル)		
				夏季調査 8/13~8/25	冬季調査 12/10~12/19	年平均
15	その他の地域	久喜市	久喜菖蒲公園	0.088	0.10	0.093
16	その他の地域	八潮市	西袋排水機場	0.11	0.10	0.11
17	その他の地域	三芳町	三芳町清掃工場	0.14	0.15	0.15
18	その他の地域	滑川町	滑川町文化スポーツセンター	0.54	0.32	0.43
19	その他の地域	吉見町	吉見町越中公園	0.088	0.088	0.088
20	その他の地域	加須市	埼玉県環境科学国際センター	0.42	0.35	0.39

※ 1 地域ごとに 2か所、連続する 3日間で試料採取を実施 (1 地域ごとに 2か所 × 3 日間 = 6 検体)。

※ 1 地域の平均値は 6 検体の数値の幾何 (相乗) 平均値。

(4) ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設

ア 特定施設設置状況

(ア) 大気基準適用施設設置状況

(H 25. 3. 31現在)

番号	施設の種類	施設数			事業所数		
		県	市	計	県	市	計
1	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	0	0	0	0	0	0
2	製鋼用電気炉	3	2	5	3	2	5
3	亜鉛回収施設	0	0	0	0	0	0
4	アルミニウム合金製造施設	45	2	47	10	2	12
5	廃棄物 焼却炉	4t/時以上		31	26	57	
		2t/時以上～4t/時未満		73	10	83	
		200kg/時以上～2t/時未満		77	11	88	
		200kg/時未満		98	20	118	
	小計			279	67	346	200
	合計			327	71	398	213
							46
							259

(イ) 水質基準対象施設

(H 25. 3. 31現在)

番号	施設の種類	施設数			事業場数		
		県	市	計	県	市	計
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0	0	0	0	0
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	1	1	0	1	1
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化工チレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0
7	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
9	4-ケロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
11	ジオキサンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	1	0	1	1	0	1
13	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0

番号	施設の種類	施設数			事業場数				
		県	市	計	県	市	計		
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	55	0	55	5	0	5		
15	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって污水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	117	20	137	56	9	65	
		灰の貯留施設	38	14	52	17	9	26	
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	小計		155	34	189	73	18	91
		合計		227	35	262	92	19	111

事業場数は、複数の特定施設を有する場合、最も事業内容を反映する施設区分で集計した。

(ウ) 立入検査数及び行政措置件数

(平成24年度)

	立入検査数		行政検査数		行政措置件数			
					命令		行政指導	
	県	市	県	市	県	市	県	市
大気基準対象施設	326	65	28	24	2	0	2	2
水質基準対象施設	131	4	6	1	0	0	0	0

イ 設置者による測定結果報告

(ア) 大気基準適用施設

(平成24年度)

施設の種類	報告施設数		測定結果(最小～最大) (ng-TEQ/m³N)	基準値を超えた施設数	
	県	市		県	市
製鋼用電気炉	3	2	0.023～1.8	0	0
アルミニウム合金製造施設	34	1	0.00000024～0.57	0	0
廃棄物焼却炉	201	59	0.0～9.9	0	0
合計	238	62	—	0	0

(イ) ばいじん及び燃え殻

(平成24年度)

項目	報告施設数		測定結果(最小～最大) (ng-TEQ/g)	基準値を超えた施設数	
	県	市		県	市
ばいじん	188	46	0.0～40	22	3
燃え殻	178	50	0.0～19	0	1
合計	188	62	—	22	4

※1 ばいじん及び燃え殻をともに報告している場合、1施設として計上しているため、合計は一致しない。

※2 市とは、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市をいう。

(ウ) 水質基準適用事業場

(平成24年度)

特定施設	報告事業場数		測定結果(pg-TEQ/L) (最小～最大)	基準値を超えた事業場数	
	県	市		県	市
廃棄物焼却炉に係る施設	4	7	0.00011～0.76	0	0
フロン類の破壊施設	2	0	0.00048～0.027	0	0
下水道終末処理施設	10	0	0.0～0.036	0	0
合計	16	7	—	0	0

(工) 水質基準適用事業場に適用される基準値（抜粋）

特 定 施 設	排出基準(pg-TEQ/L)
カーバイド法アセチレンの製造に供するアセチレン洗浄施設	10
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	
フロン類の破壊の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
下水道終末処理施設	

県内に所在する特定施設に係るもののみを記載した。

(5) 土壤の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。
シスー1, 2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロパン	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。
チラム	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液 1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1Lにつき1mg以下であること。

備考

- 1 検液とは、土壤を10倍量の水と混合して振とうすることによって、汚染物質を溶出させた液。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1Lにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、平成3年8月環境庁告示第46号別表中「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

(6) 特定有害物質及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る土壤の汚染状態の基準
(土壤汚染対策法)

特定有害物質の種類		土壤溶出量基準		土壤含有量基準	
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002mg/L以下			
	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下			
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下			
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下			
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下			
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下			
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下			
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下			
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下			
第二種特定有害物質	ベンゼン	0.01mg/L以下			
	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下		150mg/kg以下	
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下		250mg/kg以下	
	シアノ化合物	検出されないこと		(遊離シアノ) 50mg/kg以下	
	水銀及びその化合物	(総水銀) 0.0005mg/L以下 (アルキル水銀) 検出されないこと		15mg/kg以下	
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		150mg/kg以下	
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		150mg/kg以下	
	砒素及びその化合物	0.01mg/L以下		150mg/kg以下	
	ふつ素及びその化合物	0.8mg/L以下		4,000mg/kg以下	
	ほう素及びその化合物	1mg/L以下		4,000mg/kg以下	
第三種特定有害物質	シマジン	0.003mg/L以下			
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下			
	チウラム	0.006mg/L以下			
	P C B	検出されないこと			
有機りん化合物		検出されないこと			

備考

- 土壤溶出量基準は25の特定有害物質すべてについて、土壤含有量基準は「第二種特定有害物質」の9物質に限り定められている。
- 土壤溶出量基準は、(5)土壤の汚染に係る環境基準の表の「環境上の条件」の欄の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。
- 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壤の汚染に係る基準についても、上と同じである。

(7) 農用地の土壤汚染状況調査の分析測定結果

調査年度		調査地点の分析測定結果											
		土 壤 中 (乾物)								玄 米 中 (現物)			
		銅 (基準値125mg/kg)				砒素 (基準値15mg/kg)				カドミウム (基準値0.4mg/kg)			
		最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点
一巡回	(54~57) 全県	32.3	0.1	11.3	90	11.8	tr	1.9	90	0.37	0.02	0.11	46
二巡回	(59~62) 全県	23.6	0.1	9.0	90	5.3	tr	1.4	90	0.30	nd	0.09	48
三巡回	(元~4) 全県	21.6	0.3	9.3	90	8.0	tr	1.8	90	0.38	tr	0.09	46
四巡回	(6~9) 全県	28.7	0.2	9.4	87	13.1	tr	2.2	87	0.30	tr	0.06	31
五巡回	(11~14) 全県	30.8	0.1	11.2	180	11.3	0.1	2.0	180	0.28	tr	0.09	50
六巡回	(16~19) 全県	21.5	tr	8.9	180	6.4	0.1	1.7	180	0.31	tr	0.06	47
七巡回	(21~24) 全県	21.7	tr	9.5	165	7.9	tr	1.7	165	0.22	tr	0.03	43

(注) 県農林総合研究センター(旧県農業試験場)の分析測定結果で、昭和58年、63年、平成5年、10年、15年、20年は各調査巡の取りまとめ年である。

nd: 検出限界以下 tr: 極微量検出

(8) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
達成期間		該当水域	
直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。		全公共用水域	

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号別表1測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(9) 公共用水域における健康項目の環境基準非達成の状況

河川名	地点名 (所在地)	項目名	総検体数	基準値超過検体数	最大値	平均値	環境基準値
	非達成地点なし						

※()内は基準値の何倍かを示す。

(10) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、平成9年3月環境庁告示第10号別表の「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度はシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

(11) 地下水水質概況調査結果

ア 項目別検出状況

(平成24年度)

項目	調査井戸数	基準超過本数	基準適合率 (%)
カドミウム	138	0	100.0
全シアン	138	0	100.0
鉛	138	0	100.0
六価クロム	138	0	100.0
砒素	138	3	97.8
総水銀	138	0	100.0
アルキル水銀	15	0	100.0
P C B	138	0	100.0
ジクロロメタン	138	0	100.0
四塩化炭素	138	0	100.0
塩化ビニルモノマー	138	0	100.0
1,2-ジクロロエタン	138	0	100.0
1,1-ジクロロエチレン	138	0	100.0
1,2-ジクロロエチレン	138	0	100.0
1,1,1-トリクロロエタン	138	0	100.0
1,1,2-トリクロロエタン	138	0	100.0
トリクロロエチレン	138	0	100.0
テトラクロロエチレン	138	0	100.0
1,3-ジクロロプロパン	138	0	100.0
チラム	138	0	100.0
シマジン	138	0	100.0
チオベンカルブ	138	0	100.0
ベンゼン	138	0	100.0
セレン	138	0	100.0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	138	11	92.0
ふつ素	138	0	100.0
ほう素	138	0	100.0
1,4-ジオキサン	138	0	100.0

イ 環境基準超過地点

(平成24年度)

項目	地 点	濃 度 (mg/L)	基準値 (mg/L)
砒素	3 地点	0.015~0.053	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11地点	11~35	10以下

ウ 調査地点数及び環境基準適合割合の推移

年度	調査市町村数	調査地点数 (井戸本数)	環境基準適合地点数 (井戸本数)	環境基準適合地点数 の割合 (%)
20	58	147	126	85.7
21	56	145	134	92.4
22	55	145	126	86.9
23	56	139	122	87.8
24	56	138	124	89.9

(12) ダイオキシン類に係る環境基準

大 気	水 質	土 壤	河 川 底 質
年間平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	年間平均値が 1 pg-TEQ/L以下	1,000pg-TEQ/g以下	150pg-TEQ/g以下

(13) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果（平成24年度）

ア 大気

地 分 域 類	調査機関	調査地点 (測定局名)	調査結果 (pg-TEQ/m³)				
			第1回 5/16-23	第2回 7/19-26	第3回 10/17-24	第4回 1/10-17	平均値
一環 般 境	埼玉県 (12地点)	八潮局(水道部)	0.046	0.044	0.059	0.075	0.056
		新座局(水道管理センター)	0.026	0.035	0.068	0.053	0.046
		富士見局(市役所)	0.037	0.033	0.030	0.063	0.041
		日高局(高麗川南公民館)	0.018	0.027	0.020	0.024	0.022
		久喜局(久喜南中学校)	0.037	0.035	0.036	0.12	0.057
		加須局(礼羽小学校)	0.040	0.032	0.033	0.070	0.044
		鴻巣局(市役所)	0.037	0.032	0.040	0.085	0.049
		東松山局(五領町近隣公園)	0.030	0.037	0.031	0.049	0.037
		小川局(小川高校)	0.021	0.023	0.020	0.021	0.021
		深谷局(桜ヶ丘小学校)	0.029	0.038	0.014	0.040	0.030
		本庄児玉局(児玉児童公園)	0.012	0.025	0.018	0.024	0.020
		秩父局(農林振興センター)	—	0.012	—	0.010	0.011
	さいたま市 (2地点)	さいたま市大宮局(大宮区役所)	0.037	0.057	0.049	0.069	0.053
		さいたま市役所局	0.048	0.027	0.033	0.091	0.050
固定発生源周辺 沿道	川越市	川越市川越局(川越市宮下町2丁目)	0.025	0.038	0.044	0.056	0.041
	川口市	川口市芝局(樋ノ爪児童公園)	—	0.034	—	0.098	0.066
	所沢市 (2地点)	所沢市教育センター	0.015	0.041	0.041	0.035	0.033
		所沢市東所沢	0.029	0.051	0.038	0.070	0.047
	越谷市	越谷市役所	0.029	0.031	0.055	0.059	0.044
	埼玉県	三ヶ尻(熊谷市三ヶ尻)	0.028	0.049	0.055	0.066	0.050
	埼玉県 (3地点)	戸田美女木自排局(西部福祉センター)	0.051	0.068	0.041	0.079	0.060
		草加市花栗自排局(花栗中学校)	0.032	0.039	0.055	0.10	0.057
		朝霞幸町自排局(旧朝霞第4小学校)	0.031	0.040	0.028	0.040	0.035

イ 公共用水域(河川水・河川底質)

No.	河川名	調査地点	備考	採取日	河川水質 [pg-TEQ/L]		調査機関
					測定値	年平均値	
3	荒川	治水橋	基	H24.10.30	0.15	0.15	3.3
4	荒川	開平橋	基	H24.10.31	0.13	0.13	0.76
9	荒川	中津川合流点前	基	H24.11.9	0.017	0.017	0.11
10	芝川	八丁橋	基	H24.10.26	0.70	0.64	13
11				H25.1.28	0.57		—
12	新芝川	山王橋	基	H24.10.17	0.84	0.84	3.5
				H25.1.15	0.84		—
18	鴨川	中土手橋	基	H24.10.26	0.52	0.42	2.6
				H25.1.28	0.31		—
22	入間川	初雁橋		H24.10.29	0.12	0.12	0.28
27	越辺川	今川橋	基	H24.10.26	0.029	0.029	0.29
38	市野川	徒歩橋	基	H24.10.26	0.24	0.24	120
42	赤平川	赤平橋	基	H24.11.9	0.018	0.018	0.17
45	中山川	潮止橋	基	H25.5.24	2.1	1.2	—
				H24.7.23	0.91		—
				H24.10.5	0.77		1.2
				H24.12.3	0.85		—
52	綾瀬川	内匠橋	基	H24.5.24	3.2	2.2	—
				H24.7.23	3.3		—
				H24.10.4	0.62		21
				H24.12.3	1.5		—

No.	河川名	調査地点	備考	採取日	河川水質 [pg-TEQ/L]		河川底質 [pg-TEQ/g]	調査機関	
					測定値	年平均値			
53	綾瀬川	手代橋		H24. 5.24	3.0	2.1	—	国土交通省	
				H24. 7.23	3.0		—		
				H24.10. 4	1.6		—		
				H24.12. 3	0.76		—		
54	綾瀬川	槐戸橋		H24. 5.24	4.2	2.2	—	国土交通省	
				H24. 7.23	2.4		—		
				H24.10. 4	1.5		—		
				H24.12. 3	0.64		—		
55	綾瀬川	畠橋※	基	—	—	—	—	さいたま市	
56	伝右川	伝右橋		H24. 4.10	0.93	1.1	—	埼玉県	
				H24. 7.20	1.7		—		
				H24.11.16	0.72		130		
				H25. 1.11	1.1		—		
57	古綾瀬川	綾瀬川合流点前	基	H24. 4.10	0.73	0.88	—	埼玉県	
				H24. 7.20	1.7		—		
				H24.11.16	0.58		35		
				H25. 1.11	0.51		—		
60	元荒川	中島橋	基	H24.11.16	0.25	0.25	5.5	越谷市	
64	新方川	昭和橋	基	H24. 4.13	1.2	1.6	—	越谷市	
				H24. 7.20	4.2		—		
				H24.11.16	0.57		3.2		
				H25. 1.11	0.59		—		
65	大落古利根川	ふれあい橋	基	H24. 4.13	0.65	0.54	—	埼玉県	
				H24. 7.20	0.73		—		
				H24.11.16	0.41		3.1		
				H25. 1.11	0.36		—		
68	新河岸川	笛目橋	基	H24.11. 1	0.12	0.12	1.8	埼玉県	
69		いろは橋	基	H24.11. 1	0.33	0.33	6.6		
70		旭橋		H24.10.29	0.21	0.21	8.8	川越市	
74	柳瀬川	栄橋	基	H24.11. 1	0.047	0.047	0.50	埼玉県	
77	不老川	不老橋	基	H24.10.29	0.071	0.071	2.1	川越市	
79	利根川	栗橋	基	H25.10. 5	0.40	0.40	0.23	国土交通省	
88	小山川	新明橋	基	H24.10.26	0.13	0.13	0.75	埼玉県	
92	元小山川	県道本庄妻沼線交差点	基	H24.10.26	0.32	0.32	—	埼玉県	
93	神流川	神流川橋	基	H24.10. 4	0.094	0.094	1.0	国土交通省	
A	綾瀬川	綾瀬川橋		H24. 4.13	1.1	1.1	—	越谷市	
				H24. 7.20	2.0		—		
				H24.11.16	0.86		5.4		
				H25. 1.11	0.62		—		
B		佐藤橋		H24. 4.10	1.2	0.97	—	埼玉県	
				H24. 7.20	1.7		—		
				H24.11.16	0.67		4.5		
				H25. 1.11	0.31		—		
C	綾瀬川	新簀子橋		H24.10.26	0.36	0.24	17	さいたま市	
				H25. 1.28	0.11		—		
D		関橋		H24.11.16	0.51	0.51	13	埼玉県	
E		上綾瀬橋		H24. 4.10	0.64	0.72	—	埼玉県	
				H24. 7.20	1.5		—		
				H24.11.16	0.63		—		
				H25. 1.11	0.099		—		
F	古綾瀬川	松江新橋		H24. 4.10	1.2	1.0	—	埼玉県	
				H24. 7.20	1.3		—		
				H24.11.16	0.72		86		
				H25. 1.11	0.84		—		

No.	河川名	調査地点	備考	採取日	河川水質 [pg-TEQ/L]		河川底質 [pg-TEQ/g]	調査機関
					測定値	年平均値		
G	古綾瀬川	弁天橋		H24. 4. 10	1.0	2.0	—	埼玉県
				H24. 7. 20	1.9		—	
				H24. 11. 16	1.8		89	
				H25. 1. 11	3.2		—	
H	柳瀬川	清柳橋		H24. 11. 1	0.035	0.035	0.24	所沢市
I	不老川	金井沢橋		H24. 11. 1	0.065	0.065	2.6	
J	彩湖	荒川貯水池		H24. 10. 30	0.12	0.12	17	国土交通省

※ 平成24年度は工事のため、駿橋での採水は実施できなかった。

注1) NO. 欄の数字は、平成24年度公共用水域水質測定計画の測定地点番号、アルファベットは、同測定計画にない地点を示します。

注2) 備考欄の「基」は、環境基準点であることを示します。

ウ 地下水常時監視結果（平成24年度）

環境基準：1 [pg-TEQ/L] 以下

No.	調査機関	調査地点	採取日	調査結果
1	さいたま市	さいたま市	浦和区仲町	H24. 8. 31 0.063
2	川越市	川越市	伊佐沼	H24. 10. 18 0.014
3	埼玉県	熊谷市	相上	H24. 11. 1 0.014
4			新島	H24. 10. 23 0.015
5	川口市	川口市	上青木西	H24. 5. 23 0.042
6	埼玉県	飯能市	北川	H24. 11. 1 0.015
7		鴻巣市	本町	H24. 11. 9 0.015
8	越谷市	越谷市	川柳町	H24. 12. 7 0.017
9		幸手市	惣新田	H24. 11. 9 0.022
10		鶴ヶ島市	上新田	H24. 11. 1 0.015
11	埼玉県	上里町	勅使河原	H24. 10. 23 0.014
12		寄居町	用土	H24. 10. 23 0.014
13		松伏町	田中	H24. 11. 30 0.016

エ 土壌常時監視結果（平成24年度）

(ア) 一般環境把握調査（調査機関：市）

環境基準：1,000 [pg-TEQ/g]

No.	調査地点	採取日	調査結果 [pg-TEQ/g]
1	さいたま市	しらこばと水上公園	H24. 10. 24 22
2	川越市	かほく運動公園	H24. 12. 17 0.011
3		仙波浄水場	H24. 12. 17 23
4		柳根町公園	H24. 12. 17 0.57
5	川口市	長蔵記念公園	H24. 12. 17 0.61
6		前田東公園	H24. 12. 17 14
7		見沼元塙公園	H24. 8. 1 5.2
8	行田市	武藏公園	H24. 8. 1 2.9
9		壱里山公園	H24. 8. 1 3.0
10		飯能第一小学校	H24. 12. 11 3.6
11		飯能西中学校	H24. 12. 11 2.2
12	飯能市	加治東小学校	H24. 12. 11 0.23
13		南高麗小学校	H24. 12. 11 1.7
14		吾野小学校	H24. 12. 11 0.089
15	本庄市	本庄私立秋平保育所	H24. 11. 22 0.013
16		岩瀬小学校	H24. 9. 12 0.29
17	羽生市	手子林小学校	H24. 9. 12 0.0011
18		三田ヶ谷小学校	H24. 9. 12 3.6
19		新郷第一小学校	H24. 9. 12 0.038
20		幸町三丁目児童遊園地	H24. 7. 25 3.3
21	朝霞市	栄町第六児童遊園地	H24. 7. 25 0.96
22		根岸台自然公園	H24. 7. 25 0.97
23		さくら保育園	H24. 7. 25 0.15
24	坂戸市	勝呂公民館	H24. 8. 22 17
25		入西公民館	H24. 8. 22 6.6
26	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市北公民館	H25. 1. 10 0.99

(イ) 発生源周辺状況把握調査（測定機関：県）

環境基準：1,000 [pg-TEQ/g]

No.	調査地點	採取年月日	調査結果 [pg-TEQ/g]
1	坂戸市	中里集会所	H24. 8.10 5.9
2		稻荷大明神	H24. 8.10 7.4
3		高架下放置自転車撤去保管場所	H24. 8.10 8.1
4		幡戸公園	H24. 8.10 4.1
5		こども広場	H24. 8.10 8.2
6		北入西運動公園サッカーフィールド	H24. 8.10 3.9
7		恩がえし公園	H24. 8.10 6.9

4

水質関係

(1) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下
	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL以下
	水産3級 工業用1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
	工業用3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	-
該当水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域					

備考：1 基準値は、日間平均値とする。（湖沼もこれに準ずる。）

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
 　　" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 　　" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 　　" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 　　" 3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 　　" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 　　" 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の歩道等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール※	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	

備考：1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼もこれに準ずる。）

※ 平成24年8月22日環境省告示

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）
 (ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水産3級 工業用1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-
C	工業用2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	-
該当水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域					

備考：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	全公共用水域のうち、 水域類型ごとに指定する 水域
II	水道1、2、3級 (特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの） 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種 及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水工農業用 環境 水全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	

備考：1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		該 当 水 域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域
	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	
	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	
	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	

(2) 地点別 BOD75%値と環境基準達成率の推移(過去5年間) ○: 環境基準達成 ×: 環境基準非達成

水 域 名	番 号	羣 点	地 点 名	類型	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
荒川下流(1)	1	○	笹目橋	C	4.6	○	5.4	×	7.3	×	4.4	○	4.9	○
	3	○	治水橋	※3	A	0.9		1.1	1.3		1.1		1.5	
荒川中流	4	○	開平橋	※3	A	1.1	○	1.8	○	1.4	○	1.0	○	1.2
	6	○	久下橋	※3	A	0.8		1.0		1.2		0.9		1.1
荒川上流(2)	7	○	正喜橋	A	0.7	○	0.7	○	0.6	○	0.6	○	0.9	
	8	○	親鼻橋	A	1.3		1.2		0.7		0.8		0.8	○
荒川上流(1)	9	○	中津川合流点前	AA	0.9	○	0.8	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○
芝川	10	○	八丁橋	※4	D	6.1	○	6.5	○	5.4	○	4.9	○	5.3
	12	○	山王橋	※4	D	5.0		5.2		5.5	○	5.7	○	4.9
鴨川	18	○	中土手橋	C	10	×	8.3	×	6.2	×	4.4	○	5.6	×
入間川下流	20	○	入間大橋	※1	A	1.3	○	1.4	○	1.9	○	1.5	○	2.0
	21	○	落合橋	※1	A	0.5		1.0		1.0		0.7		1.0
入間川上流	25	○	給食センター前	A	1.1	○	1.3	○	<0.5	○	<0.5	○	0.6	○
越辺川下流	26	○	落合橋	B	1.3	○	1.6	○	1.8	○	1.9	○	2.9	○
越辺川上流	27	○	今川橋	A	1.3	○	1.7	○	0.6	○	0.9	○	0.9	○
都幾川	29	○	東松山橋	A	0.5	○	0.6	○	0.7	○	0.5	○	0.7	○
桙川	31	○	兜川合流点前	B	1.5	○	2.5	○	2.3	○	1.6	○	1.3	○
高麗川	33	○	高麗川大橋	A	0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	0.6	○
小畔川	35	○	莉橋	※1	B	1.4	○	1.7	○	2.0	○	2.2	○	1.9
霞川	36	○	大和橋	※2	B	1.7	○	2.7	○	1.2	○	1.2	○	1.3
成木川	37	○	成木大橋	A	1.6	○	1.5	○	0.5	○	0.5	○	0.6	○
市野川下流	38	○	徒步橋	C	2.7	○	4.2	○	2.6	○	3.9	○	2.7	○
市野川上流	39	○	天神橋	B	2.0	○	2.9	○	2.0	○	2.0	○	1.9	○
和田吉野川	41	○	吉見橋	B	2.1	○	2.6	○	2.8	○	2.6	○	2.8	○
赤平川	42	○	赤平橋	※1	AA	0.9	○	1.2	×	<0.5	○	0.7	○	0.5
横瀬川	43	○	原谷橋	A	1.6	○	1.4	○	1.0	○	1.1	○	1.0	○
中川中流	46	○	八条橋	C	2.7	○	3.5	○	2.5	○	3.5	○	3.4	○
中川上流	48	○	豊橋	C	3.4	○	3.4	○	3.0	○	3.8	○	2.9	○
綾瀬川下流	52	○	内匠橋	C	3.9	○	4.4	○	3.4	○	4.8	○	4.5	○
綾瀬川上流	55	○	駿橋	C	4.0	○	4.1	○	3.2	○	3.4	○	—※6	—※6
古綾瀬川	57	○	綾瀬川合流点前	※2	D	7.1	○	4.9	○	4.5	○	7.0	○	7.6
大場川	59	○	葛三橋	※2	C	4.2	○	4.8	○	4.0	○	4.0	○	4.3
元荒川	60	○	中島橋	C	4.1	○	2.6	○	3.7	○	5.7	×	3.2	○
新方川	64	○	昭和橋	C	4.0	○	3.0	○	3.9	○	5.3	×	4.0	○
大落古利根川	65	○	ふれあい橋	C	4.4	○	2.9	○	2.5	○	4.0	○	3.9	○
新河岸川	68	○	笹目橋	※5	D	3.7	○	3.7	○	2.9	○	4.1	○	2.8
	69	○	いろは橋	※5	D	2.3		2.3		1.8		2.2		2.1
白子川	71	○	三園橋	※5	D	2.1	○	2.4	○	2.2	○	2.8	○	2.4
黒目川	72	○	東橋	C	1.8	○	1.8	○	1.7	○	1.7	○	1.2	○
柳瀬川	74	○	栄橋	C	2.6	○	2.5	○	2.0	○	3.3	○	1.5	○
不老川	77	○	不老橋	※4	C	3.8	○	4.6	○	4.9	○	5.3	○	4.6
利根川中流	79	○	栗橋	A	1.2		2.0		1.5		1.6		1.7	
	80	○	利根大堰	A	0.9	○	1.6	○	1.3	○	1.0	○	1.2	○
	83	○	坂東大橋	A	0.7		1.6		1.5		1.5		1.3	
江戸川上流	84	○	流山橋	A	1.5	○	1.5	○	1.8	○	1.3	○	1.2	○
福川	87	○	昭和橋	B	6.4	×	6.8	×	3.2	×	5.3	×	7.3	×
小山川下流	88	○	新明橋	B	2.7	○	2.6	○	2.7	○	2.6	○	2.5	○
小山川上流	89	○	一の橋	A	1.9	○	2.2	×	1.5	○	2.2	×	2.0	○
唐沢川	91	○	森下橋	※2	B	2.3	○	2.8	○	2.6	○	3.0	○	2.4
元小山川	92	○	県道本庄妻沼線交差点	B	4.1	×	4.3	×	7.2	×	5.6	×	5.5	×
神流川(3)	93	○	神流川橋	A	0.9	○	0.8	○	0.8	○	0.6	○	0.6	○
神流川(2)	94	○	藤武橋	A	0.8	○	0.6	○	0.7	○	0.6	○	0.8	○
環境基準達成数						41		38		40		39		40
環境基準達成率(%)						93		86		91		89		91

※1 平成17年4月12日の埼玉県告示により、赤平川はA類型からAA類型に、入間川下流はB類型からA類型に、小畔川はC類型からB類型に指定された。

※2 平成18年3月24日の埼玉県告示により、霞川はB類型に、古綾瀬川はD類型に、大場川はC類型に、唐沢川はB類型に指定された。

※3 平成21年3月31日の環境省告示により、荒川中流はB類型からA類型に指定された。

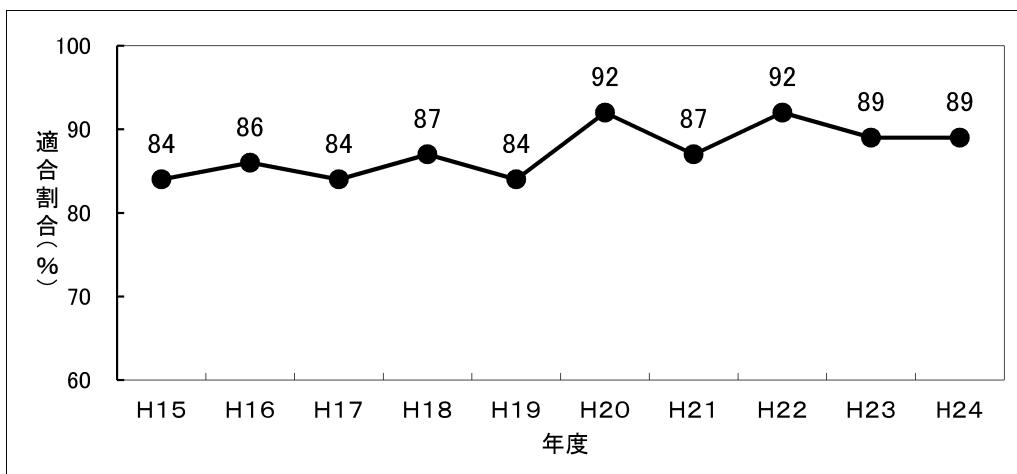
※4 平成24年2月24日の埼玉県告示により、芝川はD類型に、不老川はC類型に指定された(※23年度の環境基準は旧類型で評価)。

※5 平成25年3月26日の埼玉県告示により、新河岸川はC類型に、白子川はC類型に指定された(※24年度の環境基準は旧類型で評価)。

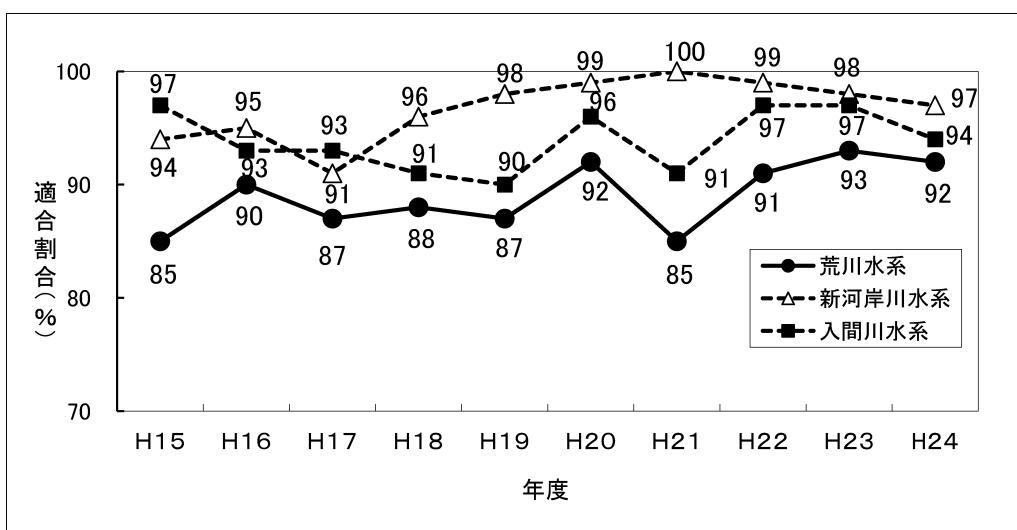
※6 平成24年度は工事のため瞬橋での採水は実施できなかった。

(3) BOD環境基準適合割合の推移

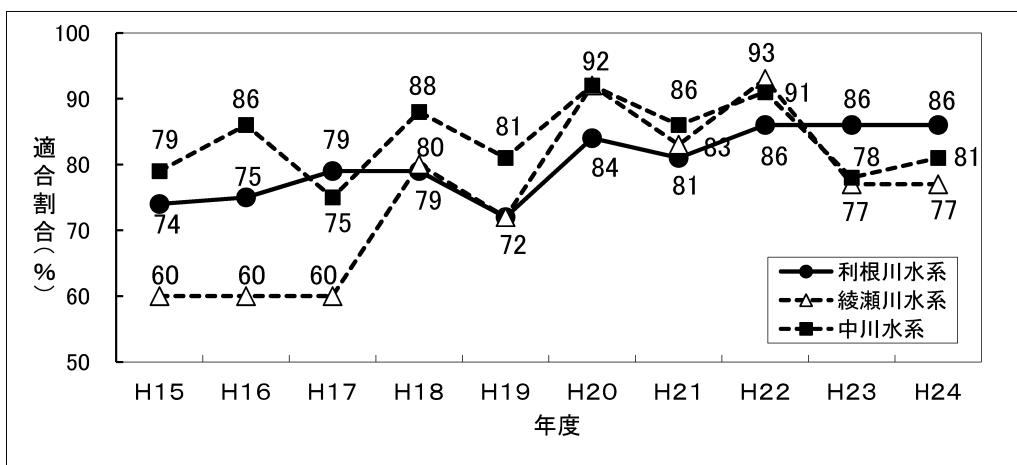
ア 環境基準適合割合



イ 水域別（荒川水系）



ウ 水域別（利根川水系）



(4) 生活環境項目の地点別年度平均値（平成24年度）

ア 河川

区分	河川名	地点番号	環境基準類型	基準点一般生物	地 点 名	p H	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	S S (mg/L)	D O (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	
荒川	荒川	1	C	生物B	○ ○	笹目橋	7.5	4.0	7.1	9	8.6	34,000	8.1	0.35	0.013
		2	A	生物B		秋ヶ瀬取水堰	7.9	1.4	3.2	7	11	10,000	2.2	0.090	—
		3	A	生物B	○ ○	治水橋	7.7	1.2	3.1	8	9.5	15,000	2.3	0.10	0.006
		4	A	生物B	○ ○	開平橋	7.7	1.1	3.0	12	10	15,000	2.1	0.088	0.006
		5	A	生物B		御成橋	7.8	0.8	2.7	12	10	9,800	2.0	0.081	—
		6	A	生物B	○ ○	久下橋	8.0	0.9	2.4	3	10	7,100	1.5	0.048	0.003
		7	A	生物特B	○ ○	正喜橋	8.0	0.7	2.0	2	10	6,500	1.2	0.039	0.001
		8	A	生物A	○ ○	親鼻橋	8.6	0.8	1.9	2	11	3,500	1.0	0.032	0.002
		9	AA	生物A	○ ○	中津川合流点前	8.1	0.5	1.0	1	11	2,400	0.53	0.012	0.001
川	芝川	10	D	生物B	○ ○	八丁橋	7.6	4.1	6.4	22	5.7	8,200	5.4	0.40	0.024
		11	D	生物B		境橋	7.5	3.2	5.3	10	5.6	64,000	4.5	0.42	0.045
		12	D	生物B	○ ○	山王橋	7.4	4.6	6.0	17	6.4	21,000	6.0	0.29	0.014
		13				論處橋	7.6	5.5	5.6	5	6.2	70,000	4.9	0.28	0.011
		14				柳橋	7.6	3.2	4.2	16	5.6	160,000	4.8	0.10	0.016
		15				荒川合流点前	7.3	4.0	7.0	14	6.6	—	7.2	0.30	0.016
		16				笹目樋管	7.3	3.3	6.3	14	6.1	—	5.2	0.21	0.022
		17				市立浦和南高校脇	7.7	5.3	7.7	15	6.1	130,000	3.5	0.48	0.026
		18	C	生物B	○ ○	中土手橋	7.6	4.7	6.5	26	7.6	22,000	4.3	0.28	0.032
		19	C	生物B		加茂川橋	7.6	4.6	6.7	24	6.2	14,000	5.6	0.43	0.076
川	入間川	20	A	生物B	○ ○	入間大橋	7.8	1.7	3.9	11	9.7	21,000	3.9	0.22	0.007
		21	A	生物B	○ ○	落合橋	8.1	0.8	2.3	4	11	7,300	3.1	0.10	0.005
		22	A	生物B		初雁橋	8.1	1.0	2.8	2	11	26,000	3.5	0.13	0.005
		23	A	生物B		富士見橋	8.0	1.3	3.3	3	11	7,000	3.3	0.17	0.011
		24	A	生物B		豊水橋	7.9	1.4	3.2	3	10	6,500	3.1	0.18	0.006
		25	A	生物A	○ ○	給食センター前	8.1	0.6	1.5	1	11	12,000	1.2	0.033	0.001
		26	B	生物B	○ ○	落合橋	7.6	1.9	3.9	9	9.2	26,000	4.7	0.24	0.009
		27	A	生物B	○ ○	今川橋	7.8	0.8	2.5	2	10	20,000	3.6	0.17	0.005
		28	A	生物A	○ ○	山吹橋	7.9	1.2	2.3	2	10	11,000	1.8	0.071	0.003
川	都幾川	29	A	生物B	○ ○	東松山橋	7.8	0.6	1.4	2	10	4,200	1.6	0.029	0.003
		30	A	生物A	○ ○	明覚	7.8	0.8	1.9	2	11	50,000	1.6	0.048	0.005
		31	B	生物B	○ ○	兜川合流点前	8.2	1.4	2.8	2	12	31,000	1.9	0.065	0.008
		32	B	生物A	○ ○	大内沢川合流点前	8.2	0.6	1.6	1	11	12,000	1.3	0.020	0.006
		33	A	生物B	○ ○	高麗川大橋	7.6	0.5	1.0	1	10	5,100	2.4	0.025	0.001
		34	A	生物A	○ ○	天神橋	8.3	0.5	1.3	1	11	8,600	1.2	0.033	0.001
		35	B	生物B	○ ○	七ヶ橋	8.0	1.8	4.6	12	9.9	56,000	4.9	0.42	0.012
		36	B	生物B	○ ○	大和橋	8.1	1.1	3.5	3	10	86,000	5.8	0.17	0.010
		37	A	生物A	○ ○	成木大橋	8.1	0.6	1.9	1	10	15,000	1.5	0.044	0.002
川	荒川	38	C	生物B	○ ○	徒歩橋	7.8	2.6	6.6	13	11	—	3.9	0.25	0.018
		39	B	生物B	○ ○	天神橋	8.4	1.9	5.7	5	12	45,000	2.7	0.48	0.019
		40				八幡橋	8.3	3.3	7.2	11	11	120,000	4.5	0.32	0.020
		41	B	生物B	○ ○	吉見橋	7.6	2.3	4.6	22	8.6	6,200	3.6	0.20	0.011
		42	AA	生物A	○ ○	赤平橋	8.5	0.6	1.4	2	10	6,700	1.2	0.042	0.001
		43	A	生物A	○ ○	原谷橋	8.7	0.9	2.1	1	11	15,000	1.7	0.054	0.001
		44				落合橋	8.2	0.6	1.4	1	10	620	0.92	0.010	0.003
		45	C	生物B		潮止橋	7.5	5.3	6.0	16	7.2	—	5.5	0.27	0.030
		46	C	生物B	○ ○	八条橋	7.6	3.2	5.7	21	7.5	—	4.2	0.20	0.016
川	中川	47	C	生物B		弥生橋	7.5	3.4	6.1	22	7.3	—	3.8	0.21	0.022
		48	C	生物B	○ ○	豊橋	7.3	2.7	6.2	31	6.5	—	3.1	0.18	0.026
		49	C	生物B		松富橋	7.4	2.9	6.3	33	7.7	28,000	2.9	0.16	0.046
		50	C	生物B		行幸橋	7.3	3.4	6.7	26	8.3	—	4.0	0.31	0.017
		51	C	生物B		道橋	7.3	11	10	23	6.8	—	4.1	0.42	0.028
		52	C	生物B	○ ○	内匠橋	7.5	4.1	7.7	27	4.6	—	5.0	0.30	0.034
綾瀬川	綾瀬川	53	C	生物B		手代橋	7.4	4.4	8.3	22	4.8	—	4.8	0.29	0.036
		54	C	生物B		槐戸橋	7.5	4.2	7.0	17	5.8	—	4.6	0.26	0.023
		55	C	生物B		瞞橋※	—	—	—	—	—	—	—	—	—

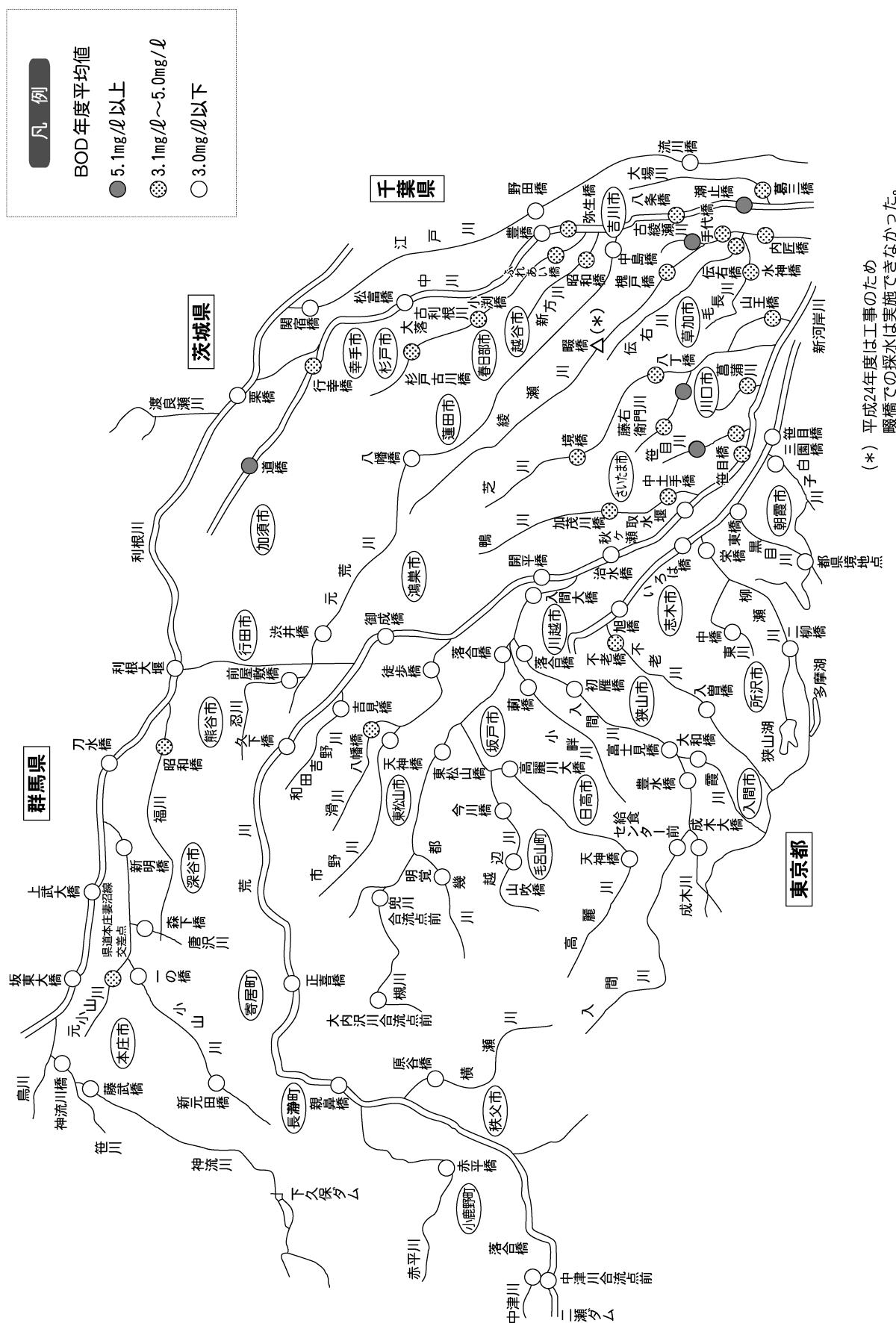
区分	河川名	地点番号	環境基準類型	基準点		地 点 名	p H	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	S S (mg/L)	D O (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)
				一般	生物										
綾瀬川	伝右川	56				伝右橋	7.5	3.5	6.2	12	5.1	3,500	4.0	0.27	0.023
	古綾瀬川	57	D 生物B	○ ○		綾瀬川合流点前	7.4	6.6	11	14	5.3	—	4.8	0.31	0.027
	毛長川	58				水神橋	7.5	3.9	6.3	17	5.0	6,300	4.8	0.33	0.018
川	大場川	59	C 生物B	○ ○		葛三橋	7.4	3.6	7.1	18	5.4	—	4.7	0.24	0.020
		60	C 生物B	○ ○		中島橋	7.5	2.8	4.6	16	8.4	5,200	3.5	0.22	0.011
	元荒川	61	C 生物B			八幡橋	7.4	2.8	5.5	22	7.6	32,000	3.6	0.25	0.012
		62	C 生物B			渋井橋	7.4	2.4	4.6	14	6.6	120,000	3.0	0.20	0.015
	忍川	63				前屋敷橋	7.4	2.8	4.9	18	6.4	140,000	3.1	0.20	0.017
	新方川	64	C 生物B	○ ○		昭和橋	7.4	3.5	5.8	23	7.1	7,500	3.7	0.25	0.014
		65	C 生物B	○ ○		ふれあい橋	7.8	3.6	5.6	16	9.5	5,300	4.2	0.16	0.011
	大落古利根川	66	C 生物B			小渕橋	7.3	4.1	6.0	14	7.5	63,000	5.1	0.14	0.012
河川		67	C 生物B			杉戸古川橋	7.4	4.8	6.1	16	6.5	—	6.0	0.13	0.011
	新河岸川	68	D 生物B	○ ○		笹目橋	7.2	2.8	5.9	9	7.2	50,000	9.3	0.35	0.023
		69	D 生物B	○ ○		いろは橋	7.0	1.5	3.6	10	6.6	77,000	7.4	0.12	0.013
		70	D 生物B			旭橋	6.9	1.5	3.8	8	7.7	70,000	7.3	0.15	0.013
	白子川	71	D 生物B	○ ○		三園橋	7.3	2.3	4.8	5	6.6	110,000	8.0	0.16	0.016
	黒目川	72	C 生物B	○ ○		東橋	7.8	1.0	2.1	5	11	29,000	5.9	0.054	0.011
		73	C 生物B			都県境地点	7.5	0.7	1.6	3	11	33,000	5.4	0.019	0.005
	柳瀬川	74	C 生物B	○ ○		栄橋	7.3	2.0	5.5	5	8.3	66,000	8.1	0.16	0.024
		75	C 生物B			二柳橋	7.9	1.6	2.8	3	11	—	3.7	0.21	0.003
	東川	76				中橋	7.6	1.2	3.6	2	9.8	2,400	6.4	0.28	0.008
	不老川	77	C 生物B	○ ○		不老橋	7.9	3.8	6.3	2	11	170,000	7.5	0.30	0.014
		78	C 生物B			入曾橋	7.4	2.8	6.8	4	10	—	8.0	0.23	0.032
川	利根川	79	A 生物B	○ ○		栗橋	7.5	1.5	3.1	12	9.4	3,400	2.5	0.12	0.011
		80	A 生物B	○ ○		利根大堰	7.5	1.1	2.8	7	10	5,300	2.3	0.11	0.010
		81	A 生物B			刀水橋	7.5	1.4	3.0	4	10	12,000	2.2	0.11	0.017
		82	A 生物B			上武大橋	7.5	1.2	2.6	9	11	4,200	1.8	0.078	0.013
		83	A 生物B	○ ○		坂東大橋	7.4	1.0	2.4	9	11	4,200	1.5	0.069	0.009
	江戸川	84	A 生物B	○ ○		流山橋	7.8	1.1	3.2	16	9.6	25,000	2.3	0.089	0.009
		85	A 生物B			野田橋	7.8	1.0	4.0	14	9.7	18,000	2.2	0.082	0.008
		86	A 生物B			関宿橋	7.7	1.1	3.1	16	9.6	18,000	2.2	0.086	0.007
	福川	87	B 生物B	○ ○		昭和橋	7.4	4.8	5.1	8	5.6	590,000	7.7	0.39	0.011
川	小山川	88	B 生物B	○ ○		新明橋	7.9	2.2	5.0	12	12	90,000	5.6	0.26	0.014
		89	A 生物B	○ ○		一の橋	7.9	1.7	4.1	7	11	91,000	3.5	0.15	0.009
	唐沢川	90	A 生物A	○		新元田橋	8.1	0.6	1.6	1	12	10,000	1.6	0.031	0.006
	元小山川	91	B 生物B	○ ○		森下橋	8.1	2.3	5.0	8	12	180,000	5.9	0.28	0.011
	神流川	92	B 生物B	○ ○		県道本庄妻沼線交差点	7.7	4.5	6.6	10	10	680,000	12	0.52	0.029
		93	A 生物A	○ ○		神流川橋	7.9	0.6	1.7	3	9.7	2,800	1.4	0.026	0.002
		94	A 生物A	○ ○		藤武橋	8.0	0.7	1.8	3	10	8,700	1.3	0.025	0.001

※ 平成24年度は工事のため、瞬橋での採水は実施できなかった。

イ 湖沼

湖沼名	地点番号	環境基準類型	基準点		地 点名	p H	C O D (mg/L)	S S (mg/L)	D O (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)
			一般	生物									
下久保ダム貯水池 (神流湖)	L 1	湖沼A III	湖沼生物A	○ ○	湖心	8.1	1.5	1	10	460	1.2	0.010	0.001
二瀬ダム貯水池 (秩父湖)	L 2	湖沼A III	湖沼生物A	○ ○	湖心	7.5	1.7	6	8.0	330	0.46	0.015	0.002

(5) 河川水質状況（平成24年度）



(6) BODの値からみた主要河川の地点別汚濁状況

ア BOD年度平均値の低い10地点

順位	河川名	地點名(所在地)	BOD年度平均値(mg/L)		
			24年度	23年度	22年度
1	荒川	中津川合流点前(秩父市)	0.5	① 0.5	① 0.5
	高麗川	高麗川大橋(坂戸市)	0.5	① 0.5	① 0.5
	高麗川	天神橋(日高市)	0.5	① 0.5	⑧ 0.6
4	入間川	給食センター前(狭山市)	0.6	⑤ 0.6	① 0.5
	都幾川	東松山橋(東松山市)	0.6	⑤ 0.6	⑧ 0.6
	楓川	大内沢川合流点前(東秩父村)	0.6	⑤ 0.6	① 0.5
	成木川	成木大橋(飯能市)	0.6	① 0.5	① 0.5
	赤平川	赤平橋(小鹿野町)	0.6	⑭ 0.7	① 0.5
	中津川	落合橋(秩父市)	0.6	⑤ 0.6	① 0.5
	小山川	新元田橋(本庄市)	0.6	⑭ 0.6	① 0.5
	神流川	神流川橋(上里町・群馬県高崎市)	0.6	⑤ 0.6	⑭ 0.7

イ BOD年度平均値の高い10地点

順位	河川名	地點名(所在地)	BOD年度平均値(mg/L)		
			24年度	23年度	22年度
1	中川	道橋(加須市)	11	① 10	② 7.2
2	古綾瀬川	綾瀬川合流点前(草加市)	6.6	② 6.0	⑩ 4.3
3	藤右衛門川	論處橋(川口市)	5.5	③ 5.5	① 7.3
4	笛目川	市立浦和南高校脇(さいたま市南区・戸田市)	5.3	3.3	⑫ 3.6
	中川	潮止橋(八潮市)	5.3	④ 4.9	⑯ 3.3
6	大落古利根川	杉戸古川橋(杉戸町)	4.8	⑯ 3.7	2.3
	福川	昭和橋(熊谷市)	4.8	⑦ 4.4	⑬ 3.5
8	鴨川	中土手橋(さいたま市桜区)	4.7	⑪ 4.1	③ 5.7
9	新芝川	山王橋(東京都足立区・川口市)	4.6	⑤ 4.8	⑤ 5.2
	鴨川	加茂川橋(さいたま市大宮区・西区)	4.6	⑯ 3.5	⑨ 4.4

※ 丸文字は各年度の順位(空欄は21位以下)

(7) 湖沼水質調査結果(平成24年度)

【夏季】

湖沼名	採取年月日	採取時刻	天候	気温(℃)	水温(℃)	全水深(m)	透明度(m)	色相	濁り	pH	DO(mg/L)
玉淀湖	H24.8.7	15:15	晴れ	30.1	28.0	12.15	2.95	淡黄緑色	無し	9.5	12
円良田湖	H24.8.7	13:20	晴れ	33.0	29.8	12.29	2.22	淡緑褐色	無し	8.3	8.9
間瀬湖	H24.8.7	10:05	晴れ	32.0	29.0	13.33	2.21	淡緑色	無し	7.9	8.1
鎌北湖	H24.8.9	13:30	晴れ	27.0	27.0	15.00	1.99	淡緑色	無し	8.7	9.2
宮沢湖	H24.8.9	10:30	晴れ	27.5	26.0	8.82	2.91	淡緑色	無し	8.9	9.2
伊佐沼	H24.8.9	15:35	晴れ	30.0	29.5	1.92	0.35	中緑褐色	有り	10.1	20
柴山沼	H24.8.3	10:10	晴れ	32.0	31.5	4.65	1.70	淡黄緑色	無し	8.3	11
山ノ神沼	H24.8.3	11:15	晴れ	32.9	32.0	1.65	0.43	濃緑茶色	有り	9.9	18
別所沼	H24.8.3	14:05	晴れ	33.5	32.5	1.35	0.73	中黄茶色	有り	9.9	13
湖沼名	COD(mg/L)	SS(mg/L)	導電率(mS/m)	全窒素(mg/L)	アンモニア性窒素(mg/L)	亜硝酸性窒素(mg/L)	硝酸性窒素(mg/L)	有機性窒素(mg/L)	全りん(mg/L)	りん酸性りん(mg/L)	クロロフィルa(μg/L)
玉淀湖	3.5	4	13	0.85	< 0.1	0.009	0.43	0.36	0.032	< 0.01	44
円良田湖	4.6	2	12	0.91	< 0.1	0.010	0.48	0.39	0.020	< 0.01	9
間瀬湖	2.7	< 1	8	1.7	< 0.1	0.012	1.4	0.16	0.011	< 0.01	5
鎌北湖	2.7	2	11	1.1	< 0.1	0.012	0.86	0.20	0.021	< 0.01	14
宮沢湖	2.5	1	12	0.83	< 0.1	0.005	0.54	0.26	0.022	< 0.01	8
伊佐沼	15	42	27	1.5	< 0.1	< 0.005	< 0.05	1.4	0.23	0.10	140
柴山沼	3.8	4	20	1.3	< 0.1	0.012	0.82	0.35	0.035	< 0.01	29
山ノ神沼	29	57	21	3.7	< 0.1	< 0.005	< 0.05	3.5	0.44	0.10	400
別所沼	13	25	18	1.2	< 0.1	< 0.005	< 0.05	1.2	0.075	< 0.01	100

※ 各湖沼とも表層水(水面下0.5m)を採取した。

【冬季】

湖沼名	採取年月日	採取時刻	天候	気温(°C)	水温(°C)	全水深(m)	透明度(m)	色相	濁り	pH	D O (mg/L)
玉淀湖	H25.2.8	14:35	晴れ	4.0	4.5	14.52	6.05	淡黄緑色	無し	8.0	11
円良田湖	H25.2.8	13:35	晴れ	7.2	4.3	11.78	2.95	淡黄色	無し	7.4	10
間瀬湖	H25.2.8	10:00	晴れ	5.0	3.5	14.92	4.65	淡白黄色	無し	7.3	10
鎌北湖	H25.2.14	14:00	晴れ	12.0	5.5	16.11	3.27	淡黄色	無し	7.3	11
宮沢湖	H25.2.14	10:40	晴れ	7.2	5.6	8.60	2.56	淡黄色	無し	7.2	11
柴山沼	H25.2.5	11:03	晴れ	7.0	10.1	4.23	1.14	淡黄色	無し	7.7	11
山ノ神沼	H25.2.5	13:05	晴れ	9.6	7.5	1.90	0.86	淡黄緑色	有り	9.6	13
別所沼	H25.2.5	14:50	晴れ	9.5	9.0	1.45	1.09	淡白黄色	有り	8.1	11
湖沼名	COD (mg/L)	SS (mg/L)	導電率 (mS/m)	全窒素 (mg/L)	アンモニア性窒素 (mg/L)	亜硝酸性窒素 (mg/L)	硝酸性窒素 (mg/L)	有機性窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	りん酸性りん (mg/L)	クロロフィルa (μg/L)
玉淀湖	1.6	<1	16	1.3	0.1	0.025	1.1	0.10	0.049	0.04	<1
円良田湖	3.8	2	13	0.90	0.2	0.006	0.42	0.27	0.010	<0.01	7
間瀬湖	3.0	<1	10	1.1	0.1	0.009	0.75	0.13	0.009	<0.01	2
鎌北湖	2.3	1	11	1.5	<0.1	0.013	1.3	0.21	0.021	<0.01	8
宮沢湖	3.4	3	13	1.0	0.2	0.012	0.57	0.29	0.021	<0.01	8
柴山沼	4.4	15	22	1.5	<0.1	0.009	1.1	0.45	0.039	0.01	12
山ノ神沼	20	24	19	3.7	<0.1	0.048	1.7	1.9	0.16	<0.01	140
別所沼	7.2	11	24	2.4	0.3	0.038	1.4	0.63	0.046	<0.01	24

※ 各湖沼とも表層水（水面下0.5m）を採取した。

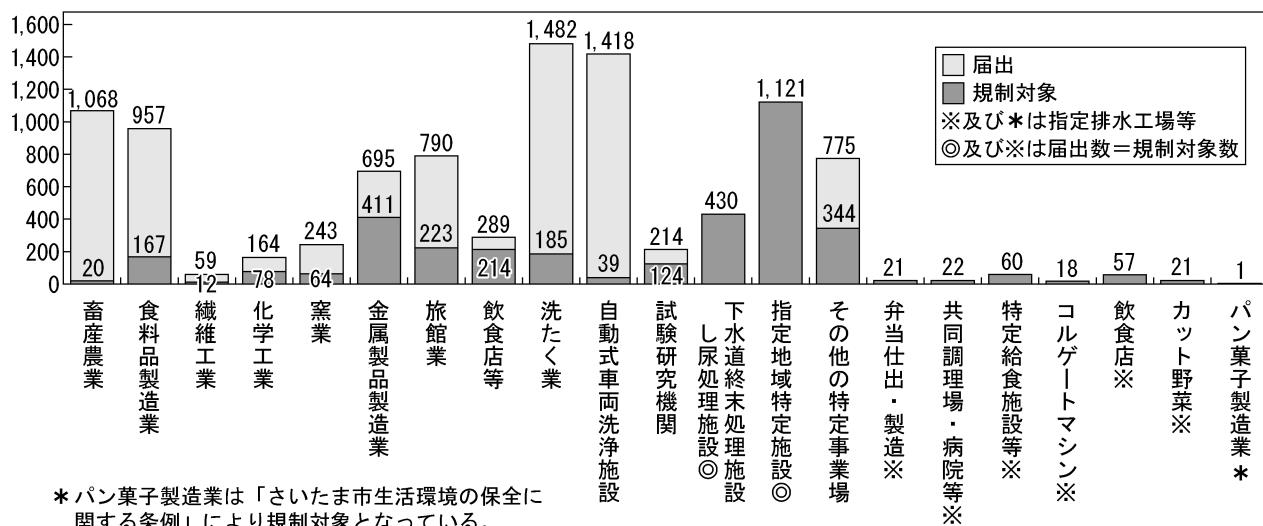
※ 伊佐沼については、改修工事のため欠測。

(8) 県全域旅游発生源総括表 (平成23年度)

区分		基礎データ	排水量 (×10³m³/日)	BOD負荷量 (t/日) (構成比%)
生活系	下水道	5,322千人	1,475	7.6
	501～合併処理浄化槽	123 //	139	0.6
	～500合併処理浄化槽	732 //	200	6.3
	501～単独処理浄化槽	0 //	0	0.0
	～500単独処理浄化槽	930 //	80	4.2
	し尿処理場	156 //	18	0.1
	その他	5 //	18	0.1
	雑排水	1,091 //	212	40.4
	小計	7,268 //	2,142	59.30
産業系	下水道	28件	178	0.9
	規制対象事業場	555 //	185	2.0
	その他の事業場	— //	90	11.5
	小計	—	453	14.4
畜産系	下水道	28件	0.0	0.0
	規制対象畜舎	1 //	0.5	0.0
	牛	335頭	0.0	2.1
	豚	1,222 //	0.1	2.4
	馬	14 //	0.0	0.1
	小計	(全飼育頭数) 1,571 //	0.6	4.6
その他系	下水道	28件	254	1.3
	山林	63,120 ha	—	0.5
	水田	41,890 //	—	0.4
	その他	274,850 //	—	2.7
	小計	379,860 //	254	4.90
合計		— —	2,850	83.2

※「排水量」及び「BOD負荷量」は「基礎データ」を基に計算。

(9) 特定事業場・指定排水工場等の業種内容（平成24年度・政令市等を含む）



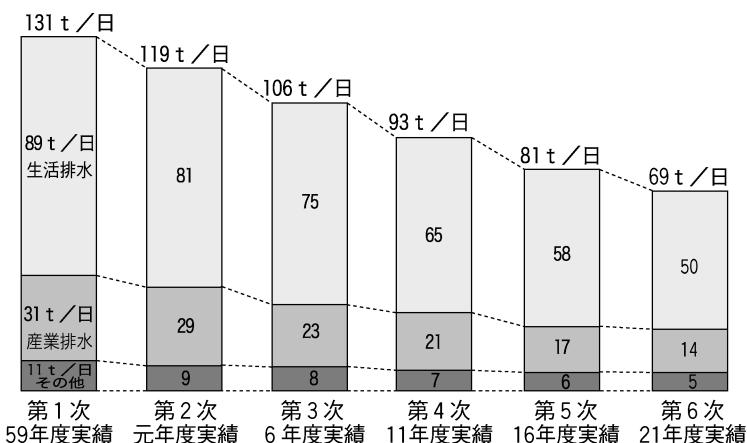
(10) 埼玉県における総量規制

① 指定地域（太線枠内）（平成25年4月1日現在）

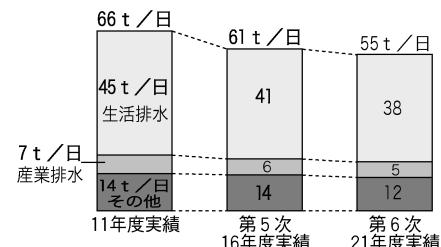
全域が指定地域となる市町村	(53)
一部が指定地域となる市町	(8)
(熊谷市、行田市、秩父市、加須市、深谷市、皆野町、美里町、寄居町)	
全部が指定地域から除外される市町	(3)
(本庄市、神川町、上里町)	



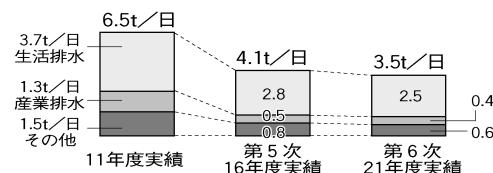
② 化学的酸素要求量



③窒素含有量



④りん含有量



(11) 排水基準超過に対する行政措置状況（平成24年度）

	立入検査件数	排水検査検査数	排水基準超過件数	行政処分				
				一時停止命令	改善命令	改善勧告	注意	その他
県	1,403	927	62 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (0.6%)	56 (6.0%)	0 (0.0%)
政令市等	1,355	1,115	185 (16.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (1.5%)	113 (10.1%)	55 (4.0%)
合計	2,758	2,042	247 (12.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (1.1%)	169 (8.3%)	55 (2.7%)

※ () 内は排水検査件数に対する同欄件数の割合

(12) 生活排水対策重点地域の指定状況（平成25年4月1日現在）

流域名	関連流域市町村	生活排水対策重点地域指定年月日	生活排水対策推進計画策定年月	生活排水対策推進協議会設置年月
不老川流域	川越市、所沢市、狭山市、入間市	平成3月8月9日	第1次 平成4年3月 第2次 平成19年3月	平成5年4月
元小山川流域	本庄市、上里町	平成4月7月6日	平成5年3月	平成5年10月
中川上流域	加須市、羽生市、久喜市	平成6月3月10日	平成7年3月	平成8年3月
赤平川流域	秩父市、小鹿野町	平成12月9月6日	平成14年3月	平成14年11月
荒川上流域	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町	平成14年2月18日	平成15年3月	平成15年11月
槐川・都幾川上流域	嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村	平成14年12月19日	平成16年3月	平成17年2月

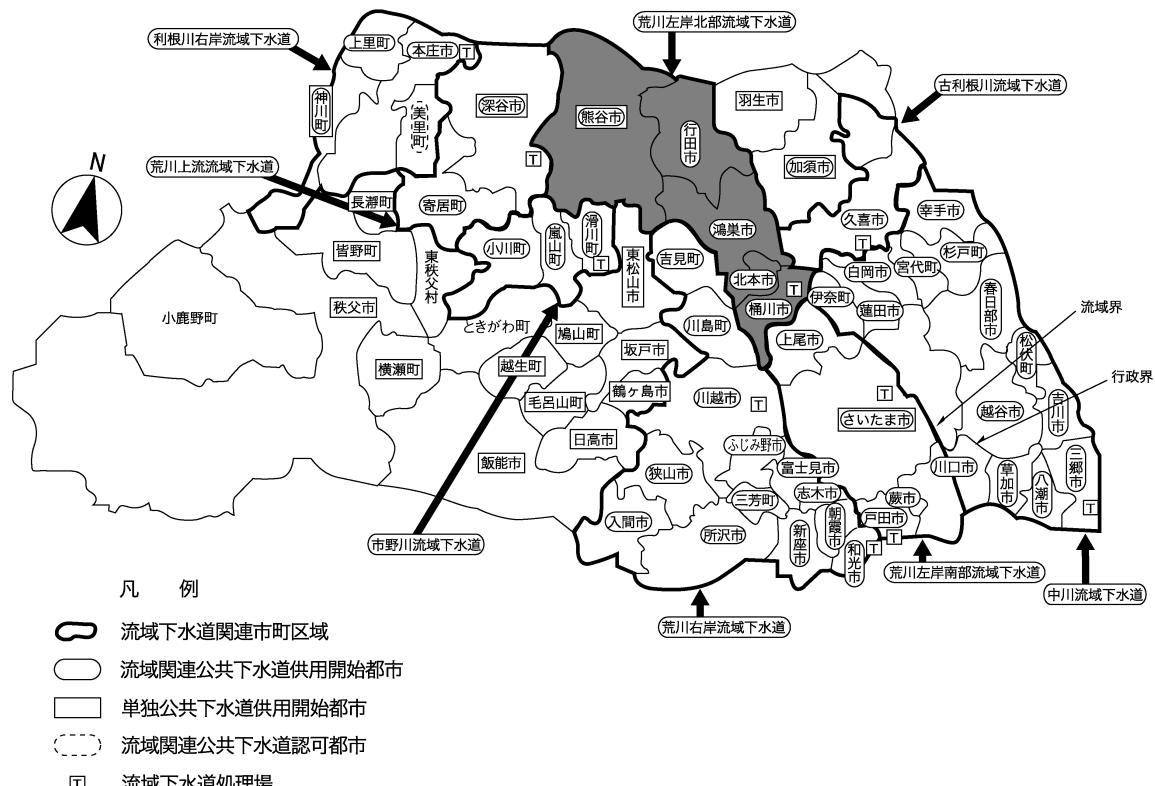
(13) 净化槽設置基数及び浄化槽整備事業の推移

	净化槽設置基数			净化槽整備事業（県費補助）		
	総設置基数 (基)	うち合併処理 浄化槽(基)	合併処理浄化槽 の割合(%)	市町村数	補助基数(基)	補助額 (千円)
13年度	627,541	123,921	19.7	69	3,585	384,293
14年度	638,709	135,089	21.2	71	3,369	302,636
15年度	649,895	146,275	22.5	72	3,354	308,720
16年度	662,486	158,866	24.0	72	3,472	306,447
17年度	675,026	171,406	25.4	55	3,071	220,108
18年度	688,118	184,498	26.8	52	2,744	208,796
19年度	616,351	180,902	29.4	53	2,497	214,034
20年度	613,098	189,001	30.8	53	2,365	171,422
21年度	611,574	196,675	32.2	46	2,080	153,683
22年度	566,469	199,383	35.2	44	1,970	146,689
23年度	551,317	210,893	38.3	45	894	285,529
24年度	526,841	206,702	39.2	47	1,213	435,796

(14) 下水道普及状況

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
整備状況	処理人口(万人)	482	489	496	501	511	518	526	533	542	548	553
	処理面積(km ²)	551	564	575	586	599	608	622	633	644	654	665
	処理人口普及率(%)	69.6	70.4	71.0	71.6	72.9	73.5	74.5	75.2	76.1	76.7	77.4
	処理面積整備率(%)	14.5	14.9	15.1	15.4	15.8	16.0	16.4	16.7	16.9	17.2	17.5

(15) 埼玉県流域下水道・公共下水道計画現況（平成25年4月1日現在）



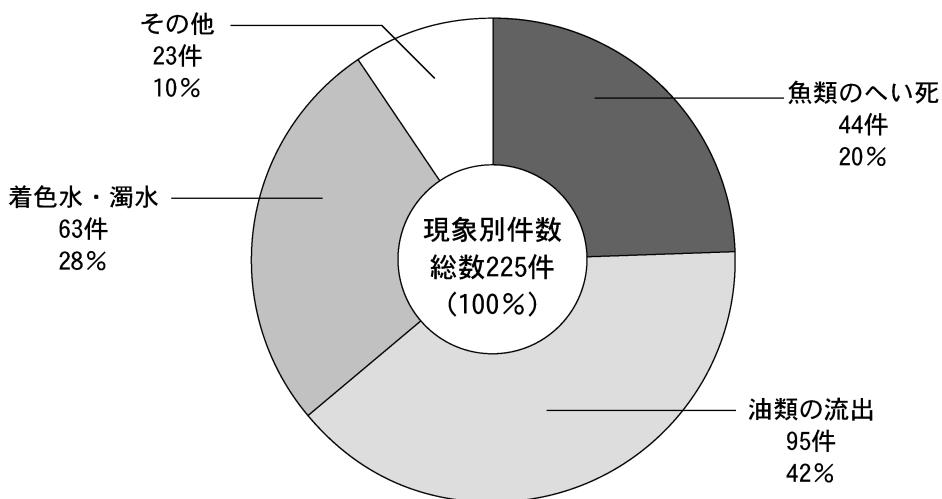
(注1) 単独公共下水道は、一部事務組合が事業主体となる下水道を含む。(坂戸・鶴ヶ島下水道組合、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合及び皆野・長瀬上下水道組合の3組合)

(16) 流域下水道の計画と現況（平成25年4月1日現在）

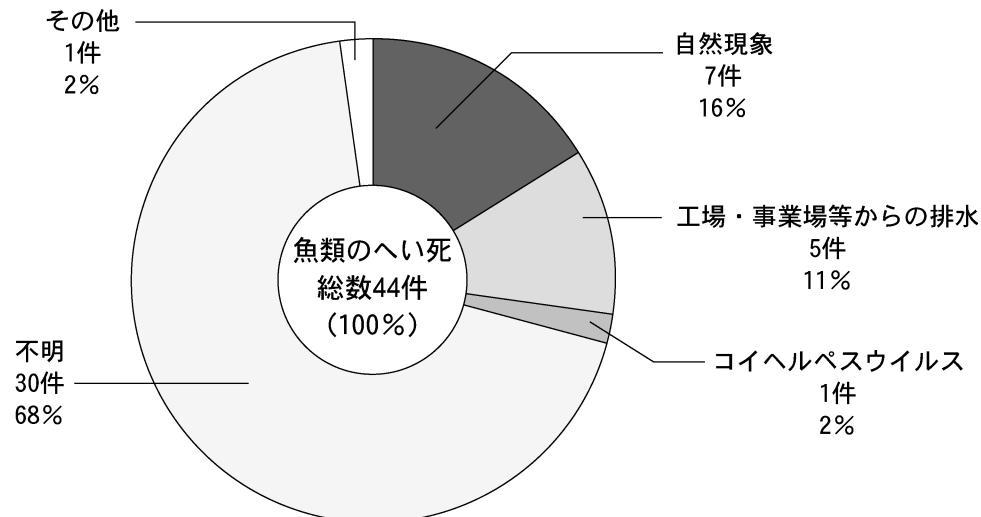
流域名	項目	事業着手年月日	処理開始年月日	全体計画		現　況		
				処理能力(m³/日)	処理区域内人口(人)	処理能力(m³/日)	処理水量(m³/日)	処理区域内人口(人)
荒川左岸南部	荒川循環センター	昭和42年3月27日	昭和47年10月1日	895,400 8系列	1,764,500	935,000 7系列	625,458	1,793,962
荒川左岸北部	荒川循環センター	昭和46年12月13日	昭和56年4月1日	233,100 5系列	434,300	223,750 3.5系列	133,710	326,294
荒川右岸	新河岸川循環センター	昭和46年12月13日	昭和56年4月1日	789,900 8系列 3系列	1,574,000	700,860 5系列	501,598	1,577,294
	新河岸川上流水循環センター	—	平成18年4月1日			50,950 2系列	47,993	
中川	中川循環センター	昭和48年3月29日	昭和58年4月1日	765,000 14系列	1,454,000	549,580 8系列	385,551	1,279,423
古利根川	古利根川循環センター	昭和52年9月17日	昭和58年4月1日	89,500 4系列	131,600	75,000 3系列	41,822	111,792
荒川上流	荒川上流水循環センター	昭和61年3月15日	平成4年4月1日	15,900 3系列	25,600	10,152 1.5系列	3,985	16,359
市野川	市野川循環センター	平成元年10月3日	平成6年4月1日	22,800 4系列	42,200	17,600 3系列	10,520	35,887
利根川右岸	小山川循環センター	平成17年3月14日	平成21年4月1日	77,700 5系列	120,800	30,000 2系列	13,105	47,263
計	—	—	—	2,889,300	5,547,000	2,592,892	1,763,742	5,188,274

(注) 処理水量は、24年度実績（日平均）であり、計欄は、各流域処理水量(m³/日)の合計値である。

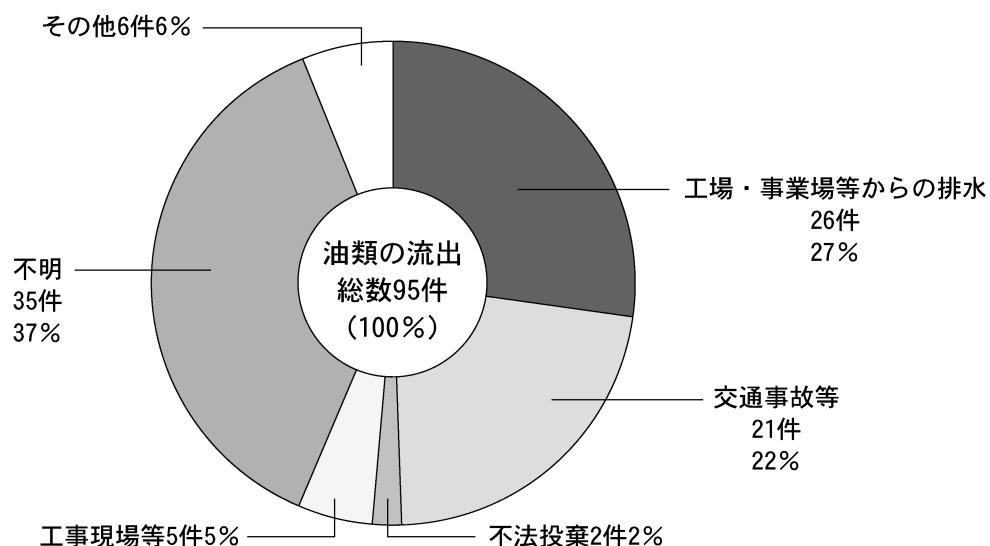
(17) 異常水質事故の現象別発生件数（平成24年度）



(18) 異常水質事故における魚類のへい死の発生原因内訳（平成24年度）



(19) 異常水質事故における油類の流出の発生原因内訳（平成24年度）



(20) 雜用水利用施設の推移

区分	昭和 50年度	55年度	60年度	平成 6年度	9年度	12年度	15年度	18年度	21年度	22年度	23年度	24年度
雨 水 の 利 用	1	1	6	60	93	169	227	267	299	323	333	341
業務ビル等の各施設から発生した下水の再利用	0	6	12	42	46	56	58	71	72	75	75	75
下水道処理場の処理水の利用	3	8	16	21	21	22	22	22	23	23	23	23
工業用水道用水の利用	2	9	13	23	24	34	40	49	49	49	49	49
計	6	24	47	146	184	281	347	409	443	470	480	488

(注) 施設数について、平成18年度までは埼玉県長期水需給の見通し(平成19年12月)から掲載。
平成21年度以降は土地水政策課の調査による。

(21) 原水別・利用用途別雑用水利用の状況(平成24年度)

原水別用途別施設	水 ト イ レ	冷 房 ・ 冷 却 用	散水用水	洗 車	洗浄用水	環 境 ・ 修 景 用	そ の 他	施 設 数
雨 水 の 利 用	224	13	118	6	11	19	40	341
業務ビル等の各施設から発生した下水の再利用	64	15	18	4	5	7	2	75
下水道処理場の処理水の利用	2	20	1	0	24	2	5	23
工業用水道用水の利用	29	35	9	0	15	3	18	49
計	319	83	146	10	55	31	65	488

(注) 雜用水を複数の用途に使用している例が多いため、施設数と用途別件数の合計は一致しない。

(22) 地域別地下水採取量

(単位:千m³/日)

年次 地域名	平 成 19 年				平 成 20 年				平 成 21 年			
	水道用	建築物用	工業用	計	水道用	建築物用	工業用	計	水道用	建築物用	工業用	計
東部地域	46.8	1.8	12.7	61.3	42.3	1.9	13.6	57.8	45.4	2.9	11.4	59.7
中央部地域	123.8	3.3	31.5	158.6	115.5	2.1	37.2	154.8	113.2	3.5	28.1	144.8
西部地域	103.7	9.8	42.9	156.4	102.4	10.2	44.5	157.1	105.6	12.0	40.2	157.8
北東部地域	67.0	2.6	20.0	89.6	67.5	2.8	21.2	91.5	65.3	3.0	18.7	87.0
比企地域	26.7	0.6	5.2	32.5	25.3	0.9	5.2	31.4	23.7	0.6	5.2	29.5
北部地域	146.5	6.8	55.4	208.7	140.3	3.8	54.5	198.6	136.6	4.3	52.7	193.6
計	514.5	24.9	167.7	707.1	493.3	21.7	176.2	691.2	489.8	26.3	156.3	672.4
	72.8%	3.5%	23.7%	100%	71.4%	3.1%	25.5%	100%	72.8%	3.9%	23.2%	100%

年次 地域名	平 成 22 年				平 成 23 年				平 成 24 年				対前年比(%)
	水道用	建築物用	工業用	計	水道用	建築物用	工業用	計	水道用	建築物用	工業用	計	
東部地域	54.2	3.5	11.5	69.2	51.9	3.3	10.8	66.0	49.0	3.2	12.6	64.8	98.2
中央部地域	131.6	3.7	30.1	165.4	122.0	4.0	26.7	152.7	124.8	4.2	26.9	155.9	102.1
西部地域	113.8	12.9	40.6	167.3	104.4	12.2	36.8	153.4	104.9	12.2	36.5	153.7	100.2
北東部地域	64.6	3.4	19.1	87.1	59.2	3.4	18.7	81.3	56.1	3.5	18.2	77.8	95.7
比企地域	21.9	0.8	4.4	27.2	21.1	0.7	4.1	26.0	20.3	1.0	3.3	24.6	94.8
北部地域	137.5	3.3	52.9	193.7	133.2	3.3	52.2	188.7	133.3	3.4	50.5	187.2	99.2
計	523.8	27.5	158.7	710.0	491.7	26.9	149.3	668.0	488.5	27.5	148.0	664.0	99.6
	73.8%	3.9%	22.4%	100%	73.6%	4.0%	22.4%	100%	73.6%	4.1%	22.3%	100%	—

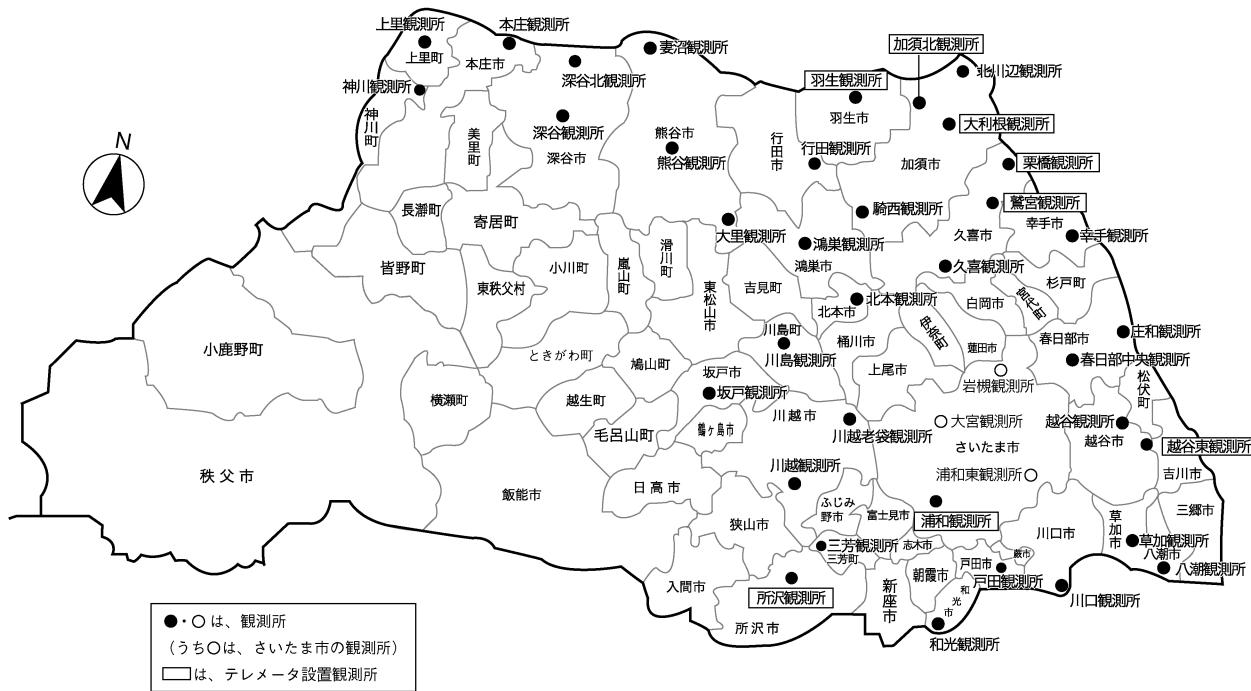
注 (1) 水道用は採取量報告に基づく数量。

(2) 建築物用は条例に基づく採取量報告と建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく採取量報告数値を合算。

(3) 工業用は条例に基づく採取量報告と工業用水法に基づく採取量報告を合算。

但し、2種指定地域やその他の地域は工業統計による数値を採用。

(23) 地盤沈下・地下水位観測所分布図（平成25年4月1日現在）



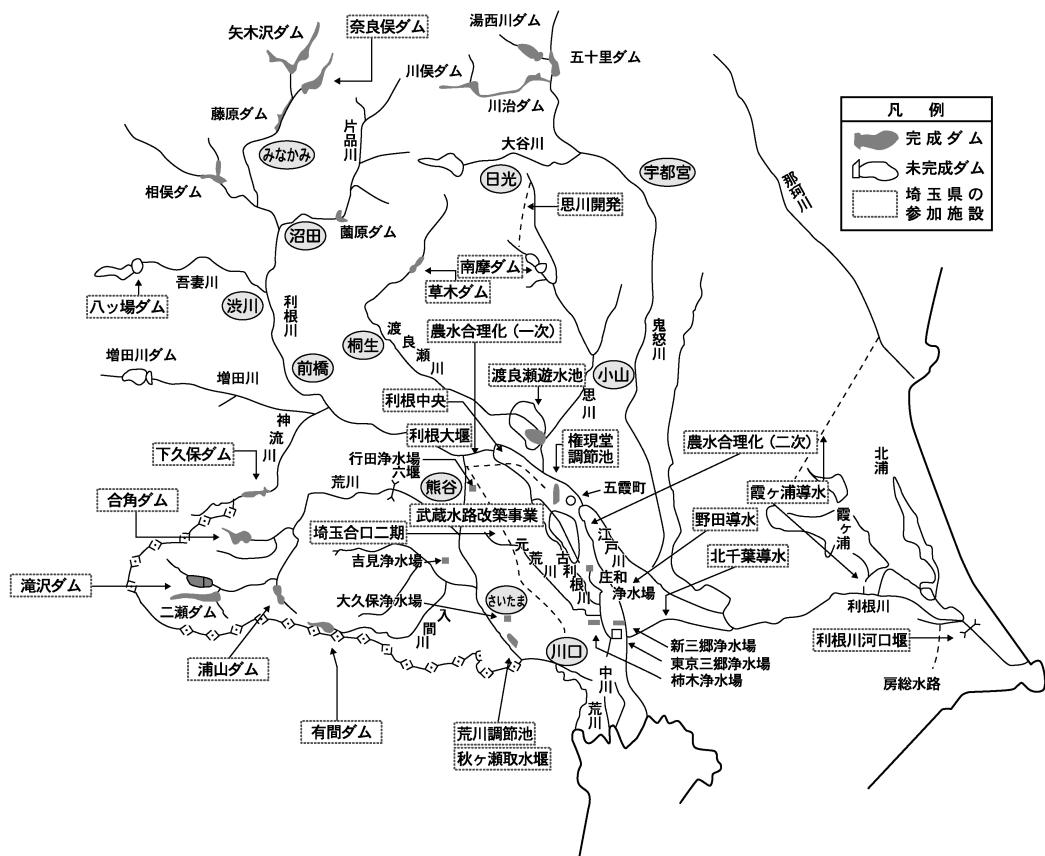
(24) 年間最大沈下量 経年変化

単位：cm

年次	年間最大沈下量	観測市町村	年次	年間最大沈下量	観測市町村	年次	年間最大沈下量	観測市町村
昭和36年	18.7	川口市	昭和56年	6.7	久喜市(旧鷺宮町)	平成13年	2.2	越谷市
37年	23.6		57年	5.3	久喜市(旧栗橋町)	14年	2.4	加須市(旧北川辺町)
38年	20.8		58年	5.2	久喜市(旧鷺宮町)	15年	2.5	所沢市
39年	18.8		59年	6.0	久喜市(旧栗橋町)	16年	4.7	越谷市
40年	18.5		60年	5.6		17年	1.8	久喜市(旧栗橋町)
41年	15.6		61年	4.7		18年	1.9	
42年	16.5		62年	4.8		19年	2.7	加須市(旧大利根町)
43年	16.0	戸田市	63年	5.4		20年	1.1	
44年	13.8	草加市	平成元年	4.6		21年	1.6	所沢市
45年	20.9	朝霞市	2年	4.4		22年	2.4	加須市
46年	19.4	新座市	3年	4.2		23年	12.5*	
47年	23.8	所沢市	4年	4.7	加須市(旧北川辺町)	24年	2.3	幸手市
48年	25.2		5年	3.2	久喜市(旧鷺宮町)			
49年	27.2		6年	4.8	越谷市			
50年	14.7		7年	4.4	久喜市(旧栗橋町)			
51年	14.1		8年	4.0	越谷市			
52年	9.8		9年	3.4				
53年	12.5	久喜市(旧鷺宮町)	10年	2.4				
54年	9.6	久喜市(旧鷺宮町・旧栗橋町)	11年	3.3	久喜市(旧鷺宮町)			
55年	7.9	久喜市(旧鷺宮町)	12年	2.9				

* 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動による地盤沈下の影響が大きいため参考値とする。

(25) 利根川水系・荒川水系水資源開発施設現況図（平成25年4月1日現在）



5

騒音・振動・悪臭関係

(1) 騒音に係る環境基準（騒音の評価手法は、等価騒音レベル）

ア 一般地域の環境基準

地域の類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜間 〔午後10時から 翌日の午前6時まで〕
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地 準工業地 工業地	60デシベル以下	50デシベル以下

(備考) 工業専用地域については適用されない。

イ 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区分	昼間	夜間
屋外	70デシベル以下	65デシベル以下
窓を閉めた屋内	45デシベル以下	40デシベル以下

(備考) 1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。
 2 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。
 3 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるには、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

(2) 悪臭防止法に基づく規制内容

物質濃度規制地域	臭気指数規制地域
22の特定悪臭物質の濃度（単位ppm）による規制	臭気全体のにおいの強さによる規制

※臭気指数とは、においを感じなくなるまで、においを無臭空気で希釈した時の希釈倍率（臭気濃度）を対数化して、10倍した数値。

(3) 騒音規制法と振動規制法の対象工場等数
(H25.3.31現在)

区分	施設・作業の種類	工場等数
騒音規制法対象 特定施設	金属加工機械	2,588
	空気圧縮機等	3,812
	土石用粉碎機等	226
	織機	324
	建設用資材製造機械	166
	穀物用製粉機	24
	木材加工機械	854
	抄紙機	61
	印刷機械	812
	合成樹脂用射出成形機	659
振動規制法対象 特定建設作業	鋳型製造機	68
	計	9,594
振動規制法対象 特定施設	くい打機等を使用する作業	137
	びょう打機を使用する作業	2
	さく岩機を使用する作業	914
	空気圧縮機を使用する作業	220
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	4
	バックホウを使用する作業	255
	トラクターショベルを使用する作業	4
	ブルドーザーを使用する作業	52
	計	1,588
	金属加工機械	2,383
振動規制法対象 特定建設作業	圧縮機	1,915
	土石用粉碎機等	175
	織機	267
	コンクリートブロックマシン等	22
	木材加工機械	125
	印刷機械	456
	ゴム練用のロール機等	100
	合成樹脂用射出成形機	510
	鋳型製造機	36
	計	5,989
振動規制法対象 特定建設作業	くい打機等を使用する作業	154
	鋼球を使用して破壊する作業	1
	舗装版粉碎機を使用する作業	23
	ブレーカーを使用する作業	721
	計	899

(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定の概要

- 1 指定地域の範囲
東北新幹線・上越新幹線の軌道中心線から左右両側にそれぞれ300m以内の地域。ただし、戸田市、蕨市及びさいたま市（旧大宮市の区域を除く。）の区域では軌道中心線から左右両側にそれぞれ200m以内の地域とし、また、長大スパンけた橋りょうの各橋台からそれぞれ400mの区間では、軌道中心線から左右両側にそれぞれ400m以内の地域とする。
- 2 類型の当てはめ
類型I 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域が定められていない地域
類型II 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
- 3 指定から除外する地域及び類型を当てはめない地域
工業専用地域、河川区域、鉄道用地

(4) 自動車騒音に係る要請限度（騒音の評価手法
は、等価騒音レベル）

ア 区域の区分と要請限度

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

イ 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度（特例）

昼間	夜間
75デシベル	70デシベル

ウ 区域の類型

区域の類型	該当地域
a 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※用途地域については都市計画法による。

(5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の概要

環境基準

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

(注) 地域の類型I: 主として住居の用に供される地域。
地域の類型II: I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域。

(7) 東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果（平成24年度）

新幹線名	測定区域 (測定年月日)	用途地域 (類型)	騒音レベル(デシベル)			振動レベル(デシベル) 25m
			25m	50m	100m	
東北新幹線	上尾(上り側) (H24.10.12)	第2種住居地域 (I)	80	73	—	52
	伊奈(上り側) (H24.10.5)	無指定 (I)	72	68	62	52
	白岡(下り側) (H24.6.11)	第1種住居地域 (I)	70	68	60	58
	久喜(下り側) (H24.11.14)	第1種住居地域 (I)	68	65	61	63
大宮駅以南	戸田(下り側) (H24.11.13)	第1種住居地域 (I)	72	69	—	52
	戸田(上り側) (H24.11.13)		83	75	—	50
上越新幹線	上尾(下り側) (H24.6.5)	無指定 (I)	72	69	66	51
	鴻巣(上り側) (H24.5.30)	無指定 (I)	76	72	68	62
	行田(下り側) (H24.5.16)	第1種住居地域 (I)	77	71	62	61
	熊谷宮本(下り側) (H24.5.31)	商業地域 (II)	73	67	60	54
	熊谷三ヶ尻(下り側) (H24.4.18)	無指定 (I)	74	72	65	43
	本庄(下り側) (H24.4.24)	無指定 (I)	73	67	63	54

(注) 1 測定結果欄の距離は、測定地点側の軌道中心からの距離である。

2 測定結果欄の_は、環境基準値を超えたことを示す。

(8) 航空機騒音に係る環境基準の概要

○環境基準

地域の類型	基準値(単位:WECPNL)
I	70以下
II	75以下

(備考) I類型：専ら住居の用に供される区域

II類型：I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある区域

※うるささ指数(WECPNL)とは、Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略で、加重等価平均感覚騒音レベルといい、航空機騒音の測定評価のために考案されたもの。これは、1機ごとの騒音の大きさに、夕(19:00～22:00)に1機飛行すると昼間(7:00～19:00)の3機分、夜間(22:00～7:00)に1機飛行すると昼間の10機分に相当するとして時間帯ごとの飛行回数を重み付けして算出するもので、単位として使用される。

○新環境基準(Lden)：平成25年4月1日施行

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

※Lden(時間帯補正等価騒音レベル)とは、昼間(7:00～19:00)、夕(19:00～22:00)、夜間(22:00～7:00)の時間帯別に重みを付けて求めた等価騒音レベルである。

(9) 航空機騒音に係る環境基準の地域指定の概要

ア 対象飛行場

入間飛行場、横田飛行場

イ 指定地域の範囲

対象	範囲(滑走路中心線から)			
	東側	西側	南側	北側
入間飛行場	3km	2km	7km	10km
横田飛行場	3km	2km	都県境	17km

ウ 地域の類型を当てはめる地域

地域の類型	当てはめる地域
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

エ 当てはめから除外する地域

工業専用地域、入間基地内

(10) 航空機騒音発生状況概要（平成24年度）

	番号	測定地点	類型	うるささ指数 (WECPNL値)	Lden (dB)	騒音発生回数 (上段：総数、 下段：1日平均)	有効測定日数 (日)
入間飛行場南側	1	康寿園 (所沢市東狭山ヶ丘)	I	75	59	11,190 40	280
	2	宮前小学校 (所沢市東狭山ヶ丘)	I	72	57	13,865 38	365
	3	所沢西高等学校 (所沢市北野新町)	I	70	54	8,477 23	365
	4	小手指小学校 (所沢市小手指元町)	I	66	51	5,686 18	321
入間飛行場北側	5	狭山緑陽高等学校 (狭山市広瀬東)	I	71	56	15,696 43	365
	6	綜研化学(株)駐車場 (狭山市柏原)	I	78	62	17,548 48	365
	7	柏原幼稚園 (狭山市柏原)	I	75	60	15,727 43	365
	8	老人福祉センター宝荘 (狭山市柏原)	I	67	53	10,161 28	365
横田飛行場北側	9	金子小学校 (入間市西三ツ木)	I	73	58	5,159 14	365
	10	飯能南高等学校 (飯能市阿須)	I	68	54	4,427 12	365
	11	加治東小学校 (飯能市岩沢)	I	63	51	3,612 10	365
	12	飯能第一中学校 (飯能市双柳)	I	66	52	2,738 11	243

※うるささ指数及びLden欄の__は、環境基準値を越えたことを示す。

環境基準値

うるささ指數	類型	基準値	Lden (dB)	類型	基準値
	I	70		I	57
	II	75		II	62

(11) 悪臭防止法に基づく臭気指數規制の概要

ア 敷地境界線における規制基準

区域区分	(1)	基準値(臭気指數)	
		(2)	
A区域	(B、C区域を除く区域)	15	15
B区域	(農業振興地域)	18	21
C区域	(工業地域・工業専用地域)	18	18

イ 煙突等の排出口における規制基準

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出します。

ウ 排出水中の規制基準

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出します。

換算式 $I_w = L + 16$

I_w : (排出水の臭気指数)

L : (敷地境界線における規制基準)

(12) 騒音・振動・悪臭に係る苦情件数の推移

(単位：件)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
騒 音	工事・事業場	406	365	373	308	344
	建設作業	258	259	230	304	263
	交通	53	71	69	70	47
	近隣	202	184	184	180	197
	その他	318	250	259	261	216
	合計	1,237	1,129	1,115	1,123	1,067
振 動	工事・事業場	43	38	36	48	57
	建設作業	74	63	77	99	99
	交通	13	16	12	18	14
	その他	16	18	9	14	5
	合計	146	135	134	179	175
悪 臭	製造事業所	187	161	138	115	165
	家庭生活	110	120	107	121	109
	商店・飲食店	24	31	18	34	27
	その他	541	515	497	448	444
	合計	862	827	760	718	745

6

公害防止制度関係

(1) 公害防止計画

ア 公害防止計画の概要

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づく計画であり、公害が著しい、または、著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、都道府県知事が策定する計画です。

本計画に基づいて実施される環境大臣の同意を得た公害防止対策事業については、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、国の負担または補助の割合について、かさ上げの措置が講じられています。

イ 計画策定状況

計画策定状況については、表6-1-1のとおりです。

表6-1-1 公害防止計画の策定状況

計画の名称	計画期間	目的	対象市町村	承認年月日
荒川水系流域公害防止計画	昭和47～56年度	水質汚泥防止	54市町村	昭和47年12月19日
埼玉地域公害防止計画	昭和48～56年度	水質以外の公害防止	36市町村	昭和48年12月18日
埼玉地域公害防止計画	昭和52～56年度	前期2計画の一本化 (大気、水質等の公害防止)	54市町村	昭和53年3月17日
埼玉地域公害防止計画	昭和57～61年度	大気、水質等の公害防止	54市町村	昭和58年3月15日
埼玉地域公害防止計画	昭和62～平成3年度	大気、水質等の公害防止	54市町	昭和63年3月14日
埼玉地域公害防止計画	平成4～8年度	大気、水質等の公害防止	54市町	平成5年3月11日
埼玉地域公害防止計画	平成9～13年度	大気、水質等の公害防止	52市町 (後、合併により50市町)	平成10年2月26日
埼玉地域公害防止計画	平成14～18年度	大気、水質等の公害防止	49市町 (後、合併により46市町)	平成15年2月24日
埼玉地域公害防止計画	平成19～22年度	大気、水質等の公害防止	23市町	平成20年3月17日
埼玉地域公害防止計画	平成23～32年度	大気、水質等の公害防止	16市町	平成24年3月16日※

※公害防止対策事業計画承認日

ウ 対象地域

直近の公害防止計画（平成23～32年度）における計画地域は図6-1-1のとおりです。

図6-1-1 公害防止計画地域図（15市1町）



表6-1-2 公害防止計画の実施状況（地方公共団体等が主体となって講ずる経費）
(単位：百万円)

区分	事業名	承認時における 計画事業費	平成22年度 事業費	左欄の国費		進捗率 (累計)
				補助金	嵩上げ額	
特例負担適用事業	下水道（終末処理場）	74,868	16,569	10,824	0	78.9%
	廃棄物処理施設整備	1,253	0	0	0	83.0%
	航空機騒音防止対策	1,403	187	96	0	98.5%
	河川環境・流域保全整備事業	380	96	48	16	143.4%
	監視測定施設等	0	52	0	0	皆増
	特例負担適用事業（計）	77,904	16,904	10,968	16	79.8%
特例負担非適用事業	下水道（管渠）	133,690	16,975			99.1%
	合併浄化槽設置費補助	2,616	344			66.0%
	農業集落排水補助	2,047	490			90.4%
	その他	4,553	667			366.4%
	特例負担非適用事業（計）	142,906	18,476			106.9%
公害対策事業（計）		220,810	35,380			97.3%

(2) 融資等助成制度

ア 環境みらい資金貸付制度

この制度は、都市・生活型公害の拡大や地球温暖化問題などに適切に対応するため、公害の防止をはじめ、環境の保全と創造に必要な資金を長期間低利で貸し付けるものです。

表6-2-1 環境みらい資金貸付制度の概要

(H25.4.1現在)

対象者	県内で1年以上事業を営んでいる中小企業者等
融資対象	再生可能エネルギー利用（固定価格買取制度に基づく全量売電目的のものを除く。）設備の整備、高効率省エネルギー設備の整備、低公害車用燃料供給施設の整備、公害発生防止機器・装置・施設の整備、汚染土壤処理経費（調査費含む）、汚染地下水処理経費（調査費含む）、アスベストの飛散防止工事等、事業系廃棄物処理施設の整備、フロン等の代替・回収・破壊装置の購入、産業廃棄物の適正処理に要する経費、再生資源利用促進施設の整備
限度額	1億5,000万円
融資割合	融資対象経費の100%以内（ただし、10万円未満切り捨て）
利率（固定金利）	温室効果ガス排出量削減対策経費 0.90%以内（ただし、信用保証付きは年0.60%） 公害防止対策経費 年1.55%以内（ただし、信用保証付きは年1.25%）
返済期間	10年以内（ただし融資額3,000万円以内、産業廃棄物の適正処理に要する経費及び大企業の場合は7年以内）
返済方法	1年以内据置、元金均等月賦返済
担保・保証人	借入希望者と取扱金融機関との協議により定めます。
信用保証	必要に応じて付します。
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫の県内本・支店

平成24年度の融資実績は、25件、6億1,050万円でした。

貸付対象別の融資額の割合は、「地球温暖化対策」が5億4,020万円（24件）で88.5%、「公害防止対策」が7,030万円（1件）で11.5%となっています。（図6-2-2）

業種別の融資額の割合は、サービス業が1億5,810万円（25.9%）、製造業が1億4,240万円（23.3%）、建築工事業が1億3,000万円（21.3%）、不動産業が9,220万円（15.1%）、卸売業が8,780万円（14.4%）となっています。（図6-2-3）

なお、平成24年度の融資実績には、全量売電目的の再生可能エネルギー利用設備19件、3億9,420万円が含まれています。

図 6－2－1 年度別融資額

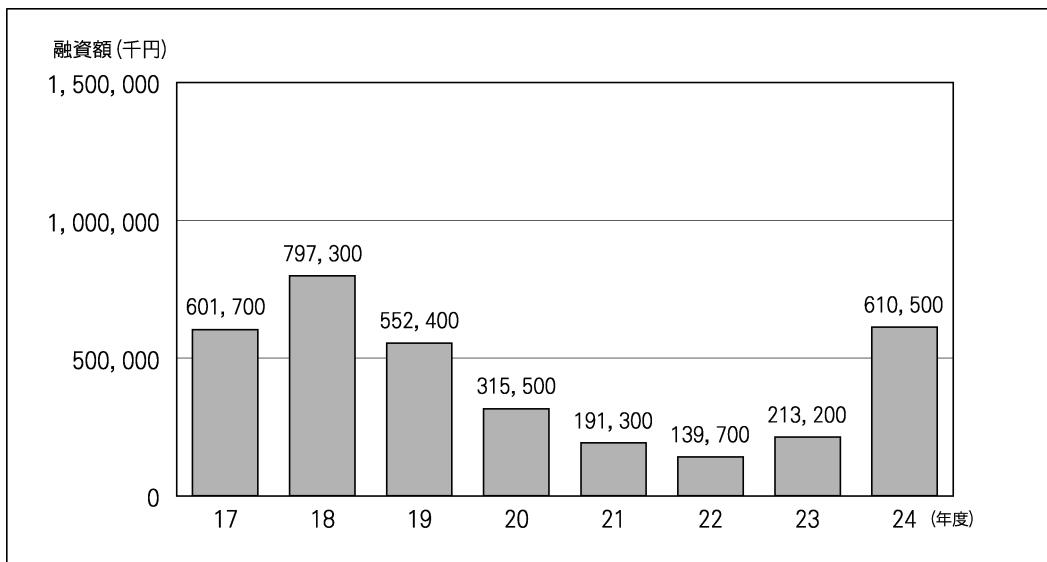


図 6－2－2 貸付対象別融資額の割合

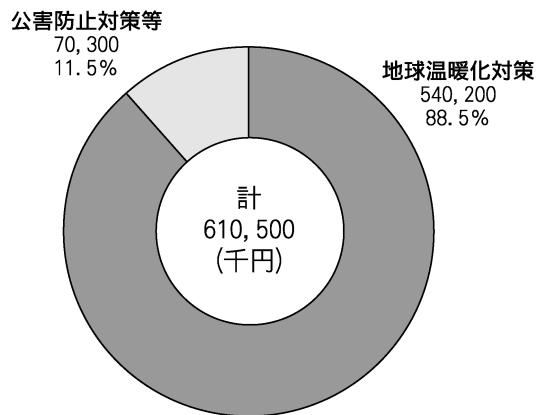
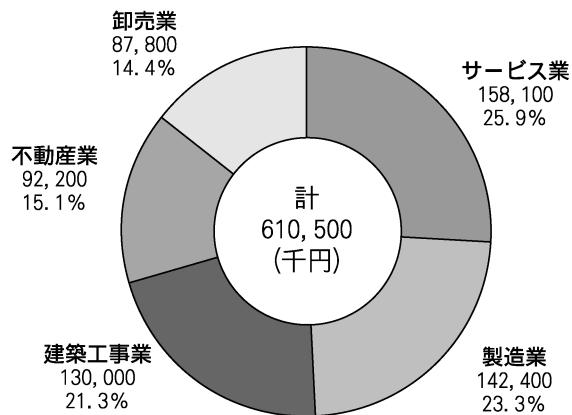


図 6－2－3 業種別融資額の割合



イ 環境みらい資金利子補助制度

この制度は、環境みらい資金を借り受けた者に対し、その利子の一部を補助し、借受者の金利負担を軽減するものです。(表 6－2－2)

平成17年度から平成24年度までの利子補助実績は、表 6－2－3 のとおりです。

表 6－2－2 環境みらい資金利子補助制度の概要
(H 25. 4. 1現在)

対象者	環境みらい資金を借り受けた者
補助率	年0.25% (小規模企業者)
利子補助期間	環境みらい資金借受期間内

※平成17年度申込み分まで。平成18年度で廃止

表 6－2－3 環境みらい資金利子補助金交付状況
(単位：千円)

年 度	交付実績	
	件 数	金 額
17	39	2,887
18	33	2,138
19	28	1,715
20	18	1,206
21	16	793
22	10	397
23	9	205
24	2	62

7

自然環境関係

(1) 森林の現況

(H 25. 3. 31現在)

区分	国有林	民有林	計
面積 (ha)	12,169	109,091	121,260
蓄積 (千m³)	2,716	30,553	33,268
人工林 (ha)	2,452	57,408	59,860
人工林率 (%)	20	53	49

(2) 保安林の種類別面積

(H 25. 3. 31 現在)

保安林の種類	面積 (ha)		
	国有林	民有林	計
水源涵養保安林	11,859	26,192	38,051
土砂流出防備保安林	106	9,183	9,289
土砂崩壊防備保安林		345	345
防風保安林		52	52
干害防備保安林		967	967
防火保安林		1	1
魚つき保安林		35	35
保健保安林	3,062	3,541	6,603
風致保安林		2	2
総数	11,863	36,040	47,903

総数欄は、2種類以上重複指定した保安林があるため、各保安林の合計に合致しない。

(3) 森林整備の実績

(単位: ha)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
造林	174	102	104	100
下刈	340	230	225	81
除伐	69	105	37	58
枝打ち	90	211	157	105
間伐	2,705	2,491	2,035	1,456

(4) 県自然環境保全地域の指定状況

(H 25. 3. 31現在)

保全地域名	所在地	指定年月日 (昭和)	面積(ha)		
			保全地域	特別地区	野生動植物 保護地区
小鹿野町滝前 県自然環境保全地域	小鹿野町両神小森 字挽板の全域 字滝前の全域 字柴小屋の一部	50. 3. 28	293.00		
三芳町多福寺 県自然環境保全地域	三芳町大字上富 字木の宮の一部	51. 3. 30	20.10		
加須市志多見東 県自然環境保全地域	加須市志多見 字深町の一部	"	4.46		
加須市志多見中央 県自然環境保全地域	加須市志多見 字中川面の一部	"	2.43		
加須市志多見西 県自然環境保全地域	加須市志多見 字中川面の一部	"	2.00		
小鹿野町般若 県自然環境保全地域	小鹿野町般若 字諏訪久保の一部 字麻平の一部 字柿久保の一部 字聖天の一部	52. 3. 29	16.80	8.20	
小鹿野町ようばけ 県自然環境保全地域	小鹿野町長留 字サスの一部	"	12.30	10.30	
秩父市白砂 県自然環境保全地域	秩父市吉田久長 字小鹿原の一部 字大久保の一部 字葉朽岩の一部	"	6.00	6.00	
小鹿野町尾之内 県自然環境保全地域	小鹿野町河原沢 字皆和田の一部	53. 3. 22	115.00	115.00	
ときがわ町道元平 県自然環境保全地域	ときがわ町大字田黒 字滝の入の一部	"	2.00	2.00	2.00
熊谷市大沼 県自然環境保全地域	熊谷市小江川 字大犬塚の一部 須賀広字大犬塚の一部 字西原の一部 柴字下原の一部 字塚越の一部	"	10.00		
嵐山町杉山 県自然環境保全地域	嵐山町大字杉山 字中窪の一部 字上城の一部 字鷹城の一部 字城山の一部	53. 5. 29	14.00		
蓮田市上沼 県自然環境保全地域	蓮田市大字黒浜 字上沼の一部	54. 3. 20	2.63		
蓮田市下沼 県自然環境保全地域	蓮田市大字黒浜 字十九町の一部	"	2.50		
秩父市田中山 県自然環境保全地域	秩父市下吉田 字田中山の一部	"	10.71	5.06	5.06
秩父市女形 県自然環境保全地域	秩父市上吉田 字向堂の一部	"	4.31	4.31	4.31
合計	16地域		518.24	150.87	11.37

(5) 特別緑地保全地区の指定状況

(平成25. 3. 31現在)

地 区 名	市町村名	計画決定年月日	指定面積(ha)
石戸（いしど）特別緑地保全地区	北本市	H 4. 11. 24	5. 1
稻荷山（いなりやま）特別緑地保全地区	狭山市	H 12. 4. 5	2. 0
妙音沢（みょうおんさわ）特別緑地保全地区	新座市	H 16. 2. 5	3. 3
牛王山（ごぼうやま）特別緑地保全地区	和光市	H 17. 3. 16	0. 2
岡（おか）特別緑地保全地区	朝霞市	H 18. 8. 25	0. 4
宮戸（みやど）特別緑地保全地区	朝霞市	H 18. 8. 25	0. 5
大和田緑地公園（おおわだりょくちこうえん）特別緑地保全地区	さいたま市	H 18. 12. 22	1. 3
小深作（こふかさく）特別緑地保全地区	さいたま市	H 19. 12. 28	0. 2
東内野前町（ひがしうちのまえちょう）特別緑地保全地区	川口市	H 20. 3. 3	0. 3
金崎（かなざき）特別緑地保全地区	川口市	H 20. 3. 3	1. 4
権現山（ごんげんやま）特別緑地保全地区	ふじみ野市	H 20. 3. 25 変更 H 21. 2. 10	0. 4
黒浜日野手（くろはまひので）特別緑地保全地区	蓮田市	H 21. 3. 2	0. 7
千手堂小千代山緑地（せんじゅどうこちよやまりょくち）特別緑地保全地区	嵐山町	H 21. 4. 1	3. 7
大和田町一丁目（おおわだちょういっちょうめ）特別緑地保全地区	さいたま市	H 21. 12. 28	0. 4
駒ヶ原（こまがはら）特別緑地保全地区	所沢市	H 24. 12. 3	4. 7
合 計			24. 6

(6) 近郊緑地保全区域の指定状況

(平成25. 3. 31現在)

区 域 名	都 市 名	計画決定年月日	指定面積(ha)
狭山近郊緑地保全区域	所沢市、入間市	S 42. 2. 16	882. 0
荒川近郊緑地保全区域	川越市、さいたま市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、富士見市、川島町	S 42. 2. 16	3, 304. 0
安行近郊緑地保全区域	川口市	S 42. 2. 16	580. 0
平林寺近郊緑地保全区域 (平林寺近郊緑地特別保全地区)	新座市	S 44. 3. 28 (S 45. 10. 13 最終 H 6. 3. 29)	68. 0 (60. 4)
入間近郊緑地保全区域	入間市	S 44. 3. 28	398. 0
合 計			5, 232. 0

(7) ふるさとの緑の景観地の指定状況

(H 25. 3. 31現在)

名 称	所 在 地	指定年月日	規 模 (ha)
川越市 中福ふるさとの緑の景観地	川越市 大字中福地内	S 55. 3. 25	17. 00
川越市 下赤坂ふるさとの緑の景観地	川越市 大字下赤坂地内 外	S 56. 3. 20	19. 04
川越市 上松原ふるさとの緑の景観地	川越市 大字上松原地内	"	10. 50
川口市 西立野ふるさとの緑の景観地	川口市 大字西立野地内	S 57. 3. 30	8. 00
さいたま市 染谷ふるさとの緑の景観地	さいたま市 見沼区大字染谷地内 外	S 60. 3. 29	6. 34
さいたま市 西新井ふるさとの緑の景観地	さいたま市 西区大字西新井地内	S 61. 3. 25 H 14. 3. 16	4. 12
所沢市 北中ふるさとの緑の景観地	所沢市 東狭山ヶ丘地内 外	H 8. 12. 10 10. 2. 20 12. 3. 14 24. 3. 23	17. 43
所沢市 駒ヶ原ふるさとの緑の景観地	所沢市 大字下富地内	H 11. 2. 19	11. 36
狭山市 堀兼・上赤坂ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字堀兼地内 外	S 56. 3. 20 58. 3. 31 59. 3. 31 60. 3. 29 61. 3. 25 H 7. 12. 22	78. 77
狭山市 鴨山ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字上赤坂地内 外	S 62. 3. 31 63. 7. 29 H 2. 9. 21 3. 10. 11 5. 8. 20 6. 12. 9 7. 12. 22 11. 2. 19	19. 32
狭山市 水野ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字南入曽地内	H 8. 12. 10 10. 2. 20 11. 2. 19	11. 84
狭山市 南入間野ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字北入曽地内	H 11. 2. 19	7. 05
狭山市 逃水ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字水野地内 外	H 12. 3. 14 13. 3. 6	10. 64
深谷市 櫛挽ふるさとの緑の景観地	深谷市 櫛引地内	H 元. 8. 15	17. 81
深谷市 櫛挽ふるさとの緑の景観地	深谷市 (旧 岡部町) 櫛挽地内	H 2. 9. 21	15. 58
上尾市 藤波・中分ふるさとの緑の景観地	上尾市 中分地内 外	S 56. 3. 20	6. 26
上尾市 原市ふるさとの緑の景観地	上尾市 大字原市地内	S 61. 3. 25 H 25. 3. 15	4. 86
新座市 平林寺ふるさとの緑の景観地	新座市 野火止地内	S 55. 3. 25	48. 50
北本市 高尾宮岡ふるさとの緑の景観地	北本市 高尾地内	H 4. 10. 9 14. 3. 29	5. 48
蓮田市 堀の内ふるさとの緑の景観地	蓮田市 大字黒浜地内	S 58. 3. 31	3. 12
鶴ヶ島市 高倉ふるさとの緑の景観地	鶴ヶ島市 大字高倉地内 外	H 8. 12. 10 13. 3. 6	8. 70
ふじみ野市 八丁ふるさとの緑の景観地	ふじみ野市 亀久保地内 外	S 56. 3. 20	12. 94
ふじみ野市 武藏野ふるさとの緑の景観地	ふじみ野市 大井武藏野地内	S 59. 3. 31	6. 51
三芳町 上富ふるさとの緑の景観地	三芳町 大字上富地内	S 55. 3. 25 56. 3. 20 58. 3. 31	19. 74
三芳町 上富中西ふるさとの緑の景観地	三芳町 大字上富地内	S 59. 3. 31 60. 3. 29 H 13. 3. 6	10. 62
吉見町 白穴ふるさとの緑の景観地	吉見町 大字南吉見地内 外	H 3. 10. 11 4. 10. 9 5. 8. 20 6. 12. 9 7. 12. 22	10. 55
吉見町 和名沼ふるさとの緑の景観地	吉見町 大字久米田地内 外	H 4. 10. 9 5. 8. 20 6. 12. 9 7. 12. 12 8. 12. 10 25. 3. 15	7. 37
寄居町 櫛挽ふるさとの緑の景観地	寄居町 大字用土地内	H 3. 10. 11 22. 2. 19	4. 61
合 計	28地区	-	404. 06

(8) 緑のトラスト保全地の取得状況

(H 25. 3. 31現在)

	緑のトラスト保全地名称 所在地	取得年度	保全面積 (うち県保全面積) (m ²)	基 金 負担額 (百万円)	地元市町 (地元保全面積) (m ²)	地 元 負担額 (百万円)
第1号地	見沼田圃（たんぼ）周辺斜面林 さいたま市緑区南部領辻地内	H 2, 3	11, 336 (11, 336)	478	旧浦和市 (0)	238
第2号地	狭山丘陵・雑魚入樹林地 所沢市上山口地内	H 6, 7	33, 837 (33, 837)	1, 058	所沢市 (0)	529
第3号地	武藏嵐山渓谷周辺樹林地 嵐山町鎌形地内外	H 9	135, 038 (96, 689)	773	嵐山町 (38, 349)	392
第4号地	飯能河原周辺河岸緑地 飯能市矢廬（やおろし）地内外	H 10, 11	23, 196 (16, 389)	189	飯能市 (6, 807)	79
第5号地	山崎山の雑木林 宮代町山崎地内	H 13	13, 216 (7, 244)	94	宮代町 (5, 972)	47
第6号地	加治丘陵・唐沢流域樹林地 入間市寺竹地内	H 14, 15	111, 397 (59, 182)	300	入間市 (52, 215)	199
第7号地	小川原家屋敷林 さいたま市岩槻区馬込地内	H 12, 13	7, 340 (4, 722)	(寄贈) 0	旧岩槻市 (2, 618)	15
第8号地	高尾宮岡の景観地 北本市高尾地内	H 18	35, 499 (22, 191)	123	北本市 (13, 308)	71
第9号地	堀兼・上赤坂の森 狭山市堀兼地内	H 19	59, 802 (42, 608)	352	狭山市 (17, 194)	159
第10号地	浮野の里 加須市北篠崎・多門寺地内	H 20	53, 779 (43, 222)	47	加須市 (10, 557)	26
第11号地	黒浜沼 蓮田市黒浜地内	H 21	66, 286 (44, 687)	105	蓮田市 (21, 599)	51
第12号地	原市の森 上尾市原市地内	H 24	34, 386 (18, 461)	171	上尾市 (15, 925)	90
計			585, 112 (400, 568)	3, 690	(184, 544)	1, 896

※7号地は、保全面積7,340m²のうち、6,850m²は寄贈によるものである。

(9) 身近な緑公有地化の状況

(H 25. 3. 31現在)

市 町 村	県 取 得 分 (m ²)	市 取 得 分 (m ²)	計 (m ²)	対象件数
さいたま市	3, 559. 44	3, 645. 37	7, 204. 81	6
川口市	9, 335. 79	9, 864. 64	19, 200. 43	10
所沢市	18, 329. 70	22, 354. 01	40, 683. 71	12
狭山市	31, 208. 42	31, 460. 17	62, 668. 59	24
上尾市	19, 890. 48	26, 267. 43	46, 157. 91	12
北本市	902. 00	858. 00	1, 760. 00	1
八潮市	655. 00	660. 00	1, 315. 00	2
計	83, 880. 83	95, 109. 62	178, 990. 45	67

(10) まちのエコ・オアシス保全推進事業

(H 25. 3. 31現在)

保全地の名称	所 在 地	面 積 (m ²)	取 得 年 度
谷田の泉	入間市大字野田地内	9, 978. 48	20年度
菩提樹池周辺緑地	所沢市大字山口及び上山口地内	12, 396. 68	20年度
ムサシトミヨ生息地周辺緑地	熊谷市大字久下及び佐谷田地内	4, 576. 11	21年度
彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森	白岡町大字彦兵衛地内	9, 668. 71	22年度
金崎斜面林保全緑地	川口市大字東内野地内	794. 09	22年度
計		37, 414. 07	

(11) 緑化計画届出書による創出面積 (平成17年10月～平成25年3月届出分)

(H 25. 3. 31現在)

	創出面積 (ha)				うち 駐車場緑化 (ha)
		地上部	屋上	壁面	
平成17年度分	42	41.4	0.6	0.5	0.9
平成18年度分	147	144.3	1.1	1.4	3.8
平成19年度分	126	122.8	1.3	1.8	2.3
平成20年度分	77	74.8	0.9	1.0	2.0
平成21年度分	70	69.3	0.5	0.3	1.8
平成22年度分	105	103.0	1.3	1.1	2.6
平成23年度分	109	104.7	3.1	1.2	2.3
平成24年度分	80	77.0	1.3	1.7	3.3
合 計	756	737.0	10.2	9.0	19.1

(12) 都市公園整備状況

(H 24. 3. 31現在)

都 市 公 園	区 分		国 営 公 園	県 営 公 園	市町村公園	計
	箇 所	面 積 (ha)	1	30	4,746	4,777
住 区 基 幹 公 園	街 区 公 園	箇 所			3,769	3,769
		面 積 (ha)			604.26	604.26
	近 隣 公 園	箇 所		1	266	267
		面 積 (ha)		3.50	487.56	491.06
	地 区 公 園	箇 所			41	41
		面 積 (ha)			183.30	183.30
	都 市 基 幹 公 園	総 合 公 園	箇 所	9	53	62
		面 積 (ha)		218.70	620.33	839.03
特 殊 公 園	運 動 公 園	箇 所		2	26	28
		面 積 (ha)		66.60	332.92	399.52
	風 致 公 園	箇 所			7	7
		面 積 (ha)			42.88	42.88
	歴 史 公 園	箇 所			17	17
		面 積 (ha)			36.82	36.82
	墓 園	箇 所			2	2
		面 積 (ha)			41.14	41.14
	動 植 物 園	箇 所			1	1
		面 積 (ha)			0.63	0.63
	広 域 公 園	箇 所		10	2	12
		面 積 (ha)		504.80	153.40	658.20
	国 営 公 園	箇 所	1			1
		面 積 (ha)	304.00			304.00
	緩 衡 緑 地	箇 所			40	40
		面 積 (ha)			33.01	33.01
	广 场 公 園	箇 所			5	5
		面 積 (ha)			1.57	1.57
	都 市 緑 地	箇 所		4	382	386
		面 積 (ha)		471.40	548.83	1,020.23
	都 市 林	箇 所			3	3
		面 積 (ha)			58.83	58.83
	綠 道	箇 所		4	132	136
		面 積 (ha)		22.28	30.45	52.73

(13) 埼玉県レッドデータブック掲載種

ア 動物編

種類	ブック2008	ブック2002	初版	主な掲載種
哺乳類	39種	40種	39種	ホンドキツネ
鳥類	104種	101種	92種	オオタカ
爬虫類	12種	9種	8種	ヤモリ(ニホンヤモリ)
両生類	14種	13種	11種	イモリ(アカハライモリ)
魚類・円口類	34種	36種	36種	ムサシトミヨ
無脊椎動物	584種	510種	413種	ゲンジボタル
合計	787種	709種	599種	

イ 植物編

種類	ブック2011	ブック2005	初版	主な掲載種
維管束植物	764種	769種	596種	カモメラン、ヤマブキソウ
蘚苔類	114種	107種	101種	ヒカリゴケ
藻類	31種	31種	31種	シャジクモ
地衣類	69種	65種	39種	ヒラミヤイトゴケ
菌類	53種	63種	65種	チチブクチキムシタケ
合計	1,031種	1,035種	832種	

(14) 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく指定種一覧

(H 25. 3. 31現在)

区分	種名	科名	指定年月日	保護管理事業 計画策定	備考
動物	ムサシトミヨ	トゲウオ科	H 12. 12. 1	H 14. 3	県の魚
	アカハライモリ	イモリ科	H 12. 12. 1	H 17. 3	
	ソボツチスガリ	フシダカバチ科	H 12. 12. 1	H 17. 11	
植物	アオネカズラ	ウラボシ科	H 12. 12. 1	H 19. 3	
	キレハオオクボシダ	ヒメウラボシ科	H 12. 12. 1	H 14. 3	
	デンジソウ	デンジソウ科	H 12. 12. 1	H 17. 3	
	イトハコベ	ナデシコ科	H 13. 12. 1		
	オニバス	スイレン科	H 12. 12. 1		
	タマノカンアオイ	ウマノスズクサ科	H 12. 12. 1	H 15. 3	
	サワトラノオ	サクラソウ科	H 13. 12. 1		
	サクラソウ	サクラソウ科	H 12. 12. 1		県の花
	チチブイワザクラ	サクラソウ科	H 12. 12. 1		
	チチブリンドウ	リンドウ科	H 13. 12. 1	H 20. 3	
	キタミソウ	ゴマノハグサ科	H 12. 12. 1	H 22. 3	
	キバナコウリンカ	キク科	H 12. 12. 1	H 20. 3	
	ミヤマスカシユリ	ユリ科	H 12. 12. 1		
	トダスゲ	カヤツリグサ科	H 13. 12. 1	H 19. 3	
	ムギラン	ラン科	H 13. 12. 1	H 17. 3	
	ホテイラン	ラン科	H 12. 12. 1	H 21. 3	
	コクラン	ラン科	H 12. 12. 1	H 17. 11	
	トキソウ	ラン科	H 12. 12. 1		
	ムカデラン	ラン科	H 12. 12. 1	H 17. 11	

(15) 鳥獣保護区

(H 25. 3. 31現在)

番号	名 称	所 在 地	面 積 (ha)	期 限	番号	名 称	所 在 地	面 積 (ha)	期 限
1	川 口	川口市	1074.0	30. 10. 31	37	遺跡の森総合公園	児玉郡美里町	15.0	26. 10. 31
2	大 宮 公 園	さいたま市	65.2	29. 10. 31	38	男 義 中 学 校	大里郡寄居町	4.0	29. 10. 31
3	新 座	新座市	530.0	26. 10. 31	39	奥 橋 立	秩父市	52.0	34. 10. 31
4	北 本	北本市、比企郡川島町	624.0	28. 10. 31	40	新河岸川・柳瀬川	富士見市、志木市	52.5	30. 10. 31
5	喜 多 院	川越市	7.0	26. 10. 31	41	久 喜 菖蒲公園	久喜市	40.0	31. 10. 31
6	東 入 間	川越市、狭山市、所沢市、ふじみ野市、入間郡三芳町	1511.0	33. 10. 31	42	倉 尾 小 学 校	秩父郡小鹿野町	15.6	32. 10. 31
7	狭 山 湖	所沢市、入間市	597.0	28. 10. 31	43	小川げんきプラザ	比企郡小川町	43.0	33. 10. 31
8	西 武 蔵	飯能市	913.0	29. 10. 31	44	鷺 宮 神 社	久喜市	2.8	34. 10. 31
9	堂 平 山	秩父市、比企郡ときがわ町、小川町、秩父郡東秩父村	755.0	26. 10. 31	45	名栗げんきプラザ	飯能市	600.0	25. 10. 31
10	滑 川	熊谷市、東松山市、比企郡滑川町	802.0	31. 10. 31	46	智 光 山 公 園	狭山市	54.0	26. 10. 31
11	野 上	秩父郡長瀬町	306.0	33. 10. 31	47	笹 井 小 学 校	狭山市	12.0	26. 10. 31
12	羊 山 公 園	秩父市、秩父郡横瀬町	103.0	27. 10. 31	48	若 泉 公 園	本庄市	8.0	27. 10. 31
13	矢 岳	秩父市	790.0	31. 10. 31	49	岩 楓 公 園	さいたま市	18.0	27. 10. 31
14	大 血 川 奥	秩父市	180.0	26. 10. 31	50	上 尾	上尾市	6.3	29. 10. 31
15	奥 秩 父	秩父市	6498.0	26. 10. 31	51	荒 川 南 部	さいたま市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、川越市	2070.6	30. 10. 31
16	白 石 山	秩父市	3274.0	33. 10. 31	52	さきたま古墳公園	行田市	494.9	31. 10. 31
17	中 津 川	秩父市	302.0	27. 10. 31	53	川 本	深谷市	16.5	32. 10. 31
18	両 神 山	秩父市、秩父郡小鹿野町	2911.0	30. 10. 31	54	東武動物公園	白岡市、南埼玉郡宮代町	47.9	32. 10. 31
19	両 神	秩父郡小鹿野町	165.0	28. 10. 31	55	児玉白楊高等学校	本庄市	8.8	33. 10. 31
20	西 秩 父	秩父市、秩父郡小鹿野町	575.0	27. 10. 31	56	玉川村川の広場	比企郡ときがわ町	77.3	34. 10. 31
21	觀 音 山	秩父市、秩父郡小鹿野町	1199.0	26. 10. 31	57	横 瀬	秩父郡横瀬町	66.0	34. 10. 31
22	神 川	児玉郡神川町	318.0	32. 10. 31	58	仙 元 山 公 園	深谷市	35.0	34. 10. 31
23	秋 平	本庄市、児玉郡美里町	736.0	33. 10. 31	59	長瀬第二小学校	秩父郡長瀬町	5.5	35. 10. 31
24	美 里	児玉郡美里町	194.0	29. 10. 31	60	荒 川 大 麻 生	熊谷市	707.1	25. 10. 31
25	神 流 湖	秩父市、児玉郡神川町	280.0	29. 10. 31	61	立正大学・文殊寺	熊谷市	101.0	26. 10. 31
26	折 原	大里郡寄居町、秩父郡皆野町	785.0	25. 10. 31	62	大 吉	越谷市	10.3	26. 10. 31
27	越 谷	越谷市	145.0	29. 10. 31	63	み さ と 公 園	三郷市	16.9	28. 10. 31
28	越 生 中 学 校	入間郡越生町	27.0	26. 10. 31	64	かわせみ河原	深谷市、大里郡寄居町	67.1	29. 10. 31
29	名 栗 小 学 校	飯能市	15.0	27. 10. 31	65	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町	26.5	30. 10. 31
30	萩ヶ丘小学校	比企郡ときがわ町	16.0	26. 10. 31	合 计			30,452.0	
31	小川西中学校	比企郡小川町	5.0	28. 10. 31	特 別 保 護 地 区				
32	宮 前 小 学 校	比企郡滑川町	35.0	27. 10. 31	番号	名 称	所 在 地	面 積 (ha)	期 限
33	高 篠 中 学 校	秩父市	7.0	26. 10. 31	ア	狭 山 湖	所沢市、入間市	591.0	28. 10. 31
34	両 神 小 学 校	秩父郡小鹿野町	5.8	30. 10. 31	イ	奥 秩 父	秩父市	1,943.7	26. 10. 31
35	金 沢 小 学 校	秩父郡皆野町	6.4	30. 10. 31	合 计			2,534.7	
36	旧 芝 川	川口市	21.0	28. 10. 31					

(16) 傷病野生鳥獣保護診療機関

(H 25. 8. 1現在)

No.	診 療 機 関 名	所 在 地
1	エンゼル動物病院	さいたま市北区日進町3-262
2	滝沢犬猫鳥の病院	さいたま市北区宮原町2-95-3
3	おおわだ動物病院	さいたま市見沼区大和田町1-493-1
4	よしたに動物病院	さいたま市中央区大戸4-26-11
5	あず小鳥の診療所	さいたま市南区南浦和2-14-12
6	どうぶつのセンター病院	川口市前川4-24-5
7	戸田動物病院	戸田市笛目4-19-16
8	ナカムラペット病院	桶川市坂田1558-105
9	石黒動物病院	北本市東間4-48
10	川辺どうぶつ病院	鴻巣市屈巣2553
11	アリス動物病院	川越市南台2-4-8
12	霞ヶ関動物外科クリニック	川越市霞ヶ関北5-9-16
13	マリー動物病院	川越市久保町5-9 ドミール川越1階
14	しんせつ動物病院	川越市城下町27-3
15	嵯峨獣医科	志木市柏町6-30-54
16	みずほ台動物病院	富士見市西みずほ台1-21-5
17	上福岡動物病院	ふじみ野市清見4-1-27
18	所沢愛犬病院	所沢市上新井106
19	シマダ動物病院	所沢市東所沢1-30-3
20	高倉動物病院	入間市高倉5-4-5
21	比留間獣医科医院	入間市大字上谷ヶ貫601
22	かしま動物病院	日高市高萩590-5
23	中居動物病院	飯能市大字中居53-5
24	ベル動物病院	飯能市双柳694-1
25	オオヤマ野生動物診療所	東松山市美里町2-2
26	東松山動物病院	東松山市石橋1108-1
27	高坂どうぶつ病院	東松山市高坂1201-2-2
28	岡動物病院	鶴ヶ島市脚折町5-10-28
29	山田獣医科病院	坂戸市大字長岡50-1
30	ちちぶ動物病院	秩父市下宮地町18-22
31	スー動物病院	秩父市山田1298
32	坂本動物病院	熊谷市榎町347
33	あらい犬猫鳥の病院	熊谷市上之1774-21
34	森の樹どうぶつ病院	熊谷市別府5-108-1
35	田坂どうぶつ病院	深谷市西島町3-14-9
36	アニマルクリニックこばやし	深谷市境715-3
37	大野犬猫病院	本庄市大字栗崎5-2
38	コニーべットクリニック	本庄市児玉町金屋931-4
39	大橋獣医科医院	上里町大字七本木3501-82
40	久保山動物医院	上里町大字三町525-2
41	浜坂動物病院	草加市吉町5-5-16
42	荒川動物病院	越谷市東越谷4-3-24
43	ほーむず動物病院	越谷市瓦曾根1-22-11 S K ハイム1F
44	大相模動物病院	越谷市大成町3-62-1
45	佐藤犬猫病院	三郷市戸ヶ崎5-43-2
46	森田一獣医科病院	春日部市大場1173-2
47	柿沼動物病院	蓮田市城518-2
48	八木動物病院	蓮田市見沼町14-13
49	中村動物病院	加須市下高柳1562番地
50	シロー動物病院	久喜市東1-12-12
51	みねぎし動物病院	本庄市児玉町吉田林387

(17) 有害鳥獣捕獲・狩猟捕獲実績の経年変化

(単位:頭、羽)

種	年度		16	17	18	19	20	21	22	23	24
	狩 猟	有 害 捕 獲 等									
イノシシ	狩 猟	538	336	568	360	494	381	380	259	387	
	有 害 捕 獲 等	323	262	532	207	381	573	467	376	681	
	計	861	598	1,100	567	875	954	847	635	1,068	
シカ	狩 猟	372	335	781	471	750	833	721	867	690	
	有 害 捕 獲 等	176	144	217	281	401	560	660	639	760	
	計	548	479	998	752	1,151	1,393	1,381	1,506	1,450	
クマ	狩 猟	1	4	0	2	15	3	3	3	3	
	有 害 捕 獲 等	3	0	36	5	6	6	11	12	23	
	計	4	4	36	7	21	9	14	15	26	
ハクビシン	狩 猟	6	12	32	35	37	20	25	8	27	
	有 害 捕 獲 等	115	180	320	396	937	623	665	552	890	
	計	121	192	352	431	974	643	690	560	917	
アライグマ	狩 猟	10	9	33	29	11	30	16	24	18	
	有 害 捕 獲 等	21	60	417	906	1,756	2,358	1,999	2,047	2,821	
	計	31	69	450	935	1,767	2,388	2,015	2,071	2,839	
サル	狩 猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	有 害 捕 獲 等	64	52	96	67	133	162	163	103	92	
	計	64	52	96	67	133	162	163	103	92	
その他 獣類	狩 猟	378	276	287	240	232	177	176	167	151	
	有 害 捕 獲 等	23	12	22	47	144	254	132	186	411	
	計	401	288	309	287	376	431	308	353	562	
獣類総計	狩 猟	1,305	972	1,701	1,137	1,539	1,444	1,321	1,328	1,276	
	有 害 捕 獲 等	725	710	1,640	1,909	3,758	4,536	4,097	3,915	5,678	
	計	2,030	1,682	3,341	3,046	5,297	5,980	5,418	5,243	6,954	
カワウ	狩 猟	-	-	-	141	76	65	76	108	94	
	有 害 捕 獲 等	0	0	0	12	48	22	65	21	33	
	計	0	0	0	153	124	87	141	129	127	
カラス類	狩 猟	1,218	984	947	807	776	556	529	480	588	
	有 害 捕 獲 等	2,464	2,420	2,488	2,268	1,411	1,871	1,558	1,796	2,137	
	計	3,682	3,404	6,435	3,075	2,187	2,427	2,087	2,276	2,725	
スズメ類	狩 猟	5,470	3,525	2,579	2,837	1,293	1,276	1,186	840	1,044	
	有 害 捕 獲 等	1,133	903	170	629	563	438	463	664	451	
	計	6,603	4,428	2,749	3,466	1,856	1,714	1,649	1,504	1,495	
ムクドリ	狩 猟	1,010	587	467	379	341	224	185	154	188	
	有 害 捕 獲 等	280	241	93	228	93	150	127	161	112	
	計	1,290	828	560	607	434	374	312	315	300	
ドバト	狩 猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	有 害 捕 獲 等	1,325	885	1,192	899	523	1,336	320	633	722	
	計	1,325	885	1,192	899	523	1,336	320	633	722	
その他 鳥類	狩 猟	17,012	12,800	13,321	11,586	10,867	11,062	8,191	6,669	6,937	
	有 害 捕 獲 等	779	621	359	566	442	746	1,045	396	680	
	計	17,791	13,421	13,680	12,152	11,309	11,808	9,236	7,065	7,617	
鳥類総計	狩 猟	24,710	17,896	17,314	15,750	13,353	13,183	10,167	8,251	8,851	
	有 害 捕 獲 等	5,981	5,070	4,302	4,602	3,080	4,563	3,578	3,671	4,135	
	計	30,691	22,966	21,616	20,352	16,433	17,746	13,745	11,922	12,986	

(18) 市民管理協定の設定状況

(H 25. 4. 1現在)

市民管理協定の名称	協定の対象緑地の所在地	面 積 (m ²)	協 定 期 間	認定年月日
第1号太田ヶ谷市民の森市民管理協定	鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内	11,315	H 23. 4. 1～H 28. 3. 31	H 23. 3. 28
第5号五味ヶ谷市民の森市民管理協定	鶴ヶ島市大字五味ヶ谷地内	9,371	H 23. 4. 1～H 28. 3. 31	H 23. 3. 28
第8号藤金市民の森市民管理協定	鶴ヶ島市大字藤金地内	10,631	H 23. 1. 1～H 27. 12. 31	H 23. 3. 28
川田谷栗原市民緑地市民管理協定	桶川市大字川田谷地内	1,347	H 20. 1. 1～H 25. 12. 31	H 20. 1. 31
川田谷武城市民緑地市民管理協定	桶川市大字川田谷地内	1,698	H 20. 1. 1～H 25. 12. 31	H 20. 1. 31
加納峯市民緑地市民管理協定	桶川市大字加納地内	3,859	H 21. 1. 1～H 26. 12. 31	H 21. 2. 3
川田谷楽上市民緑地市民管理協定	桶川市大字川田谷地内	1,261	H 25. 1. 1～H 30. 12. 31	H 25. 2. 25
倉田入谷市民緑地市民管理協定	桶川市大字倉田地内	4,459	H 25. 1. 1～H 30. 12. 31	H 25. 2. 25
北本市市民緑地市民管理協定第1号	北本市大字北本宿地内	2,147	H 22. 4. 1～H 27. 3. 31	H 22. 5. 27
北本市市民緑地市民管理協定第2号	北本市大字北本宿地内	1,890	H 22. 4. 1～H 27. 3. 31	H 22. 5. 27
北本市市民緑地市民管理協定第3号	北本市二ツ家地内	6,712	H 23. 12. 13～H 28. 12. 12	H 25. 2. 25
計		50,492		

(1) 廃棄物・リサイクル関連法の概要

大量生産、大量消費、大量廃棄の一方通行型の社会から循環型社会への転換を推進するために、「循環型社会形成推進基本法」を中心とした様々な法律が整備されています。

1 循環型社会形成推進基本法（平成12年制定）

循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。

2 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）（昭和45年制定）

廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。

3 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）（平成12年制定）

資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、再生部品等の利用及び原材料としての利用を促進する。

4 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）（平成7年制定）

家庭等から排出されるごみの約60%（容積比）を占めている容器包装廃棄物についての製造・利用事業者などによるリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。

5 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）（平成10年制定）

家電製品の製造・販売事業者などに、廃棄物となった製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルの推進と廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品は、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンとなっている。

6 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）（平成12年制定）

建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。

7 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）（平成12年制定）

売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制及び減量化により最終処分量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料としてリサイクルするため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。

8 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）（平成14年制定）

自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。

9 グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）（平成12年制定）

国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

10 P C B 特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）（平成13年制定）

P C B 廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、その処理に必要な体制の整備を図る。

11 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年制定）

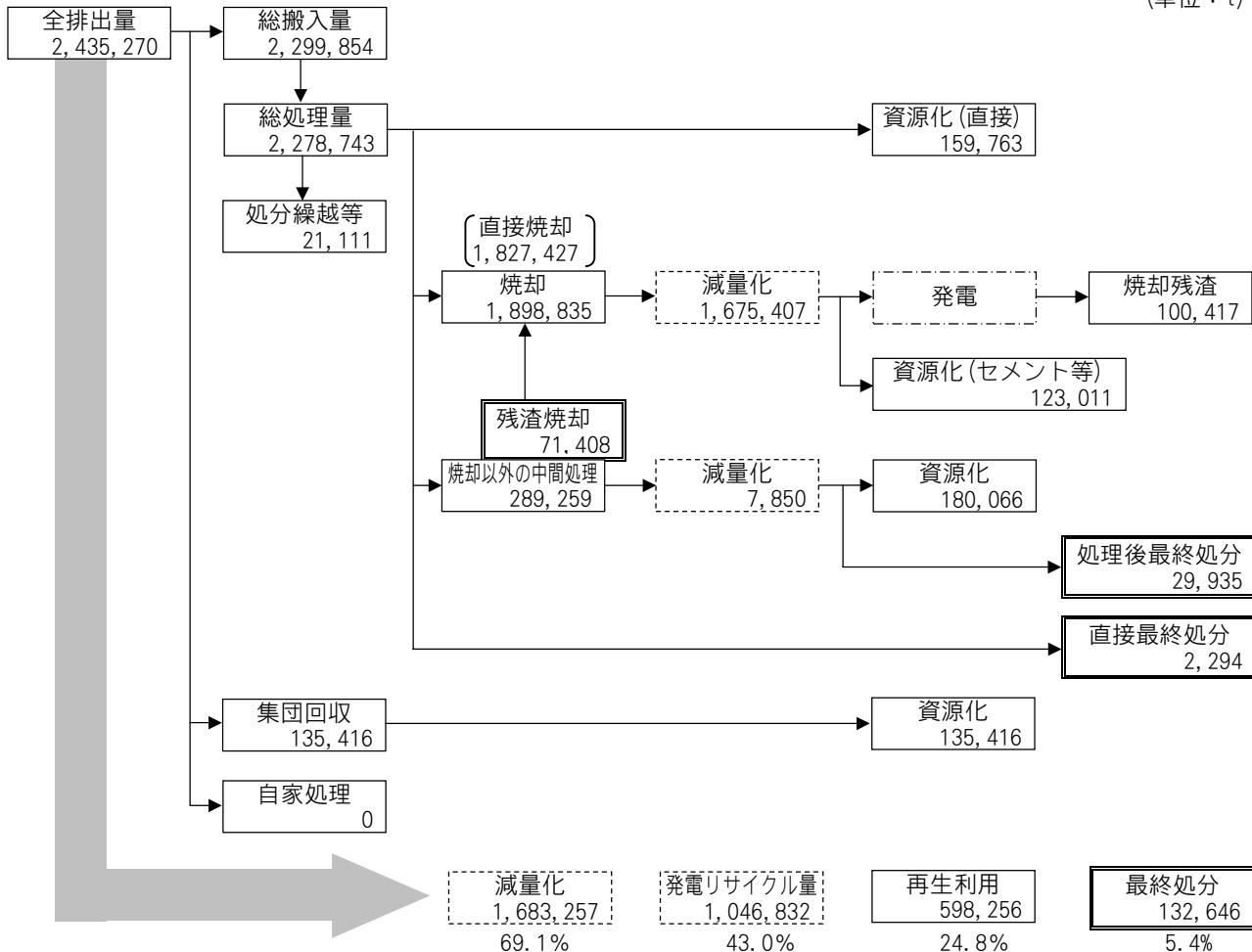
東日本大震災により生じた災害廃棄物を国が被害を受けた市町村に代わって処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定める。

12 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）（平成24年制定）

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況にあることから、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

(2) ごみ処理の状況（平成23年度）

(单位: t)



(3) ごみ処理状況の推移

(单位: t)

年度	計画収集量	直接搬入量	総搬入量	自家処理量	資源ごみ集団回収量	全排出量
	①	②	①+②	③	④	①+②+③+④
19	2,315,034	167,836	2,482,870	1,055	164,967	2,648,892
20	2,267,047	138,865	2,405,912	1,364	152,229	2,559,505
21	2,184,800	141,152	2,325,952	0*	141,284	2,467,236
22	2,145,050	134,042	2,279,092	0*	139,520	2,418,612
23	2,158,799	141,055	2,299,854	0*	135,416	2,435,270

※ 21年度から推計値のため、計上しないこととしました。

(4) ごみの総搬入量の種類別内訳

(单位:千t)

年度	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ*	その他***	合計
19	169	1,817	113	36	346	2	2,483
	6.8%	73.2%	4.6%	1.4%	13.9%	0.1%	100%
20	163	1,782	107	35	317	2	2,406
	6.8%	74.1%	4.4%	1.4%	13.2%	0.1%	100%
21	158	1,724	102	34	305	2	2,326****
	6.8%	74.1%	4.4%	1.5%	13.1%	0.1%	100%
22	154	1,690	100	35	298	2	2,279
	6.8%	74.1%	4.4%	1.5%	13.1%	0.1%	100%
23	161	1,696	99	38	303	3	2,300
	7.0%	73.7%	4.3%	1.7%	13.2%	0.1%	100%

※ 缶、びん、古紙、布など再生利用を目的として回収したものをいいます。

※※ 従来「その他」に区分されていたごみ処理場への直接搬入ごみが平成19年度から「混合ごみ」、「可燃ごみ」などに細分化されました。

※※※ 端数処理の関係で合計が合いません。

(5) 1日当たりのごみ排出量の推移

年度	1日当たりのごみ排出量 (t)	1人1日当たりのごみ排出量 (g)
19	6,787	962
20	6,595	931
21	6,372	896
22	6,244	875
23	6,284	876

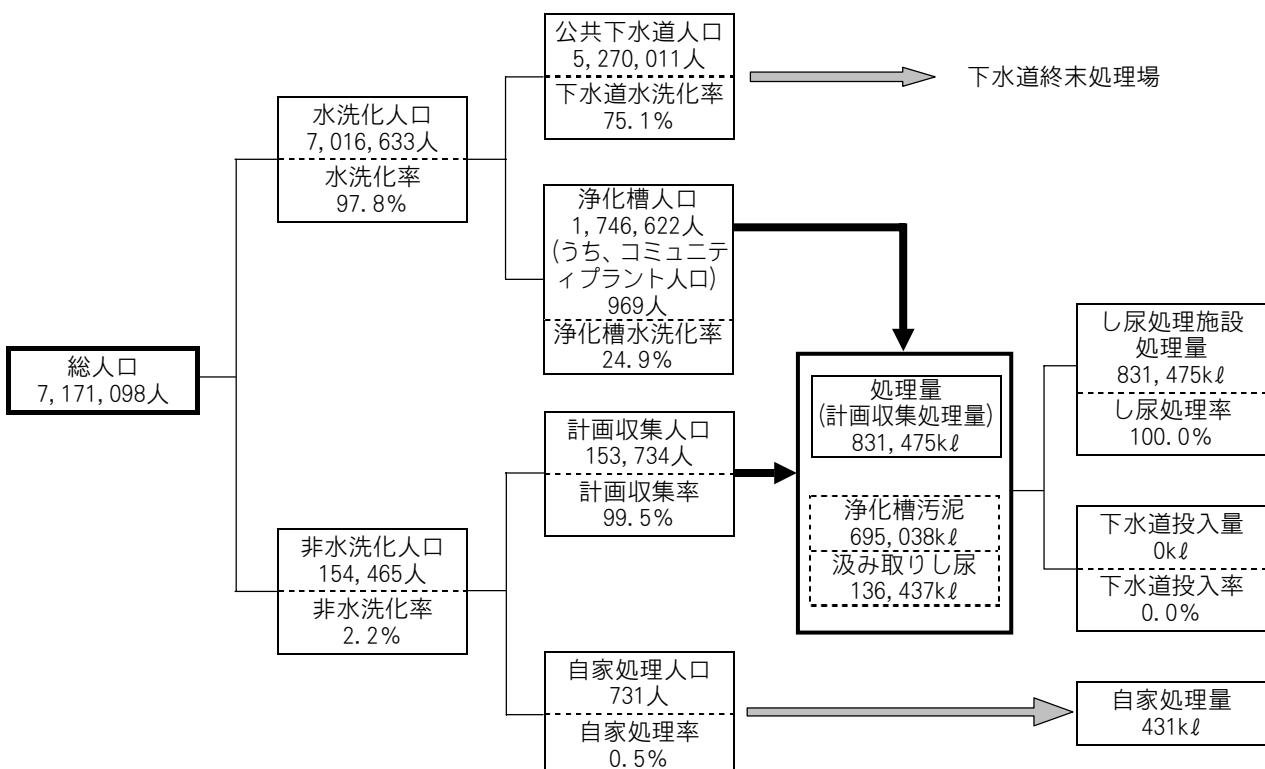
(6) 市町村における容器包装廃棄物の分別収集等の状況（平成23年度）

品目名	収集			再商品化			実施市町村数
	収集計画量(t) A	分別収集量(t) B	達成率(%) B/A	再商品化量(t) C	前年度保管残量(t) D	再商品化率(%) C/(B+D)	
無色ガラス	16,323	15,515	95.0	14,762	25	95.0	63
茶色ガラス	13,768	12,922	93.9	12,674	28	97.9	63
その他ガラス	8,499	8,309	97.8	8,094	35	97.0	56
ペットボトル	19,919	20,227	101.5	18,924	102	93.1	62
その他プラスチック	44,714	42,038	94.0	41,498	89	98.5	40
(うち白色トレイ)	(35)	(30)	(85.7)	(30)	(0)	(100.0)	(4)
その他紙	1,562	2,361	151.2	2,355	0	99.7	7
スチール缶	12,799	10,832	84.6	10,823	6	99.9	63
アルミ缶	9,781	9,669	98.9	9,532	4	98.5	63
紙パック	1,317	1,100	83.5	1,100	0	100.0	63
段ボール	48,377	44,857	92.7	44,839	0	100.0	63
合計	177,059	167,830	94.8	164,601	289	97.9	—

注1 本表の数値は、国の調査方法に準じて算出したものです。

注2 実施市町村数は、第6期埼玉県分別収集促進計画に基づき分別収集を実施している市町村の数です。

(7) し尿処理の状況（平成23年度）



(8) 水洗化人口

(単位：人)

年度	総 人 口	水 洗 化 人 口		非 水 洗 化 人 口	
		公共下水道人口	浄 化 槽 人 口	計画収集人口	自家処理人口
19	7,057,566	4,940,278	1,919,173	196,362	1,753
		70.0%	27.2%	2.8%	0.0%
20	7,084,759	5,039,758	1,857,942	185,523	1,536
		71.1%	26.2%	2.6%	0.0%
21	7,114,507	5,091,305	1,849,618	172,836	748
		71.6%	26.0%	2.4%	0.0%
22	7,136,349	5,189,008	1,776,978	169,670	693
		72.7%	24.9%	2.4%	0.0%
23	7,171,098	5,270,011	1,746,622	153,734	731
		73.5%	24.4%	2.1%	0.0%

(9) し尿の総排出量の内訳・処理の状況

(単位：千kL)

年度	総排出量	排 出 内 訳			総処理量	処 理 内 訳	
		生し尿	浄化槽汚泥	自家処理		し尿処理施設	下水道投入
19	907	188	718	1	905	880	25
		20.7%	79.2%	0.1%		97.2%	2.8%
20	911	175	735	1	910	910	0
		19.2%	80.7%	0.1%		100.0%	0.0%
21	872	156	716	0	871	871	0
		17.9%	82.1%	0.0%		100.0%	0.0%
22	843	145	698	0	843	843	0
		17.2%	82.8%	0.0%		100.0%	0.0%
23	832*	136	695	0	831	831	0
		16.4%	83.6%	0.0%		100.0%	0.0%

※ 端数処理の関係で排出内訳の合計と合いません。

(10) 環境整備センターの埋立実績

(単位：t)

年 度	埋 立 量	埋 立 量 の 内 訳	
		一 般 廃 棄 物	産 業 廃 棄 物
20	56,694	39,145	17,549
21	45,189	35,709	9,480
22	42,679	31,927	10,752
23	41,691	30,593	11,098
24	39,492	28,598	10,894
埋立量累計*	1,524,001	1,343,041	180,960

* 平成元年2月供用開始

(11) 登録廃棄物再生事業者数(平成25年3月31日現在)

再 生 す る 廃 棄 物 の 種 類	平成24年度登録事業者数	登 録 事 業 者 総 数
古紙・古繊維・紙くず	1	126
金属くず	1	112
廃プラスチック類	1	28
木くず	1	23
がれき類・コンクリートくず・鉱さい	0	18
ガラスくず・陶磁器くず・空き瓶	0	31
その他	0	20

(12) 産業廃棄物処理業の申請及び許可件数（平成24年度）

業務内容	申請件数	許可件数	総許可件数(年度末)
産業廃棄物収集運搬業	2,345	2,510	11,813
産業廃棄物中間処分業	66	71	334
特別管理産業廃棄物収集運搬業	161	157	861
特別管理産業廃棄物中間処分業	2	2	32
最終処分業	0	0	0
合計	2,574	2,740	13,040

(13) 産業廃棄物処理業の許可等の内訳

年 度	申 請 件 数			許 可 件 数			不 許 可 件 数		
	新規	変更	更新	新規	変更	更新	新規	変更	更新
14	909	259	800	928	265	743	11	0	12
15	968	246	1,153	872	223	1,025	15	2	5
16	997	233	1,250	960	233	1,240	7	3	16
17	920	216	1,320	859	198	1,266	8	2	4
18	893	206	1,419	857	184	1,322	6	0	6
19	882	218	1,220	876	232	1,208	3	0	2
20	723	190	1,558	707	179	1,505	3	0	4
21	748	198	1,630	736	189	1,587	4	0	4
22	631	184	1,636	636	181	1,572	3	0	4
23	780	241	1,783	753	230	1,738	3	1	5
24	808	272	1,494	846	269	1,625	3	0	6

※ (13) の表の平成23年度分について「申請件数」「許可件数」の「新規」「変更」「更新」を足すと、(12) の表のそれぞれ「申請件数」「許可件数」の合計になります。

(14) 産業廃棄物中間処理施設数（平成24年度末）

処理方法	産業廃棄物の種類	施設数
破碎	廃プラスチック類、木くず、がれき類等	426
焼却	廃酸、紙くず、木くず、繊維くず等	87
切断	金属くず	66
圧縮	金属くず	62
圧縮梱包	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず等	83
溶融減容	廃プラスチック類	49
破碎・減容	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず等	42
脱水	汚泥	45
中和	廃酸、廃アルカリ	33
発酵	動植物性残さ、家畜ふん尿	21
溶融	燃え殻、ばいじん等	13
圧縮減容	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず等	11
乾燥	汚泥、動植物性残さ	10
蒸留	廃油	10
その他	汚泥等	79
合計		1,037

(15) 産業廃棄物最終処分場数（平成24年度末）

施設		箇所数	残余容量(m ³)
安定型		0	0
管理型		0	0
計		0	0

※ 産業廃棄物処分業の許可を有するものに限る。

(16) 不適正処理の内容（平成24年度）

種類	不法投棄	処理基準違反									命令等基準違反、手續違反	合計	
		地下水公共用水の汚染	事故発生の危険	廃棄物の飛散・流出	悪臭の発散	衛生害虫の発生	野外焼却	粉じんの飛散	騒音・振動	保管の高さ			
件数	69	1	5	1,338	111	17	216	33	38	1,318	2,588	526	6,260
構成比(%)	1.1	0.0	0.1	21.4	1.8	0.3	3.4	0.5	0.6	21.1	41.3	8.4	100

(17) 不適正処理された廃棄物の種類（平成24年度）

種類	件数	構成比(%)	種類	件数	構成比(%)
燃え殻	164	2.5	鉱さい	11	0.2
汚泥	89	1.3	がれき類	2,251	338
(うち建設系)	21	0.3	動物の糞尿	0	0.0
廃油	50	0.7	動物の死体	0	0.0
廃酸	0	0.0	ばいじん	0	0.0
廃アルカリ	1	0.0	動物系固体不要物	8	0.1
廃プラスチック類	843	12.7	13号廃棄物	0	0.0
紙くず	7	0.1	特管廃油	15	0.2
木くず	1,020	15.3	特管廃酸	10	0.2
繊維くず	36	0.5	特管廃アルカリ	0	0.0
動植物性残さ	101	1.5	感染性産廃	58	0.9
ゴムくず	17	0.3	特定有害物	148	2.2
金属くず	125	1.9	その他の	1,569	23.5
ガラス陶磁器くず	138	2.1	合計	6,661	100

(18) 不法投棄発生場所（平成24年度）

発生場所	河川	用排水路	湖沼	河川敷	土砂採取跡地	農地	草地	山林	住宅造成区域	その他	計
件数	4	3	0	6	0	15	1	5	2	33	69
構成比(%)	5.8	4.4	0.0	8.7	0.0	21.7	1.5	7.2	2.9	47.8	100

9

調査研究関係

(1) 温暖化対策関係

課題名(実施期間)	調査研究結果概要
温暖化および大気環境変化が埼玉県の植物に及ぼす影響予測 (平成22~24年度)	<p>地球温暖化や光化学オキシダント濃度上昇等の大気環境変化が、農作物などの植物に及ぼす影響が懸念されている。そこで、農作物などへの影響を定量的に評価することを目的に、シミュレーションモデルなどによる検討を行っている。</p> <p>平成24年度は、水稻の白未熟粒発生率を予測するモデルを開発し、温暖化の影響評価および適応策の評価を行った。白未熟粒は平成22年度の夏の高温により県育成品種「彩のかがやき」を中心に大発生し、今後も温暖化により頻発することが懸念されている問題である。シミュレーションによると、白未熟粒は気温が1℃上昇するごとに、16.9%発生率が増加することがわかった。また移植日を遅らせることが、白未熟粒発生を抑える適応策として効果的であることがわかった。</p>
自然環境データベースのG I Sによる構築・運用 －自然環境変遷の把握とその影響－ (平成22~24年度)	<p>近年、様々な分野で地理情報システム(G I S)データの整備が進みつつあり、自然環境情報を中心にデータの収集や作成に取り組んできた。この様なG I Sデータは研究だけではなく、環境情報を分かりやすく可視化し伝える目的にも利用されている。</p> <p>構築したG I Sデータベースを用い同一箇所における多時期データを解析し、埼玉県の土地利用や自然環境の変遷を調査している。</p> <p>平成24年度は、本研究により得られた自然環境変遷や、河川や土地利用などに関する基礎的な情報を地図として可視化し表示するWEBサイト(サイト名:地図で見る埼玉の環境Atlas Eco Saitama)を構築した。</p>

(2) 大気環境関係

課題名(実施期間)	調査研究結果概要
微小エアロゾルの通年観測試料を活用した各種大気イベントの解析 (平成24~26年度)	<p>平成12年度から1週間単位のPM2.5の測定を継続しているが、環境基準値の設定された平成21年度からは、標準測定法に基づく1日単位の測定も行っている。本課題では、これらの通年測定データを活用し、各種大気汚染イベントの解析を試みる。</p> <p>平成25年1月に中国で深刻なPM2.5大気汚染が発生し、日本への越境汚染が懸念された。本研究による1日単位のPM2.5濃度および主要成分の分析結果から、これまでの同時期と比べて顕著な濃度上昇は見られず、埼玉県への影響は僅かであったと考えられた。</p>
工場内で利用可能なV O C局所対策手法の開発 (平成23~24年度)	<p>埼玉県は、光化学大気汚染が特に深刻な地域であり、法規制対象外の中小施設における自主的取組も求められている。</p> <p>県事業である中小企業の自主的取組支援の一環として、使用済ウエス入れを対象に、V O Cの大気中への排出を効果的に抑制するための方法(装置)の開発を行っている。</p> <p>平成24年度は、23年度に構造を検討した模擬ウエス入れを用い、V O C(トルエン、アセトン、ジクロロメタン)の分解処理実験を行った。</p>
微小有機成分粒子の一次排出および二次生成の寄与割合推定に関する基礎的研究 (平成23~26年度)	<p>PM2.5濃度は年々低下してきているものの、現状では環境基準を超えるレベルにある。そこで、バイオマス燃焼起源及び二次生成の指標となるレボグルコサン及び水溶性有機炭素(WSOC)を測定し、微小有機成分粒子の発生源を適切に推定するための手法検討やデータ収集などを行っている。</p> <p>平成24年度は、二次生成が活発になると考えられる夏季(平成24年7~9月)と、バイオマス燃焼起源が卓越すると考えられる秋季(平成24年10~12月)に、加須で日単位のサンプリングを実施した。</p> <p>平成23年度秋季と平成24年度夏季の有機炭素(O C)は、秋季の方が夏季よりも2倍程度高く、またWSOCも同様に秋季の方が夏季よりも2倍程度高かった。このため、WSOCがバイオマス燃焼から発生している可能性が考えられた。</p>

(3) 自然環境関係

課題名(実施期間)	調査研究結果概要
埼玉県における回遊魚の遡上及び陸封に関する実態調査 (平成23~25年度)	<p>近年、東京湾を含む下流域の水質改善により平成20年には荒川へ約100万尾の稚アユが遡上している。そこで、遡上する生物種（魚類・円口類・甲殻類）や時期等の生態特性の実態を把握している。</p> <p>平成24年度は、ワカサギの遡上状況を調査した。荒川に遡上した258個体について魚体測定と性別判定、生殖腺重量を測定した結果、全長と体重組成から全長10cm以下の0年魚と同10cm以上の1年魚の異なる系群が確認された。東京湾から産卵のために本県荒川に遡上するワカサギの知見はなく、これまで1年魚が遡上しているものと考えられていたが、今回の調査から、生殖腺重量により0年魚及び1年魚の成熟した個体が遡上し、産卵することで荒川の再生産に寄与しているものと思われた。</p>
光化学オキシダントによる植物被害の軽減手法に関する検討 (平成23~25年度)	<p>埼玉県では、夏季の光化学オキシダント濃度が著しく高く、その主成分であるオゾンによる植物被害が顕在化している。ホウレンソウやコマツナなどの葉物野菜では、オゾンの被害が直接葉に現れるため、農業者にとって、経済的に極めて深刻な問題となっている。そこで、本研究では、このようなオゾンによる被害を軽減するため、オゾンに強い品種の選定やオゾン被害を軽減するための手法を検討している。</p> <p>平成24年度は、コマツナにオゾンを人工的に暴露し、可視被害の発現程度に基づいて、品種間におけるオゾン感受性の差異を評価し、その成因を検討した。その結果、気孔密度の高い品種ほど、オゾンに対する感受性が高く、葉に被害が発現されやすいことが示唆された。</p>

(4) 化学物質関係

課題名(実施期間)	調査研究結果概要
降水によって水環境に移行しうる燃焼由来ダイオキシン類に関する研究 (平成23~25年度)	<p>水環境中のダイオキシン類は、いまだに環境基準を超過する環境基準点があり、燃焼に由来する分が影響している事例がある。そこで、大気から雨とともに水環境に移行しうる燃焼由来ダイオキシン類の量を把握することを目的とする。</p> <p>平成24年度までの研究で、降水に起因し水環境へ移行しうる燃焼由来ダイオキシン類量は、県の排出インベントリー、県土面積および降水量からの計算値とほぼ一致することが示された。</p>
県内の河川におけるネオニコチノイド系殺虫剤の汚染実態の把握 (平成24~25年度)	<p>水環境試料を対象としたネオニコチノイド系殺虫剤の分析方法を確立するとともに、県内の河川における分布を明らかにし、汚染実態を把握することを目的とする。</p> <p>平成24年度は、水環境試料を対象とした全ネオニコチノイド系殺虫剤7化合物の一斉分析方法の開発、検討を行い、これを確立した。</p>
環状シロキサンの分析法開発と環境汚染実態解明 (平成24~26年度)	<p>環境残留性・生物蓄積性の懸念される環状シロキサンについて、環境試料の分析法検討、下水処理施設等の発生源調査、周辺河川の濃度分布調査を行うことで環境動態に関する知見を集約し、環状シロキサンの環境影響評価に貢献する。</p> <p>平成24年度は、水、底質および生物試料を対象とした分析法の検討を行い、高精度で高感度な測定法を開発した。</p>

(5) 水環境関係

課題名(実施期間)	調査研究結果概要
水環境における大型二枚貝の多元的活用に関する基礎研究 －二枚貝の安定供給化の検討－ (平成22～24年度)	<p>イシガイ科二枚貝は大きな過能力を有し、水質の長期安定化に寄与している。また、希少化が進むタナゴ類の産卵母貝となるなど、様々な重要な役割を担っている。しかし、近年、生息域や個体数が減少しており、二枚貝の保護や有効活用には、安定した稚貝供給手法の確立が不可欠である。そのための基礎的情報として、二枚貝の生息場所における餌資源を明らかにする目的で、埼玉県、富山県および岡山県の二枚貝生息地において、水質モニタリングを行った。さらに、川島町内の生息場所に実験装置を設置して、二枚貝の飼育実験を行った。</p> <p>平成24年は、実験装置において長期間(約1年半)の二枚貝飼育に成功した。この結果から用水を通じて餌が供給されていたことが推察された。また、生息地を評価する際に重要な水質指標として、CHL-aは重要な項目の一つであることが示唆された。</p>
下水処理プロセスにおけるN ₂ O生成ポテンシャルの評価 (平成24～26年度)	<p>地球温暖化対策のための温室効果ガスの発生抑制は急務の課題となっている。下水処理施設においては、エネルギー消費やN₂Oの排出等により、多量の温室効果ガスが発生している。N₂Oの排出にはばらつきが大きいことが報告されており、同じ処理方式であっても運転条件によって排出量が異なることもある。よって、下水処理施設の活性汚泥が持つN₂O生成ポテンシャルを評価し、その処理場のN₂O排出量の推定を行うことを本研究の目的とした。</p> <p>平成24年度は、下水処理場や農業集落排水処理場の活性汚泥を用い、NO₂を添加した際のN₂O生成速度を求めるために最適な条件を求めた。そして、別途調査したNH₄からNO₂またはNO₃への酸化速度と組み合わせることで、硝化過程のN₂O生成ポテンシャルを定義できる可能性を示唆した。</p>
県内河川における内部生産現象の実態解明と水質汚濁影響評価 (平成24～26年度)	<p>河川水質、河川生態系、水道水源の保全の観点から、河川における富栄養化現象の制御が埼玉県内の河川においては重要な課題であると考えられる。</p> <p>研究初年度である平成24年度は、環境基準点における河川水質の調査を実施し、県内各水域の富栄養度の現状把握を目的とした。その結果、荒川や高麗川の上流域を除き、県内の各水域は栄養塩濃度が高く、藻類濃度の指標であるクロロフィルa濃度多くの地点で高かったことから、県内河川の多くは高い富栄養度であると考えられた。またクロロフィルa濃度とBOD濃度の間に強い相関がみられる河川もあり、富栄養化対策によりBODが改善することが期待される水域もみられた。</p>

(6) 土壤・地下水・地盤関係

課題名(実施期間)	調査研究結果概要
微動探査法における深度方向指向性に関する研究 (平成23～24年度)	<p>地表に設置された複数の微動センサ(微動アレイ)を用いた地下構造調査では、深度方向の指向特性について必ずしも十分な検討が行われていない。そこで、深度方向指向性を明らかにすることを目的とし、基礎的な検討を行っている。</p> <p>平成24年度は、アレイ内部に構造境界がある場合の推定位相速度への影響度合いを調べた。その結果、影響はあるもののわずかであること、また、深度方向指向性は十分鋭く推定精度に与える影響も小さいこと等が推定された。</p>
埼玉県における地下水質特性の総合評価とその応用に関する研究 (平成23～26年度)	<p>奥秩父山地を除く埼玉県内全域を対象として地下水質の特性を総合的に評価することにより、各地域の地下水汚染問題の解決に役立つ基礎環境情報を提供する。</p> <p>平成24年度は、過去2年間の調査結果を基に、地下水の基本水質(pH, EC, ORPなど)のほか、鉄やマンガンなどの無機成分の濃度を井戸深度ごとに分類し、逆距離加重法により空間補間した結果を分布図としてとりまとめた。その結果、地下水質には地域や深度ごとに特色があり、各々のバックグラウンド値を読み取ることができた。これらの成果を用いることで、何らかの化学物質により汚染が発生した場合に地下水汚染の有無を評価できるため、汚染調査の初動時に有用な情報となる。なお、各項目の分析結果及び井戸深度ごとの濃度分布図等については「埼玉県地質地盤資料集」に収録し、刊行物を通じて情報公開を実施した。</p>
海成堆積物の風化メカニズムと土壤汚染リスク管理に向けた検討 (平成24～26年度)	<p>海成堆積物は、掘削後、一定期間大気中で放置されると、含有される硫化鉱物が風化して酸性土壤へと変化し、鉛やカドミウムなど様々な有害重金属類が溶出することが知られている。この対処方法としては、有害重金属類の不溶化処理のほかに、風化の進行を抑制した上で敷地内に埋め戻すリスク管理手法の適用が有用である。本研究では、海成堆積物に含まれる硫化鉱物の風化メカニズムを解析し、土壤汚染リスク管理手法を開発することを目的とする。</p> <p>平成24年度は、埼玉県内の海成堆積物を掘削採取し、この試料を用いて風化試験を実施した。その結果、海成堆積物は高温湿潤環境で最も速く風化が進行し、掘削後約1ヶ月で土壤pHは7付近から4まで低下した。一方、高温環境でも常時乾燥状態を保つことができれば、あるいは常時湿潤状態でも温度が低ければ(10～15°C)、少なくとも1ヶ月は風化の進行を抑制することが可能であった。風化速度は、温度や湿度に大きく影響を受けることを確認した。</p>
土壤中における有害重金属の存在形態と植物への移行状況の解析 (平成24～26年度)	<p>土壤汚染の顕在化と共に、対策技術に関する様々な研究が進められている。中でも、植物を用いて土壤中の有害重金属類を除去するファイトリメディエーションは、環境負荷の少ない原位置浄化技術として、早期の実用化が望まれている。有害重金属類の植物への移行は、土壤中の存在形態と密接に関係するため、ファイトリメディエーションを検討するための基礎的知見としては土壤中の存在形態の把握が不可欠である。本研究では、農用地土壤を対象に様々な化学抽出試験を行い、土壤中有害重金属類の存在形態を調査して、土壤から植物への移行に影響する化学的因素を明確にする。</p> <p>平成24年度は、土壤中重金属類の存在形態と植物中の重金属類含有量との関係について解析を行った。その結果、土壤から植物への金属移行特性は土壤中の存在形態だけでなく、植物の持つ金属吸収機構と密接に関連することが分かった。また、土壤から間隙水中への重金属類の溶出形態と根から地上部への移行特性との間にも関連性が認められた。</p>
地中熱利用システムのための地下熱環境評価手法と熱応答試験装置の開発 (平成24～26年度)	<p>再生可能エネルギーのひとつである「地中熱エネルギー」の活用が期待されている。この地中熱利用システムのコスト低減のためには、熱の利用量を事前に把握するとともに地下熱環境に関する数値解析や実測を行い、最適なシステムの設計・施工を行うことが必要である。そこで本研究は、埼玉県に適した地下熱環境の解析手法や試験方法を提案することを目的として実施している。</p> <p>平成24年度は、自然状態の地下温度を精密に計測することが地下熱環境の評価に重要であることから、地下温度を0.003度の分解能で測定可能な高精度地下温度計測システムを開発した。また、この計測システムを埼玉県内20地点の地下温度調査に用い、性能を評価した。その結果、従来の計測システムに比べて、質の高いデータを得ることができた。</p>

10

埼玉県環境マネジメントシステムの取組

(1) 環境マネジメントシステムによる環境配慮の推進

環境マネジメントシステムは、PDCAサイクルにより、各機関が環境配慮について自由に取り組むシステムであり、全ての事業に環境配慮の視点を加えようとするものです。

埼玉県における環境配慮の経緯

平成9年9月	「埼玉県環境配慮方針」策定	県が実施する公共事業や事務事業において環境配慮を徹底する手順を定めた。
平成11年2月	環境管理システム国際規格「ISO14001」認証取得	本庁機関について認証を取得。期間は平成19年2月まで。
平成13年3月	「埼玉県地球温暖化対策実行計画」策定	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「環境配慮方針」の事務事業部門を盛り込み、「埼玉県温室効果ガス削減計画」として策定。
平成14年3月	「埼玉県環境配慮方針～公共事業関連～」を策定。	「環境配慮方針」の公共事業部門についても対象事業の拡大や評価方法の見直しを行い、新たに「埼玉県環境配慮方針～公共事業関連～」を策定。
平成19年5月	「埼玉県環境マネジメントシステム」開始。	県独自のマネジメントシステムを全庁を対象として運用開始。

(2) 環境配慮取組の3つの方向性

自主化：仕組みづくり、運営及び改善を埼玉県が自ら行います。

効率化：環境管理規定や書類様式をコンパクトにし、効率的な運用を行います。

分散化：各機関がそれぞれ発案し運用することで、本業についての環境配慮の取組を進めます。

(3) 平成24年度の取組状況

① 取組状況の内訳

区分	22年度	23年度	24年度	事例
エコオフィス活動に関するもの	2,160	2,198	2,266	紙・電気使用量の削減、廃棄物の削減、エコドライブ、リサイクルの推進
緑化活動に関するもの	225	243	241	緑のカーテン、花植え、植栽
本来業務に関するもの	609	602	609	バイパスの整備など本来業務について取り組むもの
計	2,994	2,994	3,116	

② 本来業務に関する取組状況

本来業務に関する取組は609件で、主な取組状況は以下のとおり。

- ・太陽熱給湯設備の導入
- ・環境対策型建設機械の使用
- ・医療施設、福祉施設の栄養指導による食物残さの削減
- ・E.V. P.H.Vのパーク＆ライドプロジェクトの支援
- ・新エネルギー産業を含む次世代産業技術開発の支援
- ・地産地消の推進
- ・LED道路照明灯の導入

③ 実施状況調査

実施状況調査は各課所を事務局が訪問し、取組状況について聞き取り調査を行い必要に応じて取組についての助言を行うものです。平成24年度は48機関の調査を行いました。平成24年度末までに計357機関の調査を行いました。

調査を実施した県の機関

所沢県税事務所、自動車税事務所、平和資料館、北部福祉事務所、埼玉学園、狭山保健所、熊谷高等技術専門校秩父分校、農林総合研究センター茶業特産研究所、教職員課、東部教育事務所、総合教育センター江南支所、歴史と民俗の博物館、嵐山史跡の博物館、自然の博物館、川口高等学校、川口青陵高等学校、鳩ヶ谷高等学校、草加南高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、志木高等学校、桶川高等学校、川越高等学校、狭山工業高等学校、坂戸西高等学校、入間高等学校、松山高等学校、小鹿野高等学校、熊谷工業高等学校、深谷第一高等学校、深谷商業高等学校、寄居城北高等学校、草加西高等学校、春日部東高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、栗橋北彩高等学校、杉戸農業高等学校、三郷高等学校、特別支援学校大宮ろう学園、大宮北特別支援学校、狭山特別支援学校、所沢特別支援学校、日高特別支援学校、秩父特別支援学校、熊谷特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、蓮田特別支援学校

埼玉県環境方針

基本理念

地球環境は人類生存の基盤です。私達は、これを次世代に引き継いでいきます。

埼玉県は秩父の山々や武蔵野の雑木林、荒川など、緑と川の豊かな自然に恵まれています。

私達は、この潤いと安らぎのある自然を守り、持続可能な循環型社会を築いていきます。

10

埼玉県環境マネジメントシステムの取組

埼玉県は、「地球的規模で考え地域から行動する」を実践し、地球環境の保全に貢献します。

そして、恵み豊かで安心・安全な地域社会の実現を目指します。

このため、全庁の職員が一致協力し、日本一の環境にやさしい県づくりを推進します。

環境方針

- 1 埼玉県は、県行政のすべての分野で環境の保全と創造のための目標を定めます。目標達成のための取組の後、それを点検・評価し、取組の継続的な改善を進めます。
- 2 埼玉県は、事務・事業が環境に与える影響を認識し、自らの役割と責任を自覚して業務を遂行します。
- 3 埼玉県は、県民・事業者と協働して省エネルギー・省資源活動を行い、循環型社会を築きます。
- 4 埼玉県は、環境に関する法令等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 5 埼玉県は、環境の保全と創造のための取組を積極的に公表します。

2007年5月22日

埼玉県知事 上田 清司

(4) 環境配慮方針に基づく公共事業の実施結果について

1 公共事業の推進における環境配慮

① 対象

- | | |
|--------------|------------------|
| 1 市街地の整備 | 7 住宅団地の建設 |
| 2 道路の整備 | 8 農業農村の整備 |
| 3 河川・ダムの整備 | 9 治山、森林管理道整備 |
| 4 公園、緑地の整備 | 10 工業団地、工場用地の造成 |
| 5 下水道の整備 | 11 水道施設の整備 |
| 6 廃棄物処理施設の整備 | 12 建築物の建設、工作物の設置 |

② 平成24年度における状況

「埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～進捗状況評価実施要領」により、平成24年度に県が実施した公共事業について、環境配慮方針に基づく環境配慮の度合の評価を各部局で行いました。

③ 個別評価事業

書面により個別評価を行った事業数は83件でした。各事業において環境配慮方針に基づき環境配慮が必要であるとされた項目の評価を行いました。総合評価（評価基準については別記のとおり）「5」の事業は38件（45.8%）、総合評価「4」の事業は38件（45.8%）、総合評価「3」の事業は7件（8.4%）でした。

なお、総合評価「2」以下の事業はありませんでした。

評価結果の概要は表10-3-1「平成24年度公共事業自己評価事業種別一覧」のとおりです。

別記

【評価基準】

総合評価5：当該事業に適用できた項目の割合（以下「実施率」という）が90%以上で、かつ、技術・社会動向から見て最大限の措置を講じている。

総合評価4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定のレベルの措置を講じている。

総合評価3：実施率が70%以上である。

総合評価2：実施率が50%以上70%未満である。

総合評価1：実施率が50%未満である。

表10-3-1 平成24年度公共事業自己評価事業種別一覧

事業種名	事業数	環境配慮必 要 チェック数	環境配慮 実 施 チェック数	環境配慮 実 施 率	個別事業評価				
					5	4	3	2	1
1 市街地の整備	0	0	0	—					
2 道路の整備	5	65	56	86.2%	1	3	1		
3 河川・ダムの整備	3	95	92	96.8%	3				
4 公園、緑地の整備	6	143	132	92.3%	4	2			
5 下水道の整備	24	358	324	90.5%	11	13			
6 廃棄物処理施設の整備	2	23	23	100.0%	2				
7 住宅団地の建設	3	45	39	86.7%		3			
8 農業農村の整備	7	103	90	87.4%	2	5			
9 治山、森林管理道整備	31	310	279	90.0%	15	10	6		
10 工業団地、工業用地の造成	0	0	0	—					
11 水道施設の整備	0	0	0	—					
12 建築物の建設、工作物の設置	2	83	71	85.5%		2			
全事業合計	83	1,225	1,106	90.3%	38	38	7	0	0

評価 「5」 割合	評価 「4」 割合	評価 「3」 割合	評価 「2」 割合	評価 「1」 割合
45.8%	45.8%	8.4%	0.0%	0.0%

2 環境配慮の取組

① 市街地の整備

当年度は、対象となる事業はありませんでした。

② 道路の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チック数	実施チック数	実施率	評価
1	一般国道407号鶴ヶ島日高バイパス	県土整備部	設計段階	18	13	72.2%	3
2	一般国道140号皆野秩父バイパス	県土整備部	施工段階	17	17	100.0%	5
3	飯能寄居線バイパス（新堀・北平沢工区）	県土整備部	施工段階	16	14	87.5%	4
4	一般県道蕨停車場線（旭町前谷線）	県土整備部	施工段階	7	6	85.7%	4
5	一般県道根岸本町線（環状中央通り線）	県土整備部	施工段階	7	6	85.7%	4

道路の整備に当たっては、「安心・安全の確保」「元気・活力の発現」「ゆとり・潤いの創出」を道づくりの目標すべき基本的方向として、道路の整備を進めています。

これらの基本的方向のもと、計画段階においては、希少野生生物への影響や地形、景観、建設副産物の再資源化などを考慮した上でルートや道路構造について検討し、施工段階においても、時期や方法等について、希少野生生物や周辺環境への影響に配慮しながら工事を実施しています。また、剪定街路樹のチップ化による再利用、アスファルト、コンクリート廃材の再利用など建設資材の再資源化にも取り組んでいます。

③ 河川・ダムの整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チック数	実施チック数	実施率	評価
1	社会資本整備総合交付金（河川）事業（不老川）	県土整備部	施工段階	31	31	100.0%	5
2	社会資本整備総合交付金（河川）事業（御陣場川）	県土整備部	設計段階	33	31	93.9	5
3	社会資本整備総合交付金（河川）事業（星川）	県土整備部	施工段階	31	30	96.8	5

河川の整備については、河川法に基づき、概ね30年間に整備を実施する区間を定めた「河川整備計画」に沿って実施しています。同計画内の「河川環境の整備と保全に関する事項」の中で、環境への配慮についての基本的な取組を定めています。

事業を推進するに当たっては、地域社会に必要とされる治水上の安全性を確保しつつ「多自然川づくり」を基本とし、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、生物の生息・生育環境や多様な河川環境を保全・創出するよう努めています。

例えば、「不老川 かわづくり検討会」を設置し多自然川づくりによる施工を検討してきました。

河道改修の断面においては、河岸の安定による治水と併せて水辺環境に配慮したものとしました。特に流路の線形については、水制工や床止工の設置による瀬と淵を計画し、護岸は親水性を確保しつつ植生や河川景観に配慮した環境ブロックを採用しました。

④ 公園、緑地の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チック数	実施チック数	実施率	評価
1	自然学習センター・北本自然觀察公園管理運営	環境部	管理段階	21	21	100.0%	5
2	狭山丘陵いきものふれあいの里管理運営	環境部	管理段階	20	20	100.0%	5
3	さいたま緑の森博物館管理運営	環境部	管理段階	21	21	100.0%	5
4	自然公園等管理事業（美の山公園）	環境部	管理段階	20	19	95.0%	5
5	しらこばと公園	都市整備部	設計・施工段階	28	23	82.1%	4
6	加須はなさき公園	都市整備部	設計・施工段階	33	28	84.8%	4

公園、緑地の整備に当たっては、既存の地形・地域環境の特性等を生かした計画により、周辺の自然環境と一体化した公園づくりを行っています。公園や園内施設の整備・改修にあたっては、建設発生土の区域内利用や地域特性に配慮した植生の選定、低排出ガス対策重機の使用など環境に配慮しています。

維持管理においては、公園内の小枝や枯木等をチップ化などにより公園内で再利用し、外へ持ち出さない「循環型管理」に取り組むとともに、適切な時期に剪定を行い樹木の活性化を図るなど、多様な緑の創造の推進に取り組

んでいます。また、樹林地・湿地・水辺環境などの適切な保全に努め、必要に応じてボランティア団体や地元住民と協働で維持管理を行っています。

平成25年4月現在、公園スタジアム課が所管する供用済み27公園は、大宮公園の一部を除き指定管理者により管理運営されていますが、環境配慮の推進については、指定管理者においても県営公園において行うべき管理運営水準を満たすよう取り組んでいます。また、自然学習施設の管理運営においても指定管理者制度を導入し、指定管理者の持つ専門的なノウハウを活用しながら、自然保護思想の普及啓発に努めています。

⑤ 下水道の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チック数	実施チック数	実施率	評価
1	荒川左岸南部流域下水道事業	下水道局	計画段階	8	8	100.0%	5
2	荒川左岸南部流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	16	16	100.0%	5
3	荒川左岸南部流域下水道事業	下水道局	管理段階	19	17	89.5%	4
4	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	計画段階	11	9	81.8%	4
5	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	16	14	87.5%	4
6	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	管理段階	21	17	81.0%	4
7	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	計画段階	10	10	100.0%	5
8	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	16	16	100.0%	5
9	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	管理段階	19	19	100.0%	5
10	中川流域下水道事業	下水道局	計画段階	12	12	100.0%	5
11	中川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	19	18	94.7%	5
12	中川流域下水道事業	下水道局	管理段階	22	21	95.5%	5
13	古利根川流域下水道事業	下水道局	計画段階	11	9	81.8%	4
14	古利根川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	17	14	82.4%	4
15	古利根川流域下水道事業	下水道局	管理段階	21	17	81.0%	4
16	荒川上流流域下水道事業	下水道局	計画段階	8	7	87.5%	4
17	荒川上流流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	14	12	85.7%	4
18	荒川上流流域下水道事業	下水道局	管理段階	17	15	88.2%	4
19	市野川流域下水道事業	下水道局	計画段階	9	8	88.9%	4
20	市野川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	16	14	87.5%	4
21	市野川流域下水道事業	下水道局	管理段階	18	17	94.4%	5
22	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	計画段階	8	8	100.0%	5
23	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	12	11	91.7%	5
24	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	管理段階	18	15	83.3%	4

流域下水道事業は、関連市町からの流入下水量の増加に対応するため、終末処理場、ポンプ場において施設の増設を行っています。また、施設の老朽化に伴う改築・更新も並行して行っています。

計画段階では、流域別下水道整備総合計画に基づいて、東京湾の水質環境基準を達成するための事業計画を策定しました。設計・施工段階では、環境に十分配慮した設計を心がけ、特に建設副産物の削減、リサイクルの推進に配慮しています。管理段階では、焼却炉の自燃運転等により温室効果ガス排出量の削減を図り、また、下水道フェスタの開催や下水道局のホームページによる情報提供の実施など、県民に対する下水道の普及啓発を行っています。

⑥ 廃棄物処理施設の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チック数	実施チック数	実施率	評価
1	3号埋立地埋立	環境部	管理段階	11	11	100.0%	5
2	彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業	環境部	施工段階	12	12	100.0%	5

廃棄物処理施設の整備に当たっては、新技術を導入し、公害のない衛生的な最終処分場として建設・管理を行い、地域環境の保全を図っています。

具体的には、廃棄物の飛散や流出、害虫・悪臭などの発生をなくすため、毎日受入れが終了した後に廃棄物の表面に覆土を行い、廃棄物が表面に出ない方法で埋立を行っています。また、廃棄物に触れた水については、水質汚

濁防止法の基準よりさらに厳しい基準を設定し処理しています。さらに、資源の有効活用のため、覆土に使用する土砂については、埋立地の造成工事で発生したものをストックし使用しています。

新しく造成する埋立地は、漏水検知システムを設置するなど、一層環境に配慮した構造となっています。

⑦ 住宅団地の建設

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チック数	実施チック数	実施率	評価
1	22県住熊谷玉井団地	都市整備部	施工段階	15	13	86.7%	4
2	22県住大宮七里団地	都市整備部	施工段階	15	13	86.7%	4
3	22県住大宮長山団地	都市整備部	施工段階	15	13	86.7%	4

県営住宅の建設に当たっては、周辺地域の景観や自然環境に配慮し、建物の配置や構造を工夫するとともに、オーブンスペースの緑化や樹木の有効活用を図っています。また、建物の耐久性に配慮するほか、太陽光の活用やエネルギーの効率的利用を図るなど、設計段階においても環境配慮に努めています。さらに、施工段階においても、再生品の使用を推進し再資源化に努めています。

具体的には、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を削減するため、平成9年度から着工した団地に「太陽光発電システム」を導入し、再生可能エネルギーの活用に努めています。

省エネルギー等については、トイレの便器や水道の蛇口に節水型器具を採用して節水対策を実施しているほか、共用廊下へのLED照明器具を導入や、従来型のエレベーターに比べ電動機の容量が小さく、ランニングコストが低減でき、同時にイニシャルコストの低減もできる「マシンルームレスエレベーター」を採用し電力削減を図っています。

⑧ 農業農村の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チック数	実施チック数	実施率	評価
1	かんがい排水事業（北川辺領地区）	農林部	調査・計画段階	17	14	82.4%	4
2	かんがい排水事業（大英寺落地区）	農林部	設計・施工段階	16	14	87.5%	4
3	水辺再生事業（見沼代用水西縁地区）	農林部	設計・施工段階	13	13	100.0%	5
4	水辺再生事業（伊賀袋（旧川）地区）	農林部	設計・施工段階	15	15	100.0%	5
5	水辺再生事業（末田大用水地区）	農林部	設計・施工段階	15	12	80.0%	4
6	ほ場整備事業（明戸北部地区）	農林部	調査・計画段階	10	8	80.0%	4
7	ほ場整備事業（柳生地区）	農林部	設計・施工段階	17	14	82.4%	4

農業農村整備事業の実施に当たっては、美しい水辺空間や多様な動植物の生息環境を保全するための取組を進めています。

例えば、農業水利施設の整備では用水・排水機能が優先される傾向にありますが、動植物が生息する貴重な水辺空間であることから、水路底に礫を配置して、水辺に生息する小動物の生態系に配慮したり、浚渫した堆積土を有効利用して親水護岸の整備などを行っています。

また、水路法面への植栽により景観に配慮しているほか、遊歩道の整備については透水性舗装にして、雨水の地下浸透と歩行者の安全確保を図りました。

⑨ 治山、森林管理道整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チック数	実施チック数	実施率	評価
1	予防治山事業（瀬尾）	農林部	計画段階	5	5	100.0%	5
2	予防治山事業（瀬尾）	農林部	設計段階	12	12	100.0%	5
3	予防治山事業（瀬尾）	農林部	施工段階	13	13	100.0%	5
4	予防治山事業（上久通）	農林部	計画段階	5	5	100.0%	5
5	予防治山事業（上久通）	農林部	設計段階	10	10	100.0%	5
6	予防治山事業（大杭）	農林部	計画段階	5	5	100.0%	5
7	予防治山事業（大杭）	農林部	設計段階	12	12	100.0%	5
8	予防治山事業（大杭）	農林部	施工段階	13	13	100.0%	5

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チヨク数	実施チヨク数	実施率	評価
9	予防治山事業（柴原）	農林部	施工段階	8	8	100.0%	5
10	予防治山事業（白山平）	農林部	計画段階	5	4	80.0%	4
11	予防治山事業（白山平）	農林部	設計段階	15	13	86.7%	4
12	予防治山事業（白山平）	農林部	施工段階	15	13	86.7%	4
13	予防治山事業（南沢）	農林部	計画段階	4	3	75.0%	3
14	予防治山事業（南沢）	農林部	設計段階	12	10	83.3%	4
15	山地災害総合減災対策治山事業（畠井）	農林部	施工段階	13	13	100.0%	5
16	水源の森保全緊急整備（大若沢）	農林部	施工段階	11	11	100.0%	5
17	水源の森保全緊急整備（矢納）	農林部	施工段階	14	12	85.7%	4
18	森林管理道開設事業（西名栗）	農林部	施工段階	10	10	100.0%	5
19	森林管理道開設事業（二子）	農林部	施工段階	14	13	92.9%	5
20	森林管理道開設事業（八日見）	農林部	施工段階	15	13	86.7%	4
21	森林管理道開設事業（御岳山2号）	農林部	施工段階	14	12	85.7%	4
22	森林管理道改良事業（広河原逆川）	農林部	施工段階	7	7	100.0%	5
23	森林管理道改良事業（大名栗）	農林部	施工段階	9	9	100.0%	5
24	森林管理道改良事業（丸山）	農林部	施工段階	8	6	75.0%	3
25	森林管理道改良事業（大血川）	農林部	計画段階	4	3	75.0%	3
26	森林管理道改良事業（大血川）	農林部	設計段階	11	8	72.7%	3
27	森林管理道改良事業（上野大滝）	農林部	施工段階	10	7	70.0%	3
28	森林管理道改良事業（江瀬谷）	農林部	施工段階	10	8	80.0%	4
29	森林管理道舗装事業（皆本沼里）	農林部	施工段階	10	8	80.0%	4
30	森林管理道舗装事業（赤木慈光）	農林部	計画段階	4	3	75.0%	3
31	森林管理道舗装事業（赤木慈光）	農林部	設計段階	12	10	83.3%	4

治山事業の実施に当たっては、現地発生材や木製品を利用するなど環境への負荷の少ない工種・工法を積極的に取り入れ、さらに環境対策型建設機械を使用するなど、環境への配慮を行っています。

具体的には、木材や自然石など自然素材や自然還元素材の採用に努め、環境負荷の軽減と周辺の景観との調和に配慮しています。また、資材の運搬等にモノレールを使用したり、仮設道を作設する際には、最終的に構造物が設置される箇所を極力通るようにすることで、地形や植生への影響を最小限に抑えるように努めています。

森林管理道の整備に当たっては、切土や盛土斜面の法面保護において、周辺環境と調和するような工種・工法を取り入れるほか、環境対策型建設機械の使用をしています。また、現地発生材を積極的に活用するなど環境への配慮を行っています。

具体的には、壁面緑化が可能な補強土壁工や木材を利用した工法を採用し、周囲の景観との調和に配慮したほか、再生資材の活用や建設発生土を現場内で再利用するなど環境への負荷軽減を図っています。また、道路幅員の縮減により、地山の切取・盛土を低減させ、地形の改変を極力抑えています。

⑩ 工業団地、工業用地の造成

当年度は、対象となる事業はありませんでした。

⑪ 水道施設の整備

当年度は、対象となる事業はありませんでした。

⑫ 建築物の建設、工作物の設置

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チヨク数	実施チヨク数	実施率	評価
1	西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	都市整備部	施工段階	60	52	86.7%	4
2	東部地域特別支援学校（仮称）建設工事	都市整備部	施工段階	23	19	82.6%	4

建築物の建設や工作物の設置に当たっては、環境配慮方針の趣旨に基づき、企画・設計・施工等の各段階におい

て配慮事項をもとに検討を加え、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用による建物の環境負荷の低減や自然環境の保全に努めています。

具体的には、太陽光発電設備、屋上や駐車場への緑化の導入を図り、省エネルギーの推進やヒートアイランド対策を実施しています。

3 今後の課題

今後とも公共事業における環境への配慮は重要な課題です。

事業の実施に当たっては、さまざまな工法を検討し、生態系や自然環境の保全、地球温暖化対策を推進していく必要があります。また、厳しい財政状況の中で公共事業のコスト削減も求められていることから、将来の管理や撤去の段階までを含めたライフサイクルの視点を持ち、環境配慮と低コスト化をともに実現できるような工法等の導入を検討していく必要があります。

さらに、県民からの意見や事業担当部署の自己評価により洗い出された改善点を、新たな計画や運用面にフィードバックして環境配慮の継続的な向上を図っていく必要があります。

(5) エコオフィス活動の実施結果について

1 平成24年度「エコオフィス活動」推進状況

平成24年度は、空調温度の適正化、執務室・廊下等の照明の部分消灯などの取組を実施しましたが、猛暑の影響などにより「エネルギー供給設備の燃料使用量」及び「事務所の単位面積当たりの電気使用量」は増加しました。

また、「コピー用紙の使用量」、「廃棄物の量」は減少しましたが、「ごみのリサイクル率」は低下しました。

表10-4-1 エコオフィス活動に関する実績値の推移

項目	平成24年度及び過去3年間の推移		
1 コピー用紙の使用量 (A4換算) (全庁)	平成24年度 : 3億7,581万枚 平成23年度 : 3億9,875万枚 平成22年度 : 3億2,682万枚	対前年度比 -5.8% +22.0% +0.9%	
2 公用車に占める 次世代自動車の割合 (知事部局及び教育局)	平成24年度 : 20.7% (285台/1,376台中) 平成23年度 : 17.7% (245台/1,384台中) 平成22年度 : 14.8% (209台/1,412台中)		
3 事務所の単位面積当たりの 電気使用量 (本庁)	平成24年度 : 125.2kWh/m ² 平成23年度 : 123.1kWh/m ² 平成22年度 : 143.5kWh/m ²	対前年度比 +1.7% -14.2% +5.1%	
4 エネルギー供給設備の 燃料使用量 (原油換算) (本庁)	平成24年度 : 557kL 平成23年度 : 490kL 平成22年度 : 701kL	対前年度比 +13.7% -30.1% +2.9%	
5 廃棄物の量 (本庁)	平成24年度 : 222トン 平成23年度 : 229トン 平成22年度 : 197トン	対前年度比 -3.1% +16.2% -15.1%	
6 ごみのリサイクル率 (本庁)	平成24年度 : 70.7% 平成23年度 : 71.8% 平成22年度 : 74.9%	対前年度比 -1.1ポイント -3.1ポイント +2.8ポイント	

2 今後の改善方向

毎年の状況改善に向けて、以下の取組を推進、検討する必要があります。

燃料使用量については、気候による影響を受けますが、平成23年度から本庁舎ESCO事業を導入した影響で導入前の

平成22年度に比べて使用量が減少しています。

一方、廃棄物の量とごみのリサイクル率は、過去に比べて改善しましたが、最近はほぼ横ばいの状況です。

今後も引き続き、ESCO事業等によるハード面での省エネ対応や、事務作業において電気を使用する際に、こまめな節電を実施するなどの省エネ活動を進めていくことが必要です。

その他、省エネ以外のエコオフィス活動（リサイクル、グリーン調達等）についても、環境配慮の取組を進めてまいります。

11

埼玉県環境基本計画関係

(1) 平成25年度環境の保全と創造に資する事業一覧 (18の施策別)

埼玉県環境基本計画〔第4次〕(平成24年7月策定) 第3章「環境の保全と創造に関する施策展開の方向」に係る事業一覧表

※ 環境の保全と創造に関する経費のみの算出が困難な事業については、関連予算額の欄に事業費総額を表示しています。

I 環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり

1 大気環境の保全

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
バス活性化事業費	バス路線の維持・確保を図るためにバス事業者等に対する支援を行うとともに、路線バスの利便性・快適性の向上を図るためにノンステップバスの導入について、市町村と協調してバス事業者に対し補助する。また、地域公共交通の活性化を図るために、市町村交通政策担当職員を対象とした研修会を開催する。	85,000		交通政策課	企画財政部
工場・事業場大気規制事業費	工場・事業場に対し立入検査を実施し、法・条例等による規制の徹底を図るとともに、大気汚染防止及びフロン類回収に関する事業者指導を行う。	21,508			
N O x・P M 総量削減調査費	「埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」に掲げる目標を達成するため、自動車からの汚染物質排出状況等の解析や基礎資料等の収集を行う。あわせて汚染物質総排出量の算定など大気環境の改善に資する調査を実施する。	13,970			
青空再生自動車対策事業費	ディーゼル車から排出される粒子状物質の低減を図るため、埼玉県生活環境保全条例による規制と併せて、自動車対策を総合的に推進する。また、エコドライブの普及促進を図り、大気環境の改善と地球温暖化の防止に資する。	「統合」 11,890			
E V・P H V 普及推進事業費	自動車から排出される CO ₂ を削減するため、自動車から自転車への転換を促進する。	「統合・事業名新」 2,000			
自動車公害監察事業費	埼玉県生活環境保全条例に基づき、ディーゼル車の運行規制等を実施することにより、規制の実効性を確保し、自動車対策を円滑に推進する。	38,927			
揮発性有機化合物対策事業費	光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物 (VOC)について、事業者の排出抑制への取組を強力に促進させることにより VOC の大気への排出削減を図る。	2,406			
大気汚染常時監視運営管理費	大気汚染状況を常時把握するため、大気常時監視システムの運用管理を行い、環境基準の達成状況等の評価を行う。また、大気汚染緊急時に光化学スマッグ注意報等を発令し、県民に周知することにより健康被害の未然防止並びに緊急事態の改善を図る。	72,523			
大気汚染常時監視測定期間整備事業費	大気汚染状況を的確かつ効率的に把握するため、常時監視測定期間を適正に設置し、老朽化した自動測定機等を更新整備する。	111,230			
有害大気汚染物質等モニタリング調査費	健康被害の防止や大気環境の現況把握を図るために、有害大気汚染物質、酸性雨、オゾン層破壊及び地球温暖化の原因物質の測定を行う。	14,757			
E V・P H V 普及推進事業費の事務移管分	E V・P H V タウンの実証実験や三県知事会議での普及等を進める。	「統合・事業名新」 12,303			
青空再生自動車対策事業費の事務移管分	平成23年度までの青空再生低公害車導入資金融資に伴う利子補給、利子補助、損失補償及びハイブリッド自動車・天然ガス自動車(トランク、バス)への買換え補助を行う。	「統合」 25,356			
畜政推進対策事業のうちの一部	「家畜排せつ物法」に基づく指導により、家畜ふん尿の適正管理と利用を推進する。	935			
畜政推進対策事業のうちの一部	良質たい肥のための技術指導及び耕畜連携の推進により、良質たい肥の生産と有効利用を図る。	295			
道路改築費	バイパスの整備や交差点や踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の解消を図る。	927,590			
重要区間解消推進費		102,000			
地方特定道路(改築)整備費		2,897,000			
道路改築事業費		1,030,000			
社会資本整備総合交付金(改築)整備事業費		5,868,000			
街路整備費		773,266			
地方特定道路街路整備費		800,000			
社会資本整備総合交付金(街路)整備事業費		2,478,500			
橋りょう架換費	耐久力が不足したり、耐震性の劣る橋梁の架換え、河川改修に伴う架換え及び道路改良工事に伴う新たな橋の架設を行い、交通安全の確保と円滑な運行を図る。	328,000			
社会資本整備総合交付金(橋りょう)整備事業費		897,000			
交差点整備費	交差点の改良により円滑な道路環境を実現し、環境の改善を図る。	374,480			
社会資本整備総合交付金(交通安全)事業費		1,216,700			
地方特定道路(交通安全)整備費		495,000			
自動車更新整備費	出納総務課及び12集中管理地域機関保有の公用車等につき、「埼玉県公用車グリーン導入指針」等に基づき更新を行う。	55,002		出納総務課	会計管理者

2 公共用水域・地下水及び土壤の汚染防止

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
工場・事業場水質規制事業費	工場・事業場に対して立入検査を行い、また、特定施設等の新增設時の届出に際して事前指導などをを行うことにより、排出水の規制を徹底し、公共用水域の水質保全を図る。	22,206		水環境課	環境部
水質監視事業費	公共用水域の水質・底質・流量の測定、地下水の水質測定及び主要湖沼の水質調査を実施する。また、ダイオキシン類や健康項目の環境基準超過時における追跡調査等を行う。	58,284			
土壤・地下水汚染対策事業費	土壤・地下水汚染の調査及び対策を実施することにより、土壤・地下水汚染による県民の健康被害の防止を図る。	17,240			
水質事故対策費	油類の流出、魚類の浮上・へい死等の水質事故発生時に適切な措置を講じることにより汚染の拡大を防止する。	2,853			
水質環境基準類型指定見直し事業費	近年特に工場事業場の排水規制等により水質改善が進んでおり、一部の水域で現在の環境基準と現況に不整合が生じているため、実態に即した見直しを適宜行っていく。	2,418			
工場立地指導費	工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の促進を図る。		855	企業立地課	産業労働部

3 化学物質対策の推進

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
化学物質総合対策推進事業費	化学物質の環境中への排出抑制をはじめとする適正管理及びリスクコミュニケーションの普及等により環境リスクの低減を図る。	9,845		大気環境課	環境部
大気環境石綿対策事業費	大気汚染防止法に基づき、石綿使用建築物解体工事等の立入検査を実施するとともに、石綿の飛散状況を把握し、石綿による健康被害の防止を図る。	7,958			
石綿健康被害救済基金拠出金	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき設立された石綿健康被害救済基金へ埼玉県割当額を拠出する。	34,150			
ダイオキシン類大気関係対策事業費	ダイオキシン類対策特別措置法(大気)に基づき、ダイオキシン類を排出する工場・事業場に立入検査を実施するとともに、県内の汚染状況を把握し、ダイオキシン類による環境汚染を防止する。	21,561			

4 身近な生活環境の保全

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
公害紛争総合調整事業費	公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決及び企業の公害防止意識の高揚・公害防止技術の向上等を図るため、公害審査会の運営、公害苦情調査等を実施する。	2,478		環境政策課	環境部
公害防止事務市町村指導費	条例で市町村が処理することとされた大気・水質保全、騒音・振動・悪臭防止等の公害防止業務について、各市町村が円滑に実施できるよう総合的に支援する。	11,998			
騒音・振動・悪臭防止対策費	市町村の騒音・振動・悪臭事務の支援を行うとともに、自動車交通騒音・新幹線鉄道騒音・振動及び航空機騒音について環境基準の達成状況を調査する。	13,532			
公害防止組織整備費	公害の発生を未然に防止させるための公害防止主任者の資格認定講習を行う。	1,838			
工場立地指導費(再掲)	工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の促進を図る。		855	企業立地課	産業労働部
舗装道整備費	舗装の破損を修繕することにより、交通の安全を確保し、破損に起因する騒音・振動から住民を守る。		7,027,270	道路環境課	国土整備部
社会資本整備総合交付金(維持)事業費			70,000		

5 水循環の健全化と地盤環境の保全

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
水循環推進費	限りある水資源を有効に活用し、節水型社会を形成するため、「水の日、水の週間」等の行事を通じた節水思想の啓発を図る。		3,068	土地水政策課	企画財政部
地盤沈下防止対策事業費	法令に基づく地下水の採取規制を行うとともに、地盤沈下の実態調査及び地下水位等の観測により地盤沈下の防止と地下水資源の保全を図る。	60,739		水環境課	環境部
森をまもる活動支援事業	施業・経営の集約化に必要な森林情報の収集活動や森林整備のための地域における活動を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図る。	13,566		森づくり課	農林部
美しい森づくり事業	針葉樹や広葉樹の育成等による多様な森林整備を推進し、森林の持つ水源かん養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の増進を図る。また、針葉樹の間伐等により花粉削減対策を推進するとともに、森林病害虫や火災等から森林を守り、健全な森林を育成する。	96,046			
革新的低コスト造林事業	さし木ボット苗の生産体制を整備し、初期投資を軽減した低コスト植林を実現する。	1,125			
県営林事業	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるとともに森林資源の充実や山村地域の活性化を図るため、県営林の維持管理を行う。	119,198			
治山事業	山地治山、保安林改良、保育		497,450		
みんなで育てる森づくり事業	健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森林づくりを促進する。	9,006			
水源地域の森づくり事業	水源かん養機能などの公益的機能を高度に発揮させるため、水源地域の森林において針葉樹と広葉樹が混じりあった「針広混交林」の造成や広葉樹林の再生を行う。	473,000			
里山・平地林再生事業	放置された里山・平地林を再生し、景観の向上や生物多様性の保全など、公益的機能の高度発揮を図るとともに、新たに森林を造成し、憩いの場を創造する。また、整備後の森林を体験活動の場等として活用するなどにより、森林に関する意識の醸成を図る。	258,172			

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
森林整備加速化・林業再生事業事業費	森林整備、高性能林業機械の導入、県産木材利用の推進等を実施し、森林整備の加速化と林業・木材産業の再生を図る。	704,495		森づくり課	農林部
社会資本整備総合交付金(河川)事業費	台風や集中豪雨による浸水被害から県民の生命・財産を守るために、河川改修や調節池整備を計画的に進める。その際、一部雨水を地下に浸透させる雨水貯留浸透施設の設置を実施する。		7,052,700	河川砂防課	
社会資本整備総合交付金(河川)事業費(水辺)	水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民が一体となって、水環境の改善や良好な河川空間の創出を図る。		186,550	水辺再生課	
自転車歩行者道整備費	人と自然に優しい道づくりを推進するため、利根川自転車道を整備し、中川自転車道の検討調査を行う。また、歩道の整備において、透水性舗装を実施することにより、雨水の地下浸透を促し、地下水の涵養を図る。		913,000	道路環境課	県土整備部
地方特定道路(交通安全)整備費	交差点の改良により円滑な道路環境を実現し、環境の改善を図る。また、歩道の整備において、透水性舗装を実施することにより、雨水の地下浸透を促し、地下水の涵養を図る。		578,000		
埼玉県水道用水供給事業	地下水の汲み上げによる地盤沈下の防止対策として、水源を河川表流水として、55団体(34市18町3企業団)に水道用水を卸供給。	70,283,621		水道企画課	企業局
埼玉県南部工業用水道事業	地盤沈下の防止を図るため、県南東部に工業用水を供給。	3,669,456			

6 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
申請届出手続電子化推進事業費	申請・届出手等手続の電子化により各種申請用紙の使用量を抑制する。		32,791	情報システム課	企画財政部
浄書事務集中管理費	印刷に使用する用紙には再生紙の利用を促進し、両面印刷により紙の使用量を抑制する。	20,126		文書課	
文書指導及び文書管理費	保存期間経過文書は再生利用をするための溶解処分を行う。	161			総務部
県庁舎環境管理事業費	県庁舎廃棄物収集運搬、古紙等リサイクル		26,737	管財課	
消費者啓発事業費	社会・経済の変化に対し、自己責任に基づいて主体的・合理的な消費生活を実現できる自立した消費者を育成するため、消費生活に関する各種講座の開催、情報紙やインターネットのホームページでの情報提供を行う。		4,678	消費生活課	県民生活部
ダイオキシン類大気関係対策事業費(再掲)	ダイオキシン類対策特別措置法(大気)に基づき、ダイオキシン類を排出する工場・事業場に立入検査を実施するとともに、県内の汚染状況を把握し、ダイオキシン類による環境汚染を防止する。	21,561		大気環境課	
P C B 廃棄物保管事業者指導費	P C B 廃棄物の保管事業者に対する監視指導を強化し、その実態把握と適正処理の指導を行う。また、適正処理の推進のため、独立行政法人環境再生保全機構の基金に拠出を行う。	82,653			
産業廃棄物排出事業者指導費	排出事業者への適正処理の指導、減量化に向けた指導などを行うことにより、不適正処理や不法投棄の減少を図る。	18,158			
土砂適正処理監視指導費	無秩序な土砂のたい積を防止するため、土砂のたい積、排出の規制指導を行う。	11,822			
廃棄物関係団体補助	廃棄物関係団体の健全な育成を図るため運営費の一部を補助する。	130			
廃棄物の山の撤去・環境保全対策費	県内(さいたま市、川越市を除く)に存する産業廃棄物の山のうち生活環境の保全上、支障があるものについて、撤去・環境保全し、県民の生活環境の保全を図る。	33,854		産業廃棄物指導課	
廃棄物不法投棄特別監視対策費	廃棄物の不法投棄や保管と称する悪質な野積み等に対する早期発見・早期対応をさらに進め、これまでの監視指導事業に加えて、広域・巧妙化している不法投棄等の不適正処理への対応力の強化を図る。	36,081			
産業廃棄物審査事務費	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置並びに使用済自動車解体・破碎業の許可事務を円滑に行うとともに、処理業者等の指導を行い、適正処理を遂行する。	13,246			環境部
彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業費	環境産業の集積と、ひっ迫する最終処分場の確保を図るため、環境整備センター隣接県有地を活用した彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業を推進する。	1,648,406			
資源リサイクル拠点環境調査研究事業費	彩の国資源循環工場において環境モニタリング調査を実施し、安全安心な廃棄物処理の徹底を図る。また、調査結果を公害防止・環境修復技術等の研究開発に活用する。	58,395			
環境整備センター埋立事業費	自ら最終処分場を確保することが困難な市町村及び事業者の廃棄物埋立処分を補完するため、県営最終処分場を運営する。	753,312		資源循環推進課	
公共関与による資源循環モデル事業費	P F T 方式及び借地方式により、環境分野の先端技術産業を誘導・集積し、総合的な資源循環型モデル施設である「彩の国資源循環工場」を運営する。	191,729			
産業廃棄物適正処理情報化事業費	産業廃棄物処理に関する実績報告書の集計を行ない、業者指導、関係機関等への情報提供、適正処理の推進などに利用する。	7,075			
首都圏廃棄物広域処理推進費	首都圏の自治体が共同、協調し資源循環型社会の構築を目指す。	3,646			
循環型社会づくり推進事業費	ごみの減量化やリサイクルを推進し、本県に即した循環型社会を構築する。	3,385			
廃棄物処理施設検査監視指導費	一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を推進し、県民の生活環境を守る。	3,691			
廃棄物処理施設整備指導費	国庫補助対象事業として廃棄物処理施設を整備する団体に対し、その施工における技術及び事務上の指導監督を行う。	668			
農山村バイオマス利活用促進事業	農山村バイオマスの利活用促進のための普及・啓発や地域における先進的な取組を支援する。	638		農業ビジネス支援課	農林部
建設副産物対策推進費	建設副産物対策を推進するため、地区連絡会議、講習会を実施。建設リサイクル法の適正な執行のため、連絡調整会議、巡回パネル展を実施。		2,249	建設管理課	県土整備部
埼玉県水道用水供給事業(再掲)	浄水発生土のリサイクルを推進する。	872,187		水道管理課	企業局
埼玉県南部工業用水道事業(再掲)		52,543			

II 再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり

7 河川等の環境の保全、創造

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
合併処理浄化槽転換促進事業費	「川の国埼玉」の実現のため、平成37年度生活排水処理率100%を目指し、浄化槽整備区域において、合併処理浄化槽への転換に係る補助を実施している市町村に補助金を交付する。あわせて、市町村整備型の導入促進策や個人費用の負担軽減により転換を促進し、公共用水域の水質改善を図る。	542,731		水環境課	環境部
浄化槽関係団体補助	浄化槽関係団体の健全な育成を図るため、運営費の補助を行う。	350			
浄化槽検査監視指導費	浄化槽の適正な維持管理を促進し、生活環境の保全を図る。	19,732			
水環境事務費	水環境対策の円滑な推進を図る。	1,246			
共助による川の再生事業費	五感による河川環境指標の導入や川の国応援団サポートデスク運営事業、川の国アドバイザー活動事業などにより、川の国応援団を中心とした民と民との連携強化を図り、共助による川の再生を推進する。	10,627			
彩の国ゆたかなむらづくり整備事業 (農業集落排水事業)	農業集落におけるし尿、生活雑排水の汚水などを処理する施設を整備することにより、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の生活環境の向上を図る。	115,328		農村整備課	農林部
川のまるごと再生プロジェクト (農業用水) 推進費	平成20年度から「川の再生」のリーディング事業として実施した「水辺再生100プラン」の取組みをさらにステップアップし、一つの市町村若しくは複数の市町村に流れる川をまるごと対象にまちづくりと一体となった川の再生を行う。		766,850		
社会資本整備総合（河川）事業費	水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民と協力して、直接浄化する施設の設置を行う。また、県内の治水安全度を高め、地下水を保全・回復するため、貯留浸透施設を設置する。更に、貴重な緑地空間の保全を行い、動植物の生息できる空間を整備し、水と緑のネットワークを構築する。加えて、良好な河川環境を創造するため、親水型川づくりや他多自然型川づくりを実施する。		7,052,700	河川砂防課	県土整備部
社会資本整備総合交付金（河川）事業費（水辺）（再掲）	水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民が一体となって、水環境の改善や良好な河川空間の創出を図る。		186,550		
川のまるごと再生プロジェクト推進費	平成20年度から「川の再生」のリーディング事業として実施した「水辺再生100プラン」の取組みをさらにステップアップし、一つの市町村若しくは複数の市町村に流れる川をまるごと対象にまちづくりと一体となった川の再生を行う。		2,800,000	水辺再生課	
川の再生県民運動推進費	川の国応援団美化活動団体などの川の守り人を育成、拡大することにより、活動団体の持続的・自立的な地域活動を支援し、共助による「川の国 埼玉」の実現を図る。		7,915		
埼玉県流域下水道事業 (流域下水道建設費〔県単〕)	国庫補助事業の対象とならない流域下水道事業で、補助事業と併行して早急に実施する。		412,167	下水道管理課	下水道局
埼玉県流域下水道事業 (収益の支出)	流域関連市町からの下水を効率的に処理し、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資する。		33,671,394		
埼玉県流域下水道事業 (流域下水道建設費〔公共〕)	公共用水域の水質保全と都市環境の整備を図るため、公共下水道からの下水を受け、これを合理的かつ経済的に処理する。		21,774,915		

8 みどりの保全と再生

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
見沼田圃保全・活用・創造事業推進費	見沼田圃の土地利用についての連絡調整を行うため、見沼田圃土地利用連絡会議及び見沼田圃土地利用審査会を運営するとともに、公有地化事業等を行い見沼田圃の保全・活用・創造を図る。		522,798	土地水政策課	企画財政部
グリーン庁舎化推進事業費	県庁舎をグリーン庁舎化することにより、環境負荷低減、地球温暖化対策を図る。	14,157		管財課	総務部
身近なみどり重点創出事業	県内の緑化可能なスペースを短期集中的に緑化することで県民の目に見える形でみどりの再生を図るとともに、将来に向けての環境意識の醸成を図る。	148,940		みどり自然課	環境部
彩の国みどりの基金積立金	彩の国みどりの基金への積み立てを行う。	1,350,313			
身近な緑の保全事業費	埼玉県広域緑地計画の施策を展開し、官民一体となって身近な緑の保全と創出を推進する。	71,548			
一人一本植樹運動推進事業費	みどりの再生を県民運動として展開するため、県民、行政、民間が一体となった一人一本植樹運動を展開する。	40,246			
ふるさと自然再生事業費	くぬぎ山地区の保全・再生を図り、平地林や農地が一体となった豊かな自然環境を次世代へ継承する。	2,050			
自然環境保全推進事業費	県土の優れた自然環境の保全を図り、自然保護活動や自然環境保全思想の普及啓発を図るとともに、自然保護業務の円滑な推進を図る。	39,423			
緑のトラスト運動推進費	緑のトラスト運動を推進し、埼玉の優れた自然及び貴重な歴史的環境を保全する。	99,899			
彩の国みどりの基金運営・広報事業費	彩の国みどりの基金について、県民に導入の必要性などを理解してもらうとともに、県民会議を開催し県民参加による基金運営を図る。	17,872			
みどりの埼玉づくり県民提案事業費	森林や身近な緑の価値や重要性について県民の理解と関心を高め、県民共有の財産として社会全体で支えていくため、県民提案によるみどりの保全と創出を推進する。	36,135			
工場立地指導費（再掲）	工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の促進を図る。		855	企業立地課	産業労働部
農村地域整備促進費	優良農地の確保・保全と秩序ある土地利用を図るために、実効性のある市町村農業振興地域整備計画の管理を指導し、農業振興及び農村地域の活性化を図る。		231	農業政策課	農林部
農林公園管理事業	農林公園の適切な管理、運営を行い、農林業関係者の資質の向上及び都市住民の農林業に対する理解の促進を図る。		74,134		
農林総合研究センター試験研究費の一部 (農林総合研究センター)	安全で安心できる農産物の生産技術、新品種の育成や優良種苗の大容量増殖技術、高収益・高付加価値化技術、農林水産業の多面的機能の利活用技術等に関する試験研究を行う。 その一部として①環境と調和した生産技術や農林水産業の多面的機能の維持・利活用技術の開発、②減農薬・減化学肥料栽培技術の開発を行う。		116,809	生産振興課	
見沼農業活性化対策事業	都市と調和した特色ある見沼農業を実現し、農業振興による見沼田圃の保全、活用、創造を図る。		38,144	農業ビジネス支援課	

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
三富地域平地林活用型農業特別対策事業	循環型農業を核とした生産・流通・販売対策により、三富野菜ブランドの確立や地域内消費の拡大を図り、平地林を活用した三富農業の確立に資する。		1,000	農業ビジネス支援課 農林部	農林部
彩の国グリーンツーリズム総合対策事業	農山村の多様な資源を活用した都市と農山村の交流を通じて、地域農林業の振興と農山村の活性化を図るため、必要な体制整備や施設整備を行うとともに交流活動を推進する。		1,539		
農との共生 田園都市豊かなくらし満喫事業	NPO等の民間団体が自主的に農村の地域資源を維持・活用する実践的な取組みについて支援する。		10,390		
農薬安全対策事業	農薬による危害防止のため、農薬安全使用の徹底、農薬販売業者等への指導、農産物の農薬残留分析調査等を行う。	6,162			
都市と山村交流の森管理事業	「県民の森」、「みどりの村」、「森林科学館」、「100年の森」、「越生ふれあいの里山」の各施設を良好に維持し、森林レクリエーションや森林学習の場等として供する。	43,282			
川のまるごと再生プロジェクト（農業用水）推進費（再掲）	平成20年度から「川の再生」のリーディング事業として実施した「水辺再生100プラン」の取組みをさらにステップアップし、一つの市町村若しくは複数の市町村に流れる川をまるごと対象にまちづくりと一体となった川の再生を行う。		766,850		
農地・水・環境保全支援事業	地域ぐるみで行う農地・農業用水路等の保全管理に必要な共同活動や老朽化が進む水路等の長寿命化のための補修・更新等の取組を支援する。	68,436			
道路環境整備費	安心・安全な道路交通及び沿道環境を確保するため、側溝整備、路面清掃及び雑草刈払い等を行う。		2,331,691	道路環境課	
社会資本整備総合交付金（河川）事業費（再掲）	水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民と協力して、直接浄化する施設の設置を行う。また、県内の治水安全度を高め、地下水を保全・回復するため、貯留浸透施設を設置する。更に、貴重な緑地空間の保全を行い、動植物の生息できる空間を整備し、水と緑のネットワークを構築する。加えて、良好な河川環境を創造するため、親水型川づくりや多自然型川づくりを実施する。		7,052,700	河川砂防課	
社会資本整備総合交付金（河川）事業費（水辺）（再掲）	水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民が一体となって、水環境の改善や良好な河川空間の創出を図る。		186,550	水辺再生課	県土整備部
川のまるごと再生プロジェクト推進費	平成20年度から「川の再生」のリーディング事業として実施した「水辺再生100プラン」の取組みをさらにステップアップし、一つの市町村若しくは複数の市町村に流れる川をまるごと対象にまちづくりと一体となった川の再生を行う。	2,800,000			
川の再生県民運動推進費（再掲）	川の国応援団美化活動団体などの川の守り人を育成、拡大することにより、活動団体の持続的・自立的な地域活動を支援し、共助による「川の国 埼玉」の実現を図る。	7,915			
公園等建設費	自然環境を保全・活用しつつ、県民生活に潤いと安らぎを与える、広域的な県民レクリエーションの観点となるとともに、都市における防災機能の強化が図られる公園を整備する。	1,527,112		公園スタジアム課	都市整備部
社会資本整備総合交付金（公園）事業費（再掲）		1,174,400			
新たな森建設費	平地林などのみどりが少ない都市部に、潤いや安らぎのある自然環境を次の世代に引き継ぐため、「新たな森」を創造する。	2,220,139			
埼玉県地域整備事業	産業団地の造成にあたり、緑地帯の確保や公園等において、環境に配慮する。			地域整備課	企業局

9 森林の整備と保全

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
山村等振興対策事業	山村等の特性に応じた農林業の振興、生活環境の整備等を促進し、山村地域の活性化を図る。		3,038	農業ビジネス支援課 農林部	農林部
中山間地域等支援事業	中山間地域の農業生産活動者を支援し、活力ある中山間地域農業及び多面的機能の維持を図る。		28,377		
彩りの樹の森づくり事業	中山間地域における集落周辺の山林・原野化した農地や山林において伐採・下葉刈り・補植などの整備を行う。	936			
木のある生活空間づくり事業	県産木材の供給・加工・流通体制を整備し、PR効果の高い公共施設・土木工事や木材需要の多い民間住宅等での利用を促進する。	2,402			
県産木材流通販売促進事業	民間市場等における県産木材の新たな需要を喚起し、県産木材の需要拡大を図る。	800			
林業・木材産業構造改革事業	質・量の安定した県産木材を供給するため、加工・流通体制の整備を進めるとともに、民間利用への波及効果をねらい、公共施設等への利用促進を図る。	146,096			
C O ₂ 吸収・貯蔵量認証事業	森林のC O ₂ 吸収量や木材へのC O ₂ 貯蔵量を県が認証することにより、社会全体でC O ₂ 削減に取り組む意識の醸成を図る。	—			
森をまもる活動支援事業（再掲）	施業・経営の集約化に必要な森林情報の収集活動や森林整備のための地域における活動を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図る。	13,566			
美しい森づくり事業（再掲）	針葉樹や広葉樹の育成等による多様な森林整備を推進し、森林の持つ水源かん養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の増進を図る。また、針葉樹の間伐等により花粉削減対策を推進するとともに、森林病害虫や火災等から森林を守り、健全な森林を育成する。	96,046			
革新的低コスト造林事業（再掲）	さし木ポット苗の生産体制を整備し、初期投資を軽減した低コスト植林を実現する。	1,125			
県営林事業（再掲）	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるとともに森林資源の充実や山村地域の活性化を図るために、県営林の維持管理を行う。	119,198			
治山事業（再掲）	山地治山、保安林改良、保育		497,450	森づくり課	農林部
みんなで育てる森づくり事業（再掲）	健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森林づくりを促進する。	9,006			
水源地域の森づくり事業（再掲）	水源かん養機能などの公益的機能を高度に発揮させるため、水源地域の森林において針葉樹と広葉樹が混じりあった「針広混交林」の造成や広葉樹林の再生を行う。	473,000			
里山・平地林再生事業（再掲）	放置された里山・平地林を再生し、景観の向上や生物多様性の保全など、公益的機能の高度発揮を図るとともに、新たに森林を造成し、憩いの場を創造する。また、整備後の森林を体験活動の場等として活用するなどにより、森林に関する意識の醸成を図る。	258,172			
森林整備加速化・林業再生事業（再掲）	森林整備、高性能林業機械の導入、県産木材利用の推進等を実施し、森林整備の加速化と林業・木材産業の再生を図る。	704,495			

10 生物多様性の保全

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
希少野生生物保護事業費	希少野生生物保護施策の推進に取り組むとともに、県民の保護意識の醸成を図る。	7,014		みどり自然課	環境部
鳥獣保護対策費	鳥獣保護思想の普及啓発や狩猟・密猟取締りを実施するほか、鳥獣保護区等を整備し、鳥獣の保護管理を図る。また、狩猟免許試験等を実施する。	21,225			
侵略的外来生物対策事業費	特定外来生物の生息状況等の調査を行うとともに防除体制を整備し、被害の拡散を防止する。	8,792			
野生動物レスキュー事業費	傷病野生鳥獣の保護を通じて、生物多様性の保全及び県民の野生動物保護思想の啓発を図る。	3,502			
鳥獣保護団体等育成事業費	鳥獣保護事業の推進を図るため、鳥獣保護思想の普及啓発活動を実施する各団体を育成・指導する。	900			
野生生物保護事業費	自然環境の重要な構成要素である多様な野生生物の保全を図るために、その生息状況等に関する調査を行うとともに、保護体制の整備を推進する。	47,531			
森林保全対策・「森の番人」育成事業費	増加したシカなどを適正な数に減少させる担い手となる狩猟者を育成・確保し、森林の保全を図る。	5,500			
都市（まち）の生物多様性創出事業費	希少な生物の保護・育成、外来生物の駆除、身近なみどりの保全等のため活動を行う団体を支援し、都市における生物多様性を創出する。	3,000			
身近なふる里みどり創造事業費	県民参加の取組による動植物のモニタリング調査や在来植物等の復元・育成を図り、着実にみどりの再生を実現する。	4,050			
長瀬総合射撃場管理運営事業費	長瀬射撃場の管理運営を行うとともに、鉛散弾による周辺汚染を監視するため水質検査を実施する。	6,912			
野生動物保護センター設置事業費	傷病野生鳥獣を適正に保護・管理するとともに、環境省のマニュアルに基づき、野鳥の鳥インフルエンザ検査を実施することにより、生物多様性保全を推進する。	(新規) 21,930			
埼玉県地域整備事業（再掲）	産業団地の造成にあたり、緑地帯の確保や公園等において、環境に配慮する。			地域整備課	企業局
特別天然記念物力モシカ保護対策事業	特別天然記念物力モシカの保護対策を推進するため、関東山地モシカ保護地域内における生息状況や生息環境を継続的に把握するとともに、生息密度や食害状況等の情報を収集する。	708		生涯学習文化財課	教育局

III 生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり

11 地球温暖化対策の総合的推進

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
申請届出手続電子化推進事業費（再掲）	申請・届出等手続の電子化により各種申請用紙の使用量を抑制する。		32,791	情報システム課	企画財政部
浄書事務集中管理費（再掲）	印刷に使用する用紙には再生紙の利用を促進し、両面印刷により紙の使用量を抑制する。	20,126		文書課	
文書指導及び文書管理費（再掲）	保存期間経過文書は再生利用をするための溶解処分を行う。	161			
省エネルギーサービス委託事業費	県有施設を対象にE S C O事業導入を促進し、エネルギー消費量の削減を図る。 「内訳」 総合リハビリ、浦和合同庁舎、県民活動総合センター、障害者交流センター、環境科学国際センター、本庁舎、嵐山郷 省エネルギーサービス委託事業費	274,810		管財課	
県有施設工コオフィス化改修事業費	県有施設の改修工事を行い省エネルギーを推進する。	724,673			
県有施設工コオフィス化サービス委託事業費	省エネルギーサービス契約をした施設の委託事業費	59,337			
県庁舎環境管理事業費（再掲）	県庁舎廃棄物收集運搬、古紙等リサイクル		26,737		
消費者啓発事業費（再掲）	社会・経済の変化に対し、自己責任に基づいて主体的・合理的な消費生活を実現できる自立した消費者を育成するため、消費生活に関する各種講座の開催、情報紙やインターネットのホームページでの情報提供を行う。		4,678	消費生活課	
環境にやさしい県庁推進事業費	本県が一事業体として環境配慮を推進していくことを目的に策定した「地球温暖化対策実行計画」「環境配慮方針」の適切な推進管理を行う。		782	環境政策課	
低炭素型ライフスタイル推進事業費	低炭素型社会の実現を目指し、県民一人ひとりのライフスタイルを転換するとともに、温暖化防止に向けた取組を促進するため、県民、事業者、各種団体、行政等が協働しながら様々な取組を実施する。		4,649		
環境学習推進事業費	県民各層の連携のもと、環境保全に向けての自主的な学習と実践ができるよう支援する。		4,411		
地球にいいことグリーンチャレンジ事業費	小中高校生の環境に関する意識の醸成を図るとともに、児童生徒が学校の内外で進める体験学習を支援し、地域の環境保全活動を促進する。		11,100		
ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050推進事業費	埼玉県地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050）及び埼玉県地球温暖化対策推進条例に定める施策を着実に実行し、総合的に温暖化対策を推進する。		4,163	温暖化対策課	環境部
電力自宅住宅等普及拡大事業費	住宅用太陽光発電設備の設置や市民共同発電に対し助成することにより、太陽光発電の飛躍的な普及拡大を図る。		375,049		
埼玉版グリーンニューディール推進・事業者支援事業費	目標設定型排出量取引制度により事業者のC O ₂ 削減を推進するため、事業者が行うC O ₂ 排出削減設備の整備に対して補助を行う。		185,000		
温暖化対策計画・排出量取引制度推進事業費	産業・業務部門の温室効果ガス排出量の削減を進めるため、地球温暖化対策計画制度やエコアッピ認証制度の審査や指導を行う。また、エネルギーを多量に使用する事業所等に対して本県独自の目標設定型排出量取引制度を導入し、C O ₂ の効果的な排出量削減に努める。		「事業統合 新規」 53,589		
家庭の電気・ガスダイエット事業費	夏期の家庭の省エネを強力に推し進めるため、7月から8月分の電気・ガスの検針期間に各家庭で取り組んだ節電・節ガスの結果を応募してもらう。		「新規」 4,913		
「重点実施街区」スマートハウス化プロジェクト事業費	エコタウン市の重点実施街区において、H E M S の導入、省エネ診断、企業提案による改修補助などを集中実施し、既存住宅をスマートハウス化。		338,244		エコタウン課
商店街まるごと省エネ改修事業費	東松山市駅前商店街に省エネ診断、H E M S や省エネ機器の導入等を実施し、市街地活性化とエコ事業の展開モデルを構築する。		67,090		

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
地域EMS構築事業費	東松山市において地域EMS構築を目指し公共施設に対するエネルギー対策等を実施する。	40,619		エコタウン課	環境部
本庄市避難所エコ化モデル事業費	本庄市の避難所において、太陽光発電やV2Hシステムなどを整備した避難所のエコ化モデルを構築する。	12,360			
団地再生プロジェクト事業費	坂戸市の団地にURからの屋根借りにより太陽光発電を設置し、その売電収入を活用して北坂戸駅前にぎわいを再生する。	60,135			
ちちぶ吉田元気村電力自立事業費	秩父市の吉田元気村のバイオマス発電所にバイオディーゼル発電機を導入し施設の多電源化を実現する。	11,603			
寄居町エネルギー自立モデル構築事業費	寄居町厅舎において電力の地産地消モデルを構築する。	14,093			
エコタウンプロジェクト推進事業費	エコタウンプロジェクトを具体的に推進するため、総合的な調整を実施する。また、企業の集まりであるビジネスフォーラムを運営する。	4,372			
工場・事業場大気規制事業費（再掲）	工場・事業場に対し立入検査を実施し、法・条例等による規制の徹底を図るとともに、大気汚染防止及びフロン類回収に関する事業者指導を行う。	21,508			
有害大気汚染物質モニタリング調査費（再掲）	健康被害の防止や大気環境の現況把握を図るため、有害大気汚染物質、酸性雨、オゾン層破壊及び地球温暖化の原因物質の測定を行う。	14,757			
青空再生自動車対策事業費（再掲）	ディーゼル車から排出される粒子状物質の低減を図るため、埼玉県生活環境保全条例による規制と併せて、自動車対策を総合的に推進する。また、エコドライブの普及促進を図り、大気環境の改善と地球温暖化の防止に資する。	「統合」 11,890			
EV・PHV普及推進事業費（再掲）	自動車から排出されるCO ₂ を削減するため、自動車から自転車への転換を促進する。	「統合・事業名新」 2,000			
EV・PHV普及推進事業費の事務移管分（再掲）	EV・PHVタウンの実証実験や三県知事会議での普及等を進める。	「統合・事業名新」 12,303			
青空再生自動車対策事業費の事務移管分（再掲）	平成23年度までの青空再生低公害車導入資金融資に伴う利子補給、利子補助、損失償補及びハイブリッド自動車・天然ガス自動車（トランク、バス）への貢換え補助を行う。	「統合」 25,356			
資源リサイクル拠点環境調査研究事業費（再掲）	彩の国資源循環工場において環境モニタリング調査を実施し、安全安心な廃棄物処理の徹底を図る。また、調査結果を公害防止・環境修復技術等の研究開発に活用する。	58,395			
循環型社会づくり推進事業費（再掲）	ごみの減量化やリサイクルを推進し、本県に即した循環型社会を構築する。	3,385			
山村等振興対策事業（再掲）	山村等の特性に応じた農林業の振興、生活環境の整備等を促進し、山村地域の活性化を図る。		3,038	農業ビジネス支援課	農林部
森をまもる活動支援事業（再掲）	施業・経営の集約化に必要な森林情報の収集活動や森林整備のための地域における活動を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図る。	13,566			
美しい森づくり事業（再掲）	針葉樹や広葉樹の育成等による多様な森林整備を推進し、森林の持つ水源かん養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の増進を図る。また、針葉樹の間伐等により花粉削減対策を推進するとともに、森林病害虫や火災等から森林を守り、健全な森林を育成する。	96,046			
革新的低コスト造林事業（新規）（再掲）	さし木ポット苗の生産体制を整備し、初期投資を軽減した低成本植林を実現する。	1,125			
県営林事業（再掲）	森林の持つ公益的機能を高度に發揮させるとともに森林資源の充実や山村地域の活性化を図るために、県営林の維持管理を行う。	119,198			
治山事業（再掲）	山地治山・保安林改良、保育		497,450		
水源地域の森づくり事業（再掲）	水源かん養機能などの公益的機能を高度に発揮させるとともに、水源地域の森林において針葉樹と広葉樹が混じりあった「針広混交林」の造成や広葉樹林の再生を行なう。	473,000			
里山・平地林再生事業（再掲）	放置された里山・平地林を再生し、景観の向上や生物多様性の保全など、公益的機能の高度発揮を図るとともに、新たに森林を造成し、憩いの場を創造する。また、整備後の森林を体験活動の場等として活用するなどにより、森林に関する意識の醸成を図る。	258,172			
森林整備加速化・林業再生事業（再掲）	森林整備・高性能林業機械の導入、県産木材利用の推進等を実施し、森林整備の加速化と林業・木材産業の再生を行なう。	704,495			
建築物環境配慮制度推進事業費	埼玉県地球温暖化対策条例に基づく建築物環境配慮制度により、建築主の総合的な環境配慮に対する取組の促進を図る。	1,013		建築安全課	都市整備部
埼玉県水道用水供給事業（再掲）	庄和浄水場の取水ポンプに回転速度制御装置を設置し省エネエネルギーの推進を図る。	16,872		水道管理課	企業局

12 ヒートアイランド対策の推進

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
美しい森づくり事業（再掲）	針葉樹や広葉樹の育成等による多様な森林整備を推進し、森林の持つ水源かん養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の増進を図る。また、針葉樹の間伐等により花粉削減対策を推進するとともに、森林病害虫や火災等から森林を守り、健全な森林を育成する。	96,046		森づくり課	農林部

13 再生可能エネルギーの活用

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
再生可能エネルギー地域活用推進事業費	再生可能エネルギーの導入施策の検討及び具体的な導入に向けた取組を行う。	2,819		環境政策課	環境部
電力自活住宅等普及拡大事業費（再掲）	住宅用太陽光発電設備の設置や市民共同発電に対し助成することにより、太陽光発電の飛躍的な普及拡大を図る。	375,049			
「重点実施街区」スマートハウス化プロジェクト事業費（再掲）	エコタウン市の重点実施街区において、HEMSの導入、省エネ診断、企業提案による改修補助などを集中実施し、既存住宅をスマートハウス化。	338,244			
商店街まるごと省エネ改修事業費（再掲）	東松山市駅前商店街に省エネ診断、HEMSや省エネ機器の導入等を実施し、市街地活性化とエコ事業の展開モデルを構築する。	67,090			

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
地域EMS構築事業費（再掲）	東松山市において地域EMS構築を目指し公共施設に対するエネルギー対策等を実施する。	40,619		エコタウン課	環境部
本庄市避難所エコ化モデル事業費（再掲）	本庄市の避難所において、太陽光発電やV2Hシステムなどを整備した避難所のエコ化モデルを構築する。	12,360			
団地再生プロジェクト事業費（再掲）	坂戸市の団地にURからの屋根借りにより太陽光発電を設置し、その売電収入を活用して北坂戸駅前にぎわいを再生する。	60,135			
ちちぶ吉田元気村電力自立事業費（再掲）	秩父市の吉田元気村のバイオマス発電所にバイオディーゼル発電機を導入し施設の多電源化を実現する。	11,603			
寄居町エネルギー自立モデル構築事業費（再掲）	寄居町役場において電力の地産地消モデルを構築する。	14,093			
エコタウンプロジェクト推進事業費（再掲）	エコタウンプロジェクトを具体的に推進するため、総合的な調整を実施する。また、企業の集まりであるビジネスフォーラムを運営する。	4,372			
山村等振興対策事業（再掲）	山村等の特性に応じた農林業の振興、生活環境の整備等を促進し、山村地域の活性化を図る。		3,038	農業ビジネス支援課	農林部

14 環境に配慮した交通の実施

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
青空再生自動車対策事業費（再掲）	ディーゼル車から排出される粒子状物質の低減を図るために、埼玉県生活環境保全条例による規制と併せて、自動車対策を総合的に推進する。また、エコドライブの普及促進を図り、大気環境の改善と地球温暖化の防止に資する。	「統合」 11,890		大気環境課	環境部
E V・P H V普及推進事業費（再掲）	自動車から排出されるCO ₂ を削減するため、自動車から自転車への転換を促進する。	「統合・事業名新」 2,000			
E V・P H V普及推進事業費の事務移管分（再掲）	E V・P H Vタウンの実証実験や三県知事会議での普及等を進める。	「統合・事業名新」 12,303			
青空再生自動車対策事業費の事務移管分（再掲）	平成23年度までの青空再生低公害車導入資金融資に伴う利子補給、利子補助、損失補償及びハイブリッド自動車・天然ガス自動車（トラック、バス）への買換え補助を行う。	「統合」 25,356			
道路改築費（再掲）		927,590			
重要区間解消推進費（再掲）		102,000			
地方特定道路（改築）整備費（再掲）		2,897,000			
道路改築事業費（再掲）	バイパスの整備や交差点や踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の解消を図る。	1,030,000		道路街路課	県土整備部
社会資本整備総合交付金（改築）整備事業費（再掲）		5,868,000			
街路整備費（再掲）		773,266			
地方特定道路街路整備費（再掲）		800,000			
社会資本整備総合交付金（街路）整備事業費（再掲）		2,478,500			
橋りょう架換費（再掲）	耐久力が不足したり、耐震性の劣る橋梁の架換え、河川改修に伴う架換え及び道路改良工事に伴う新たな橋の架設を行い、交通安全の確保と円滑な運行を図る。	328,000			
社会資本整備総合交付金（橋りょう）整備事業費（再掲）		897,000			
交差点整備費（再掲）		374,480			
社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費	交差点の改良により円滑な道路環境を実現し、環境の改善を図る。	1,216,700		道路環境課	
地方特定道路（交通安全）整備費（再掲）		495,000			
自動車更新整備費（再掲）	出納総務課及び12集中管理地域機関保有の公用車等につき、「埼玉県公用車グリーン導入指針」等に基づき更新を行う。	55,002		出納総務課	会計管理者

IV 環境の創造・保全に向けて各主体が取り組む地域社会づくり

15 環境に配慮した産業・地域づくり

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
見沼田圃保全・活用・創造事業推進費（再掲）	見沼田圃の土地利用についての連絡調整を行うため、見沼田圃土地利用連絡会議及び見沼田圃土地利用審査会を運営するとともに、公有地化事業等を行い見沼田圃の保全・活用・創造を図る。		522,798	土地水政策課	企画財政部
国土利用計画等管理運営費	「埼玉県国土利用計画」に基づく、計画的かつ適正な土地利用を進める。		4,065		
水源林重点対策地籍調査事業費	水源地域の市町村が実施する地籍調査事業に補助金を交付し、水源地域の振興や水源林の保全を図る。	(新規) 35,400			
環境政策推進費	環境基本法第43条に基づき設置されている埼玉県環境審議会の運営、また、国、都道府県、市町村の環境担当職員との情報交換、交流等を図る。	9,216			
環境にやさしい県庁推進事業費（再掲）	本県が一事業体として環境配慮を推進していくことを目的に策定した「地球温暖化対策実行計画」「環境配慮方針」の適切な推進管理を行う。	782			
環境基本計画推進費	埼玉県環境基本計画の効果的な推進と適正な進行管理を行うとともに、市町村への普及に努める。また、公害防止計画の策定、推進及び適切な進行管理を行う。	0			
環境管理事務所運営費	公害の監視指導、苦情処理等環境管理事務所の円滑な運営を図る。	17,707			
環境影響評価制度運営費	埼玉県環境影響評価条例及び戦略的環境影響評価実施要綱に基づく制度の円滑な運営を図る。	13,672		環境政策課	環境部
環境ビジネス推進事業費	環境の最先端技術をビジネスに取り入れた事例を学びながら環境ビジネス間の交流を図る環境ビジネスセミナーを開催し、企業・支援機関のネットワークづくりを促進するとともに、環境ビジネスの機運の醸成を図る。また、環境面での国際協力とともに環境関連企業の海外展開を支援する。	3,173			
再生可能エネルギー地域活用推進事業費（再掲）	再生可能エネルギーの導入施策の検討及び具体的な導入に向けた取組を行う。	2,819			
環境創造融資事業費	中小企業者等への長期、低利融資を行い、環境改善施設の整備や環境に配慮した施設整備等の推進を図る。	24,115			
低炭素型ライフスタイル推進事業費（再掲）	低炭素型社会の実現を目指し、県民一人ひとりのライフスタイルを転換するとともに、温暖化防止に向けた取組を促進するため、県民、事業者、各種団体、行政等が協働しながら様々な取組を実施する。	4,649		温暖化対策課	

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
埼玉版グリーンユーディール推進・事業者支援事業費（再掲）	目標設定型排出量取引制度により事業者のCO ₂ 削減を推進するため、事業者が行うCO ₂ 排出削減設備の整備に対して補助を行う。	185,000			
温暖化対策計画・排出量取引制度推進事業費（再掲）	産業・業務部門の温室効果ガス排出量の削減を進めるため、地球温暖化対策計画制度やエコアップ認証制度の審査や指導を行う。また、エネルギーを多量に使用する事業所等に対して本県独自の目標設定型排出量取引制度を導入し、CO ₂ の効果的な排出量削減に努める。	「事業統合 新規」 53,589		温暖化対策課	環境部
埼玉県環境事務研究会連合会補助費	埼玉県環境事務研究会連合会の健全な育成を図るため、運営費の補助を行う。	120		水環境課	
彩の国新産業創出研究開発推進事業費	産業技術総合センターにおいて、県内中小企業の技術力を強化するため、環境・エネルギー関連技術、人と社会に優しい技術に重点を置いて研究開発を進め、その成果を企業に提供する。	8,700			
彩の国工場づくり等推進事業	環境管理の優れた工場などを指定し、地域に開かれた工場づくりを進める。		1,214	産業支援課	産業労働部
エコ・ファクトリー化推進事業	エコタウンモデル地域内（本庄市・東松山市）工場のエコ・ファクトリー化を進めるため、生産設備や空調設備等の更新・改修を集中的に実施する。	(新規) 81,318			
工場立地指導費（再掲）	工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の促進を図る。		855	企業立地課	
見沼農業活性化対策事業（再掲）	都市と調和した特色ある見沼農業を実現し、農業振興による見沼田園の保全、活用、創造を図る。		38,376		
三富地域循環農業特別対策事業（再掲）	循環型農業を核とした生産・流通・販売対策により、三富野菜ブランドの確立や地域内消費の拡大を図り、平地林を活用した三富農業の確立に資する。		1,000	農業ビジネス支援課	
農山村バイオマス利活用促進事業（再掲）	農山村バイオマスの利活用促進のための普及・啓発や地域における先進的な取組を支援する。		638		
彩の国グリーンツーリズム総合対策事業（再掲）	農山村の多様な資源を活用した都市と農山村の交流を通じて、地域農林業の振興と農山村の活性化を図るため、必要な体制整備や施設整備を行うとともに交流活動を推進する。		1,539		
農林総合研究センター試験研究費の一部（再掲） (農林総合研究センター)	従来の研究で得られた知見・技術を基に、他の研究機関等との共同研究を進めるなど、更に高次の技術の開発・実証を行う。その一部として①環境と調和した生産技術や農林水産業の多面的機能の維持・利活用技術の開発、②減農薬・減化学肥料栽培技術の開発を行う。		116,809	生産振興課	
安全安心農産物確保対策推進事業	生産現場における残留農薬自主チェックの推進や、化学物質等による農産物への影響回避技術の開発、農産物の自主生産管理の普及などにより、安全で安心できる農産物の供給を確保する。		8,303	農産物安全課	農林部
農薬安全対策事業（再掲）	農薬による危害防止のため、農薬安全使用の徹底、農薬販売業者等への指導、農産物の農薬残留分析調査等を行う。		6,162		
畜政推進対策事業のうちの一部（再掲）	「家畜排せつ物法」に基づく指導により、家畜ふん尿の適正管理と利用を推進する。		935		畜産安全課
畜政推進対策事業のうちの一部（再掲）	良質たい肥のための技術指導及び耕畜連携の推進により、良質たい肥の生産と有効利用を図る。		295		
都市と山村交流の森管理事業（再掲）	「県民の森」、「みどりの村」、「森林科学館」、「100年の森」、「越生ふれあいの里山」の各施設を良好に維持し、森林レクリエーションや森林学習の場等として供する。		43,282		森づくり課
みんなで育てる森づくり事業（再掲）	健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森林づくりを促進する。		9,006		
埼玉農業エコひいき推進事業	環境負荷軽減を図る「エコ」農業に取り組む産地を育成するとともに、消費者の環境保全型農業への理解を促進し、「エコ」農産物を「ひいき」にしてもらう取組を推進する。		7,656	農産物安全課	
街路整備費（再掲）	バイパスの整備や交差点や踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の解消を図る。また、安全で快適な歩行空間の確保や都市景観の向上を図るため、電線類を地中化する。		773,266		
地方特定道路街路整備費（再掲）			800,000	道路街路課	
社会資本整備総合交付金（街路）整備事業費（再掲）			2,478,500		
社会資本整備総合交付金（維持）事業費（再掲）			30,000		県土整備部
電線地中化（道路）整備費			151,000	道路環境課	
道路美化推進費	街路樹の剪定枝や刈草の堆肥化の推進と、道路構造の改善や道路緑化により、安全で快適な歩行空間の確保と道路景観の向上を図り、「ゆとり」社会の実現を目指す。		64,125		
用途地域指定・変更	将来市街地像に基づき、適切な土地利用の建築物の規制・誘導を図る。		24,963	都市計画課	
景観行政推進事業費	田園と都市が織りなす美しい景観を守り、活かし、創造するために景観施策及び屋外広告物施策を推進する。		5,588	田園都市づくり課	都市整備部
建築協定	住民の自主的な協定に基づき、良好な住環境を維持・増進する。		22,221	建築安全課	
三富地域の文化財普及・啓発事業	県指定旧跡を中心とした三富新田地域の歴史的価値と現在の意義、保全の必要性について普及・啓発を行う。		173	生涯学習文化財課	教育局
文化財保護事業補助	文化財の所有者、管理者が行う文化財保存事業を補助する。		111,642		

16 連携・協働による取組の拡大

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
首都圏廃棄物広域処理推進費（再掲）	首都圏の自治体が共同、協調し資源循環型社会の構築を目指す。	3,646			
循環型社会づくり推進事業費（再掲）	ごみの減量化やリサイクルを推進し、本県に即した循環型社会を構築する。	3,385		資源循環推進課	環境部
工場立地指導費（再掲）	工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の促進を図る。		855	企業立地課	産業労働部
森をまもる活動支援事業（再掲）	施業・経営の集約化に必要な森林情報の収集活動や森林整備のための地域における活動を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図る。		13,566	森づくり課	農林部
みんなで育てる森づくり事業（再掲）	健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森林づくりを促進する。		9,006		
みどりの再生に取り組む県立高校パワーアップ事業	高校生が教育活動の一環として郷土埼玉のみどりの再生に貢献するとともに、みどりを守り育てる教育の一層の充実を図る。		6,273	高校教育指導課	教育局

17 環境を守り育てる次世代の人材育成

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
消費者啓発事業費（再掲）	社会・経済の変化に対し、自己責任に基づいて主体的・合理的な消費生活を実現できる自立した消費者を育成するため、消費生活に関する各種講座の開催、情報紙やインターネットのホームページでの情報提供を行う。		4,678	消費生活課	県民生活部
環境科学国際センター事業費（環境学習分）	環境問題に対する意識の向上を図るため、環境学習の機会及び活動の場を提供するとともに学習活動の支援を行う。	25,613		環境政策課	
環境学習推進事業費（再掲）	県民各層の連携のもと、環境保全に向けての自主的な学習と実践ができるように支援する。	4,411			
地球にいいことグリーンチャレンジ事業費（再掲）	小中高校生の環境に関する意識の醸成を図るとともに、児童生徒が学校の内外で進める体験学習を支援し、地域の環境保全活動を促進する。	11,100		温暖化対策課	
自然公園等管理事業費	県内の優れた自然の風景地を自然公園に指定し、施設の整備、維持管理を行うとともに、自然公園内における開発行為等の規制を行う。	46,184			環境部
自然ふれあい施設等管理費	自然学習センター・北本自然観察公園など自然ふれあい施設等4施設の管理運営を行う。	190,331		みどり自然課	
里山・平地林保全イニシアチブ事業費	里山の保全作業への県民参加を図るため、緑の森博物館において、官民連携による保全活動のシステム構築やマニュアル作りを行う。	2,000			
自然環境保全推進事業費（再掲）	県土の優れた自然環境の保全を図り、自然保護活動や自然環境保全思想の普及啓発を図るとともに、自然保護業務の円滑な推進を図る。	39,423			
都市と山村交流の森管理事業（再掲）	「県民の森」、「みどりの村」、「森林科学館」、「100年の森」、「越生ふれあいの里山」の各施設を良好に維持し、森林レクリエーションや森林学習の場等として供する。	43,282		森づくり課	農林部
公園等建設費（再掲）	自然環境を保全・活用しつつ、県民生活に潤いと安らぎを与え、広域的な県民レクリエーションの拠点となるとともに、都市における防災機能の強化が図られる公園を整備する。	1,527,112		公園	
社会資本整備総合交付金（公園）事業費（再掲）		1,174,400		スタジアム課	都市整備部

18 環境科学・技術の振興と国際協力の推進

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
環境保全思想の普及啓発費	環境保全の重要性を認識してもらうため、環境白書の発行等により、本県の環境の現状と県の施策を広く県民に知らせ、環境保全思想の普及・啓発を図る。	1,770			
環境科学国際センター運営費	総合的かつ学際的な試験研究をはじめ、環境学習・国際貢献・環境情報の収集・発信を行う環境科学国際センター施設の運営を図る。	70,714			
環境科学国際センター事業費（試験研究費その他）	総合的かつ学際的な試験研究をはじめ、環境学習・国際貢献・環境情報の収集・発信を行う。	167,549		環境政策課	環境部
環境科学国際センター事業費（国際貢献分）	総合的かつ学際的な試験研究をはじめ、環境学習・国際貢献・環境情報の収集・発信を行う。	7,090			
環境科学国際センター分析研究機器整備事業	環境科学国際センターに期待される役割と機能を果たしていくため、センター内の老朽化した分析機器を更新する。	27,940			
山西省水環境保全モデル事業費	山西省が計画する河川の水質汚染防止及び水生態系の修復に関して、技術的な支援を行う。	4,485			
世界に通用する研究者育成事業費	環境科学国際センターの研究員を環境研究の先進国に派遣し、最先端の試験研究を担う人材を育成する。	1,310			
彩の国新産業創出研究開発推進事業費（再掲）	産業技術総合センターにおいて、県内中小企業の技術力を強化するため、環境・エネルギー関連技術、人と社会に優しい技術に重点を置いて研究開発を進め、その成果を企業に提供する。	8,700		産業支援課	産業労働部
農林総合研究センター試験研究費の一部（再掲）（農林総合研究センター）	従来の研究で得られた知見・技術を基に、他の研究機関等との共同研究を進めるなど、更に高次の技術の開発・実証を行う。その一部として①環境と調和した生産技術や農林水産業の多面的機能の維持・利活用技術の開発、②減農薬・減化学肥料栽培技術の開発を行う。		116,809	生産振興課	農林部
埼玉県水道用水供給事業 埼玉県南部工業用水道事業 埼玉県地域整備事業	事業活動に伴う環境負荷、環境保全対策などを取りまとめた「環境報告書」を作成し公表。	0		総務課	企業局

○ 放射線物質による環境汚染への対応

事業名	事業内容	H25年度当初予算額(千円)	H25年度関連予算額(千円)	担当課	部局
放射線測定体制強化費	国からの委託により、空間放射線量及び土壤等の放射性物質の測定を行うとともに、県有施設等の空間放射線量や一般環境における放射性物質の測定を行う。	15,904		環境政策課	環境部

(2) 環境基本計画に掲げた施策指標の推移

I 環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり

施策展開の方向 重点取組施策		指 標 名	目標設定時	現状値 (集計年度)	目標値 (H28年度末)
1	大気環境の保全	次世代自動車の普及割合	3.2%	4.7% (平成23年度)	13.0%
		光化学スモッグなどの原因となる揮発性有機化合物 (VOC) の排出量	41,618t/年 (平成21年度)	37,875t/年 (平成23年度)	33,000t/年
2	公共用水域・地下水及び土壤の汚染防止	アユが棲める水質の河川の割合	77%	66%	90%
		全国水質ワースト5河川（国土交通省直轄管理区間）	綾瀬川・中川	綾瀬川・中川	該当河川なし
3	化学物質対策の推進	リスクコミュニケーション実施数	82事業所	116事業所	200事業所
		石綿使用建築物の届出解体工事における作業基準違反件数	1件	2件	0件
4	身近な生活環境の保全	公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修の参加事業者数	85人	630人	2,300人
5	水循環の健全化と地盤環境の保全	5年間の累積沈下量が4cm未満の地盤観測基準点の割合（ただしH23除く）	97.8%	99.5%	99.0%
6	資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	レジ袋削減に積極的に取り組んでいるスーパー・マーケット等の店舗数	375店舗	720店舗	760店舗
		一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量	61g/人・日 (平成21年度)	51g/人・日 (平成23年度)	54g/人・日
		産業廃棄物の最終処分率	1.6% (平成21年度)	1.4% (平成23年度)	1.3%
		新たな産業廃棄物の山（大量たい積）の発生件数	—	0	0
		県と民間団体との不法投棄通報協定団体数	18団体	27団体	36団体
		3R推進員の登録者数	70人	2,598人	10,000人

II 再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり

施策展開の方向 重点取組施策		指 標 名	目標設定時	現状値 (集計年度)	目標値 (H28年度末)
7	河川等の保全と再生	(再掲) アユが棲める水質の河川の割合	77%	66%	90%
		(再掲) 全国水質ワースト5河川（国土交通省直轄管理区間）	綾瀬川・中川	綾瀬川・中川	該当河川なし
		生活排水処理率	88%	88.7%	92%
		県民が川の再生に取り組む河川の延長	371km	430km	550km
8	みどりの保全と再生	緑の保全面積	488ha	498ha	542ha
		身近な緑の創出面積	576ha	773ha	1,060ha
		彩の国みどりのサポートーズクラブ入会団体数	77団体	156団体	200団体
9	森林の整備と保全	森林の整備・保全面積	—	2,247ha	14,000ha
		森林ボランティア活動に参加する企業・団体数	118団体	150団体	220団体
		県産木材の供給量	75,000m ³ /年	84,000m ³ /年	111,000m ³ /年
10	生物多様性の保全	希少野生動植物種の保護など生物多様性保全活動に取り組む団体数	38団体	53団体	200団体
		希少野生動植物の保護増殖箇所数	54か所	67か所	90か所

III 生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり

施策展開の方向 重点取組施策		指標名	目標設定時	現状値 (集計年度)	目標値 (H28年度末)
11	地球温暖化対策の総合的推進	産業・業務部門における温室効果ガスの排出削減量（平成17年度比）	155万t-CO ₂ (平成21年度)	276万t-CO ₂ (平成23年度)	250万t-CO ₂
		環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数	227回	200回	280回
		（再掲）森林の整備・保全面積	—	2,247ha	14,000ha
12	ヒートアイランド対策の推進	（再掲）産業・業務部門における温室効果ガスの排出削減量（平成17年度比）	155万t-CO ₂ (平成21年度)	276万t-CO ₂ (平成23年度)	250万t-CO ₂
		（再掲）緑の保全面積	488ha	498ha	542ha
		（再掲）身近な緑の創出面積	576ha	773ha	1,060ha
13	再生可能エネルギーの活用	住宅用太陽光発電設備の設置数	41,637基	76,229基	140,000基
		再生可能エネルギーの供給量（単位：テラジュール）	3,070TJ (平成21年度)	4,867TJ	5,600TJ
14	環境に配慮した交通の実現	（再掲）次世代自動車の普及割合	3.2%	4.7% (平成23年度)	13.0%
		エコドライブアドバイザーの認定者数	0人	1,071人	2,500人

※発電時に発生するCO₂の増減による影響を除いた実質的な削減量

IV 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む地域社会づくり

施策展開の方向 重点取組施策		指標名	目標設定時	現状値 (集計年度)	目標値 (H28年度末)
15	環境に配慮した産業・地域づくり	環境ビジネス関連セミナー参加企業数	349社	575社	580社
		（再掲）住宅用太陽光発電設備の設置数	41,637基	76,229基	140,000基
		（再掲）再生可能エネルギーの供給量（単位：テラジュール）	3,070TJ (平成21年度)	4,867TJ	5,600TJ
16	連携・協働による取組の拡大	（再掲）希少野生動植物種の保護など生物多様性保全活動に取り組む団体数	38団体	53団体	200団体
		（再掲）希少野生動植物の保護増殖箇所数	54か所	67か所	90か所
		（再掲）県民が川の再生に取り組む河川の延長	371km	430km	550km
		（再掲）彩の国みどりのサポートーズクラブ入会団体数	77団体	156団体	200団体
		地域清掃活動団体の登録数	327団体	333団体	530団体
		彩の国ロードサポート団体数	531団体	640団体	780団体
		（再掲）県と民間団体との不法投棄通報協定団体数	18団体	27団体	36団体
		（再掲）レジ袋削減に積極的に取り組んでいるスーパーマーケット等の店舗数	375店舗	720店舗	760店舗
17	環境を守り育てる次世代の人材育成	（再掲）環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数	227回	200回	280回
		環境科学国際センター展示館の入館者数（平成12年度からの累計）	536,931人	623,619人	807,000人

施策展開の方向 重点取組施策	指標名	目標設定時	現状値 (集計年度)	目標値 (H28年度末)
18 環境科学・技術の振興と国際協力の推進	環境科学国際センターの共同研究数（平成12年度からの累計）	236件	328件	390件
	環境科学国際センターの研究発表数（平成12年度からの累計）	1,464件	1,915件	2,430件
	海外からの環境分野の研修員などの県受入者数（平成12年度からの累計）	210人	260人	365人
	海外との環境分野の交流のための県派遣者数（平成12年度からの累計）	213人	298人	365人

印刷物等の作成状況

環境政策課

(048-830-3015)

- 埼玉県環境白書
- 埼玉県環境基本計画
- 環境アセスメント
—埼玉県環境影響評価条例のあらまし—
- 埼玉県戦略的環境アセスメント

温暖化対策課

(048-830-3035)

- 環境みらい資金
- ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050概要版
- やさしいCO₂削減シート
- 環境学習支援制度案内パンフレット
- トップレベル事業所
～先進的な省エネ・省CO₂の取組～

大気環境課

(048-830-3055)

- 埼玉県における光化学スモッグの発生状況
- 大気汚染常時監視測定結果報告書
- 埼玉の大気環境
- 大気環境調査事業報告書
- 生活環境保全条例、化学物質管理促進法
P R T R 制度の電子届出のご案内
- 化学物質と私たちのくらし
- 環境コミュニケーション事例集
- 環境コミュニケーション活動ガイドブック
- 化学物質取扱事業者のみなさまへ
- 埼玉県におけるダイオキシン類対策の概要
- みんなでVOCの排出を減らそう！
- 埼玉県の大気規制（ばい煙関係）
- 埼玉県の大気規制（粉じん発生施設関係）
- 大気汚染防止法に基づく特定粉じん（石綿）
排出等作業に係る規制
- 廃棄物焼却炉の規制について
- ダイオキシン類に関する規制について

有害大気汚染物質の規制について

埼玉県の大気規制（揮発性有機化合物（VOC）・炭化水素類関係）

私たちの生活と石綿（アスベスト）

石綿（アスベスト）使用建築物等における
解体等工事時の規制

石綿飛散防止対策マニュアル2013

埼玉県非飛散性石綿含有建材解体工事
ガイドライン・同解説

埼玉県の地球温暖化対策<自動車対策の概要>

水環境課

(048-830-3078)

自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果

航空機騒音調査結果

東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果

●埼玉県地盤沈下調査報告書

地盤沈下・地下水位観測年報

公共用水域及び地下水の水質測定結果

事業者のみなさまへ（悪臭の規制）

事業者のみなさまへ
(工場・事業場における騒音・振動の規制)

事業者のみなさまへ
(屋外作業場等の騒音・振動の規制)

建設業のみなさまへ

深夜に営業を行うみなさまへ

公害防止組織制度について

埼玉県の水質規制

工場・事業場等排水の水質規制

工場・事業場等の水質規制

(地下水汚染の未然防止)

工場・事業場排水の総量規制

埼玉県生活排水処理施設整備構想

川にやさしい生活知恵袋

地下水採取の規制

きれいな地下水を次世代へ

産業廃棄物指導課 (048-830-3125)

野外焼却、不法投棄禁止

●産業廃棄物処分業特別管理産業廃棄物処分業
許可業者名簿

排出事業者の皆様へ
産業廃棄物の取扱いについて
P C B 廃棄物の適正保管について

建設業・解体業のみなさまへ
石綿含有産業廃棄物を適正に処理しましょう

建設系廃棄物を取り扱う排出事業者の皆様へ
廃棄物処理法が大きく改正されました。

産業廃棄物を処理する責任は排出事業者にあります。

資源循環推進課 (048-830-3105)

一般廃棄物処理事業の概況

みどり自然課 (048-830-3140)

●埼玉県レッドデータブック2008 動物編

●埼玉県レッドデータブック2011 植物編

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例

生物多様性保全県戦略

特定外来生物にご注意ください<アライグマ編>

特定外来生物にご注意ください
<カミツキガメ編>

特定外来生物にご注意ください
<外国産カブトムシ編>

外来生物に注意しよう～アライグマ、カミツキガメ～

カラスとどうつきあうか 一カラス被害対策一

野生動物にエサを与えないで

生物多様性を考えよう

●鳥獣保護区等位置図

人と自然が共生する埼玉へ (リーフレット)

人と自然が共生する埼玉へ
—グリーンアクションデータブック—

ナチュラリッ子クラブ 一身近な自然観察手帳—

埼玉県自然学習センター

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里
ガイドマップ

さいたま緑の森博物館

埼玉県山西省友好記念館神怡館

埼玉県の自然公園

●関東ふれあいの道埼玉県コースルートマップ

奥武蔵自然歩道

緑化計画届出制度の手引き

緑化計画届出制度のあらまし

緑化計画届出制度事例集

彩の国みどりのプラン賞と優良緑化計画

●埼玉県広域緑地計画

●緑のトラスト運動普及啓発リーフレット

さいたま自然公園・みどりマップ

彩の国みどりの基金ビジョン

彩の国みどりの基金への御寄附のお願い

1人1本植樹運動、埼玉県植樹エントリー

環境科学国際センター (0480-73-8331)

埼玉県環境科学国際センター報

●埼玉県地質地盤資料集

環境整備センター (048-581-4070)

施設案内

(埼玉県環境整備センター・彩の国資源循環工場)

印刷物の詳細については、各課所へお問い合わせください。

「●」は県政情報センターで販売しています。

購入方法については、

県政情報センター (☎ 048-830-2545)

にお問い合わせください。

施設の設置状況

【埼玉県環境科学国際センター】

《場 所》 加須市上種足914
 《電 話》 0480-73-8363
 《交 通》 ・JR高崎線鴻巣駅東口から加須車庫・加須駅行きバス「環境科学国際センター」下車
 　・東武伊勢崎線加須駅北口から免許センター
 　・鴻巣駅行きバス「環境科学国際センター」
 　下車

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f16/>

《開館時間》 9:30~16:30(入館は16:00まで)
 《休 館 日》 月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、開館した月曜日の翌平日、12月29日~1月3日
 《入 場 料》 一般300円、大学生・高校生200円(中学生以下、障害者の方は無料)

【埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園】

《場 所》 北本市荒井5-200
 《電 話》 048-593-2891
 《交 通》 JR高崎線北本駅西口から、北里メディカルセンター病院行きバス「自然観察公園前」下車

<http://www.saitama-shizen.info/>

《開館時間》 9:00~17:00(夏休み期間中・年末年始は時間変更あり)
 《休 館 日》 月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休日の翌日(土、日、休日の場合は開館)
 　(休館日であっても、夏休みや春休み期間中、年末年始は臨時開館しています)
 《入 館 料》 無 料

自然学習センターには自然について学習し理解してもらうための展示やシアター、図書情報コーナーを設置している。また、自然観察会や実験教室など週末を中心に多くのイベントを実施している。

【埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター】

《場 所》 所沢市大字荒幡782番地
 《電 話》 04-2939-9412
 《交 通》 西武狭山線下山口駅から約1km、徒歩約15分

<http://www.ikifure.info/>

《開館時間》 9:00~17:00
 《休 館 日》 月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休日の翌日(土、日、休日の場合は開館)、12月29日~1月3日
 《入 館 料》 無 料

狭山丘陵いきものふれあいの里の中心施設として、展示室、観察バルコニー、講義室などがあり、狭山丘陵の自然や文化について学び、体験することができる。自然観察会や里山体験講座など様々なプログラムを実施している。

【さいたま緑の森博物館】

《場 所》 入間市宮寺889-1
 《電 話》 04-2934-4396
 《交 通》 西武池袋線小手指駅南口から宮寺西もしくは金子駅入口行きバス「荻原」下車徒歩約10分

<http://www.saitama-midorinomori.jp/>

《開館時間》 9:00~17:00
 《休 館 日》 月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休日の翌日(土、日、休日の場合は開館)、12月29日~1月3日
 《入 館 料》 無 料

狭山丘陵の雑木林を保全し、雑木林や湿地などの自然そのものを野外展示物とした自然観察の場で自然の大切さや人と自然のかかわりなどを学ぶことができる。自然観察会や雑木林体験イベントなども実施している。

【県民の森】

《場 所》 横瀬町大字芦ヶ久保字丸山北平896
 《電 話》 0494-23-8340(FAX同じ)
 　(冬季・埼玉県農林公社森林局0494-25-0291)
 《交 通》 西武秩父線芦ヶ久保駅から徒歩1時間30分

<http://www.chichibu.ne.jp/~ssinrinp/kenmori.html>

《開館時間》 9:00~16:30
 《休 館 日》 (冬期休業)
 　12月1日~2月末日
 《利 用 料》 無 料

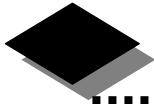
横瀬町の丸山の北側にあり、面積68ha。森林学習展示館をはじめ、デイ・キャンプ場、野鳥の森などがあり、楽しみながら自然に触れることができる。冬期休業。

<p>【彩の国ふれあいの森】</p> <p>《場 所》秩父市中津川447 《電 話》0494-56-0026 《F A X》0494-56-0028 《交 通》秩父鉄道三峰口駅から中津川行きバス「中津川」下車 http://www.chichibu.ne.jp/~furemori/</p>	<p>《開館時間》9:00~17:00 《休 館 日》12月29日~1月3日 《入 場 料》無 料 (ただし、木工工作室、学習室を利用する場合は有料)</p>
<p>約3,000haの森の中に、原生林の散策ができる七つの森ゾーンや森林の働きを学習できる森林科学館などがあり、自然体験を通して、森林の大切さや人と自然との関わりなどを学ぶことができる。宿泊施設こまどり荘が併設されている。</p> <p>【みどりの村】</p> <p>《場 所》小鹿野町大字飯田853 《電 話》0494-75-3441 《交 通》西武秩父線西武秩父駅から小鹿野車庫行きバス「小鹿野役場前」下車乗換、長沢行きバス「みどりの村吉田口」徒歩約25分又は、坂本行き又は栗尾行きバス「滝原団地前」徒歩約20分 http://www.chichibu.ne.jp/~takahashi/index.htm</p>	<p>《利用時間》9:00~16:30 《休 業 日》12月29日~1月3日 《利用料等》無料 (一部有料施設あり)</p>
<p>西秩父に位置し、面積約17haの緑に親しみながら農林業の理解を深め、都市と山村の交流ができる施設。キャンプ場、フィールドアスレチック、子どもの広場、テニスコート等があり、年間を通して楽しめる。</p>	
<p>【埼玉県立自然の博物館】</p> <p>《場 所》長瀬町長瀬1417-1 《電 話》0494-66-0404 《F A X》0494-69-1002 《交 通》秩父鉄道上長瀬駅から徒歩5分 http://www.shizen.spec.ed.jp/</p>	<p>《開館時間》9:00~16:30(入館は16:00まで) ※7・8月は30分延長 《休 館 日》月曜日(祝日・振替休日、5/1、5/2、7・8月の月曜日は開館)、12月29日~1月3日 《入 場 料》一般200円、学生100円(中学生以下、障害者の方は無料)</p>
<p>埼玉の自然とその生いたち、自然と人との共生について、化石や岩石、動物や植物など多くの資料によりわかりやすく展示・解説している。また、科学教室や野外観察会などの各種イベントを行っているほか、県内の自然史に関する資料の収集、整理及び調査研究等を行っている。</p>	
<p>【埼玉県青少年総合野外活動センター ((愛称) 彩の国グリーンビレッジ)】</p> <p>《場 所》秩父市山田4386 《電 話》0494-24-1463 《F A X》0494-24-6887 《交 通》①西武秩父線芦ヶ久保駅から徒歩約3時間 ②秩父鉄道大野原駅から徒歩約3時間30分 http://yakatu.shopro.co.jp/</p>	<p>《開館時間》8:30~17:00 《利用料等》宿泊の場合利用料・食事代等 日帰り利用 1日50円 その他利用内容に応じ、有料のものもあり 《休 所 日》火曜日(月曜が祝日の場合は水曜日、火又は水曜日が祝日の場合はその週は休所日なし)、12月29日~1月3日 ※7月21日から8月末とGWは休所日なし</p>
<p>秩父市高篠山の中腹にある面積70haの総合野外活動施設で、キャンプやその他レクリエーションの楽しさを自然の中で満喫できる。丸太作りのログハウスなどの宿泊施設あり。</p>	
<p>【三峰ビジターセンター】</p> <p>《場 所》秩父市三峰8-1 《電 話》0494-55-0862 (秩父市大滝総合支所地域振興課) 《交 通》西武秩父線西武秩父駅か秩父鉄道三峰口駅から西武バス「三峰神社」行き終点下車</p>	<p>《開館時間》9:00~17:00 《入 館 料》無 料</p>
<p>秩父多摩甲斐国立公園が総合的に理解できる施設。自然のしくみと人間とのかかわり合いについて、分かりやすく展示している。</p>	

<p>【首都圏自然歩道（関東ふれあいの道）インフォメーションセンター（美の山公園内）】</p> <p>《場 所》秩父市黒谷地内（美の山・山頂） 《電 話》なし 《交 通》秩父鉄道皆野駅から徒歩90分、和銅黒谷駅から徒歩90分 http://www.pref.saitama.lg.jp/site/minoyamakouen-top/</p> <p>首都圏自然歩道（関東ふれあいの道）を総合的に案内する施設。県内のコース図、主要地点からの眺望写真などを展示している。</p>		<p>《開館時間》9：00～16：30 《休 館 日》月曜日（休日の場合は翌日） ※月曜日以外も、利用者状況に応じて休館になる場合があります。 11月21日～3月20日 《入 場 料》無 料</p>
<p>【埼玉県立げんきプラザ】</p> <p>【長瀬げんきプラザ】</p> <p>《場 所》長瀬町井戸367 《電 話》0494-66-0177 《交 通》秩父鉄道「野上」駅下車、徒歩10分</p>		<p>【小川げんきプラザ】</p> <p>《場 所》小川町木呂子561 《電 話》0493-72-2220 《交 通》JR八高線「竹沢」駅下車、徒歩30分 東武東上線「東武竹沢」駅下車、徒歩40分</p>
<p>【神川げんきプラザ】</p> <p>《場 所》神川町池田756 《電 話》0495-77-3442 《交 通》上越新幹線「本庄早稲田」駅、 高崎線「本庄」駅、八高線「丹荘」駅から神泉総合支所行きバス「池田」下車徒歩15分</p>		<p>【名栗げんきプラザ】</p> <p>《場 所》飯能市上名栗1289-2 《電 話》042-979-1011 《交 通》西武秩父線「正丸」駅下車約4km</p>
<p>【大滝げんきプラザ】</p> <p>《場 所》秩父市大滝5944-2 《電 話》0494-55-0014 《交 通》秩父鉄道「三峰口」駅から秩父湖行きバス「大久保」下車約5km</p>		<p>※各所共通 《利用料等》宿泊料のほか食事代、シーツ代、その他活動内容に応じて実費負担 《休 所 日》月曜日（休日の場合は開所） 12月29日～1月3日</p>
<p>子供から大人まですべての県民が、体験・交流・宿泊の場として利用できる社会教育施設。豊かな自然環境のもと環境分野を含めた多彩な生涯学習活動を行うことができる。</p>		
<p>【埼玉県山西省友好記念館】</p> <p>《場 所》小鹿野町両神薄2245 《電 話》0494-79-1493 《交 通》秩父鉄道三峰口駅から小鹿野町役場行き町営バス「薬師堂」下車徒歩3分</p> <p>http://www18.ocn.ne.jp/~ogano/shenyi.html</p>		<p>《開館時間》9：00～17：00 《休 館 日》火曜日（休日、県民の日の場合は開館）、休日の翌々日（土・日・休日の場合は開館）、12月29日～1月3日 《入 館 料》大人200円 小学生120円（小学校就学前、障害者の方は無料）</p>
<p>中国山西省との友好県省締結10周年を記念して建てられた山西省の歴史、自然、文化等を紹介する中国唐代寺院風建築の展示館。</p>		
<p>【埼玉県長瀬射撃場】</p> <p>《場 所》長瀬町大字野上下郷2395-1 《電 話》0494-66-1111 《F A X》0494-66-1112 《交 通》秩父鉄道野上駅下車約3km（タクシーは長瀬駅から約10分） http://www.nsr.bz E-mail : nsr@crda.co.jp</p>		<p>《開館時間》4月～10月 8：30～17：30 11月～3月 9：00～17：00 《休 業 日》毎週月曜日及び11月～3月までの第2・4火曜日（ただし、休業日が祝日に当たる場合はその翌日）、11月15～21日、年末年始 《利 用 料》610～3,560円（個人）</p>
<p>日本でも有数の規模のライフル射撃場。小口径ライフル50射座、大口径ライフル15射座、空気銃51射座。平成21年6月、ライフル射撃のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定。</p>		

〔事前の申込み等により、見学会が可能な施設〕

<p>【彩の国資源循環工場（埼玉県環境整備センター）】</p> <p>《場 所》寄居町三ヶ山368 《電 話》048-581-4070 《交 通》JR八高線・秩父鉄道・東武東上線「寄居駅」からタクシー8分</p> <p>8つの民間リサイクル施設（彩の国資源循環工場）及び県営の廃棄物最終処分場（環境整備センター）の施設を公開している。</p>		<p>《見学時間》9：30～16：00 送迎バス有（詳細はお問い合わせください） 《休 日》土・日曜日・祝日 12月29日～1月3日</p>
--	--	---



用語解説

<あ行>

RDF (Refuse Derived Fuel)

可燃ごみ（生ごみ、紙ごみ、廃プラスチック等）を破碎、選別、乾燥、固形化し、利用しやすい性状の固形燃料にしたもの。

ISO14000シリーズ、ISO14001

環境マネジメント（管理）システムの項参照。

アイドリング・ストップ

自動車の駐停車時にエンジンを止めること。埼玉県生活環境保全条例により信号待ちや交通混雑により停止する場合等を除き、運転者に義務づけられている。また、一定規模以上の駐車場の設置者や管理者には、利用者に向けた周知看板の掲出等が義務づけられている。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）が共催する国際機関として1988年に設立され、気候変動の原因や影響について、最新の科学的・技術的・社会的な知見を集約し、評価や助言をおこなっている。各国政府が参加し協議する「政府間パネル」は、三つの作業部会から構成されている。

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄の酸化物の総称であり、大気汚染としては主に二酸化硫黄を指す。主として石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生し、大気汚染防止法ではばい煙の一つとして規定し、K値規制や総量規制の対象物質としている。

石綿（アスベスト）

繊維状の鉱物で、軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れているため、ボイラー配管や自動車のブレーキ、建築材などに広く利用されたが、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、現在では製造や輸入などが禁止されている。

一酸化炭素（CO）

燃料等の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体である。生体に有害で、血液中のヘモグロビンとの結合力が酸素の約210倍であるため、酸素とヘモグロビンの結合が阻害され、酸素欠乏状態となる。主な排出源は自動車である。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活ごみ（いわゆる家庭ごみ）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ（いわゆるオフィスごみなど）として含まれる。

一般廃棄物会計基準

市町村が、一般廃棄物処理事業に係るコスト分析及び評価を行い、その効率的な運営に取り組むとともに、外部へのわかりやすい財務情報の開示を実施するための方法である。一般廃棄物会計の整備を進めていくため、費用分析の対象となる費目の定義や費用等の配賦方法、減価償却方法等について標準的な分析手法を定めたもので、平成19年に環境省で作成された。

上乗せ基準

大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、都道府県が国の定める一律の排出（水）基準に代えて適用するもので、国の定める排出（水）

基準より厳しい基準をいう。

エコアクション21

広範な中小企業、学校、公共機関などを対象とした「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための、環境省が策定したガイドラインに基づく、認証・登録制度。

エコカー（低公害車）

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ大気汚染物質である窒素酸化物や温室効果ガスである二酸化炭素の排出が少ない車。電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び国土交通省が認定した低排出ガス自動車などがある。

エコマーク

私たちのまわりにあるさまざまな商品の中で、製造・使用・廃棄などによる環境への負荷が他の同様の商品と比較して相対的に少ないなど、その商品を利用することにより環境保全に役立つと認められる商品に付けられるマークであり、



「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という気持ちを表している。（財）日本環境協会が認定を行っており、代表的な商品としては、リターナブルびん（回収の上再利用されるびん）、古紙を原料にした印刷用紙、無漂白のコーヒーフィルターなどが認定されている。

エコライフDAY

簡単なチェックシートを利用して、1日、参加者にCO₂削減・省エネなど地球温暖化防止と環境に配慮した生活を経験してもらう取組。

エスコ（ESCO）事業

ESCO（Energy Service Company）事業とは、省エネルギーを民間の企業活動として行うビジネスのこと。ESCO事業者は顧客に対し、工場やビルの省エネルギーに関する包括的サービス（①省エネルギー診断、②設計・施工、③導入設備の保守・運転管理、④事業資金調達、⑤省エネルギー効果の保証など）を提供し、光熱水費の削減分の一部を報酬として受取る。

NGOとNPO

NGOはNon-Governmental Organization（非政府組織）、NPOはNon-Profit Organization（民間非営利組織）の略称。近年は、環境保全などの公共の利益を目的として非営利で活動する市民団体の総称として使われる。

オゾン層

地上10～50kmの高層の大気にあるオゾンの層。オゾン層は、太陽光線中で酸素から生成され、有害な紫外線を吸収するはたらきをもつため、フロンによって破壊されると、皮膚がんの増加や生態系への影響が生じるとされている。

汚濁負荷量

工場・事業場、各家庭等からの排水に含まれる汚濁する物質量のこと。主として生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）、窒素（N）、りん（P）の1日当たりの総量で表される。これは都市下水や工場排水などの汚濁源から河川等へ排出される排水量とその汚濁物質の濃度をかけ合わせて算出される。湖や内湾などでは汚濁物質が蓄積しやすいため、流入する河川の汚濁

の濃度ばかりではなく、汚濁物質の総量も問題となり、この汚濁負荷量の削減が重要となる。

温室効果ガス

太陽により暖められた地表の熱が宇宙に放射されるのを防ぐ働きを持つ大気中のガス。1998年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどの6種類のガスが温室効果ガスとして定められている。石炭や石油などの化石燃料の使用によって排出される二酸化炭素などの大気中の濃度が増加したことによって、地球の平均気温の上昇（地球温暖化）をもたらしていると指摘されている。

＜か行＞

カーボンオフセット

自らの温室効果ガスの排出量を認識し、排出努力をした上で、それでも排出削減が困難な部分について、他の場所で排出削減・吸収を実現する活動などに資金提供すること等によって、その全部又は一部を相殺（オフセット）すること。

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息または生育する生物。

化学的酸素要求量（COD）

生活環境項目の一つであり、水の中に含まれる有機物及び被酸化性の無機物（硫化物、第一鉄、アンモニアなど）が酸化剤によって化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。BODとともに水の汚濁を示す指標である。

環境アドバイザーリスト

地域における自主的な環境保全活動を支援するために、本県（温暖化対策課）が設ける制度。原則として30人以上の参加が見込まれる環境問題に関する講演会・研修会などに、主催者からの申請に基づいて、県があらかじめ委嘱した講師（環境アドバイザー）を派遣する。派遣に要する費用は県が負担する。

環境影響評価（環境アセスメント）

開発事業等による公害の発生や自然環境の破壊について事業者が自ら配慮するため、当該開発事業等による環境への影響の有無等を事業の実施に先立って調査・予測・評価すること。また、事業の計画立案段階で実施される環境アセスメントを戦略的環境アセスメントという。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者など様々な立場の環境保全活動に関する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された人をいう。市民や市民団体を対象とした環境カウンセリングを行う「市民部門」と、事業者を対象とした環境カウンセリングを行う「事業者部門」に分けて登録されている。

環境学習応援隊

企業から学校に人材を派遣したり、学習プログラムを提供したりすることで、学校における環境学習の取組の支援を行う。事業の趣旨に賛同する企業を環境学習応援隊として登録している。

環境家計簿

日常生活において、電気、ガスなどのエネルギーや水道水等をどのくらい使用したかを家計簿風にまとめ、それらの使用により自分たちがどれくらいの二酸化炭素を排出し

ているかを計算できるもの。自分たちの生活における二酸化炭素排出量を知ることにより、それまでのライフスタイルを見直して生活の中の無駄をなくし、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出量を減らしていくことをその目的としている。

環境基準

環境基準とは、環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定めている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定めている。

これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境基準（水質）

水質汚濁に係る環境基準は、水質保全行政の目標として、公共用水域（河川、湖沼などの水域及びこれに接続する水路など）について、達成し維持することが望ましい水質の基準として定められているもので、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）がある。前者の基準は、全公共用水域につき一律に定められ、後者の基準は、河川の利用目的に応じ設定された水域類型ごとに基準値が定められ、類型が当てはめられた水域について適用される。

環境教育アシスタント制度

学校における環境教育の支援を図ることを目的に、環境に関する豊かな知識や経験を有する人（環境教育アシスタント）を派遣する制度。

環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）

化学物質の中には、生体内に取り込まれた場合に正常なホルモン作用に影響を及ぼすものがあり、このような化学物質が内分泌かく乱化学物質、いわゆる環境ホルモンと呼ばれている。

これらの物質による影響は、化学的には未解明な点が多く残されているものの、生物生存の基本的条件に関わるものであり、世代を超えた深刻な影響をもたらすおそれがあることから、環境保全上の重要な課題となっている。

環境省は平成22年7月、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応方針—EXTEND2010—」を定めた。

環境マネジメント（管理）システム

企業などが自ら企業経営の中で排出物を減らすことや、エネルギー消費量を減らすことなど、環境負荷を低減していくための「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」、達成度を「評価（Check）」し、結果をもとに「更なる改善（Action）」するというPDCAサイクルを繰り返し行うことによって、継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするためのマネジメントシステムである。

1996年（平成8年）に、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関である国際標準化機構（ISO）により、環境マネジメント全般に係る国際標準規格である「ISO14000シリーズ」が発効され、その中の認証取得の対象となる「ISO14001」は、環境マネジメントシステムについて規定している。

環境リスク

人の活動などによって、環境に加えられる負荷が、環境を経由して人の健康や動植物の生息または生育に悪い影響を及ぼす可能性のことを「環境リスク」という。化学物質の環境リスクは、化学物質自身の有害性の程度と、呼吸や飲食、皮膚接触などにより、どれだけ化学物質に接したか（暴露量）によって決定される。

希少野生生物

野生生物のうち、その種の存続に支障を來す程度に個体数が著しく少ないか、又は、著しく減少しつつあることなどにより、その種の存続に支障を來す事情があるもの。

揮発性有機化合物 (VOC : Volatile Organic Compounds)

炭素を含む化合物のうち、揮発しやすく大気中で気体となる性質を持つ化合物の総称（二酸化炭素など一部例外を除く）。具体的にはトルエン、キシレンなどが挙げられる。塗料、インク、接着剤、クリーニングなどの溶剤などに含まれる。光化学スモッグなどの原因となる。

九都県市指定低公害車

首都圏の広域的な課題について取り組む九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が広く一般への導入を推奨するため、窒素酸化物や二酸化炭素の排出量が少ない自動車を指定している。

京都議定書

1997年12月に京都で第3回地球温暖化防止条約締結国會議（COP 3）が開催され、全会一致で採択された議定書。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、バーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年までの間に先進締結国全体で1990年比5%以上（日本6%、アメリカ7%、EU8%）削減するとの法的拘束力のある数値目標を定めた。

近隣騒音

商店・飲食店などの営業騒音、拡声機騒音や家庭のピアノ、エアコン、ステレオ等の音やペットの鳴き声等の生活騒音をいう。近年、都市の過密化や生活様式の変化に伴って、近隣騒音の原因も様々となっている。

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

K値規制

大気汚染防止法において硫黄酸化物の排出基準として取り入れられている規制方式をいう。この基準は、次式で算出される硫黄酸化物の許容排出量で表せる。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2 \quad (q : \text{硫黄酸化物の許容排出量 (m}^3/\text{h}),$$

He : 煙突の有効高さ (m)

このK値の大小により排出基準の厳しさの程度が設定されることから、K値規制とよばれる。

県外産業廃棄物事前協議制度

県外で発生した建設系産業廃棄物を県内の処理施設に搬入して処理する場合に、排出事業者に対し県への事前協議を義務付ける制度。

健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質のことである。これには、シアンをはじめ蓄積性のある重金属類のカドミウム、水銀、鉛など、また科学技術の進歩で人工的に作り出した物質、例えばPCBなどがある。

環境中の濃度については、人の健康の保護に関する環境基準により物質ごとに定められている。

工場などからの排水中に含まれる有害物質の量は、物質の種類ごとに排水基準として排出許容限度が定められてい

る。

公害

環境基本法によれば、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生息・生育環境が含まれる。

光化学オキシダント（光化学スモッグ）

工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素（揮発性有機化合物）が太陽の紫外線で光化学反応を起こし、有害な酸化性物質である光化学オキシダントが発生する。この光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くモヤがかかったようになった状態が光化学スモッグと呼ばれる。光化学スモッグが発生すると、眼や喉などの粘膜に対する健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。

公共下水道

市街地の雨水をすみやかに河川等へ排除し、また、家庭や工場から排水される汚水を集め終末処理場で処理し河川等に放流するもので、市町村が建設・管理する下水道。

公共用水域

河川や湖沼、港湾など、公共用に供される水域と、これらに接続する公共溝渠、かんがい用水路などの公共用に供される水路のこと。

公共下水道や流域下水道で終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除かれる。

小型家電リサイクル

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

（平成24年法律第57号）による小型電子機器からレアメタル等有用資源を回収することを目的としたリサイクル。

コージェネレーション（熱電供給システム）

エンジンやタービンなどで発電を行い、同時にその排熱を冷暖房や給湯に利用するなど、一つのエネルギー源から電気と熱のように二つ以上のエネルギーを発生させるシステムのこと。

コンポスト

生ごみ、落葉など様々な有機物を原料に微生物のはたらきで発酵、分解してできる堆肥をいう。

<さ行>

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物最終処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、しゃ断型（有害物質を埋立基準以上含む廃棄物）がある。

最終処分率

廃棄物の排出量に対する最終処分（埋立処分）量の割合。

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、太陽熱、生物由来のエネルギーや資源であるバイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーの総称。

埼玉県地球温暖化防止活動推進員

地域において地球温暖化対策の普及・推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき県が委嘱する。

埼玉県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の啓発活動や民間団体の支援を行う機関として、地球温暖化対策推進法に基づき、国においては全

国地球温暖化防止活動推進センターが、都道府県においては都道府県地球温暖化防止活動推進センターが指定されている。本県では平成17年4月に、「特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉」をセンターとして指定。

彩の国資源循環工場第2期事業

寄居町にある埼玉県環境整備センター内に先端技術を有する民間リサイクル施設を集積した総合的な資源循環モデル施設。現在、第1期事業者8社が立地して事業を展開している。第2期事業では、環境負荷の軽減に寄与する製造業の施設、焼却施設を含まない再資源化施設などを誘致するとともに、埋立処分場の整備を行う。

里川

人の関わりを通して、水や生き物の豊かさが育まれる水辺。

産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める20品目（汚泥、廃油、廃プラスチック等）。このうち、危険性の高いものや、有害なものを含む場合は、特別管理産業廃棄物に分類される。

産業廃棄物の山

産業廃棄物処理業者の倒産や悪質な業者による不適正保管、不法投棄などによって、建設廃材や廃タイヤなどの廃棄物が山積みされた状態のこと。火災、崩落、悪臭、有害物質の発生などにより生活環境を損なうおそれがある。平成17年5月末日時点で3,000m³以上の大量たい積の山は県内91か所。平成24年度末までに、そのうち17か所を解決している。

酸性雨

硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が硫酸や硝酸などに変化し、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪などの形で地上に沈着する現象（湿性沈着）。広義にはガス・エアロゾルとして直接地上に沈着する現象（乾性沈着）を含む。

次世代自動車

ガソリン車やディーゼル車など従来の自動車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した自動車のこと。具体的には、電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車などがある。

地盤沈下観測井

地盤沈下が地下のどの地層で生じているかを調べるために施設。通常二重管構造の井戸を設置し、内管の抜け上がり量によって沈下量を測定する。また、普通はその井戸により地下水位の変動を同時に測定する。

シーベルト

放射線による人体への影響を表す単位（Sv）。数字が大きいほど、人体（健康）への影響が大きい。

車種規制（NO_x・PM法）

自動車NO_x・PM法の窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の排出基準に適合していない車は、平成14年10月1日以降、対策地域内に新車登録及び移転登録できず、対策地域内で既に使用されている自動車についても車種に応じて定められた猶予期間を超えると登録できなくなる規制。貨物・バス・ディーゼル乗用車などに適用される。

臭気指數規制

悪臭防止法に基づき、平成18年10月1日から、多くの市町で導入された規制方式。「におい」全体の強さを人間の嗅覚を利用して測定するので、住民の被害感と一致しやすく、従来の物質濃度規制と比較して、多種多様な「におい」の物質に対応が可能である。この臭気指數規制の導入により、

従来の規制では捕捉が困難だった複合臭を規制することができるようになった。

住工混在

同一地域に住宅と工場とが画然と区別されずに存在していること。住工混在により、ぱい煙、騒音等の都市公害が発生しやすくなるばかりでなく、土地の高度利用や都市の防災の面からも障害となる。

循環型社会

製品などが廃棄物になることを抑制し、それらが収集・廃棄されたときに有用なものを循環的に利用し、循環的利用ができないものは適正に処分して天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する社会をいう。

循環型ライフスタイル

県民が、ものを大切にし、ごみになるものはもらわない、環境に配慮した買い物をするなど環境にやさしい生活スタイルをいう。外出時に水筒などを携帯したり、マイバッグを利用することなど。

循環資源

廃棄物や製品の製造、販売など生産活動の副産物のうち有用なもの。

浄化槽

し尿・生活雑排水（炊事、洗濯、入浴等の排水）を沈殿分離や微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、公共用水域等へ放流する施設をいう。し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水と一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。なお、法令上の用語としては、浄化槽とは合併処理浄化槽のみを指す。

植生

ある地表を覆っている植物共同体の総称。その場のあらゆる環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団で植物群落ともいう。植生は、その性質から次のように分類されている。

① 原植生

人間による影響を全く受けていない植生のことで、今日ではほとんど消滅している。

② 代償植生

原植生が破壊され、代わって成立している植生のこと。

③ 現存植生

現実に触れ、見ることのできる植生のことで、人間の生活圏のほとんどすべての現存植生は、代償植生である。

④ 潜在自然植生

一切の人為を停止した場合、その立地においてどのような植生になるか、理論的に考えられる植生のこと。

振動加速度レベル／振動レベル

振動の物理的なエネルギーの大きさを示した量のこと。ある大きさの振動の加速度と基準となる加速度との比を対数化して表したもの、またはこの値に経済産業省令で定める感覚補正を行ったもので、単位はデシベル（dB）が用いられる。振動の規制等で用いるのは、感覚補正を行ったもので、通常、計量法第71条の条件に合格した感覚補正回路を持つ振動レベル計により測定される。

なお、感覚補正を行ったものを特に振動レベルとして区別することがある。

侵略的外来生物

外来生物のうち、在来生物の絶滅につながるおそれがあるなど生態系や人間生活に著しい影響を与えるもの。

森林のCO₂貯蔵

樹木は、光合成により大気中のCO₂（二酸化炭素）を同化し、幹や枝として貯える。80年生のスギ人工林は、1ha当

たり約620 t のCO₂を貯蔵している。

水準点

地盤標高を測定するために設置した水準基標のこと。埼玉県では毎年1月1日を基準とした標高を水準測量により測定し、前年の標高と比較することで、地盤変動量を算出している。

水素イオン濃度 (pH)

水の酸性、アルカリ性を表す指標で、中性の水ではpH 7、酸性になると7よりも小さく、アルカリ性では7よりも大きくなる。例えば、牛乳は弱い酸性でpH 6程度、石けん液は弱いアルカリ性でpH 8から9程度である。

試験紙の色やガラス電極pHメーターなどで測定する。水質関係では、生活環境項目の一つとして測定されている。

ストレーナー

地下水を井戸管の中に取り入れるために、井戸管の途中に小さい穴が数多く開けられている集水部分のこと、「井戸（揚水設備）のストレーナーの深さ」によって、その井戸がどのような深さにある地下水をくみ上げるかが決まる。

3 R (スリーアール)

循環型社会構築に向けた基本的な考え方。廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の3つの頭文字をとったもの。

3 R 推進員

循環型社会を支える人づくりを促進するため、3Rに関する取組を積極的に行う方々を3R推進員として登録する制度のこと。

生活環境項目

水質汚濁に係る基準のうち、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されている項目をいう。現在水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質量 (SS)、大腸菌群数、全亜鉛などが定められている。

環境基準は、河川、湖沼、海域別に、水道・水産・農業用水・工業用水・水浴などの利用目的や、水生生物の生息状況に適応した類型ごとに基準が定められている。排水基準は、健康項目と同様に項目別に定められている。

生活雑排水

家庭から流れ出る「生活排水」のうちトイレからの排水を除いたものの総称。主に、台所、洗濯、風呂などから排出される。

生活排水対策重点地域

水質環境基準が達成されていない水域や、水質の保全を図ることが特に重要な水域で、生活排水による水質汚濁を防止するため、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であるとして、水質汚濁防止法に基づき、知事が指定した地域をいう。

生態系

植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合した系（システム）。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。

生物化学的酸素要求量 (BOD)

生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど汚濁

の程度が高い。

生物多様性

地球上の生物及びその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物多様性条約では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。

精密水準測量

水準測量は地表の標高を測る測量のこと。精密水準測量は最も精度の高い水準測量で、地盤沈下や地殻変動等の調査のために実施される。精密レベルと精密標尺を用い、誤差ができるだけ消去されるような、また、最も小さくなるような測定方法がとられている。

騒音レベル

ある大きさの音圧と基準の音圧との比を対数化して表したもの、またはこの値に経済産業省令で定める聴感補正を行ったもので、単位はデシベル (dB) が用いられる。騒音の規制等で用いるのは、聴感補正を行ったもので通常、計量法第71条の条件に合格した騒音計で、周波数補正回路A特性により測定される。

総量規制（水質）

一定の地域内の汚濁物質の排出総量を一定量以下に抑えるため、工場等に対し汚濁物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。濃度規制と対比される概念。県では平成19年6月に、平成21年度を目標年度とした第6次水質総量削減計画を策定し、平成19年9月から新しい総量規制基準が適用されている。

<た行>

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコブラナーポリ塩化ビフェニル（コブラナー-PCB）の総称。多くの異性体があり、毒性が異なる。ダイオキシン類の量は最も毒性の強い異性体に換算した値（毒性等量=TEQ）で表す。

帯水層

地層を構成する粒子間の空隙・間隙が大きく、かつ、地下水によって飽和されている地層。

大腸菌群数

生活環境項目の一つとして、水の汚濁、特に人畜の排泄物などによる汚染の程度を知る尺度として用いられる。人畜の腸内に寄生する細菌に大腸菌群と呼ばれる一群の種類があり、これが多いと他の有害細菌も多くなる疑いがある。

WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level（加重等価平均感覚騒音レベル）の略で、航空機騒音の測定評価のために考案されたものである。時間帯ごとに飛行回数を重ねづけして算出するもので、単位としても使用される。「うるささ指数」と呼ばれることもある。

なお、告示改正が行なわれ、平成25年4月1日以降は時間帯補正等価騒音レベル (Lden) が用いられることになった。

地域制緑地

法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の保全が図られている地区。

都市緑地法で規定する「特別緑地保全地区」や、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例で規定する「ふるさとの緑の景観地」などがある。

地産地消

地域で生産された農産物を地域で消費すること、または、地域で必要とする農産物は地域で生産すること。

窒素酸化物 (NO_x)

窒素の酸化物の総称であり、大気汚染としては一酸化窒素と二酸化窒素の混合物を指す。主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場・事業場など。光化学オキシダントの原因物質の一つである。

中間処理

廃棄物を減量化、安定化、無害化、再資源化するために行う焼却・中和・脱水・破碎・圧縮・蒸留などの処理を行う。

鳥獣保護員

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第78条に基づき設置した県の非常勤職員。狩猟の取締り、鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣の生息状況調査などを行う。

底質

河川、湖、海などの水底を形成する表層土及び岩盤の一部とその上の堆積物を合わせたものをいう。底質の状態はその上部の水質と相互に関連し合っており、水質が汚濁すると底質汚染を引き起こし、また汚染された底質から有機物や有害物質などが溶出し水質を汚濁するという事態が生じる。また、底質の汚染は底生生物の生育に大きな影響を与える。

低周波音

人の耳には聞き取りにくい周波数の音（20～100ヘルツ程度）と、可聴域の下限（20ヘルツ）より低くて耳には聞こえないとされる超低周波音（1～20ヘルツ程度）を指す。建具や家具のガタつきのほか、人の体には圧迫感や振動感、頭痛、不眠などの症状がある場合がある。発生源はプレス機械、ディーゼルエンジン、鉄道トンネルなど幅広く、最近は送風機や屋上の冷却塔など、生活の場に近いものも原因になりうるとされている。

低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会。

デポジット制度

空き缶等の散乱の防止と再生利用のため、あらかじめ飲料水等の販売価格に一定金額の預り金（デポジット）を上乗せて、消費者が容器を返却した場合にその預り金を返却する制度をいう。

登録廃棄物再生事業者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2により知事の登録を受けた者

特定施設

水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念を設けている。水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、騒音規制法では、「著しい騒音を発生する」施設、振動規制法では「著しい振動を発生する」施設、ダイオキシン類対策特別措置法では、「ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する。又はダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する」施設をいい、政令でその規模等の範囲が定められている。

特別管理廃棄物

一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある廃

棄物をいい、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に区分される。

特別管理一般廃棄物は、①廃家電製品（廃エアコンディショナー、廃テレビジョン、廃電子レンジ）に含まれるPCB使用部品、②一定のごみ焼却施設から生じるばいじん、③病院、診療所等から生じる感染性一般廃棄物である。

特別管理産業廃棄物は、①燃えやすい廃油、②著しい腐食性を有する廃酸及び廃アルカリ、③病院、診療所等から生じる感染性産業廃棄物、④廃PCB等及びPCB汚染物、廃石綿等など特定有害産業廃棄物である。

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、無秩序な市街地化の防止や公害・災害の防止に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質変更などを行うに際し許可が必要となる地区。

都市・生活型公害

大都市地域を中心とする自動車などからの排出ガスによる大気汚染、生活排水による河川の汚濁、近隣騒音等の公害のこと。

トリクロロエチレン

水より重い無色透明の液体で、水に溶けにくく、揮発性があり、金属機械部品などの脱油脂洗浄、油脂・樹脂などの溶剤などに用いられる。

蒸気を多量に吸入すると、軽症ではめまい、頭痛が起り、多量に吸入すると意識を失う。場合によっては、肝臓や腎臓に障害を起こすこともある。また、人に対する発がん性について疑いがあるとされている。

<な行>

二酸化硫黄 (S O₂)

硫黄酸化物の項参照。

二酸化窒素 (N O₂)

窒素酸化物の項参照。

農業集落排水施設

農業用水の水質を保全し、農山村地域における生活環境を改善するための生活排水処理施設（通常は浄化槽として設置される。）のこと。公共下水道計画区域外の農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。

濃度規制

水質汚濁防止法に定める排水基準（濃度規制）には、有害物質と生活環境項目の2種類があり、有害物質は全ての特定事業場に適用される。生活環境項目は、日平均排水量が50m³以上の特定事業場を対象としているが、県では上乗せ条例により規制対象を広げるとともに、BOD等の3項目について厳しい基準を定めている。埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準はほぼ水質汚濁防止法及び上乗せ条例に準じたものとなっている。

NO_x・PM法

車種規制（NO_x・PM法）の項を参照。

m³_N/h

m³_Nは、「ノルマル（リュウベイ）」と読み、0℃ 1気圧の標準状態を表すもので、主として排ガス量等を表す場合に用いられ、1m³_N/hは、1時間当たりの標準状態（0℃ 1気圧）に換算した1m³のガス量を表す。

<は行>

ばい煙

大気汚染防止法において、次の物質をばい煙と定義している。(1)燃料その他の物の燃料に伴い発生する硫黄酸化物、(2)燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用

に伴い発生するばいじん、(3)物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康または、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの（有害物質という）。

バイオディーゼル燃料

生物由来の油を原料として、ディーゼルエンジンの燃料に加工したもの。

バイオマス

再生可能な生物（植物や動物）由来の有機資源で、化石資源（石油や石炭）を除いたもの。

廃棄物

その物を占有している者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状又は液状のものをいう。廃棄物は、主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別される。

灰溶融

焼却灰を減容化、無害化するために、融点以上（概ね1,200°C以上）の高温で溶融処理すること。

焼却灰の状態に比べ1／2～1／3に減容できるとともに、重金属類が溶出しにくくなる。処理された生成物は「溶融スラグ」と呼ばれ、道路工事用の資材などに再生利用されている。

PRTR（Pollutant Release and Transfer Register:化学物質排出移動量届出）制度

人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質について、環境（大気、水、土壤）への排出量及び廃棄物等に伴う事業所外への移動量を事業者が自ら把握し、県を通して国に届け出、国や県がその届出データや推計に基づき排出量・移動量を集計・公表する制度。

PFI（Private Finance Initiative）

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営力及び技術力を活用して行う手法をいう。

ヒートアイランド

冷房による人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。建物や自動車からの人工排熱の低減、地表面や屋上の緑化、緑地や水面からの冷気のにじみ出しの活用、ライフスタイルの改善などの対策が効果的とされている。

ヒートポンプ

大気や川の水などの熱を圧縮機（コンプレッサ）を利用して効率よくくみあげ、移動することにより冷却や加熱を行うシステムのこと。

ppm (Part Per Million)

割合を表示する単位。100万分の1をppmと表示する。例えば1m³（100万m³）の空気中に1cm³の硫黄酸化物がまじっている場合の硫黄酸化物濃度を1ppmと表示する。

ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語であり、直訳すれば「生物生息・生育空間単位」の意味である。したがって、特定の生物の生息・生育を中心に考えた自然環境の一空間を示す言葉であり、より端的に言えば野生生物の生息・生育空間を意味するものである。

ビオトープ創造事業は、自然環境を野生動植物とその生息・生育空間に注目してとらえなおし、従来の自然環境の保全に加え、質の高い自然環境の復元・創造を目指す事業を開拓していくこうとするものである。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する物質のうち、粒径2.5μm（マイクロメートル：μm=100万分の1m）以下の小さな物質。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

非メタン炭化水素

炭素と水素からなる炭化水素のうちメタンを除くものの総称。揮発性有機化合物に含まれる。この物質の大気中の濃度が高いほど、光化学オキシダントの発生につながりやすい。（「揮発性有機化合物」の項参照。）

富栄養化

湖沼や東京湾などの閉鎖性水域で植物が生育するうえで必要とする栄養塩類（代表的なものとして窒素、リン）が、次第に高い濃度になっていく現象をいう。その結果として、特に湖沼においてはアオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起こり、生息動物や浄水場での浄化処理などに障害を及ぼす場合がある。

浮遊物質（SS）

生活環境項目の一つであり、水中に懸濁している物質のうち、ろ過によって水から分離できるものをいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど透明性が低下する。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している粒子状の物質（粉じん、ばいじん等）であって、その粒径が10μm以下の物質をいう。発生源としては、土壤・海塩粒子など自然起源のもの、工場、自動車、家庭などから発生する人為起源によるものや大気中でガス状物質が反応して二次的に生成されるものなどがある。呼吸により体内に入り、肺や気管に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。

フロン類

炭素、フッ素、塩素等の化合物の総称で、洗浄剤、冷媒、発泡剤等に使用されている。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンについては、オゾン層保護条約議定書で特定フロンに指定され、1996年から生産が全廃されている。

粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

ベクレル

1秒間に崩壊する原子数のことで、放射能の強さを表す単位（Bq）。数字が大きいほど、たくさんの放射線を出す。

放射性物質

放射線を出す能力を持った物質のこと。

放射線

原子から放出される「波長の短い電磁波」と「高速で動く粒子」のこと。

放射能

放射線を出す能力のこと。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

有機塩素化合物の一種であり、主に電気機器の絶縁油等に使用されている。人体に有害であることがわかり、昭和47年に原則製造中止となっているが、化学的に安定であることや食物連鎖により濃縮されやすいことから人体や環境への影響が懸念されている。

〈ま行〉

マイバッグ

購入時に持参する買い物袋のこと。レジ袋削減のために買い物袋を利用する「マイバッグ運動」により、資源の有効利用やごみの減量化など環境にやさしいライフスタイルを促進する。

マイボトル

外出時に携帯する水筒などのこと。ペットボトルなどの

使い捨て容器ゴミの削減のために、水筒などを携帯する「マイボトル運動」により、資源の有効利用やごみの減量化など環境にやさしいライフスタイルを促進する。

ミティゲーション

開発に伴う環境への影響を緩和することで、次のような内容からなる。①開発行為の全部又は一部を行わないことによる影響の「回避」、②影響の発現を最小限に抑えたり、発現した影響を修復する「低減」（「最小化」、「修正」、「軽減／除去」といった環境保全措置が含まれる）、③代表的な資源又は環境によって影響を埋め合わせる「代償」。

緑のトラスト運動

埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民の皆様からの寄付により取得し、県民共有の財産として末永く保全していくこうという運動。

民生部門

家庭分野と事務所などの業務分野をあわせている。

目標設定型排出量取引制度

原油換算エネルギー使用量が3か年度連続して年間1,500キロリットル以上の事業所を対象に、県が事業所ごとに二酸化炭素の排出削減目標を設定し、目標達成を求める制度。目標の達成に、他者の削減量、再生可能エネルギー及び森林吸収量などを利用（排出量取引）できる。

〈や行〉

有害大気汚染物質

低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質のこと。大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例では、ベンゼン、トリクロロエチレン等が規制の対象とされている。

有機塩素化合物

塩素を構造の一部に含む有機化合物のこと。特にトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンなどは、化学的に安定しており、脱脂性に富んでいるため、メッキやドライクリーニング等の洗浄剤として使用されている。これらの中には発がん性が疑われるものがある。これらの物質による土壤・地下水汚染が問題になっている。

有機農業

化学合成農薬及び化学肥料を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のことです。

溶存酸素量（DO）

水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。清水中には通常7から10mg/L程度含まれるが、有機物による汚濁が進行すると微生物が酸素を消費するため溶存酸素量は減少する。

水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことができない。
溶融スラグ

灰溶融の項参照。

〈ら行〉

ライフスタイルキャンペーン

県民の地球温暖化問題への関心を喚起し、低炭素型ライフスタイルへの転換を促進するため、冷暖房温度（夏は28°C、冬は20°C）の適温設定やクールビズ、ウォームビズなどの実践を夏と冬に県民や事業者に呼びかける県民運動。

リサイクルプラザ

びん、缶、ペットボトルなどの資源ごみをリサイクルするために選別や梱包を行う施設（リサイクルセンター）の機能に加えて、再生品の展示・販売や普及啓発を行うリサ

イクル活動の拠点としての機能を持つ施設をいう。

リスクコミュニケーション

地域住民、事業者、行政などが、化学物質など環境に関する正確な情報を共有し、お互いに理解を深めるために行う交換会のこと。

開催することで化学物質による環境リスクの低減及び住民の不安解消が図られる。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなり、県が建設し管理を行う。

粒子状物質（PM）

ガス状汚染物質とともに大気汚染の原因となる物質で、固体及び液体の粒子として存在する物質の総称。

粒子状物質減少装置

DPFと酸化触媒を総称する。DPFは、ディーゼル・パティキュレート・フィルター（Diesel Particulate Filter）の略で、ディーゼルエンジンの排出ガスに含まれる粒子状物質（黒煙）を、排気管に装着されるフィルターで捕集し除去する装置。酸化触媒は、白金などの触媒による酸化作用で、粒子状物質を減少させる装置。粒子状物質の減少率はDPFよりも低いが、一酸化炭素及び炭化水素を大幅に減少させるとともに、ディーゼル車特有の排ガス臭を低減させる。

緑化計画届出制度

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例により、3,000m²以上の敷地において建築行為を行う場合、緑化計画の届け出を義務付け、敷地の一定規模以上の緑を確保する制度。

平成24年4月から小規模な敷地（1,000m²～3,000m²未満）においても届け出を義務付ける「小規模緑化計画届出制度」を実施する。

類型指定（水質）

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、河川の利用目的等に応じて、一般項目6段階、水生生物保全項目4段階に区分した類型ごとに基準が設定されている。これに基づき、国及び県が水域ごとに類型を指定している。

類型指定（騒音）

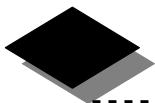
騒音環境基準については、一般地域では3段階に区分した類型ごとに、道路に面する地域では道路やその周辺の状況に応じて、基準が設定されている。これに基づき、国及び県が、騒音に関する都市計画地域等を勘案し、地域ごとに適用する類型を指定している。

レッドデータブック（レッドリスト）

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した資料集である。国際的には、国際自然保護連合（IUCN）が昭和41年（1966年）に刊行を開始し、その後改訂が続けられている。表紙が危機を意味する赤であったことから、レッドデータブックと呼ばれている。

我が国では、平成3年に環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物（脊椎動物編）」を発行し、以後順次発行・改訂している。

埼玉県では、動物編を平成8年に、植物編を平成10年に発行し、以降動物編を2回、植物編を1回改訂している。



埼玉環境年表

年	月	県内	全国
S26 (1951)	3	○「県立狹山自然公園」「県立奥武蔵自然公園」「県立黒山自然公園」「県立長瀬自然公園」の指定	
S28 (1953)	4	○「県立長瀬自然公園」を「県立長瀬玉淀自然公園」に名称変更	
S29 (1954)	3	○「県立比企丘陵自然公園」「県立上武自然公園」の指定	
S31 (1956)	5		○熊本県で水俣病第1号患者発生
S32 (1957)	6 7	○「県立武甲自然公園」の指定	○自然公園法制定、国立公園法の廃止
S33 (1958)	4	○県立自然公園条例制定	
S35 (1960)	11	○「県立安行武南自然公園」の指定	
S36 (1961)	2 3	○県南部地域の地盤沈下の監視のため測定を開始	○四日市市でぜんそく患者多発
S37 (1962)	6	○公害防止条例制定	
S38 (1963)	7	○工業用水法の指定地域に川口市等6市が指定	
S39 (1964)	4 9	○衛生部公衆衛生課に公害係設置	○三島市、沼津市の住民、石油化学コンビナートの進出を阻止
S40 (1965)	5		○新潟県で新潟水俣病患者発生
S41 (1966)	4 9	○大宮市で製薬工場の排ガスにより松林枯れる	○新型車の排出ガス規制実施 (CO濃度3%)
S42 (1967)	6 8 9 11		○新潟水俣病患者、昭和電工を相手に訴訟提起 (4大公害訴訟の第1号) ○公害対策基本法制定 ○四日市のぜんそく患者、昭和四日市石油など関係6社を相手に訴訟提起 ○鴻巣市でプロパン工場の悪臭により健康被害が発生
S43 (1968)	3 6 9		○イタイイタイ病患者、三井金属鉱業を相手に訴訟提起 ○大気汚染防止法制定 ○騒音規制法制定 ○北九州市一帯にカネミライスオイル中毒患者が多発 (PCB中毒)
S44 (1969)	5 6 7 9 10 12	○公害防止条例全部改正	○政府、初の公害白書を発表 ○水俣病患者、チッソを相手に訴訟提起 ○大気汚染防止法に基づく二酸化硫黄特別排出基準告示 ○厚生省がカドミウムによる環境汚染暫定対策要領を制定 ○大阪国際空港周辺住民、騒音問題で国を相手に訴訟提起 ○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布

年	月	県内	全国
S45 (1970)	5 6 7 8 11 12	○大気汚染緊急時対策要綱制定（硫黄酸化物） ○県南地域に初めて光化学スモッグ発生 ○光化学スモッグ暫定対策要綱制定 ○東松山・本庄・坂戸地区でカドミウム判断尺度（玄米0.4ppm以上）を超える玄米を発見 ○公害審査会設置	○新宿・牛込柳町交差点付近住民に鉛中毒患者多発 ○公害紛争処理法制定 ○田子の浦港のヘドロ公害表面化 ○農林省、BHC・DDTの稻作への使用全面禁止 ○第64回国会（公害国会）において公害関係14法案が可決（公害防止事業費事業者負担法、水質汚濁防止法、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、農用地の土壤汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律を制定。公害対策基本法、道路交通法、大気汚染防止法、騒音規制法、農薬取締法、下水道法、自然公園法、毒物及び劇物取締法を一部改正）
S46 (1971)	3 5 6 7 8 9 10 12	○土採取条例制定 ○各地域に公害苦情相談員設置 ○公害防止条例に地下水採取の規制を規定、届出制とし、19市町を規制地域に指定 ○地盤沈下西部台地への拡大を確認 ○製紙会社、住民の反対により秩父市進出断念 ○公害対策審議会及び水質審議会設置 ○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法による国の中基準より厳しい上乗せ条例を制定 ○自然保護条例制定 ○川口市、浦和市、大宮市の政令市指定（大気）	○悪臭防止法制定 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ○イタイイタイ病第1審判決、原告勝訴（富山地裁） ○環境庁発足 ○中央公害対策審議会発足 ○新潟水俣病判決、原告勝訴（新潟地裁） ○水質汚濁に係る環境基準の告示
S47 (1972)	1 3 5 6 7 8 9 10 12	○公害防止条例を一部改正し、地下水採取を許可制にする ○大気汚染測定車運用開始 ○建築物用地下水の採取の規制に関する法律の指定地域に川口市等7市が指定される 県公害センター完成 ○大気汚染緊急時対策要綱制定（硫黄酸化物、光化学スモッグ） ○浦和市でサギの肝臓から高濃度（130ppm）のPCB検出 ○荒川水系流域公害防止計画の承認	○通産省による行政指導でPCBの生産及び使用の中止を指示 ○大気汚染防止法一部改正公布・施行（ディーゼル車黒煙の規制） ○公害等調整委員会設置法制定 ○ストックホルムで第1回国連人間環境会議開催「人間環境宣言」 ○自然環境保全法制定 ○四日市公害第1審判決、原告勝訴（津地裁四日市支部） ○瀬戸内海に大量の赤潮発生、養殖ハマチ甚大な被害 ○イタイイタイ病控訴審判決（名古屋高裁金沢支部） ○環境庁が米国マスキー法並の自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針を告示

年	月	県内	全国
S48 (1973)	1	○公害防止条例改正、地下水採取規制地域15市町追加	
	3	○ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱制定	○水俣病訴訟判決、原告勝訴（熊本地裁）
	4		○緑の国勢調査開始
	5	○都市計画法による線引き凍結宣言	○大気の汚染に係る環境基準について告示
	6		○第1回環境週間始まる（6月5日～11日）
	7	○環境部の設置	
	8		
	9	○自然環境保全審議会の設置	○福岡・大分両県住民が九州電力を相手取り「環境権」を掲げて豊前火力発電所建設差し止めを福岡地裁小倉支部に提訴
	10	○緑化対策総合推進要綱の制定 ○第1次県廃棄物処理基本計画の策定	○都市緑地保全法制定
	12	○埼玉地域公害防止計画（第1期）の承認（水質以外） ○光化学スモッグ注意報発令日数45日で全国一	○瀬戸内海環境保全臨時措置法制定 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定 ○公害健康被害の補償等に関する法律制定 ○航空機騒音に係る環境基準告示
S49 (1974)	1	○廃棄物処理公社の設立 ○悪臭防止法に基づく規制地域の指定	
	2		○大阪空港訴訟1審判決により、夜10時から翌朝7時までの発着禁止
	3	○自然環境保全条例制定	○国鉄を相手取り名古屋新幹線訴訟提起
	5	○土採取条例全面改正（届出制から認可制へ） ○川口市・浦和市・大宮市の政令市指定（水質）	○国立公害研究所発足
	6		
	7	○酸性降雨による被害届1,706人	○大気汚染防止法改正（総量規制の導入） ○関東一円に酸性雨が降り、「目が痛い」との訴え相次ぐ
	9	○酸性降雨暫定対策要領制定 ○ディーゼル車に対する窒素酸化物規制（以後段階的に規制強化）	
	10	○川越市の和光純薬工業によるシアン流出事故（大久保浄水場取水停止）	
	11	○県内2か所の水田から0.4ppmを超えるカドミウム汚染玄米を見つける	
	12		○岡山県倉敷市の三菱石油水島製油所から重油1万kLが流出、瀬戸内海を広く汚染
S50 (1975)	2		○水質汚濁に係る環境基準の一部改正（PCB追加）
	3	○自然環境保全地域の指定開始	
	4	○悪臭防止法に基づく規制地域指定（追加） ○入間川水質自動測定機稼働	
	7	○光化学スモッグ、史上最高の濃度0.26ppmと被害届出者14,032人を記録 ○所沢市で年間27.2cmの最大地盤沈下（S49）	○東京都江戸川区で環境基準の2,000倍にも達する六価クロム検出 ○新幹線鉄道騒音に係る環境基準について告示
	8	○六価クロム対策合同会議設置 ○工業用水法水源転換府省令公布（川口市の一部、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市）	
	11	○公共関与による廃棄物広域処理事業の実施（寄居町三ヶ山）を政策会議で決定	○大阪空港公害訴訟の控訴審判決で住民側全面勝利 ○小沢環境庁長官、中央公害対策審議会に環境影響評価制度について諮問
	12		

年	月	県内	全国
S51 (1976)	1 5 6 9 10 11 12	<ul style="list-style-type: none"> ○利根川にフェノール流出の群栄化学工業に対し、東京都・埼玉県・千葉県の3都県で総額1億4千万円余を請求 ○中央・川越・熊谷の各保健所に公害監視室を設置 ○川口市等県南7市が硫黄酸化物に係る総量規制対象地域に指定 ○日高町の山善大野製作所による重油流出(小畔川) 大久保浄水場取水停止 	<ul style="list-style-type: none"> ○熊本地検がチッソ社長・水俣工場長を業務上過失致死傷で熊本地裁に起訴 ○振動規制法制定 ○第1回日本近海海洋汚染実態調査結果発表
S52 (1977)	2 3 4 6 7 10	<ul style="list-style-type: none"> ○入間市のタムラ化研で塩化第二鉄流出(狭山市取水停止) ○光化学スモッグ注意報発令(全国で初めて3月中旬) ○春日部保健所に公害監視室設置 ○市野川水質自動測定機稼働 ○大宮市のし尿たれ流し事件発覚(芝川汚濁) ○県緑化推進協議会設置要綱制定 ○県民植樹週間制定 ○振動規制法に基づく規制地域指定 ○環境影響評価制度検討会議設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境庁が大阪空港へのエアバス乗り入れに条件付き同意
S53 (1978)	1 2 3 4 6 7 10 12	<ul style="list-style-type: none"> ○工業用水法水源転換府省令公布(川口市的一部・草加市・八潮市の一一部) ○川口市等県南7市に硫黄酸化物に係る総量規制を適用 ○埼玉地域公害防止計画(第2期)の承認(水質と水質以外のものを統合) ○「県立両神自然公園」の指定 ○県緑化推進樹種の制定 ○ふるさと歩道の整備開始 ○三郷市付近一帯で激しい地盤沈下(原因は東京都三郷浄水場の建設) ○知事、NO₂の環境基準の緩和について遺憾の意表明 ○公害防止条例全部改正 ○窒素酸化物対策委員会発足 	<ul style="list-style-type: none"> ○水俣病患者が国の抜本策を要求し環境庁で座込み ○瀬戸内海環境保全特別措置法成立 ○政府、水俣病患者への補償金でチッソへテコ入れ決定 ○水質汚濁防止法改正による総量規制導入 ○環境庁がNO₂の環境基準の大幅緩和を告示
S54 (1979)	3 4 5	<ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと埼玉の緑を守る条例制定 ○両神国民休養地計画が承認・整備開始 ○緑の問題プロジェクトチームが緑の総合対策について報告書策定 ○河川浄化モデル地域育成事業実施要綱等の制定 ○美の山公園開園 ○環境情報システム(水質)開発に着手 ○騒音規制法及び県公害防止条例に基づく騒音規制地域指定・規制基準設定 ○国に対し緑の政策に関する提言 ○セメント工場の石炭転換開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○中央公害対策審議会が環境影響評価のすみやかな法制化を答申

年	月	県内	全国
S54 (1979)	6	○緑の審議会の設置	○環境政策の後退に危機感をもつ学者や市民が東京で日本環境会議を開催
	7	○第1回六都県市首脳会議で廃棄物処理問題協議 ○工業用水法地域指定拡大（川口市の一部・浦和市 の一部・与野市）	
	8	○地盤沈下県北東部に拡大、鷺宮町で最高12.5cm 沈下（S53）	
	9	○緑の協定実施要綱制定	
	10	○公害防止条例改正で地下水採取規制地域20市町村 追加 ○緑の推進員設置要綱制定	○滋賀県議会が琵琶湖富栄養化防止条例を可決し合 成洗剤追放へ
S55 (1980)	2	○合成洗剤対策の基本方針を定め、県有施設の有り ん合成洗剤の使用転換決定	
	3	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画策定 ○三ヶ山廃棄物埋立処分場基本構想の策定 ○ふるさとの緑の景観地等指定開始	
	4	○合成洗剤についての県民意識調査結果を公表	○貴重な野生動物の国際取引を規制するワシントン条約の批准承認
	5	○化学的酸素要求量に係る総量規制基準設定	○環境影響評価法政府案の国会提出を断念
	6		○環境庁が空き缶問題検討会を設置
	9	○環境保全連絡協議会設立	○環境庁が中央公害対策審議会に「今後の交通公害 対策のあり方」について諮問
	10	○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型あてはめ	○ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に 重要な湿地に関する条約）加入
	11		○関東地方知事会内に空き缶等問題研究会設置
	12	○環境影響評価技術審議会の設置	○大阪で第1回快適環境シンポジウム開催
S56 (1981)	1	○荒川（熊谷市）に不法投棄廃棄物によるシアン流 出（大久保浄水場取水停止）	○絶滅寸前の佐渡のトキ5羽すべてを捕獲、餌付け 開始
	2	○環境影響評価に関する指導要綱の告示 ○県の快適な環境づくり推進委員会、埼玉の街の快 適な環境を創造するためのプロジェクトチーム 発足	
	3	○「県立西秩父自然公園」指定	○環境影響評価法案を国会に提出
	4	○環境審査室設置	
	5	○環境影響評価技術指針を制定公表 ○荒川シアン流出に関連した廃棄物処理業者を行 政処分（営業停止1年6か月）	
	6	○セメント工場の石炭転換終了 ○秩父市内に民間の産業廃棄物大規模最終処分場 を許可（79万m ³ ）	○NOxに係る総量規制制度の導入並びに東京都特別 区等、横浜市及び大阪市等の3地域について総量 規制地域指定
	7	○水質総量規制の全面実施 ○工業用水法水源転換府省令公布（八潮市の一部）	
	8	○地盤沈下対策調査専門委員会の発足 ○環境影響評価に関する指導要綱第1号案件（日本 硝子株）手続開始	
	9	○三ヶ山廃棄物埋立処分場地質調査反対住民に阻 止される	
	10	○綾瀬川浄化対策懇談会開催	
	11	○快適な環境づくり埼玉県憲章を制定	
	12	○深夜営業騒音に係る条例改正（公害防止資金貸付 制度適用）	

年	月	県内	全国
S57 (1982)	3	○庄和町で産業廃棄物を不法処理した業者を行政処分（許可取消）	○首都圏自然歩道整備計画策定
	4	○廃棄物行政を環境部へ移管（環境整備課発足、4保健所公害監視室に廃棄物監視課新設） ○県民休養地（嵐山・飯能）の整備開始 ○環境管理計画検討開始、環境情報システム（大気）開発に着手	
	5	○快適な環境づくり運動強調期間の設定及び県民総ぐるみ運動の展開	○国連環境計画管理理事会特別会合開催（於ナイロビ） ○1都9県「ゴミゼロの日」統一美化キャンペーン実施
	6	○東北新幹線営業開始、騒音振動測定結果発表、国鉄等へ要望	
	7	○窒素酸化物（NO _x ）による大気汚染の予測結果発表	
	9	○東京湾富栄養化対策指導指針施行	
	10	○三ヶ山廃棄物埋立処分場地質調査実施	○1都9県空き缶等問題訪米調査実施 ○ローマクラブ東京大会開催され、各国の経済人や科学者が参加し、21世紀の環境問題などについて意見交換
	11	○上越新幹線営業開始、騒音振動測定結果発表、国鉄等へ要望 ○産業廃棄物行政推進会議設置 ○県中期計画で快適環境づくり施策を重要課題として総合的に推進することとする	
	12	○航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめ	○湖沼の窒素及びりんに係る環境基準の設定
S58 (1983)	2	○首都圏自然歩道の整備開始	
	3	○三ヶ山廃棄物埋立処分場基本設計完成 ○埼玉地域公害防止計画（第3期）承認 ○窒素酸化物対策委員会が報告書提出	
	4	○環境審査室を環境審査課に名称変更 ○加須市内で廃棄物を不法処理した業者行政処分（許可取消） ○生活排水の水質浄化対策指針施行	○中央公害対策審議会が「今後の交通公害対策のあり方」について物流・土地利用の面から答申
	5	○緑のトラストづくりを進めるシンポジウム開催	
	8		○浄化槽法公布
	10		○環境庁が全国主要15都市を対象に実施した地下水汚染実態調査結果を公表
	11	○公害対策審議会「窒素酸化物対策基本方針」答申	○ナショナルトラストを進める会第1回全国大会開催
	12	○湖沼水質調査結果を公表	○環境影響評価法案が衆議院解散により廃案 ○ごみ焼却場からダイオキシン・水銀が検出される ○関東知事会が空き缶デポジット方式見送り
S59 (1984)	3	○本庄市・日高町で地下水から有機塩素系化学物質検出	
	4	○川口市で六価クロム垂れ流しの2工場を水質汚濁防止法違反で摘発 ○川越市・所沢市の政令市指定（大気）	○全国的に家庭から排出される乾電池の水銀が問題となる
	7	○6年ぶりに光化学スモッグ警報を発令	○環境庁が生物指標による河川水質調査の統一基準発表
	8	○(財)さいたま緑のトラスト協会発足	○湖沼水質保全特別措置法成立
	9		○環境庁がトリクロロエチレン等の排出に係る暫定指針を設定
	10	○第2次廃棄物処理基本計画策定	○環境影響評価実施要綱を閣議決定 ○'84世界湖沼環境会議（於大津市）で「琵琶湖宣言」採択

年	月	県内	全国
S60 (1985)	2	○廃棄物広域処分場建設対策本部設置	
	3	○アルミはく回収業者を公害防止条例違反で初起訴	○環境庁「名水百選」発表
	4	○全国初の「身近な緑の現況調査」実施	
	5	○さいたま緑の長期総合計画を策定	
	6	○さいたま緑のトラスト基金設置	
	7	○県と寄居町、三ヶ山廃棄物埋立処分場に係る公害防止協定を締結	
	8	○河川浄化対策推進委員会設置	
	10	○浄化槽保守点検業者登録条例制定	
	12	○小規模事業所排水指導指針を施行	○環境庁、S59年度の全国大気汚染調査発表、大気汚染は大都市で依然深刻
S61 (1986)	1	○三ヶ山廃棄物埋立処分場の建設工事を開始	○環境庁が先端産業の影響をテーマにした環境保全ビジョン・シンポジウムを開催
	4	○ミヤコタナゴが滑川町でも生息確認される	○名古屋新幹線訴訟の和解成立
	5		○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律改正される（難分解、低濃縮性物質に対する規制の追加）
	6	○環境庁・県・所沢市主催で初の環境大学開催	○環境白書で先端技術産業の環境汚染の心配を指摘
	7	○地下水採取規制地域に北川辺町追加	○米国で初の電波の環境基準まとまる
	8	○デポジット実施 6 地域の相互乗り入れ開始	
	9	○入間市の不老川で地域住民による家庭ができる浄化対策実験始まる	○環境庁の生物モニタリング調査でクロルデンとTBTOが魚介類を汚染していることが判明
	10	○川口市の公害資源研究所跡地の水銀汚染が明らかになる	○環境庁が大気汚染地域指定全面解除の方針を決定
	11	○環境庁・県主催の第1回環境管理シンポジウム開催（於浦和市）	○環境・通産・厚生・労働の4省庁によるIC工場共同調査はじまる
	12		○中央公害対策審議会水質部会が水質総量規制の強化を答申
			○環境庁「環境保全長期構想」を発表
S62 (1987)	1		
	2	○国連環境特別委員会で嵐山町の「オオムラサキの森づくり」を発表	○和歌山県の「駒天神崎の自然を大切にする会」が全国初の自然環境保全法人に認定
	3		○国連環境特別委員会が「持続的開発」を呼びかけた東京宣言を採択
	4	○環境管理事務所設置（中央、西部、秩父、北部、東部）	○茨城県筑波の工業団地に進出する企業と県との間でハイテク公害防止のための協定を締結
	5	○トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針に基づく指導方針制定	
	6	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第2次）策定	
	7	○化学的酸素要求量に係る総量規制基準設定	○環境庁が「新幹線鉄道振動指針達成状況調査」発表
	8	○両神国民休養地開園	
	9	○大気中におけるアスベスト濃度調査結果公表	
	12		○絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律成立
			○公害健康被害補償法改正
			○環境庁が「トリクロロエチレン等の排出状況及び地下水等の汚染状況について」を発表

年	月	県内	全国
S63 (1988)	3	○埼玉地域公害防止計画（第4期）の承認	○環境庁が「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策等計画」を発表 ○公害健康被害の補償等に関する法律改正
	4	○ヂーゼル機器狭山工場によるシアン流出事故（大久保浄水場取水停止）	
	5		○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布・施行
	6		○地球的規模の環境問題に関する懇談会報告書公表
	7	○炭化水素類対策指導指針施行	
	8		○全国星空継続観察開始
	12	○ゴルフ場農薬安全使用指導要綱制定	○環境庁がテレビ・ラジオを通じた二酸化窒素予報事業を実施 ○ウィーン条約に加入
S64 H元 (1989)	1		○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書日本国について発効
	2	○環境整備センター（三ヶ山廃棄物埋立処分場）一部供用開始	
	3	○環境管理指針策定	○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布（有害物質としてのトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加）
	5		○地球環境保全に関する関係閣僚会議を設置
	6	○全国野鳥保護のつどいを開催	○六都県市首脳会議首都圏環境宣言を発表 ○大気汚染防止法改正（特定粉じん（石綿）排出規制） ○水質汚濁防止法の一部改正（有害物質の地下浸透防止）
	9	○メタノール自動車導入	
H2 (1990)	1	○地球環境を考える県民のつどいを開催	
	3	○環境保全基金を設置	
	4	○低公害車買換資金融資制度を設置	
	5		○環境庁がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について通知
	6	○ゴルフ場使用農薬に関する指導方針を策定	○水質汚濁防止法等の一部を改正する法律公布（生活排水対策に関する規定の整備） ○スパイクタイヤ粉じん発生防止法制定 ○環境庁に地球環境部を設置 ○国立公害研究所が国立環境研究所となる
	7		
	9	○第1回地球環境保全庁内推進会議を開催	○地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定
	10		
H3 (1991)	2	○地球環境モニタリング調査開始 ○電気自動車を導入	
	3	○第3次廃棄物処理基本計画策定 ○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第3次）策定	○公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律公布（法律の有効期限の10年延長）
	4	○自動車交通公害防止基本計画策定 ○地球環境保全推進室を設置	○再生資源の利用の促進に関する法律公布
	6	○環境影響評価に関する指導要綱の改正を告示	
	7	○環境影響評価技術指針を改正 ○地下水採取規制地域に坂戸市・鶴ヶ島市を追加	○環境庁がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針の一部改正について通知
	8	○「埼玉県における地球環境保全への取組方針」策定 ○不老川流域を生活排水対策重点地域に指定	○土壌の汚染に係る環境基準について告示
	9	○六都県市共同の環境問題シンポジウムを開催	

年	月	県内	全国
H3 (1991)	10		○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律公布
	11	○冬季自動車交通量対策を実施（11月から3か月） ○県の蝶「ミドリシジミ」、県の魚「ムサシトミヨ」の指定	○六都県市共同の冬季自動車交通量対策を実施 ○関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱を策定
	12	○水質汚濁防止法の規定に基づく排水基準を定める上乗せ条例の改正	
H4 (1992)	3	○自動車交通公害防止実施計画を策定 ○トラスト保全1号地（見沼田圃周辺斜面林）取得	○七都県市首脳会議で「地球環境保全首都圏アピール」を採択
	5	○山西省友好記念館「神怡館」開設	○環境と開発に関する国連会議（地球サミット）開催（於ブラジル）
	6		○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布
	7	○自然学習センター開設 ○北本自然観察公園供用開始 ○元小山川流域を生活排水対策重点地域に指定 ○地球の環境を守る埼玉県民憲章を制定	○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律公布
	11		○モントリオール議定書第4回締約国会合開催、特定フロン等の1996年全廃前倒し、代替フロン等の規制物質への追加等の採択
	12		○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律公布
H5 (1993)	2		○自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針を告示
	3	○地球の環境を守る県民運動指針としてさいたま地球環境シアターを策定 ○埼玉地域公害防止計画（第5期）の承認 ○県北東部地域地盤沈下防止対策基本方針を策定 ○さいたま環境創造基金を設置 ○化学物質環境安全管理指針を策定	○水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示
	4		○ラムサール条約締約国会議を開催（於鈴鹿市）
	6		○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布（海域のN（窒素）・P（リン）規制）
	8		○環境基本法公布
	11	○自動車排出窒素酸化物総量削減計画を策定	○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく車種規制を施行
	12		○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の公布（13有害物質の追加） ○バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約）日本において発効
H6 (1994)	3	○中川上流域を生活排水対策重点地域に指定 ○公害防止条例施行規則の改正（13有害物質の追加） ○「緑豊かな埼玉をめざして」を策定	○環境庁が公共用水域等における農薬の水質評価指針を設定
	5		○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律公布
	6	○長瀬総合射撃場の開設 ○エコアジア'94開催	○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法公布
	7	○狭山丘陵いきものふれあいの里センターの開設	

年	月	県内	全国
H6 (1994)	8 9 12	○環境審議会を設置 ○県立安行武南自然公園の区域変更 ○環境基本条例制定 ○環境影響評価条例制定	○環境基本計画閣議決定
H7 (1995)	6 7 10	○さいたま緑の森博物館開設 ○第3回気候変動に関する世界自治体サミット（埼玉サミット）開催	○容器包装リサイクル法公布 ○生物多様性国家戦略策定
H8 (1996)	3 5 6 7 11 12	○環境基本計画策定 ○「さいたまレッドデータブック（動物編）」刊行 ○彩の国さいたま環境推進協議会発足 ○地球温暖化対策地域推進計画策定 ○環境と共生する土地利用指針策定 ○トラスト保全2号地（狭山丘陵・雑魚入樹林地）取得 ○第4次廃棄物処理基本計画策定 ○環境影響評価条例第1号案件（セツツ）手続開始 ○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第4次）策定 ○気候変動・都市アジアキャンペーンワークショップ開催 ○第1期分別収集促進計画策定 ○北本自然観察公園供用区域の拡大（0.5→9.63ha）	○七都県市低公害車指定制度の発足 ○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布 ○水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布（汚染された地下水の浄化措置命令、油に係る事故時の措置）
H9 (1997)	1 2 3 4 6 8 9 11 12	○こどもエコクラブ全国フェスティバル開催（於川口市） ○HOTな地域を救うホットな行動プラン－彩の国ローカルアジェンダ21－策定 ○三富地域のダイオキシン類環境調査結果を公表 ○彩の国ごみゼロプラン－埼玉県ごみ減量推進計画－策定 ○廃棄物焼却炉のばい煙排出抑制に関する指導指針策定 ○環境生活部の設置、緑政課の設置 ○ダイオキシン類削減対策検討委員会の設置 ○彩の国こどもエコクラブ交流会開催 ○彩の国環境大学開講 ○環境配慮方針策定 ○第4回気候変動に関する世界自治体サミット（名古屋サミット）開催 ○地球温暖化防止京都会議（COP3）開催、京都議定書採択 ○ハイブリッド自動車（乗用車）発売	○ナホト力号原油流出事故 ○ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準環境庁告示 ○地下水の水質の汚濁に係る環境基準告示 ○環境影響評価法公布 ○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令公布

年	月	県 内	全 国
H10 (1998)	4	<ul style="list-style-type: none"> ○フロン回収・処理推進協議会設立 ○埼玉地域公害防止計画（第6期）の承認 ○彩の国湿地・湧水地保全基本計画策定 ○「さいたまレッドデータブック（植物編）」刊行 ○地球温暖化ワークショップの開催 ○自動車交通公害防止実施計画策定 ○エネルギー・ビジョン策定 ○埼玉ゼロエミッション行動計画策定 ○トラスト保全3号地（武蔵嵐山渓谷周辺樹林地）取得 ○ダイオキシン対策室の設置 ○生活排水処理総合基本構想策定 	
	5		<ul style="list-style-type: none"> ○環境庁、環境ホルモン戦略計画SPEED'98発表
	6		<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策推進大綱決定
	7	<ul style="list-style-type: none"> ○あらかわビジターセンター開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定家庭用機器再商品化法公布
	10		<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策の推進に関する法律公布
	12	<ul style="list-style-type: none"> ○彩の国環境保全を実行する県民運動開始 ○環境影響評価条例の改正 ○公害防止条例の改正 ○ダイオキシン対策県民懇話会の設置 	
H11 (1999)	2	<ul style="list-style-type: none"> ○県がISO14001認証取得 ○所沢産野菜ダイオキシン問題がおきる 	<ul style="list-style-type: none"> ○水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示、地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示
	3	<ul style="list-style-type: none"> ○彩の国豊かな自然環境づくり計画策定 ○ごみ処理広域化計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ダイオキシン対策基本指針決定
	7	<ul style="list-style-type: none"> ○第2期分別収集促進計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ダイオキシン類対策特別措置法公布
	10	<ul style="list-style-type: none"> ○第8回ごみ減量化推進全国大会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布
	12	<ul style="list-style-type: none"> ○環境影響評価技術指針告示 ○さいたま環境賞創設 	<ul style="list-style-type: none"> ○中央環境審議会が「これからの環境教育・環境学習－持続可能な社会をめざして－」答申 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布（ダイオキシン類関係施設の追加） ○この頃、有明海ノリ不作問題
H12 (2000)	2	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県立高等学校防災拠点施設の太陽光発電および給湯施設が第4回21世紀型新エネルギー機器等表彰（通称新エネ大賞）導入事例の部で通商産業大臣賞受賞 	
	3	<ul style="list-style-type: none"> ○希少野生動植物の種の保護に関する条例制定 ○トラスト保全4号地（飯能河原周辺河岸緑地）取得 	
	4	<ul style="list-style-type: none"> ○環境防災部の設置 	
	5	<ul style="list-style-type: none"> ○環境科学国際センター開設 ○彩の国青空再生戦略の発表 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布
	6		<ul style="list-style-type: none"> ○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布 ○循環型社会形成推進基本法公布・施行 ○豊島不法投棄問題調停成立 ○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律公布 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律公布（マニフェスト見直し、野焼き禁止など）

年	月	県 内	全 国
H12 (2000)	6 8 9 10 12	○ダイオキシン類削減推進行動計画策定 ○二酸化硫黄の大気高濃度汚染時における暫定対応方針策定 ○赤平川流域を生活排水対策重点地域に指定 ○ごみの散乱防止に関する条例制定 ○希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種17種を指定	○浄化槽法の一部を改正する法律公布 ○資源有効利用促進法公布 ○「秩父多摩甲斐国立公園」が「秩父多摩甲斐国立公園」に名称変更 ○第2次環境基本計画閣議決定
H13 (2001)	1 2 3 4 5 6 7 8 10 11 12	○トラスト保全7号地（小川原家屋敷林）取得 ○彩の国さいたま環境学習実践指針策定 ○彩の国さいたまダイオキシン類削減推進委員会の設置 ○県における内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針策定 ○県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針策定 ○県縁の骨格づくり計画策定 ○地球温暖化対策実行計画～オフィス・事務所に関する埼玉県環境配慮方針策定 ○環境基本計画（第2次）の策定 ○越谷市の政令市指定（大気） ○さいたま市の政令市指定（大気・水質） ○彩の国青空再生戦略21を策定 ○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律公布 ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布 ○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布（3有害物質追加） ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布 ○生活環境保全条例制定 ○酸性雨等対策実施要領制定 ○彩の国資源循環工場基本構想策定－公共関与による総合リサイクル施設の整備－ ○公害防止条例施行規則の改正（3有害物質の追加） ○戦略的環境アセスメント基本構想策定 ○第5次県廃棄物処理基本計画策定 ○水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（水質総量規制に窒素及びりんを追加） ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（3特定施設追加） ○水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準を定める条例を改正 ○希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種5種を追加指定 ○生活環境保全条例施行規則公布	○環境省設置

年	月	県内	全国
H14 (2002)	2	○荒川上流域を生活排水対策重点地域に指定 ○県がISO14001認証を更新	
	3	○トラスト保全5号地（山崎山の雑木林）取得 ○「改訂・埼玉県レッドデータブック2002動物編」刊行 ○グリーン調達推進方針策定 ○戦略的環境影響評価実施要綱制定 ○環境配慮方針～公共事業関連～改訂 ○ごみの散乱防止に関する基本方針策定 ○さいたま市に保健所設置	○新・生物多様性国家戦略策定
	4		
	5		○土壤汚染対策法公布
	6		○京都議定書批准
	7	○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第5次）策定 ○第3期分別収集促進計画の策定	○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（4特定施設の追加） ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準告示 ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布 ○使用済自動車の再資源化等に関する法律の公布
	10	○戦略的環境アセスメント第1号案件（地下鉄7号線延伸計画）手続開始 ○土砂の排出、たい積等の規制に関する条例制定	
	11	○産業廃棄物対策に係る市町村職員の県職員併任制度の導入	
	12	○鳩川・都幾川上流域を生活排水対策重点地域に指定	
H15 (2003)	3	○くぬぎ山自然再生計画検討委員会から提言 ○東京電力㈱埼玉支店との間に「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結 ○彩の国ふるさとの川再生基本プラン策定 ○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布・施行	
	4	○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布 ○川越市に保健所設置	
	6		
	7	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定	○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法公布・施行
	9	○トラスト保全6号地（加治丘陵・唐沢流域樹林地）取得	○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布
	10	○生活環境保全条例に基づくディーゼル車の排出ガス規制開始	
H16 (2004)	2		○都市緑地法閣議決定（都市緑地保全法名称改正等）
	3	○地球温暖化対策地域推進計画（第2次）策定 ○資源循環戦略21策定	
	5		
	6	○県ダイオキシン類削減推進行動計画に定めた2つの目標の達成を確認 ○彩の国さいたまダイオキシン類削減推進委員会の終了	○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布（揮発性有機化合物（VOC）の排出規制） ○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布
	8	○埼玉県生活排水処理施設整備構想策定 ○水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準を定める条例を改正	
	11	○くぬぎ山地区自然再生協議会設立	

年	月	県内	全国
H17 (2005)	2 3 4 7 8 9 11 12	○ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（ふるさと埼玉の緑を守る条例を改正する条例）制定 ○戦略的環境影響評価実施要綱改正 ○埼玉県地球温暖化防止活動推進センターを指定 ○第4期県分別収集促進計画の策定 ○石綿対策推進本部設置 ○石綿（アスベスト）対策に関する緊急要望実施 ○21年ぶりに光化学スモッグ警報を発令 ○「石綿（アスベスト）問題に係る埼玉県の当面の対策」公表	○京都議定書発効 ○石綿障害予防規則公布 ○政府の「アスベスト問題への当面の対応」公表 ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（3特定施設の追加） ○PCB廃棄物処理（東京事業）開始 ○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令公布（特定粉じん排出等作業の面積要件等撤廃）
H18 (2006)	2 3 4 6 10	○「埼玉県の石綿対策（平成18年度）」公表 ○第6次廃棄物処理基本計画策定 ○広域緑地計画策定 ○公の施設（自然学習センターほか5施設）に指定管理者制度を導入 ○生活環境保全条例に基づくディーゼル車の排出ガス規制を強化（二段階目規制） ○彩の国資源循環工場竣工式 ○エコアジア2006開催（於さいたま市） ○悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入	○石綿による健康被害の救済に関する法律公布 ○石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律公布（特定粉じん排出等作業の規制対象に工作物を追加他） ○気候変動政策に関する日米共同ワークショップ開催 ○第3次環境基本計画閣議決定 ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律公布（行程管理制度等の導入）
H19 (2007)	2 3 6 7 8 9 11	○トラスト保全8号地（高尾宮岡の景観地）取得 ○環境基本計画（第3次）策定 ○アライグマ防除実施計画策定 ○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第6次）策定 ○第5期県分別収集促進計画の策定 ○16日、熊谷市・岐阜県多治見市で国内最高気温を74年ぶりに更新（40.9℃） ○環境基本計画における大気環境分野の実行プランを策定 ○川の国埼玉川の再生基本方針策定	○エコツーリズム推進法公布 ○第3次生物多様性国家戦略策定
H20 (2008)	3 4 6 7 9	○第2次ごみ処理広域化計画策定 ○生物多様性保全県戦略策定 ○トラスト保全9号地（堀兼・上赤坂の森）取得 ○あらかわビジターセンター廃止 ○県立自然公園条例施行規則の改正により、県立自然公園普通地域における工作物の色彩規制開始 ○彩の国みどりの基金設置 ○みどりと川の再生推進本部設置 ○「マイバッグ持参運動とレジ袋削減運動の取組に関する協定」の締結	○京都議定書第一約束期間開始 ○生物多様性基本法公布 ○環境省「平成の名水百選」発表 ○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ○第34回主要国首脳会議（洞爺湖サミット）開催

年	月	県 内	全 国
H20 (2008)	11	○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、生活環境保全条例により指定する特定化学物質の変更並びに同条例による化学物質の適正管理及び有害大気汚染物質規制の対象業種に医療業を追加	○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布（指定化学物質の変更、対象業種に医療業を追加）
	12	○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布（県が独自に指定する特定化学物質の変更） ○水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定の告示	
H21 (2009)	2	○トラスト保全10号地（浮野の里）取得 ○地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050）策定	○土壤汚染対策法の一部を改正する法律公布 ○微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染に係る環境基準の告示 ○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示、地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示
	3	○地球温暖化対策推進条例制定 ○石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針策定 ○環境省による埼玉県アライグマ防除実施計画の変更確認	
	4	○まちのエコ・オアシス保全地（菩提樹池周辺緑地、谷田の泉）取得 ○地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策実施方針制度開始 ○熊谷市の政令市指定（水質、土壤）	
	6	○長瀬総合射撃場がナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定	
	9		
	10	○地球温暖化対策推進条例に基づく建築物環境配慮制度開始	
	11		
	3	○トラスト保全11号地（黒浜沼）取得 ○用途地域の指定がされていない区域における開発行為に係る騒音の規制基準を別に定める場合の取扱方針策定 ○まちのエコ・オアシス保全地（ムサシトヨ生息地周辺緑地）取得	
	4	○地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策計画制度開始 ○地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画制度開始	
	5		
H22 (2010)	12	○埼玉県が経済産業省の進めるEV・PHVタウンとして選定 ○埼玉県生活排水処理施設推進委員会設置（埼玉県河川浄化対策推進委員会廃止）	○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布（ばい煙又は排出水の測定結果の虚偽記録に対する罰則の創設等） ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律公布（排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化等） ○第2期EV・PHVタウンとして10自治体を追加選定

年	月	県内	全国
H23 (2011)	3	○埼玉県生活排水処理施設整備構想改定 ○埼玉県EV・PHVタウン推進アクションプラン策定 ○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布 (ばい煙又は排出水の測定結果の虚偽記録に対する罰則の創設等) ○第7次廃棄物処理基本計画策定 ○まちのエコ・オアシス保全地（彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森、金崎斜面林保全緑地）取得 ○目標設定型排出量取引制度導入 ○彩の国資源循環工場第2期事業起工式	○福島第一原子力発電所事故発生 ○環境影響評価法の一部を改正する法律公布 ○水質汚濁防止法の一部を改正する法律の公布（地下水汚染の未然防止措置） ○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法公布 ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法公布 ○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法公布
	4		
	6		
	8		
	10	○埼玉エコタウンプロジェクト基本構想を発表、モデル市町村公募	
	12	○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布（特定事業場における排出水の汚染状態の測定回数の規定） ○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布（土壤汚染基準の変更等）	
H24 (2012)	2	○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第7次）策定	
	3	○埼玉県公害防止計画（第9期）を策定	
	5	○利根川流域の浄水場で塩素消毒に伴いホルムアルデヒドが水質基準を超過して検出されたため取水停止（ヘキサメチレンテトラミンの流出） ○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布（工場等の排水の排出基準における有害物質の追加等）	
	7	○埼玉エコタウンプロジェクトモデル市に本庄市、東松山市を選定、推進協定を締結 ○環境基本計画（第4次）策定 ○埼玉県広域緑地計画を改定	
	8		○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示
	9		○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律公布
	10		○原子力規制委員会設置 ○埼玉県等の要望によりヘキサメチレンテトラミンを指定物質とする水質汚濁防止法施行規則の改正
	12	○トラスト保全12号地（原市の森）取得	
H25 (2013)	2		○環境省の「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」が注意喚起に係る暫定的な指針を策定
	3	○埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例及び同条例施行規則の一部を改正する規則の公布 ○微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起に係る暫定的な指針への対応を開始	
	5	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定	